HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	工業化と東北村落社会の構造的変質 : 秋田臨海工業地帯・井川町における村落社会の資本主義的再編過程/在宅兼業農家層の生産・労働-生活過程分析をとおしたモノグラフ的研究
Author(s)	布施, 鉄治; 西尾, 純子
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 21, 1-155
Issue Date	1982-03-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88025
Type	bulletin (article)
File Information	vol_21.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ＩＳＳＮ 0385—6070

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書　第21号

工業化と東北村落社会の構造的変質

——秋田臨海工業地帯・井川町における村落社会の資本主義的再編過程／在宅兼業農家層の生産・労働－生活過程分析をとおしたモノグラフ的研究——

１９８２・３

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

工業化と東北村落社会の構造的変質

——秋田臨海工業地帯・井川町における村落社会の資本主義的再編過程／在宅兼業農家層の生産・労働－生活過程分析をとおしたモノグラフ的研究——

布　施　鉄　治

西　尾　純　子

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

わが国農村社会は，激しい変動下にある。すでに「農家」の9割近くが兼業化し，農民層は零細土地地片を所有しながら，それ自身賃労働者としての性格をもたざるを得なくなっている。そうした中で，国策としての稲作減反政策がすすめられ，今日のわが国農村社会は所謂〝混住化〟地域となっている。一方，二度にわたる「オイル・ショック」をへる中で〝農村工業化〟は，そのテンポを大幅にひくめたばかりか，わが国における資本主義経済のもつ〝ひずみ〟は，農村地域の下請，零細企業へ転化されている。

こうした現状の中で，今後のわが国農村社会のあり方を問題とする場合，「後継者問題」を含めて，地域農民層自体の現実の生産・労働・生活過程が如何なる形で変動しつつあるのか，をとりおさえなければならない。農民層は，もはやかつての「農民的性格」をもつものではあり得なくなっている。その全生活の社会的再生産過程を正確にとりおさえ，その中で現代の兼業農民とは何か。その経済・社会的性格を，現実を生きぬく姿として確定することは，今日何よりも必要とされているといわなければならない。何故なら，今後のわが国農村社会の発展を実質的に支えるのは，あきらかに地域農民層自身であり，それ故，彼らが〝主体的〟に形成しまた創造しつつある社会の中で，亡びつつあるもの，その胎内で着実に育ちつつあるもの，を正確に把握することは基底的に必要とされているからである。

本研究報告書『工業化と東北村落社会の構造的変質』は，本研究施設研究員・布施鉄治（現施設長）を中心とする研究グループが，わが国村落社会のひとつの典型である東北・秋田県井川町の一村落社会を事例として ― 本・分家関係，若勢制度等々が存した ― 近時の地域工業化（企業誘致）の中で，具体的にその構造が如何に変動しているかをつぶさにとりおさえたモノグラフ研究をとりまとめたものである。

わが国の農村社会研究者は，戦前段階，有賀喜左衛門，竹内利美にみられるように幾つかの特筆すべきモノグラフ研究をもっていたが，現時，こうした基礎研究はきわめて乏しくなっている。たしかに，現在，モノグラフィー法を現状分析に採用するといっても，戦前の天皇制絶対主義体制を下から支えた〝（半）村落共同体〟，つまり，閉された局地的社会分析の方法を，たんに〝なぞらえる〟だけでは不可能になっている。事実，それ故，戦後段階，福武直，島崎稔らの進んで日本資本主義の発展諸階梯にそって問題を捉える視点，すなわち〝開かれた社会〟の中に村落社会の構造変動をとらえる〝構造分析〟〝農民層分解論〟の方法が立ちあらわれたが，それらをもう一度，現実の「家」，何よりも家族を構成する諸個人のレベルに立ちかえって，つまり農民層の生産・労働・生活のレベルにひきよせて，しかも現下の国独資下の経済，社会の構造変動を射程に入れて組みかえることが，現段階のモノグラフ研究にとっては不可欠に必要とされている。

本研究報告書は，こうした点をふまえての現状分析として構成されている。本研究が関連学界の今後の学的発展にとってひとつの礎石となること，また現在のわが国農村社会の農民層自身による再建の資となることを願っている。現下の農村社会のあらたなる展望は，地域産業自体の，また当然に地域経済・社会計画を，さらに地域教育計画をつみ重ねなければならないが，そのさい何よりも必要なのは正確なる現状分析であるからである。

1982年3月

北海道大学教育学部附属
産業教育計画研究施設
施設長　布　施　鉄　治

はしがき

(1) 本研究は，私たち研究グループが，1979年実施した秋田県臨海工業地帯――地域住民の多くはもはや在宅兼業農民となっている井川町，とりわけN部落に焦点をあわせた，農民層の生産・労働ー生活及び地域社会の構造変動に関する実証研究である。かつて本ー分家の関係によって特色づけられ，そこに地主ー小作関係が重層し，若勢制度をもったこの東北村落社会も，地域工業化によっていまや大きく変貌している。その構造変動の中にみられる村落社会構造再生の諸過程を，モノグラフ研究としてあきらかにしたのが本書である。

私たちの研究グループは，1971年以降，幾つかの分野にわたる大きな地域社会変動にかかわる調査研究にとりくんできた。そこには，ひとつの一貫した方法論がある。現在，わが国社会はひとつの〝転換期〟〝変革期〟といわれる変動の中に入っている。それは「過渡期社会」とも表現できるものであるが，こうした現実の激しい社会変動を貫くひとつの発展法則をつぶさに捉えるためには，地域社会に生きる人びとの現実の生産・労働ー生活過程レベルに立ちかえって，そこから問題を発掘，その生産・労働・生活の記録をとりおさえることから問題にせまる必要がある。これは別の言葉でいえば，地域住民各層の生活史・誌分析ということにもなるが，それは，たんなる個人生活史の記録ではなく，彼らが相互に諸社会関係の中で培ってきた地域社会史の年輪としてとりおさえなければならぬものであり，さらに，そうした彼ら自身の生活が培った生活の論理の発展・展開の上に立って，将来生活への価値志向を示すものとして，ひとつの社会がいわば内在的に有する〝社会的価値〟の水準の発展として把握しなければならない。何よりも自立した諸個人としての人間自身の発展の問題，人間社会の発展の問題として捉える必要がある。もとよりそうした人びとの生活自身が培った社会的年輪そのものは，日本資本主義経済の発展にかたく規定されているものであり，全体としての日本における資本主義的諸関係の進展を抜きにしては捉えることはできない。この側面は少なくとも資本のより一層の価値増殖の論理に主導されて展開せられている側面であり，前述の諸階層が本源的に有する〝生活の論理〟は少なくともこれと対決せざるを得ないわけであるが，この両者が交織する場で現実の地域住民各階層の全生活の社会的再生産は，資本と農民・勤労者・賃労働者との階級的拮抗関係をとおして展開せられている。そして，資本は〝偉大な文明化作用〟をもっているから，人びとの社会そのものの変動が，自立した諸個人が織りなすものへと構造的に変質せざるを得ないことになる。

そして，そこに巨視的にみた場合，資本主義的生産様式を社会のもつ構造それ自体として止揚せざるを得ない諸力が，いわば人びとのもつ諸力能を土台として下から創造せられることになるわけだが，しかし，こうした意味での地域社会の構造変動を正確に分析するためには，人びとの生産・労働ー生活過程（史）の分析のみでは片手おちなのであって，もうひとつの社会そのものが，その子弟を含めて自らの生活の再生産のための，生活諸資料をうるため，その骨組として培ってきた協業組織（産業諸組織）の分析がどうしても必要とせられる。それは，現段階，家族協業体，資本主義的協業体，社会的協業体として与えられているが――そしていうまでもなく，現段階，中産階級としての家族協業体（とりわけ農民層の場合）が資本主義的に大幅に分解せられている。そうした変動は，とりわけ資本主義的協業体，また社会的協業体をみればあきらかなように，今日のわが国は局地的なものではありえず，全国的にひとつの機構としてその連鎖の中にセットされている。それは大きく経済機構と社会機構に分けられる。経済機構に関しては，具体的にはたとえば今日の資本主義的協業体（とりわけ諸生産財・生活資料の生産・販売）が巨大独占資本によって，もはや機構として重層的に構成されているという一事実であきらかであろう。社会機構とは，地方自治体，また労働組合に端的に示される。前者が国家行政機構として系列化されているという事実，後者においてもそれは全国的にひとつの機構として存している。この社会機構の特質は，経済機構と比べるとき，直接的に人命保全，子

弟の教育，そして自らの全生活の社会的再生産過程をまっとうするため等々の，社会的共同生活組織体として，その意味において人類社会のまさに基幹となる組織を土台として構成されているという特徴がある。

前者の機構のなかで，当然に，資本―賃労働の階級的拮抗関係は激化するわけだが，人類社会の過渡期，つまり変革期においては，何時の時代においても，前者を土台として高まった生産諸力を背景として（当然にそこには技術革新がある），ここで社会的協業体，社会機構とよぶ社会的実体が，国家権力のあり方の変革をとおして大きな役割を果たし，そこをバネとして，経済機構のあり方 ― つまり生産諸関係のあり方 ― の変革をなしてきたという厳然たる事実を私たちは看過してはならない。ここでは本稿の土台となった私たちの分析方法についてこれ以上述べる紙幅はない[(1)]。

しかし，ひとつの村落社会のモノグラフ研究においても，こうした分析は，分析の土台として当然に要請される。とりわけ，地域工業化において，圧倒的多数の農民層がもはや兼業農民となっているという事実を直視するとき，その村落社会が地元に進出した工場によって，資本主義的に如何に解体せられたか，また解体せられつつあるのか，という側面のみではなしに，そうした現実の進展の中で，村落社会の胎内で着実に育ちつつあるものは何か，それをあきらかにするという私たちの立場からすると，前述の生活史・誌分析はどうしてもかかる意味での構造分析を一方では必要とするのである。しかし，最初にことわっておかなければならぬことは，本稿の主題はあくまでも井川町のN部落の兼業農民層の生産・労働―生活史・誌の分析をとおした村落社会構造のモノグラフ的分析にあるということである。

(2) さて，本稿にかかわっていえば，この秋田県井川町における調査研究は，1971年以降すすめてきている私たちの研究グループの村落社会構造変動研究の第２シリーズとして位置づけられる。すなわち，私たちの調査研究の第１のシリーズは，北海道において現時国策によって推進せられている大型・機械化・多頭数飼育による「新酪農地帯」分析にむけられた。その典型は，根釧地帯及び天北地帯にみられるが，十勝の豆作地帯においても，近時，地域酪農化はきわめて激しい農民層分解の中で急速にすすんでいる。現時のわが国における農業政策の動向をみてもあきらかなように，国内の食糧自給率はきわめておち，しかも乳価の低落が激しい現下，〝新酪農主産地帯〟を形成する農民層の日々の生活の営為にはきわめて厳しいものがある。私たちはすでに前述した方法にもとづいて，幾つかの現実を生き抜く酪農民の生産・労働―生活過程を土台においた，詳細なモノグラフ研究を公刊してきている。

いま，その若干を示せば，

・根釧標茶町のモノグラフ的実証研究

布施鉄治・岩城完之・小林甫ほか『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働―生活過程Ⅰ』（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書、第12号，1977年）。

布施・白樫久・安倍恒雄「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』の構造変動の論理」（『村落社会研究』第11集，御茶の水書房，1975年所収）。

・十勝大樹町のモノグラフ的実証研究

布施・岩城・小林ほか『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働―生活過程Ⅱ』（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書，第15号，1978年）。

布施・白樫・酒井恵真「家族協働・協業体としての『家』と酪農民の生活」（『村落社会研究』第13集，御茶の水書房，1977年所収）。

・天北幌延町のモノグラフ的実証研究

布施・小内透「日本資本主義の発展と農民社会の構造的変質」（『北海道大学教育学部紀要』第33号，1979年）。

小内「新酪農地帯における住民生活・社会構造の変動と地方自治体の産業政策・社会計画」（北海道大学教育学部教育社会学講座『地域産業・住民生活・社会構造の変動と「社会計画」』，1980年）。

小内「戦後日本資本主義の発展と北斗農場の展開過程（上）」（『北海道大学教育学部紀要』第39号，1981年）。

等々があるが，この研究は幌延町北斗農場分析にみる如くいまだ継続中であり，さらに酒井，布施晶子，小林らによって，道東北オホーツク沿岸の湧別，上湧別の屯田兵村を含む地域の酪農民調査研究が1979年以降すすめられている。

次に，私たちが調査研究を開始しているのは，稲作減反に伴う稲作農村地帯農民層の生産・労働―生活過程の変容と村落社会構造の実態分析である。わが国村落社会の構造変動を総体として把握するためには，当然のことながらその基幹である稲作農村地帯の，わが国民社会の資本主義的成熟の中での変容過程，直接的には地域の都市化，地域工業化に伴う地域農民層の兼業化地帯，また，地域の都市化，工業化がすすまず，出稼ぎが一般化せざるを得ない地帯等々，本州都府県を含めて，それはあきらかに幾つかの典型に分けることが可能であるが，そうした現状の中で1970年以降本格化する国策としての「稲作減反」政策は，農村社会の資本主義的解体をより一層促進していることは事実である。その基底にわが国における生産力の発展に伴う農業生産様式の機械化・化学化による飛躍的反収増，また省力化（しかしこのことは多額の負債を伴う）が進展したことは事実であり，そのことの裏はらの関係で兼業労働者として農外賃金をうることを必然化したということ，つまりわが国の資本主義経済の発展そのものが，それを支える賃労働者としての〝労働力〟として，それを排出せしめたことも事実である。しかし，ここで私たちが看過してはならぬことは，それは所謂一部の（恒常的・安定的就労形態をとる）農民層を除いては，それ自体，所謂「職工農家」としての，男・女の性差を伴った広汎なる低賃金労働力として，資本にとっては位置づけられているということであろう。

しかし，彼らは土地持ち労働者である。あるいは農業を志向しながら，生計のために兼業化せざるを得ないという現状の中におかれている。そこには零細土地所有の問題がある。とりわけ現下の「減反政策」下，零細とはいえ土地所有のメリットがあるから，土地の移動はますます容易ではない。所謂過疎地帯は別として，都市化地域においては土地が家産としての意味をもつから，この傾向はわが国における食糧自給の放棄政策とあいまって（ここで指摘するまでもなく，国連統計であきらかなように世界的には食糧はますます不足するばかりか，現に飢えに悩んでいる諸国がある。しかし，わが国の場合，対米従属下の軍事・経済的諸関係の中で，かかる政策が実施せられているということはすでに指摘されているところである），いよいよ顕著である。そこには，たしかに現段階における土地所有のもつ意味，すなわち戦前段階においては，土地を所有せぬ故の小作としての苦渋の年輪があったが，戦後の現下の自作小農制下，その土地所有のもつ意味が生業としての農業生産のあり方とは，たしかに異なってきていることも事実である。

しかしながら，私たちが注目しなければならぬことは，わが国農民層は，そうした中で稲作農業生産への意欲を，別の言葉でいうならば，大地に結びついた農業生産への意欲を大宗として，けっして失ってはいないということである。したがって，そこに幾つかの対応形態がでてくることになる。たとえば，①資本主義的な企業進出が急速にすすんだ地帯においては，兼業農民か，賃労働者として自らの生活を維持するため，稲作における受委託関係が広汎に進展している地帯がある(2)。②また，地域農民層のすべてが兼業化しながら，しかも生産組織体としては受委託関係ではなしに，集落ぐるみで生産組織体としての機能を堅持しようとしている地域もある(3)。③さらに，歯の抜けたように地域農民層が根こそぎ大企業の賃労働者化し，地方自治体レベルで農業生産を守っている地域(4)。④戦前段階からすでに兼業化が激しく，もはや雑業化地域となったところ(5)，⑤対極には，「減反政策」

の影響をストレートに受けながら，地域工業化がすすんでいないために「出稼ぎ」に生計の源をもとめざるを得ないところ，⑥同様な状況にありながら出稼ぎをせずに，地域の中に所得源を求めているところ，等々にわけることは可能であろう。

私たちの研究グループは，第２の研究テーマに関してすでに各地域での実証研究を行なっている。すでに公表せられたものをあげても，白樫久「兼業農民の労働・生活過程と農村自治の変容」（『村落社会研究』第15集，御茶の水書房，1979年所収），九州，新産都市日向延岡地区の北郷村・過疎農村における実態分析（岩城完之）[6]，また，九州宮崎県における地域変動と社会計画（笹谷春美）[7]，兼業化率がきわめて高い北関東群馬薮塚本町の実態分析（布施晶子）[8]，等々がある。

私たちは，わが国村落社会構造分析に関して，とりわけ稲作地帯の現下の構造変動に関して，それを総体として捉えるひとつの調査研究プロジェクトをもっているが，すでにインテンシヴな調査研究を実施，継続調査を行なっているところとしては，前記地域の分析に加えて，わが国における稲作北限地帯，北海道美深町における「高度経済成長」以降，とりわけ「稲作減反」政策の進行以降の地域社会の諸変動のモノグラフ的分析，さらに北海道の農業地帯区分としては，道南に入る共和町における〝水田＋α〟（具体的には〝雷電西瓜〟主産地を形成）での村落社会・地域社会構造の変容過程のモノグラフ的分析，さらに，福武直のわが国村落の二類型，西南型と東北型のうち，東北型の典型といわれる秋田農村の実証的研究（在宅兼業地帯と出稼ぎ地帯の比較調査）をすすめている。

本書は，私たちのこうした調査研究の一環として実施した秋田県在宅兼業地帯における村落社会構造の現下の変動に関するモノグラフ的研究として位置づけられる。この井川調査には，布施鉄治，白樫久，小林甫，中江好男，笹谷春美のほか，北海道大学教育学部教育社会学ゼミの院生（安倍恒雄，藤井史朗），そして西尾純子をはじめ学生の多数が参加した。その意味で，本書は前記研究グループメンバーの共同作業のひとつの成果としての性格をもっている。

この井川町の調査研究報告としては，すでに，

(1)白樫　久「企業誘致と農村社会の変貌」（北海道大学教育学部教育社会学講座『地域産業・住民生活・社会変動と「社会計画」』，1980年）

(2)西尾純子「農村工業化と農民生活の変容」（第6回地域社会研究会自由報告，一於東京女子大一，1981年）

(3)西尾純子「農村工業化に伴う村落構造と農民生活の変容」（第29回北海道社会学会大会一般研究報告，一於北大文学部一，1981年）

があるが，本稿は，布施鉄治と西尾純子の責任においてとりまとめた。とりわけ本稿の分析に関しては西尾純子の努力が大きかったことを明記しておかなければならない。

本調査研究は，文部省科学研究補助金「戦後における住民生活構造の変化と地域社会計画に関する基礎的研究」（1977～79年，代表者布施鉄治）を持って実施した調査研究のひとつである。

最後になったが，この調査研究に御協力をいただいた秋田県庁・企画課の方々，井川町役場の方々，誘致企業の方々，とりわけきわめて長時間に亘る私たちの調査に対して，快く私たちに多くのことをお教え下さったN部落の方々に対して，心より謝意を表するものである。私たちの調査研究はけっして十全なものではないが，井川町の今後の地域社会の建設にとってのひとつの糧となることを私たちは願っている。

（布施　鉄治）

<注>

(1) 私たちが立脚している方法論については，布施鉄治，岩城完之，小林甫「生活過程と社会構造変動に関する一考察」（『社会学評論』99号，1974年），布施鉄治「戦後日本農村社会学の展開と農民層の<生産・労働一生活過程>分析の視角」（石川淳志ほか『社会・生活構造と地域社会』所収，時潮社，1975年），布施鉄治「社会機構と諸個人の社会的労働一生活過程」（『北海道大学教育学部紀要』第26号，1976年）を参照し

てほしい。

(2) 白樫久「兼業農民の労働・生活過程と農村自治の変容」(『村落社会研究』第15集，御茶の水書房，1979年所収)参照のこと。

(3) 布施鉄治「村落における生産組織の変容と農村家族(その1)」(法政大学社会学部『社会労働研究』17巻3・4号，1971年)参照のこと。

(4) 布施山口県調査未発表。

(5) かかる点に関する実証的調査研究としては，布施鉄治・神田嘉延「機業村落の構造変化と農民運動(上・中・下の1・下の2)」(『社会労動研究』15巻4号，16巻1号，2号，3・4号，1969年，1970年)がある。

(6) 岩城完之「新産地区における過疎農村の変容過程と産業政策・社会計画」(北海道大学教育学部教育社会学講座『地域産業・住民生活・社会構造の変動と「社会計画」』，1980年)。

(7) 笹谷春美「地域構造変動と地域社会計画」(北海道大学教育学部教育社会学講座『地域産業・住民生活・社会構造の変動と「社会計画」』，1980年)。

(8) 布施晶子「地域社会構造の変化と住民生活上の諸問題」(北海道大学教育学部教育社会学講座『地域産業・住民生活・社会構造の変動と「社会計画」』，1980年)。

目　　次

はしがき

序　章　分析主題と本書の構成 …… 1
第1節　分析のフレームワークと実証的社会学における課題 …… 1
第2節　本モノグラフ研究における論理と本書の構成 …… 3

第1章　秋田地域社会の資本主義的再編過程の構造的特質 …… 9

第2章　井川町における地域社会工業化による変貌の諸相 …… 14
第1節　井川町における地域開発政策の展開 …… 14
第2節　農業生産構造の変容 …… 16
第3節　誘致工場の事業内容と従業員構成 …… 18
第4節　地域工業化と地域産業・就業構造の変化 …… 20
補　論　井川町の経済・社会的年輪 …… 24

第3章　N部落における経済・社会の史的展開構造 …… 28
小　序 …… 28
第1節　戦前段階におけるN部落の社会構造の特質 …… 28
第1項　本ー分家関係の系譜と村落社会の構造 …… 28
第2項　N部落における婚姻関係と社会構造 …… 32
第2節　N部落における地主ー小作関係の展開と若勢制度 …… 33
第1項　N部落における地主層の動向と地主ー小作関係の展開 …… 33
第2項　本家層の生産・労働ー生活の実相 ── 若勢制度と経営・生活 ── …… 36
第3節　戦前段階における部落社会の再編過程 …… 44

第4章　戦後日本資本主義の発展とN部落の生産構造の変質過程 …… 47
第1節　戦後における農業生産様式の変容諸過程 …… 47
第2節　兼業化の進展と土地所有 …… 50
第3節　N部落農家の各階層と本ー分家関係 …… 52
第4節　各階層の形成過程の分析 …… 56
小　序 …… 56
第1項　「家」としての上層農の形成過程の特質 …… 56
第2項　「家」としての中層農の形成過程の特質 …… 57
第3項　「家」としての下層農の形成過程の特質 …… 59
(1)　下層Ⅰの場合 …… 59
(2)　下層Ⅱの場合 …… 60
第4項　非農家層の諸特徴 …… 62
第5項　結　　び …… 62

第5章　農民層の兼業化の進展の中での農業生産様式の地域的再編過程 …… 65
— 農業生産を基底とした村落社会構造の基底的変質の問題— …… 65
第1節　地域農業生産における機械化の進展と村落生産構造の変質 …… 65
序 …… 65
第1項　農業生産における機械化の進展 …… 65
第2項　機械化進展の階層差 …… 66
(1)　中層；個別所有の場合 …… 66
(2)　上層；個別所有の場合 …… 67
(3)　機械の共同所有の場合 …… 68
(4)　下層；個別所有の場合 …… 68
第2節　機械化の進展に伴う農業協働組織の変質 …… 69
第1項　田植組の消滅及びそれに伴う慣行の消滅 …… 69
第2項　農業生産における受委託関係の形成と農業機械共同所有グループの形成 …… 72
(1)　受委託関係の形成 …… 72
(2)　農業機械共同所有グループと地域農業生産の組織化 …… 73
第3節　各階層の減反への対応 …… 74
第4節　各階層の営農志向と後継者問題 …… 77

第6章　兼業農民層の生産・労働—生活様式の変化 …… 81
第1節　農民の年間をとおした農業生産・労働—生活様式の史的変質 …… 81
第2節　「家」の生産・労働—生活史の年輪／階層的特質 …… 91
第1項　上層農㉑家の生産・労働—生活史の事例 …… 91
第2項　中層農⑳家の生産・労働—生活史の事例 …… 92
第3項　下層農Ⅰ⑱家の生産・労働—生活史の事例 …… 93
第4項　下層農Ⅱ14・35家の生産・労働—生活史の事例 …… 94
第3節　家族構成の階層的特徴と農外就労形態 …… 95
小　序 …… 95
第1項　階層別家族構成 …… 96
第2項　階層別農外就労形態 …… 97
(1)　農外就労形態 …… 97
(2)　階層別産業・職業編成 …… 98
結　び …… 100

第7章　兼業農民層の職場の労働条件とそこにおける諸問題 …… 101
第1節　職場の労働条件 …… 101
第1項　誘致工場の労働条件 …… 101
第2項　その他の職場の労働条件 …… 102
第2節　職場の労働条件に関する諸問題 …… 104
第1項　誘致工場における諸問題 …… 104
第2項　その他の職場における諸問題 …… 105
第3節　職場の労働条件改善への展望 …… 105

第8章　兼業農民家族と家族成員の労働ー生活……109
第1節　家族成員の農業労働と農外就労／階層的諸問題 ……109
第2節　農作業と農外就労にかかわる事例分析 ……110
第1項　夫の場合 ……110
第2項　妻の場合 ……112
第3節　妻の生活史からみた就労形態の変質 ……114
第1項　第Ⅰ期；戦前段階にN部落に嫁いだ妻の生活史 ……114
第2項　第Ⅱ期；昭和21～35年に嫁いだ妻の生活史 ……117
第3項　第Ⅲ期；昭和36年以降、嫁いだ妻の生活史 ……118

第9章　N部落における村落社会構造の変動 ……121
第1節　村落共同体の物質的基礎としての部落共有林のあり方の変質 ……121
第2節　農業生産組織・機関の変質 ……122
第3節　部落会（町内会）の変質とその機能 ……123
第4節　部落内諸集団の存在形態とその機能 ……131
小　序 ……131
第1項　男性における年令階梯別諸集団 ……131
第2項　女性における年令階梯別諸集団 ……133
第3項　〝講〟としてのN興産無尽のもつ特徴 ……136
第4項　小　括 ……136
第5節　インフォーマルな諸関係と部落のリーダーシップ構造 ……139
第1項　インフォーマルな諸関係と期待される者（リーダー）の諸特徴 ……139
第2項　本ー分家関係の絆 ……145

終　章 ……146

序章　分析主題と本書の構成

第１節　分析のフレームワークと実証的社会学における課題

戦後のわが国の〝高度経済成長〟期以降の驚異的な資本主義的発展は，それ自体，たとえばその〝新産都市法〟〝低開発地域工業開発促進法〟にみるごとく，国独資体制下，国民社会レベルにおける地域社会再編を国家政策として不可欠に伴っていた。その土台には農民層分解を伴った独占資本の全国地域支配の着実なる発展がある。臨海部における農村部から若年労働力を集結させての製造業，また機械工業は主として農村部へ展開した。そしてあらたなる段階における産業都市建設，またいよいよ拡大する管理集中都市の再開発過程においては，農村部からの所謂出稼ぎ労働者層が大幅に動員された。そして，とりわけ拡大した管理集中都市での第３次産業は農村部からの若年層を吸収した。

ところで，かような形での拠点都市開発と共に，所謂「高度経済成長第２期」1965年以降，本格的な開放経済体制を迎えての独占資本の産業再編成は，低賃金・不熟練労働力を求めて「過疎地域」へ自らの系列・下請中小企業の工場進出を促し，長野県の納屋工場に典型的にみられるように，それはさらに据野を再々下請としての「農家」の中にまで拡大した。

他方，「農基法農政」の延長上に生産調整と通勤兼業に力点をおいた「総合農政」がうちだされ，1971年には「農村地域工業導入促進法」が制定され，「農業と工業との均衡のとれた発展を図ると共に，雇用構造の高度化に資すること」（第１条）がうたわれた。こうして過疎地域における農工一体論がだされ，第１次，第２次のオイルショックを経て，今日〝地域の復権〟が問題とせられるに至っている。農村社会はそれ自体，好むと好まざるとにかかわらず資本主義的に大きく再編された。

1960年から80年にかけわが国農業就業人口は1,313万人から697万人へと半減するとともに兼業農家率は，実に86.6％となり，うち雇用兼業農家が84.6％を占めるに至っている。こうして，今日のわが国農業，したがってまた農民層の圧倒的に多くの部分は，農民であると共に賃労働者としての性格をもたざるを得なくなっている。別の言葉でいうと，こうした過程の進展は，農村地帯についていうならば，「<生産>と<生活>の機能が未分化のまま，自らを生活組織として立ちあらわしていた<家>」の「社会的諸機関（資本主義的企業としての）と生活の場である世帯（家族）と」への分離の過程であり，また「<家>の不可欠な補完物であった局地的な共同体社会」（布施「社会機構と諸個人の社会的労働ー生活過程」『北海道大学教育学部紀要』第26号，1976年，p. 34）の資本主義的解体過程であるということができる。こうして，今日，わが国農村地帯は，所謂「混住地帯」として与えられるに至っている。農村はそれ自体，農家（兼業），勤労者（主として分家層）の混住せる地区となっている。農村社会そのものが工業化された場合，このことはとりわけ顕著に立ちあらわれているといわなければならない。こうした事態の進展の中で，今日「農民とは何か」ということがあらためて問われている。かつての農民とはその社会的性格そのものがあきらかに変容しつつある。また，彼ら自らが形成する社会そのものも構造的にかつてとは異なりつつある。

わが国社会の資本主義発展の中で，農村工業化が問題とせられた幾つかの時期があったが，地場産業の発展ではなしに，〝農村工業化〟という形でそれが問題とせられた第１期は，第２次世界大戦下の国防上の軍需産業を中心とした産業の農村地域への分散（疎開）の時期であった。この段階においても農村社会は，とりわけ1930年代以降の〝農村経済更生運動〟下の副業を加えての自給的生計維持の段階に比して，その賃労働関係の導入によって戦時下ひとつの展開をしめした。しかし，それは農村における資本主義的な農村工業の持続的な展開をもたらしはしなかった。今日展開せられている第２の段階の農村工業化は，これとは質的に異なるものと理解しなければならない。第１期における寄

生地主制は解体され，そのあと成立した自作小農制そのものの危機が問題とせられている段階下における農村工業化である。こうした段階下における農村工業化は，個々の企業の倒産という事態が当然に生ずるとはいえ，たしかに持続的に資本主義的諸関係を農村社会そのものの中に定置するものとして捉えなければならない。

ところで，ここで私たちが考えねばならぬことは，かような「高度成長」期下の第２期における農村工業化の進展は，第１期とは大きく異なって，統体としての日本資本主義の「生産力」の増強を伴っているから，当然それは「農業生産力」の増強そのものを，その〝機械化〟また〝品種改良〟と共に農作業における，たとえば防除，また除草剤の使用等による〝化学的省力化〟等 ― ，そうした意味での農業「生産力」の増強を伴っているということ。つまり農民層の農業生産にかかわる生産・労働過程が生活様式それ自体として，大幅に変質しているということを第１に認めなければならない。しかし，第２にこのこと（戦後日本資本主義の急速なる発展）は，「農家」の自立限界線をたゆまず底あげせざるを得ない。たとえばかつて水田 1.5 町歩をもっていた層が農業所得で自立しえたものが，その自立限界線が 1.5 町→２町以上へと上昇しているという経済過程の進展の中に端的に示されているといわなければならない。〝農業生産技術〟の高度化によって，農民層の生産・労働一生活過程がただちに人間的に豊かになりつつあるということではけっしてないのである。かつて福武直が指摘した零細小農制の問題，しかも零細な土地が私的所有そのものとして容易に移動せぬという現状がある。すなわち，寄生地主体制下，土地を所有するか否かは，自らの人生を自らがコントロールできるか否かのきわめて大きな指標であった。それは「家」としての歴史そのものの中に，深く刻印されていたといわなければならない。かかる意味においての「家」の生活の維持・防衛を基底においての零細土地所有の一般化，その中での大幅な農民層の兼業化が今日進展しているということ。しかも，そのことの中で，前述の如き農村社会それ自体の混住地区化，すなわち土地が資産として機能するという事態，しかも，それ自体土地から離れて地元に定住せる２・３男層のためにも，さらに所謂Ｕターン現象の中で供されていることも，まぎれもない事実である。けれども地元での工業化，さらにまた，それが所謂管理集中都市の周辺地帯を除いては，その在宅兼業源が存せぬ故，若年層の流出が続いていることも事実である。かような現実の進展の中で，〝農民とは何か〟が問われるに至っている。つまり，かつて私たちが伝統的に考えていた農民像とはあきらかに異なる農民層が輩出せられている。

この問題へのアプローチのひとつとして，兼業農民層の社会学的分析が必要とされることはいうまでもないが，かかる点の分析それ自体がきわめて乏しいという現状に現在の日本農村社会学はある。そして，さらにこの現代の〝農民とは何か〟を兼業農民層をとおして分析するさい，本格的なモノグラフ研究が必要なことはここに指摘するまでもない。そして，こうした分析は，彼らが農民でありながら，しかも賃労働者であるというその実相を，これまでのわが国農村社会学が培った〝構造分析〟〝農民層分解論〟の分析方法を土台としながら，それを越える射程からの分析が必要とされる。しかし，そこには当然のことながら，産業・労働社会学的分析視角が必要とされることを意味する。つまり農民層分解論が培った分析視角の機械的適用では，この課題に応えうる分析はなかなか現実問題として困難である。さらに，この現代の〝農民とは何か〟という課題をモノグラフ的に解くためには，農民個人，そして「農家」諸階層に焦点をあわせることが必要となるが，しかし，それは同時に，農民層が現実に形成している村落社会の構造の具体的変質過程の分析を，生産・労働様式，生活慣行のレベルにまでおりて分析することが不可避的に要請される。すなわち，農民層の資本主義的分解，村落の資本主義的解体過程を説明するだけでは，その胎内で現に農民層が形成しつつある社会，つまり社会として滅びつつあるもの，生成しつつあるもの，つまり現下における農民社会そのものの構造変動，したがってまた，現代における〝農民とは何か〟の問題を解くことはできない。本モノグラフ研究は，第１に，こうした課題へのアプローチの一つとして設定された。

第２に，ここでふれなければならぬことは，本研究が，東北，秋田の現時地域工業化が急速に展開せられた純農村・井川町を研究対象としていることの意味である。かつて，塚本哲人が，その論考「同族組織の一考察」（『社会学評論』第5集，1951年）で，詳細にモノグラフ的にあきらかにしたように，東北，秋田の農村は本一分家の同族関係が，村落社会の基軸として存したところであった。それはまた，有賀喜左衛門によるモノグラフ『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』（1939年）としてもあきらかにせられていたし，何よりも福武直は『日本農村の社会的性格』（1948年）において，東北（秋田）農村と西南（岡山）農村との比較分析の中で，後者，講組結合の村に対し，前者を同族結合の村として措定していた。さらに，また，福武直，塚本哲人は『日本農民の社会的性格』（1959年）において，東北（秋田）農民の意識の諸相をオピニオン調査によってあきらかにした。かような意味においても，東北農村，とりわけ福武らによって，秋田農村は同族結合の村の典型として位置づけられた。このことは客観的な形での現実をたしかに反映していたといわなければならない。しかし，そうした同族結合に基づく村それ自体，戦後30余年を経る中で，如何に具体的に変容してきたか，また現に変容しているかに関するモノグラフ研究はきわめて乏しいといわざるを得ない。たしかに，福武グループは『農村社会と農民意識 ― 十五年間の変動分析』（1972年）を，前掲1959年の意識研究の継続調査として，戦後15年にわたる秋田農村・農民諸層の変動・変質過程をあきらかにした。そうして，さらに，それに先立つ1962年，有賀喜左衛門は「同族団とその変化」（『社会学評論』46号，1962年）において，同族理論によってはもはや実相は解き得ないことをあきらかにしていたが，こうした本一分家結合にもとづく村落社会の変動・変質過程は，たんに意識での変容レベルではなしに，現代を生きぬく個々の農民の生産・労働一生活の諸相に立ちいって，さらにもはや圧倒的に多くの農民層が兼業化した村落社会そのものの変動過程のモノグラフとして，彼ら自身が多くの階級的矛盾をかかえながらも，日々の生活の営為が築きつつあるあらたなる共同社会の建設の問題として，記録，分析される必要があるだろう。そこには，そこが農村地帯である限り農業生産にかかわる諸計画が，そしてまた，そこが生活の場である限り地域の社会計画の問題が立ちあらわれざるを得ない。

第２節　本モノグラフ研究における論理と本書の構成

次に，私たちが本モノグラフ研究で具体的に採用した分析軸，すなわち調査にさいしてのゲスとボーリングポイントを本書の構成にそってあきらかにしておこう。

現実の村落社会変動を直視し，その変動過程を分析するといっても，「本一分家」関係によって律せられたわが国の東北村落の原型を確定することは本書では意図していない。そしてまた，資本主義的分解にもとづく村落社会の構造的解体過程のみの立証も，また本書の意図するところではない。しかし，前二者は，以下みるように，私たちの秋田県井川町Ｎ部落でのモノグラフ研究においては，当然に研究の基礎的土台として分析せられている。私たちが，このモノグラフ研究で意図したことは，統体としての日本資本主義経済の発展過程の中で，何よりも具体的に農民層の生産・労働一生活の諸事実が如何にその生産・労働・生活組織，すなわち村落社会構造自体として，変動・変革せしめられているか，それをあきらかにすることである。そこには，当然に，彼らの「家」，その「本一分家」関係をとおしてこれまで培った生活の論理が ― それが有していた〝創造性〟が，現代においても生きているといわなければならない。しかし，その「家」を支えていた「家」内諸個人のもつ諸力能の発現としてそれは実は支えられていたわけだが ― そして，その意味での，諸個人の〝自立化の進行〟の中で，たしかに「家」は「家族」となりつつあるが，つまり，「本一分家」関係の解体の中で，現下たしかに生まれつつあるもの，それを私たちは剔出する必要がある。

ところで，わが国における資本主義経済の発展の中で，戦前段階と戦後段階，とりわけ1960年以降の所謂「高度経済成長」第２期以降，それ以前とは農村社会の資本主義的解体が質的に異なったものとして展開せられているという厳然たる事実を前にして，前述の農民層のもつ〝創造性〟は，こうした階級的矛盾の中で，まさに好むと好まざるとにかかわらずきたえられてきたし，またきたえられているという事実として問題を捉えかえす必要がある。すなわち，農民層のとりわけ現実における資本主義的分解過程は，その中で彼ら自身が，そして彼らの村落社会自体として，如何なるものを現実的に創造しているのか，また創造しつつあるのか，このことは，現実を生き抜いている農民各階層の生産・労働－生活過程を土台において，今日の地域工業化に伴う農民たちの生活の中から，彼らが自らを如何にきたえあげ，それにふさわしい社会をつくりあげつつあるかを把握・分析するということになるが，その場合，当然に地域工業化に伴うインパクトの側面 ── そこにおける資本－賃労働の側面からのみ問題を捉えることはできない。彼ら自身が地域社会の中で，これまで培ってきた社会・生活の論理を基底においたとらえかえしが当然に必要となる。つまり，言葉をかえるならば，本－分家にもとづく「家」々が村落構造の基底となった段階においては，その構造が農民層自身の現実の生産・労働－生活の社会的再生産過程にとって，一定の役割を果たしたからであり（ここでの問題は，その逆ではないということ），つまり，「家」連合を常数においてしまっては，わが国の村落社会の変動の実相は理解しえぬというところにある。しかし，さらにまた，このことは，同様の意味で現下の地域工業化にともなう村落社会の再編過程を常数においてしまって，兼業農民層の現実の生活変容をその従属変数とおいては，変動しつつある東北村落社会の中から，如何なるものが育ちつつあるかをあきらかにしえぬということを意味する。私たちが，本研究において，地域における兼業農民各層の現実の生産・労働－生活史・誌レベルに立ちかえって問題をふかめるという理由も実はここにあるといわなければならない。

しかし，次にふたつのことにふれておかなければならない。第１は，現下，世界的に経済的社会構成体の前進的移行の問題が，アジア的生産様式の問題とからんで，理論的に再び問題となっているということとふかく結びつく。しかし，そこでの問題点は，おそらく私たちがみるところ資本は「偉大な文明化作用」（Ｋ・マルクス）をもっているから，そのことをとおして，わが国のような資本主義が高度に発展した国民社会において，それが如何に〝下から〟立ちあらわれつつあるのかの検証であろう。

さて，第２にふれなければならぬ問題は，現下の如き農村社会のきわめて激しい資本主義的再編過程の中においては，それはたとえば前述したごとく，「家連合」また「家」の解体過程に焦点をあわせて解析する，また地域工業化に伴う農民層の在宅兼業化に伴う生活の変容に焦点をあわせる，さらに，その兼業化に伴う農業生産組織の再編過程にしぼって問題の所在をあきらかにする等，ひとつの局面にあわせて問題の所在をあきらかにすることは，ある意味において，その局面における問題の所在をきわめてクリアーにするし，またひらたくいえば，もっともまとめやすい今日普遍化している分析手法であるということができる。しかし，ここで私たちがあえてモノグラフィー法を採用したということは，現下におけるわが国社会の変動・変革期においては，それらをいわば統合してあらたなる問題点を剔出することの要が，いよいよ必要とせられていると考えるからである。人類社会の，とりわけそれが資本主義社会に入って以降のひとつの転換期・変革期においては，かかる意味でのモノグラフィー法がつねに採用されてきたことについては，すでにふれたところである。ひとつの局地的な地域にしぼって，その地域社会の日本資本主義の発展諸階梯に相応して，とりわけ現下の変動に焦点をあわせて，その変動の諸相を総合的にあきらかにし，そのことの中で現下における問題点を発掘しようとするのが本稿のねらいである。

しかし，そのさい当然に問題解明の手続，そして，前述した本稿の論理にそうた実態解明のそのボ

ーリングポイントが必要となる。

第１章は，まず，現下における秋田県の地域総合開発計画の特質をあきらかにすることにあてられた。秋田県は八郎潟干拓にみるように戦後一貫して，国の施策としての地域農業開発にのってその地域開発をすすめてきたところである。しかし，そこにも工業開発がもはや必須のものとなっているということは，まぎれもない事実であり，この点をおさえなければ現下における井川町の地域工業化を正しく位置づけることはできない。

第２章で，井川町における現時の地域社会工業化による変貌の諸相をあきらかにする。秋田県自体の工業化が，国策にそうての県自体の政策として展開せられている如く，井川町における工場誘致も町の出稼ぎ歯止め政策として実施せられた。その結果，地域社会の構造は大きく変貌した。けれども一自治体による工業化は，もはや閉ざされた局地的社会における工業化として結果するものではけっしてないといってよいであろう。誘致諸企業の求める労働力の質の問題が，そこにはあきらかに存するとみなければならないし，また農民各層の兼業志向も，その就業先の選択において，年令別，性別にもはや大きく異なっているとみなければならない。この実相をまず客観的にあきらかにする必要がある。そして，このさい井川町自身が史的に培ってきた地域社会の年輪の中に ― 戦前段階，井川町は貧農層の生活維持を求めての激しい小作争議が展開せられた地域である ― ，こうした文脈の中に，現下の変動をまず位置づけておく必要があろう。このために，第２章では補論として井川町の経済・社会的年輪を用意した。

第３章以下は，井川町Ｎ部落に焦点をあわせてのモノグラフィー分析である。第３章では，まずＮ部落における経済・社会の史的展開構造において，史的においあげてあきらかにしうる限りでの本一分家の「家」間の構造を，Ｎ部落における婚姻関係とクロスしてあきらかにした。ここにＮ部落が，史的に培った社会構造の骨格が認められるからである。その幾つかの本一分家関係の構造の中で，個個の「家」による経済・社会的格差は，とりわけ戦前段階において（戦後段階では，それが大きく変容することが当然に予測される），当然に存するわけで，経済的基盤のない分家層は有力なる「家」（本家筋）に，その子弟を就労させざるを得ない。そして，「本家層」はその労働力に依拠せざるを得ない。「若勢制度」が，Ｎ部落の中ではひとつの生産・労働組織として構成せられていた。この戦前の若勢の実態について，私たちは採取した資料によってあきらかにした。泊り込み労働力である若勢に対する報酬は現物支給であった。こうした若勢制度の上に地主一小作制度が重積する。村内小地主のみならず，それは村外不在地主による地主一小作関係として展開した。また，さらにこうした経済・社会過程の進行と重層する形で，戦前段階すでに国家権力による部落社会再編の諸過程が進行したことも当然に予測されることである。こうした実相を，私たちは第３章におけるボーリングポイントとしてあきらかにする。ここで着目してほしいのは，ひとつの所謂東北型といわれる（西南型と比べて，小商品経済の発展がきわめて遅れた地域）村落社会の中における，農民各層の現実の生活の経済・社会的再生産の確保のために，すでに戦前段階において，若勢制度にみられるような「自家」外就労が，ひとつの制度として展開せられていたという事実であろう。

第４章以下で，私たちは，主として戦後，しかも現下に焦点をしぼり，戦後日本資本主義の発展諸階梯の中で展開せられた具体的な農民層の生産・労働一生活諸過程をあとづけた。まず，第４章では戦後日本資本主義の発展とＮ部落の生産構造の変質において，その農業生産様式の変質，その中での兼業化の進展，階層分化，いわば戦前段階からの ― 当然にそこには農地改革があるが，零細土地所有は解消せられてはいない ―― ，しかも，そこではもはやかつて「本家」「分家」の家格とはことなる個々の「家」のもつ土地所有の広狭が規定となって立ちあらわれ，そのことの中で農民各階層の分化が展開せられていることをあきらかにした ― そこには当主の才覚の問題がするどく立ちあらわれている。このさい，私たちが分析のひとつのゲスとしたのは，第１に，戦前段階からの小作農にとりわけ

顕著にみられた零細農耕制という問題，つまり若勢制度に端的にみられたその構造の問題である。第2は，そうした基礎の上で，戦後段階においても，地域社会はその農業生産の上にたった諸営為をたゆまず展開してきたことは，まぎれもない事実であろうということ。この事実 — それは稲作生産によって特徴づけられたこの地域における副業薬加工，及びそれでも生計維持が困難なために畑作の導入等が，そして，「農基法」農政以降においては，養鶏，養豚等の多くの畜産部門が稲作＋αとして付加されていたということをここで看過してはならない — しかし，そうした営為の中で，戦後わが国資本主義経済の発展を通じ，多くの農民層は出稼ぎ，そして何よりも兼業化を余儀なくされた。現下の農村社会における〝土地所有〟をひとつの指標にした農民層の階層区分は，こうした現状下でもたらされている。ところで，地域社会の中での農民層の兼業化がもはや一般化した現段階においては，〝土地所有〟の広狭の差による〝階層区分〟は，あきらかにその「家」の現実の〝生活水準〟を反映するものではありえなくなっている。具体的には，第2種兼業農家の方が専業農家よりも，その生活水準があきらかに豊かであるという変動が現にもたらされているからである。しかし，おそらく本書の以下の各章でみるように，地域の農業生産を今後如何に支えるかの志向性においては，その土地所有のあり方がその「家」の後継者の動向と相俟って，ひとつの決め手となっていることは事実であろう。それ故，私たちはこの第4章において，上，中，下（ⅠとⅡ）の階層区分を戦後における各家の土地所有の変遷，そして副業，とりわけ兼業とのかかわりの中において，それが戦後わが国資本主義経済の発展の中で如何ように形成せられてきたのかをまず正確に分析した。

ところで，こうした村落社会の変容過程はそれ自体，戦後のわが国資本主義の統体としての発展にかたく規定されているものであり，それは，つとに K．マルクスによって指摘せられているように，資本主義社会に入ってからの人類が培った科学・技術の発展，そして，それの資本主義的工業生産への転化した発展を土台としている（この資本主義的発展が，それ自体，真の人類社会発展に資しているか否かは，今日の資本主義的生産様式下，多発している公害問題ひとつを例にとってもあきらかであろう。しかし，そこには資本の価値増殖の論理にゆがめられたとはいえ，大筋において科学・技術の発展の大道，すなわち人類社会の発展がその富として今後より豊かに，正しく蓄積すべき実体はあきらかに看取される）。私たちは，それ故，第5章において農業生産における機械化の進展を，前述の現下における農民層の上，中，下（ⅠとⅡ）各階層区分に応じてまずあきらかにする作業を行なった。しかし，その機械化とは，ここで指摘するまでもなく，個別農家における対応の形態の問題のみならず，N部落における村落社会が基底に有していた社会的生産構造そのものを，技術的に変革するものであったことは当然に予測できる。事実，これまで地縁的に組織せられていた田植組を以下みるように解体せしめた。そして，その上に構成せられている農業生産における協業形態は，もはや本一分家関係，若勢制度を大きくこえたレベルで展開せられていることは予測される。すなわち，「個別農家」での対応のほか，広汎にみられる，所謂農業生産における「受委託関係」，さらに農機具の「共同所有関係」の進展等々の関係が予測せられるが，それらが階層的に如何なる形で具体的に展開せられているのか，第5章はこの解明のために用意された。もとより，そこには零細土地所有の相違があきらかに存し，そのことが各階層ごとの〝減反〟政策への対応の姿勢の相違をもたらすとともに，営農志向の相違，そしてより具体的には，そこに「後継者」問題の相違をもたらしている。

そうした中で，現下の農民各階層の兼業化，すなわちその在宅兼業化は進展せしめられている。この実相に「家」の生産・労働一生活史・誌分析をとおしてせまる必要がある。第6章はこれにあてられた。ここで，私たちはまず第1節において，一農家の事例（日誌）を中心的な分析資料として，農民層自身の年間の生産・労働一生活様式が，史的に如何に変質してきたかを，春の耕起・田植，そして刈り入れに至るまで，戦前段階から戦後の現段階に至るまでの具体的な年間の生産・労働の暦としてあきらかにする作業，その記録を作成した。たしかに農作業様式の〝高度化〟に伴って，生産・労

働の年間の暦は変化している。機械化の進展もそこでは大きな軸となっている。しかし，そのことに相応して，稲作につけ加えられた副業の形が大きく変化する中で，そしてそれが消滅する過程の中で，農民層の在宅賃労働の形態，すなわち，資本一賃労働関係が一般化する。こうした変動過程を事実にそって私たちはあきらかにする必要があった。第2節においては，こうした変質過程を上，中，下Ⅰ，下Ⅱの事例分析としてあきらかにする作業を行なったが，こうした農民各階層の「家」としての生活史の上に，積み重ねられている「家」の兼業化の形態は，実は「家」の解体過程におけるその家族構成の形態とふかくかかわっている。第3節で私たちは，「家族構成の階層的特徴と農外就労形態」の特徴を分析する作業を行なった。

第7章では，その上にたっての現実の兼業農民層の個々の家族成員の賃労働兼業先の生産・労働諸条件をあきらかにした。現下，在宅兼業農民（出稼ぎ兼業農民層を含めて）の日々の生産・労働一生活過程が，それ自体賃労働者としての性格を現に有していることはあきらかである。そこにおける賃労働者としての諸矛盾の激化の中で，しかし現実に農作業に従事しているという現実を反映して，そこを土台として，すなわちそれ故に，土地持ち労働者としての性格を基底にした，矛盾解決への志向性がみられるということも事実であろう。そして，さらに一方では，基本的に賃労働者としての諸要求が，その現実の企業での生産・労働現場の生活にもとづいて立ちあらわれざるを得ないことも当然に予測されるところである。それは一体如何なる志向性をもっているものなのか。賃労働者として当然に組織されざるを得ない労働組合活動への期待を彼らは如何に内在化させているか，かかる点も吟味される必要がある。

さて，その上にたって私たちは第8章で，現実に農業生産労働と農外賃労働に従事している兼業農民層のそのいわば重層せる生産・労働一生活過程において「家」・家族の中で現実にひきおこされている諸問題を，「家」・家族を構成する諸個人の生産・労働・生活レベルに立ちかえってさらに分析をふかめる必要があった。この作業は，「家」がもはや大きく資本主義的に解体せられている現状を直視するとき，すなわち，農民層の賃労働兼業化，そうした胎内から諸個人を単位として，その矛盾を克服する営為をとおして着実に育っているものを把握しようとする私たちの分析方法からいっても不可欠に必要とせられるものである。「家」・家族内の諸成員の生産・労働一生活を含めた「家」・家族生活を支える構造は階層的にもはやかつての段階とは大きく異なっていることが当然に予測される。さらにそれは階層的に土地所有と賃労働兼業の形態の相違を介して大きく異なっているといわなければならない。その意味で第8章は，現下の変動しつつある兼業農民層の階層別の「家」・家族構造変動をあきらかにするために用意したということができる。階層別に，そこには幾つかの型わけがおそらく可能な現実がある。しかし，その型わけの中で私たちが本章で何よりも志向するのは，階層的に区分けできる幾つかの型の中をとおして，現実に「家」・家族内で，どの成員にもっとも現段階の諸矛盾が集中しているかという事実をあきらかにすることである。これを，第1節で私たちは行なうことにしたが，それを典型的な諸事例をもとにして具体的な生産・労働一生活の現実としてあきらかにすることは当然に必要とされる。第2節をこのために用意した。私たちのゲスとしては，農民層のいわば総兼業化の中で，おそらく各階層を問わず主婦層の背にその階級的矛盾が集中せられているであろうというところにあった。しかし，同時に主婦層といってもそれは世代的にわが国資本主義の発展諸階梯の中で，どの段階に出生・生育したか，「農家」に嫁いだかによって，同じ矛盾を受けとめるといっても，その受けとめ方の「主体的」相違，別の言葉でいうならばその矛盾の解決方向があきらかに異なるということは予測される。つまり，全体社会の資本主義的発展に相応したその胎内から，かつてとは異なった形でのあらたなる段階に相応したいわば「下から」つくりつつあるものの質的相違があきらかに存するといわなければならない。それ故，私たちは矛盾の焦点とみられる「主婦層」の「家」に嫁いだ時期区分，(イ)戦前段階，(ロ)昭和21～35年段階，(ハ)昭和36年以降の段階の3期

にわけての主婦層の現実の生産・労働ー生活史をおうことにより，この相違をあきらかにする作業を第3節において設定することにした。

ところで，以上みてきた現下における井川町N部落の兼業農民各層の農業と農外の生産・労働が複合した全生活の社会的再生産過程の中で，N部落社会のもつ史的な構造的年輪については第3章でのべ，以降この問題は各章でおいつづけてきたところであるが，統体としての部落の社会構造変動の問題として，そこにおける地域諸機関の現在の存在形態の分析は当然にふれなければならぬところである。第9章はそのために用意された。私たちは前章までに分析したところとの重複をさけつつ，部落社会の共同体としての共同体的物質的基盤の現時における変質の問題（第1節），農業生産組織・機関の変質（第2節），さらに部落会（町内会）の変質（第3節），部落内に現に存する諸集団の存在と機能をあきらかにした（第4節）。その上に立って，団体の形をとらない「家」相互間のインフォーマルな諸関係をとりおさえ，N部落に構成されていた本一分家関係が社会構造自体として如何に機能しているかを確認する作業を行なうことにした。

第１章　秋田地域社会の資本主義的再編過程の構造的特質

ここに指摘するまでもなく，秋田県は国策による八郎潟干拓にみる如く（1957年着工，1966年完成），戦後わが国の食糧増産政策に沿うて，とりわけ稲作主産地の形成をめざして，地域社会形成をなしてきたところである。農林省統計によれば，1960年には全耕地面積 149,600 ha（うち水田 120,500 ha）であったものが，1976年には 163,500 ha（うち水田 139,300 ha）で，一貫して耕地面積は増加，田が全体の 85.2％を占めている。米の生産量は 644,800 t（1976年），全国第３位で，全国シェア 5.5％，1975年には10ａ当り 514 kgという全国一の反収を記録した。1975年の農家経済調査をみても，全国農家の農業依存度（農業所得／農家所得）33.6％に対し，46.4％と高い。農家戸数は，114,150戸（1976年），1960年段階から年率 0.4％の減少率である。つまり，農家戸数の減少率は小さい。しかし，この間 2.5 ha以上層は一貫して増加するが，専業農家の構成比は14.8％から 5.3％に減少した。そして，とりわけ第２種兼業農家は37.0％から56.6％に増加した。米どころ秋田においても，農家の自立限界線の上昇と，大幅な農民層の兼業化の傾向はあきらかである。

県の全就業人口に占める農業就業人口の割合は31.1％，県民所得に占める農業所得の割合は 13.7％（1974年）である。1965年から75年に至る産業別の推移をみると，1965年から70年にかけて着実に第１次産業就業者数は減少し，とりわけ第３次産業就業者の増加が著しいことがわかる（表１－１）。

ところで，産業別生産所得であるが，この間1965年を 100 とした指数で 467 に伸びているが，構成比としては，それは，第3次産業の伸長としてあらわれ，第２次産業は 23.5％から22.5％へと構成比を低下させた（表１－２）。しかし，同表からあきらかなように，時系列的にみると，第1次産業，第２次産業とも，生産所得そのものを，1965年を 100 として前者 304，後者 448 と伸長させており，こうした意味で第１次産業，第２次産業の伸びそのものが，第３次

表１－１　産業別就業人口（構成比）

	1965	1970	1975
第１次産業	(%) 48.0	(%) 41.8	(%) 33.2
第２次産業	17.9	19.7	22.9
第３次産業	34.1	38.5	43.9
計	100.0	100.0	100.0
全就業者数	(人) 602,495	(人) 636,013	(人) 616,870

出典：『国勢調査』

表１－２　産業別生産所得

	1965	1970	1975	'75／'65の伸び率	'75年構成比	'65年構成比
第１次産業	(百万円) 70,959	110,053	216,054	304	17.1	26.2
第２次産業	63,797	127,926	285,652	448	22.5	23.5
第３次産業	136,316	287,218	764,475	561	60.4	50.3
計	271,072	525,197	1,266,181	467	100.0	100.0
県民１人当り個人所得額	(円) 218,267	426,008	1,103,364	506		
全国平均対比	(%) 84.8	82.0	95.1			

資料：県統計課資料

産業の伸びを基底的に支えていることがわかる。その結果，県民１人当たりの個人所得額は，1965～75年にかけて約５倍に伸長し，全国対比においても（全国 100 ）85から95へとその水準を高める結果をもたらしている。つまり，秋田県においては，第１次産業，第２次産業の伸長がいわば両輪となって，現在の県の生産基盤を支えてきたということができる。とりわけ農業生産の果たす役割が大きいということでもある。しかし，このことは別の言葉でいうと，第２次産業の伸長がとりわけ先進工業県に比して，きわめて低位にあるということでもある。このことは，現在，秋田県が全国有数の出稼ぎ県として位置づけられているというところにもあらわれている。地元に在宅兼業源が定置せられていないのである。

秋田県の地域工業開発は，県独自の構想としては，古くは，八郎潟の干拓による工業地帯の造成と大型工業港の建設を主張した「八郎潟工業地帯造成計画」（内務省仙台土木出張所長金森誠之博士，1941年）があった。その後，「秋田臨海工業地帯整備振興計画」（1954年１月），「秋田湾臨海工業都市建設構想」（1963年４月），「秋田湾臨海工業都市建設計画の基本構想」（1963年12月）などが，県の手によってまとめられたが，戦後における秋田県地域社会の発展は，基本的に国策にそうて展開せられていたといってよい。そのことは前述のように，食糧生産基地として八郎潟干拓事業が行なわれたことにも端的に示されていたといわなければならない。

しかしながら，それは農業開発に特化せられていたわけではなしに，国策と共に展開せられた地域工業開発の歩みを垣間みると，次のような特質が指摘できる。

1） まず，その前段として

1956年，北海道・東北開発公庫法制定にともない，県は後進県からの脱却として「秋田県総合振興５カ年計画」（1956～60年）を策定した。

1958年，東北開発促進法（1957年制定）にもとづく，東北開発促進計画が出され，秋田湾地区（秋田市等７市町村）が工場適地調査対象地区に指定される。

1960年，「秋田県総合振興４カ年計画」が策定されるが，ここでは農村二，三男の雇用対策がひとつの大きな柱となっていた。

2） 1961年，国民所得倍増計画，低開発地域工業開発促進法が出され，県では〝一町村一工場方式〟による企業誘致をはじめ，国の所得倍増計画に基づく長期経済構想の策定を図る。

1962年，新産業都市建設促進法が出され，全国総合開発計画が決定された。県では，低開発地域工業開発促進法の制定を契機に，「秋田県工業化促進条例」を制定，工場立地条件の整備と立地企業に対しての税制上等の優遇措置を図る。

同1962年，能代地区等が低開発地域工業開発地区に指定された。

翌1963年，県は全国総合開発計画に対応して，工業開発による地域格差の是正をうたった「秋田県総合開発計画」を樹立（1963～70年）。

1965年，秋田湾地区が〝新産業都市〟に指定された。

また，1966年には，農工一体の実現をめざす「第２次秋田県総合開発計画」が策定された。

3） かように，秋田県における地域工業開発政策は，〝一町村一工場方式〟にみられる如く農工一体の方向，と同時にすでに1941年段階からみられた〝目玉〟としての秋田臨海工業地帯の造成という二つの柱をもっていたことがあきらかとなる。しかし，ここで注目すべきは，農工一体化の方向が長らく堅持せられていたことであろう。

ところで，1960年代後半になると，所謂高度経済成長の〝ひずみ〟が立ちあらわれる。1969年には，新全国総合開発計画が策定され，1970年には，過疎地域対策緊急措置法（所謂〝過疎対策〟）が制定されるに至る。また，1971年には，農村地域工業導入法が制定せられた。

国策にそうて，県は1970年過疎地域に立地する企業に対する税制上の優遇措置を講じると共に，1971年には，「第３次秋田県総合開発計画」を策定した。それは，一口でいえば〝農工一体による豊かな郷土の

建設〃がその柱であった。県内各地域を9ブロックにわけての10団地構想がだされた。これは，農村地域工業導入促進法にもとづいて，県内の9つの広域市町村圏に10団地を造成するもので，計画期間1970～85年，雇用者数30,100人，出荷額1,890億円の目標を目指すもので，実施計画の策定は1975年度をもって完成したが，1978年現在，井川（井川町），大館（大館市），横手（横手市）は団地造成が完了，北秋田大野台（合川町），能代（能代市）は一部完成，鹿角（鹿角市），湯沢（湯沢市），本荘（本荘市，由利町），大曲（大曲市），角館（角館市）の5団地については，団地の取得，造成も行なわれていない。しかし，この農村地域工業導入実施計画策定に伴うメリットとしては，特別対策事業として，工業導入の促進といわば裏はらの関係において，農業就業近代化施設整備事業，農業生産基盤整備事業，工業導入関連環境整備事業を行なえることがある（1973～79年，16市町村が実施）。

また，県では，こうした団地構想に重ねあわせる形で，県南の大曲，仙北，横手，平鹿，湯沢，雄勝の各広域市町村圏に，雄平仙中核工業団地を設置する構想をもち，1972年以降調査を実施している。その目的は，①水田単作地帯から「田園産業都市」への転換をはかる，②農業の多角化を促進する，③農業地域における工業開発のすぐれたモデルケースをつくる，ところにあるが，事業主体は県及び地域振興整備公団で，金属製品，一般機械，電気機械等を主体とし，出荷額約750億円，従業員約6,000人を目標としたものである。

しかし，こうした過程の進展の中で，1969年には〃秋田湾大規模工業開発プロジェクトチーム〃が編成され，1971年には，秋田湾が大規模工業開発の候補地となり，1974年には，大規模工業開発マスタープラン策定作業が開始された。1975年には，国レベルで第3次全国総合開発計画の概要，工業再配置計画の大綱が出された。1976年に，県は第4次秋田県総合開発計画を策定，同時に，秋田県農村地域工業導入基本計画を策定したが，1978年には，秋田湾地区開発基本計画を策定する。この計画は，秋田市，男鹿市，天王町，能代市，琴丘市，山本町，八竜町，五城目町，昭和町，八郎潟町，飯田川町，若美町，井川町，大潟村，河辺町，雄和町，岩城町の17市町村にわたるので（中心は男鹿地区，天王地区），全県の約2割の面積をもつが，1975年現在，全県の人口の39.5％，すなわち約4割がここに定住しており，とりわけ秋田市への集住傾向が顕著である。ここに，粗鋼換算1,200万t／年の生産能力をもつ高炉による銑鋼一貫製鉄所を設立し（副生ガスを利用した出力120万KWの火力発電所も併設），1960年代前半に操業を開始し，全面操業を1970年を目途に，銑鋼一貫製鉄で，従業員11,500人，生産額6,400億円，鉄鋼関連の機械金属工業，住宅関連工業などで，従業員20,600人，生産額4,100億円，計，従業員32,100人，生産額1兆500億円を見込むものである。なお，この計画では，従業員32,000人のうち，現地採用25,000人（1975年，秋田県製造業従事者数82,000人の約3割），基地内工場及び従業者の県内購入見込み2,300億円，この購入による県内生産波及見込み3,300億円，これに対応する従業者数33,000人，さらに建設投資による効果，建設従事者1日平均5,000人以上，建設工事期間16年を見込んでいる。開発主体は「秋田湾地区開発計画推進連絡会議」（中心県，国の関係機関，関係市町村，各界代表で構成）である。

さて，かようにみてくると，秋田県における地域開発は，農村地域工業化を軸としての地域の工業開発の軸，さらに拠点としての地方管理集中都市・秋田市に隣接する拠点地区における ― ここに全県の人口の4割が集中している ― 鉄鋼基地の建設という二段階での，いわば重層的な形をとっていることがわかる。

ところで，前述の農村地域工業導入促進法にもとづく10団地構想，すなわち，従業員規模30,100人（機械産業であるので，装置産業に比して従業員規模は当然に大きくなる），出荷額1,890億円，中核工業団地構想，従業員6,000人，出荷額750億円に比して，鉄鋼基地建設は，出荷額1兆500億円，従業員32,000人 ― しかし，波及効果での大幅な従業員増を見込む ― を目標としていることにあきらかなように，この計画こそが県地域社会の工業化の核として，実質的に位置づけられていることがあきら

かとなる。

この地域は，1965年指定の「秋田湾地区新産業都市」（秋田市，男鹿市，昭和町，飯田川町，天王町，若美町，井川町）よりさらに広域であるが，1975年現在，この2市5町で工業出荷額は，2.304億円（全県の42.8%）を占めており，この集積の上での上積みを指向していることはあきらかである。1976年度の工業統計による県の製造業構成比は，表1－3のように，出荷額では木材木製品，食料品，非鉄金属，電気機器の比重がたかく，全体の6.2割をしめる。また，従業員構成比では，食料品，衣服，木材木製品，電気機器の比重がたかく，これで6.3割をしめる。化学，石油，鉄鋼の構成比は，三者あわせても出荷額で8.7%をしめるにすぎない。金属，一般機械を加えても13.7%である。前述の秋田湾地区鉄鋼コンビナート建設計画は，かような意味においても，これまで農業県として，稲作生産力増強のために，戦後国策にそうて忠実に歩んできた秋田県にとっては，工業県への抜本的な転換を図ろうとするものであるといわなければならない。

表1－3　秋田県における製造業構成比（1976年）

	全県従業者数	製造品出荷額	全製造業事業所数	誘致企業構成比		誘致企業数
				従業員数	製造品出荷額	
	(人)	(千万円)		(%)	(%)	
総計	84,200	62,135.13	4,866	21.5	24.5	184
	(%)	(%)				
食料品	13.2	15.3	999	13.0	27.9	13
繊維	4.0	1.7	115	50.3	53.4	21
衣服その他	12.7	3.5	261	38.6	49.1	43
木材木製品	20.6	23.1	1,172	8.1	11.5	7
家具装備品	3.2	1.7	514	0	0	0
パルプ・紙	1.8	4.9	46	26.4	40.5	3
出版・印刷	3.3	1.9	235	0	0	0
化学工業	1.2	3.2	18	13.5	7.0	4
石油・石炭	0.5	4.1	11	—	—	1
ゴム製品	0.2	0.1	8	0	0	0
皮製品・毛皮	0.7	0.2	38	—	—	1
窯業・土石	4.3	4.5	228	10.3	8.6	11
鉄鋼業	1.6	1.4	39	—	—	2
非鉄金属	1.8	12.1	14	26.2	33.7	3
金属製品	4.0	3.3	263	8.9	11.7	7
一般機器	2.7	1.7	132	25.4	31.9	8
電気機器	16.4	11.6	257	33.9	31.8	38
輸送用機器	1.3	2.1	29	84.9	89.4	6
精密機器	1.7	1.1	31	63.3	84.0	6
その他製造業	4.8	2.5	456	13.1	17.1	10

出典：『工業統計』

ところで，秋田県が農村工業化をふくめて地域に導入した企業は，1961～76年まで221企業である。進出後において，倒産，撤退，準備中を除くと，184事業所が現在操業している。この1961年以降の誘致企業は，秋田県における100人以上規模企業でのシェアが高く（表1－4），したがって，現在の県

の製造業出荷額の発展にとって大きな役割を果たしていることは，表１－３にしめした如くである。誘致企業は，1976年現在，製造業従業者の21.5％，出荷額の24.5％をしめるに至っている。いま，この企業平均を越えるものを，まず業種別にみると，従業者で，繊維で５割，輸送用機器で8.5割，精密機器で6.3割，衣服その他で3.9割，電気機器で3.4割，パルプ・紙で2.6割，非鉄金属で2.6割，一般機器で2.5割が，これら誘致企業によって占められ，また製造品出荷額では繊維で5.3割，衣服で4.9割，輸送用機器で8.9割，精密機器で8.4割，パルプ・紙で4.1割，食料で2.8割，非鉄金属で3.4割，一般機器で3.2割，電気機器で3.2割を占めている。つまり，主として，これまで地域工業化が進展しえなかった業種の〝移植〟が，1961年以降の誘致企業によってなされているということがこうしてあきらかとなる。しかし，前掲の表１－３にみるように，秋田県において集積がたかい業種，すなわち食料品，木材木製品，電気機器，衣服，非鉄金属における積み上げも，ここでは同時に特徴的となる。

さて，誘致企業によって県の工業化が，全体として，如何なる業種に特化してなされてきたかをみたのが表１－５であるが，従業員では，電気機器（2.6割），衣服（2.3割）にそれが特化し，出荷額では，食料品（1.7割），非鉄金属（1.7割），電気機器（1.5割），木材木製品（1.1割）に分散していることがあきらかとなる。かような現状の中で，県工業化の水準を飛躍的に高めるべく，臨海部に鉄鋼コンビナート建設が計画されるに至っているのである。

表１－４　製造業従業員規模別誘致企業のシェア

（％）

従業員規模	事業所数	従業員数	出荷額
1～3人	0.1	0.1	0.4
4～9	0.3	0.3	1.2
10～19	1.2	1.4	3.2
20～29	3.2	3.4	20.9
30～49	11.6	12.1	13.8
50～99	26.8	27.6	22.9
100～199	50.0	49.6	42.9
200～299	30.9	38.6	13.9
300～499	68.8	64.8	52.4
500人以上	16.7	13.9	4.7
計	0.2	21.3	24.5

出典：『工業統計』

表１－５　誘致企業の従業員数と出荷額（1976年）

	従業員数	出荷額
総計	（人）18,088	（千万円）15,198,006
	（％）	（％）
食料品	8.0	17.4
繊維	9.3	3.7
衣服その他	22.8	7.1
木材木製品	7.8	10.9
家具装備品	0	0
パルプ・紙	2.2	8.2
出版・印刷	0	0
化学工業	0.8	0.9
石油・石炭	—	—
ゴム製品	0	0
皮製品・毛皮	—	—
窯業・土石	2.1	1.6
鉄鋼業	—	—
非鉄金属	2.1	16.7
金属製品	1.7	1.6
一般機器	3.2	2.3
電気機器	25.9	15.0
輸送用機器	5.1	7.5
精密機器	5.1	3.9
その他製造業	2.9	1.7

出典：『工業統計』

第２章　井川町における地域社会工業化による変貌の諸相

第１節　井川町における地域開発政策の展開

井川町は，秋田県の中央部，日本海沿岸地帯に位置した人口 6,400 人程度の町である。地勢的には，井川に沿って東西にひらけ，東部地区は波状形の段丘を形成し，また八郎潟に面する西部一帯は平坦な沖積平野をつくり，広汎な水田地帯を形成している。国鉄奥羽線，国道７号線が町の西部を，国道 285 号線が中央部を南北に横断し，町を縦貫する県道北ノ又井川線がこれと連絡して，交通の主軸をなし，これによって井川町と隣接各町村とが密接に結ばれ，秋田市の中心部にも40分という短時間で連結する。

なお，井川町は，1955年上井河村と下井河村が合併し井川村となり，その後1974年，町制施行により井川町となっている。

さて，表２－１にみるごとく，井川町では1965年前後から出稼ぎ者が増加し始め，1971年には 294 戸 336 人までその数が増えた。

図２－１　井川町の位置

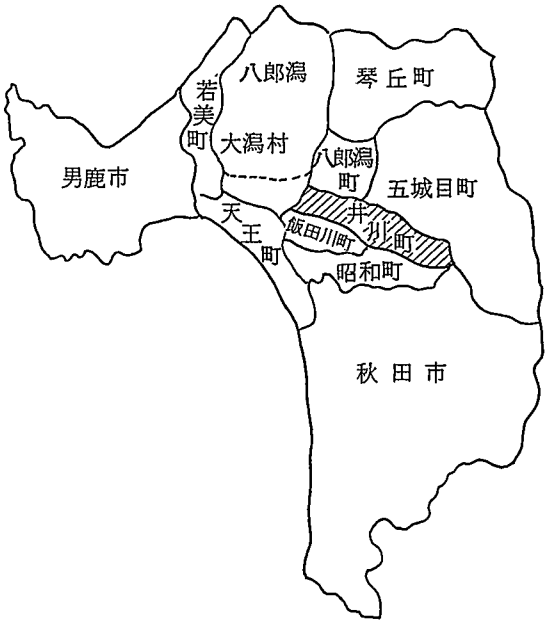

表２－１　出稼ぎ者数の移り変わり

	出稼ぎ農家数	出稼ぎ者数
1960 年	63 戸	99 人
1965	243	282
70	291	325
71	294	336
72	262	298
73	259	294
74	163	187
1975	111	131
76		91
77		49
78		37

資料：井川町役場資料

こうした事態の進展のなかで，町は出稼ぎ者対策として，独自に企業誘致を始めた。一方，1965年，井川町を含む秋田湾地区は新産業都市に指定され，それをうけ自治体独自の地域開発計画が策定された。

1970年から1975年までの６カ年に実施すべき産業振興施策，生活関連施策及び道路整備の具体化として制定された第１次井川村総合開発計画において，「井川村は，秋田湾地区内の各市町村のなかにあって，もっとも純農村的性格を保持しているが，秋田市から約40分という至近距離にあることから，秋田湾の発展にそって，昭和40年代の後半から50年代において工業後背地および都市近郊地としての性格を強めていくであろう。」(1) という展望が示され，井川村の発展の可能性を以下３点に求めた。

①近代的農業圏としての開発。

1）稲作経営では，機械化農業をめざし，これまでの個別農家を主体とした経営から脱皮し，集団栽培による大型経営への移行。

2）都市人口の増加，食生活の高度化に対応し，稲作を柱にしつつも成長性の高い都市近郊型の作目を積極的に取り入れた高生産性農業の確立。

②内陸工業団地の形成。

1）1団地30～100 ha規模の内陸型工業団地の開発。

2）臨海工業の後背地という役割をもつ内陸工業団地の形成。

③豊かな生活環境の整備。

つまり，(イ)農業の近代化，(ロ)内陸型工業の立地による雇用機会の拡大，(ハ)都市化に対応した生活環境の整備，(ニ)計画的な土地利用の推進の4点を計画の重要施策としている。

このさい，都市近郊型農業としては，表2－2にみるように，繁殖用肉用子牛，牛肉，牛乳等の畜産物やそさい，たばこ，果樹などの伸びを期待していたことがわかる。

表2－2　主要農作物の生産計画

		生産額				
		1968年	1975	1985	伸び率 1975	伸び率 1985
米		千円 893,353	千円 925,572	千円 943,656	% 103.6	% 105.6
畑作物	豆類	5,276	5,559	4,870	105.4	92.3
	いも類	12,576	8,532	8,460	67.8	67.3
	そさい	27,163	58,263	85,055	214.5	313.1
	施設園芸	75	10,958	21,912	14,610.7	29,216.0
	工芸作物（たばこ）	9,332	15,960	21,280	171.0	228.0
	小計	54,422	99,272	141,577	182.4	260.1
果実		8,140	14,865	17,480	182.6	214.7
畜産物	牛乳	15,419	39,575	63,900	256.7	414.4
	繁殖用肉用子牛	800	3,600	8,000	450.0	1,000.0
	牛肉	3,840	20,160	35,520	525.0	925.0
	豚肉	72,363	123,120	205,200	170.1	283.6
	卵	18,430	20,140	23,560	109.3	127.8
	ブロイラー	660	27,500	89,100	4,166.7	13,500.0
	小計	111,512	234,095	425,280	209.9	381.4
まゆ（桑）		105				
その他（わら工品等）		34,119	15,300	6,630	44.8	19.4
合計		1,101,651	1,289,104	1,534,623	117.0	139.3

資料：『第一次井川村総合開発計画』

ところで，この第1次計画は最終年度を待たず，1973年に制定された第2次井川村総合開発計画にとって変わる。第2次計画は，計画策定の意義を次のようにしるしている。

「高度成長経済開発先導の体制は，……新しい問題を生み，一方では……政治，経済の基調は『高度成長』から『福祉安定』への段階を迎えるにいたって，……ここに初期計画を見直す必

要が生じたのである。第二次井川村総合計画はこうした観点にたって，農業と各産業の共栄体制の確立，産業と自然と住民生活を基調とする高福祉社会建設のための方向と施策を明らかにすることを基本とするものである。」[2]

こうして，計画の重点施策は，(1)農業の近代化と各産業の一体的発展，(2)高福祉社会の推進と生活環境の総合整備，(3)豊かな心の創造と生涯教育の推進という3項目となり，〝農工一体化〟がうたわれると同時に，高福祉社会および生涯教育の推進がかかげられた。こうした初期計画の見直しという背景には1970年以降大幅な生産調整が始まったこと，そして県の「内陸工業開発構想」及び1972年農村工業導入地区指定のもとに，年間産出額45億円，従業員数1,000名を目標にするS自動車部品工場の誘致が決定したことにより，初期計画が現実を反映しなくなったという事実が存した。

さらに，第2次計画の重点施策を受け継いだかたちで，オイルショックを経た1978年，第3次井川町総合開発計画が積み重ねられたが，産業政策の面では，基本的には第2次計画が踏襲されているとみてよい。

こうした地域開発計画の展開にそって地域社会の発展，変貌を時期区分するならば，以下の4期に分けられる。

第Ⅰ期　1960～64年

基本法農政の展開と出稼ぎ者の増加

第Ⅱ期　1965～69年

秋田湾地区が新産業都市に指定され，井川町の企業誘致運動が具体化する時期

第Ⅲ期　1970～72年

減反の開始からS自動車部品工場の誘致決定

第Ⅳ期　1973年～

オイルショック以降

それでは，こうした地域開発計画の展開のなかで，井川町の就業構造及び産業構造がいかに変容してきているのかを次節以下で検討しよう。

第2節　農業生産構造の変容

表2－3は，経営耕地規模別農家数を示したものである。1960年から65年にかけ，0.7ha以上2ha未満層の占める割合が減少する一方で，2ha以上層と0.7ha未満層が増え両極分解している。1965年から70年にかけ，表2－4に明らかなように土地基盤整備が進み，全体的に経営耕地が大きくなっているが，1970年から75年にかけ再び分解基軸が上昇していることが看取される。

表2－3　農家戸数（経営耕地規模別）－井川町－

	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～5.0	5.0ha以上	総農家数
1960年	97戸 (9.2)	120 (11.4)	129 (12.2)	159 (15.1)	225 (21.3)	196 (18.6)	82 (7.8)	32 (3.0)	16 (1.5)	0 (0.0)	1,056 (100.0)
1965	97 (9.2)	143 (13.6)	133 (12.7)	150 (14.3)	210 (20.0)	173 (16.5)	84 (8.0)	37 (3.5)	24 (2.3)		1,051 (100.0)
1970	102 (9.7)	136 (13.0)	104 (9.9)	137 (13.1)	190 (18.1)	192 (18.3)	108 (10.3)	44 (4.2)	33 (3.1)	2 (0.2)	1,048 (100.0)
1975	102 (10.1)	133 (13.2)	114 (11.2)	132 (13.1)	178 (17.6)	165 (16.4)	90 (8.9)	47 (4.7)	41 (4.1)	7 (0.7)	1,009 (100.0)

資料：『農業センサス』

表2－4　土地基盤整備状況

		区画整理済			未整理		水田面積計
		10 a区画	20 a区画	計	整理可能	整理不能	
1968年	面積（ha）	666	240	906	174	91	1, 171
	比率（%）	(56. 9)	(20. 5)	(77. 4)	(14. 9)	(7. 7)	(100. 0)
1971	面積（ha）	681	287	968	102	150	1, 220
	比率（%）	(55. 8)	(23. 5)	(79. 3)	(8. 4)	(12. 3)	(100. 0)
1976	面積（ha）	793. 7	315. 3	1, 148	50	34	1, 193
	比率（%）	(66. 5)	(26. 4)	(97. 1)	(4. 3)	(2. 8)	(100. 0)

資料：『第1～3次井川町総合開発計画』

表2－5　家畜の飼養農家数と頭数―井川町―

	乳用牛			肉用牛			豚			鶏		
	農家数	頭数	一戸当り頭数	農家数	頭数	一戸当り頭数	農家数	頭数	一戸当り頭数	農家数	羽数	一戸当り羽数
年	戸	頭	頭								羽	羽
1960	38	42	1. 11	363	374	1. 03	185	215	1. 16	738	5, 745	7. 78
1965	46	119	2. 60	110	124	1. 13	414	1, 625	3. 93	616	9, 411	15. 30
1970	23	135	5. 90	69	98	1. 42	289	2, 467	8. 54	509	8, 806	17. 30
1975	10	163	16. 30	11	155	14. 10	105	2, 381	22. 70	197	1, 807	9. 20

出典：『農業センサス』

また，開発計画で奨励された畜産も表2－5で明らかなように，乳用牛・肉用牛・豚においては，1970年以降一戸当りの頭数（乳用牛 5. 9 →16. 3頭，肉用牛1. 42頭→14. 1頭，豚8. 54頭→22. 7頭）は激増しているものの，飼養農家数は1965年以降急速に減少し，その結果頭数は漸増（乳用牛・肉用牛）あるいは漸減（豚）を示している。さらに，鶏は，農家数（ 509戸→197戸），羽数（8,806羽→1,807羽）とも，1970年以降激減している。

次に，表2－6で井川町の専・兼別農家数をみても，1970年から75年にかけ，第1種兼業農家が51. 7%から19. 5%へ激減するとともに，第2種兼業農家が，44. 5%から78. 3%へと激増している。秋田県全体と比較しても，第1種兼業農家の減少，及び第2種兼業農家の増加は急激で，この期井川町の農民層分解が激しく進んだことが特徴的となる。

先に掲げた表2－1にあきらかなように，この農民層分解が急速にすすんだ時期，すなわち1960～75年にかけて，出稼ぎ農民もまた急速に増大しているのである。

表2－6　専・兼別農家数

	秋田県				井川町			
	農家総戸数	専業農家	兼業農家		農家総戸数	専業農家	兼業農家	
			第Ⅰ種	第Ⅱ種			第Ⅰ種	第Ⅱ種
	(戸)							
1960 年	120, 731	41, 821	44, 536	34, 374	1, 056	364	470	272
	(100. 0 %)	(34. 6)	(36. 9)	(28. 5)	(100. 0)	(34. 5)	(44. 5)	(21. 0)
1965	119, 633	17, 738	57, 664	44, 231	1, 051	97	598	356
	(100. 0)	(14. 8)	(48. 2)	(37. 0)	(100. 0)	(9. 2)	(56. 9)	(33. 9)
1970	118, 771	9, 489	57, 337	51, 945	1, 048	40	542	466
	(100. 0)	(8. 0)	(48. 3)	(43. 7)	(100. 0)	(3. 8)	(51. 7)	(44. 5)
1975	114, 610	5, 461	42, 753	66, 396	1, 010	22	197	791
	(100. 0)	(4. 8)	(37. 3)	(57. 9)	(100. 0)	(2. 2)	(19. 5)	(78. 3)

出典：『農業センサス』

第3節　誘致工場の事業内容と従業員構成

ところで，この1960年以降，井川町においては，増大した出稼ぎ者対策として，地元への工場誘致が活発化する。

表２－７は，井川町における工場数と従業員数を示したものである。1974年に19あった工場は毎年１つずつ減り，1977年には16となっているが，従業員数はＳ自動車部品工場の操業等により1974年には3.2倍にふえ，翌年減少してはいるが以後漸増に転じ，徐々に規模拡大がなされていることがわかる。

一方，表２－８が示すように，1977年段階には，1965年以降井川町に誘致された６つの誘致工場を含む16の工場があるわけだが，誘致工場の規模は，製材所を中心とする在来企業がいずれも10人前後の零細なものであるのに比べ，Ｓ自動車部品工場の425人をはじめ，他も30～100人規模とかなり大きい。

いま，誘致工場のうち，私たちが事業体調査を行なったＫボード工業株式会社，Ｔ織物工場，Ａブロイラー，Ｓ自動車部品工場について，その事業内容と従業員構成をみていく（表２－９）。

表２－７　工場数と従業員数

	1970年	1974	1975	1976	1977
工場数	18	19	18	17	16
従業員数	人 264	854	714	734	790

資料：『町勢要覧』

表２－８　事業所名と従業員数（1977年）

	事業所名	創立年	従業者数
誘致企業	Ｓ自動車部品工場	1972年	425人
	Ａブロイラー	1969	88
	Ｋボード工業株式会社	1965	77
	Ｔ織物工場	1970	68
	Ｂトランス製作所	1966	42
	Ｗ生コン株式会社	1973	31
在来企業	Ｍ木材株式会社	1964	16
	Ｉ機械工業株式会社	1971	12
	Ｙ製袋		7
	Ｃ木材		7
	Ｕ製材株式会社		5
	Ｏ製材所		4
	Ｄ製材所		3
	Ｎ製材所		2
	Ｓ製材所		2
	Ｈ豆腐屋		1

出典：『工業統計』個票より作成

表２－９　従業員構成（1979年）

			年令別構成					計	総計
			15～19才	20～29	30～39	40～49	50才以上		
Ｓ自動車部品 K.K.	常雇	男	29人	189人	125人	35人	8人	386人	人 433
		女	3	15	17	3	1	39	
	臨時	男			8			8	
Ａブロイラー	常雇	男		9	6	4	4	23	90
		女		1	9	51	5	66	
	パート	女			1			1	
Ｋボード工業株式会社	常雇	男	1	10	4	5	3	19	85
		女		1	15	30	10	60	
	臨時	男		2			1	3	
		女		1		2		3	
Ｔ織物工場	常雇	男					1	1	56
		女		10	24	20	1	55	

資料：事業体調査より作成

Kボード工業株式会社は，1965年に，県や町からの強い働きかけにより導入された秋田県で第1号の誘致工場である。地元金融機関の協力を得，資本金2,600万円で創立され，学童用・食堂用の椅子の座板と背板を主要生産品目としている。生産工程は，サンダーカット→プレス→ルーター加工→サンダー→塗装→検査→梱包である。表2－9で従業員構成をみるならば，男子22人（臨時3人），女子63人（臨時3人）で，40代の女子を中心とした職場である。

T織物工場は函館刑務所で行なわれていたものを，県や町からの強い働きかけにより1970年に誘致し，現在高橋絹織物機を用いて村山大島紬を織っている。作業工程は，糸巻→整経→管巻→製織で，従業員数は56名，30代40代の主婦の職場である。

一方，Aブロイラーは，1969年資本金230万円で奥羽ブロイラーとして操業を開始，創立者は地元の人である。操業開始当時，従業員は5，6人であったが，1971年には従業員50人程度で流れ作業を開始し，Aブロイラーと改称している。現在の仕事内容は，卜鳥→脱毛→冷却→解体→包装→冷蔵という工程をとり，ブロイラーの解体品を秋田県の全市町村へ出荷し，1977年には14億円の出荷額をあげている。従業員は1979年段階で90名，うち女子67名（パート1人），男子23名で，やはり40代の主婦主体の企業である。

最後は，1972年に資本金3億円をかけて創立され，1973年に操業を開始したS自動車部品工場であるが，この企業の誘致に際しては各町村は激しい誘致合戦を展開した。企業側は今の場所に立地した理由として，①用地が安く入手できたこと，②労働力確保が容易だったこと，③県市町から強い働きかけがあったことの3点をあげ，また，実際に立地してのメリットとして，①条件整備の点で地方自治体の協力が得られたこと，②地元金融機関の協力が役立ったことの2点をあげている。現在，鍛造（プレス使用）→旋削（旋盤）→熱処理（調質炉）→研磨（研削盤）という作業工程により，クランクシャフト，ミッションシャフト，ナックルなどを製造し，静岡県浜松市にある親会社に製品を納入し，1977年には38億6千万円の出荷額をあげている。従業員は，1979年段階で433名，うち男子394名（臨時8名），女子39名で，20代30代の男子労働者を主体とする職場である。

以上，4つの誘致企業についてみてきたが，ここで特徴的なことは，Kボード工業株式会社，T織物工場，Aブロイラーが30代40代の主婦を中心とした職場であるのに対し，S自動車部品工場は，20代30代の男子を主体とした企業であるということ，また，その規模においても，S自動車部品工場と他の3社との間には大きな格差が存することである。さらに表2－10が示すように秋田市を除いて隣接町においても300人以上規模の企業は，他に天王町に1つあるのみで，S自動車部品工場の誘致は，まさに井川町の産業構造・就業構造の抜本的改善を担ったものであったといえる。

さて，こうした工場の誘致は井川町の就業構造に大きな影響を及ぼさざるを得ない。

表2—10　井川町および隣接市町の規模別事業所数と従業員規模（1978年）

	人　口	製造品出荷額	事業所数	内従業員20人未満	20～299人	300人以上	従業員数
井川町	6,427人	760,912万円	14	8	5	1	819人
昭和町	9,905	419,661	39	30	9	0	649
飯田川町	5,511	495,454	15	10	5	0	606
五城目町	16,582	1,123,085	60	42	18	0	1,565
八郎潟町	8,069	362,808	21	13	8	0	508
天王町	14,274	992,192	32	8	9	1	1,486
若美町	9,444	54,513	7	5	2	0	124
琴丘町	7,753	176,897	17	11	6	0	363
男鹿市	39,619	2,745,738	71	47	24	0	1,435
秋田市	261,246	20,325,233	511	365	136	10	79,310

出典：『工業統計』

第4節　地域工業化と地域産業・就業構造の変化

表2－11は，常住地による従業市町村別就業者数を示したものである。ここからあきらかなように，1965年以降の6つの誘致企業，とりわけ1973年のS自動車部品工場の操業開始にもかかわらず，井川町では町内で就業するものの割合は増加せず，逆に，町外で就業する者の数が，15.3％→24.0％→32.3％と一貫して増え続けているのである。そして，従業市町村別にみると，主に秋田市へ吸収されるというかたちで事態は進行していることがあきらかとなる。すなわち，町外で就業する者のうち秋田市へ就業する者の割合は，1965年の41.5％から1975年の48.6％へと増加している。

表2－11　常住地による従業市区町村別15歳以上就業者数（井川町）

	1965年		1970年		1975年	
井川町に常住する就業者	(人) 3,550	<100.0%>	(人) 3,803	<100.0%>	(人) 3,270	<100.0%>
町内で就業	3,080	<84.7>	3,065	<76.0>	2,472	<67.7>
町外で就業	470	<15.3> (100.0%)	738	<24.0> (100.0%)	798	<32.3> (100.0%)
a 県内	470		738		797	
秋田市	195	(41.5)	321	(43.5)	388	(48.6)
能代市	5	(1.1)	9	(1.2)	16	(2.0)
男鹿市	16	(3.4)	15	(2.0)	－	
五城目町	89	(18.9)	129	(17.5)	122	(15.3)
昭和町	20	(4.3)	59	(8.0)	45	(5.6)
八郎潟町	52	(11.3)	61	(8.3)	85	(10.7)
飯田川町	72	(15.3)	95	(12.9)	111	(14.0)
天王町	※) －		7	(0.9)	14	(1.8)
大潟村			27	(3.7)	－	
その他の市町村	21	(4.5)	15	(2.0)	16	(2.0)
b 県外	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.13)

※）－印はその他市町村に分類されている。
出典：『国勢調査』

その一方で，他市町村に常住し井川町で就業する者の数は，表2－12が示すように1970年以降増加に転じ，自市町外の就業者中に占める割合は，秋田市が0.8％から1.7％へ，五城目町が3.0％から8.1％へ，飯田川町が2.8％から4.4％へ，八郎潟町が1.1％から6.2％へとそれぞれ比率を高めている。

かようにみてくると，ここで第1に指摘できることは，井川町にみる形での農村への工場誘致は，その町内の就業者をすべて町内工場労働者として編成するのではなくて，工場誘致自体が，村落社会それ自体を，ますます開かれたものへと変容させざるを得ない形で，立ちあらわれているということであろう。

第2に，さらに検討しなければならぬことがある。表2－13において，井川町の誘致工場の従業員の居住地別構成をみると，Aブロイラーの従業員の71.1％，Kボード工業株式会社の80％，T織物工場の96.4％が井川町出身者で占められるのに対し，S自動車部品工場においては，井川町出身者はわずか26.1％となっているということ。つまり，井川町の就業構造の抜本的改善の願いをこめたS自動

表2—12　他市町村に常住し井川町で就業する者の変化

	1965年		1970年		1975年	
	人　数	自市町外の就業者中の割合	人　数	自市町外の就業者中の割合	人　数	自市町外の就業者中の割合
秋田市	23人	(1.3%)	18人	(0.8%)	46人	(1.7%)
五城目町	16	(2.6)	29	(3.0)	116	(8.1)
天王町	※) —	—	—	—	19	(0.9)
昭和町	—	—	—	—	62	(3.8)
飯田川町	17	(3.1)	20	(2.8)	80	(4.4)
八郎潟町	—	—	11	(1.1)	70	(6.2)
琴丘町	—	—	—	—	17	(2.8)

※) —印はその他の市町村に分類されている場合

出典：『国勢調査』

表2—13　居住地別従業員構成

			居住地別			計	総計
			井川町	隣接町	その他		
S自動車部品K.K.	常雇	男	83人	299人	4人	386人	433人
		女	22	17		39	
	臨時	男	8			8	
Aブロイラー	常雇	男	14	5	4	23	90
		女	50	14	2	66	
	パート	女				1	
Kボード工業株式会社	常雇	男	13	6		19	85
		女	49	11		60	
	臨時	男	3			3	
		女	3			3	
T織物工場	常雇	男	1			1	56
		女	53	1	1	55	

資料：事業体調査より作成

車部品工場の場合，現実はその従業員の4分の3は隣接町出身者で占められているのである。

こうした特徴をもつS自動車部品工場の従業員の属性を，われわれの調査の一端にもとづいて，115ケースについてみると（表2—14），115名中井川町出身者は21名，81名が町外出身者で占められている。出身地別にみるならば，五城目町出身者の28名（24.3%）を最高とし，八郎潟町の14名（12.8%），昭和町，飯田川町の10名（8.7%）が続き，通勤に30分から1時間かかる秋田市，男鹿市，若美町出身者も11名いる。つまり，ここであきらかなことは，男子若年型工場においては，ますます開かれた社会の中に労働者を求め，女子・主婦型工場においては，地元主婦層をその意味で閉された社会の中に求めているということであろう。

ところで，第3に指摘しなければならぬことは，S自動車部品工場の場合，非農家出身が全体の40%を占めているという事実であろう。かかる意味において，農村への工場誘致は，男子若年型の場合，しかもそれが比較的安定したといわれる企業である場合，かならずしも農村地域社会の若年労働者を

吸収する場とはなっていない。われわれの調査からみると，農家出身層の半数は１～２町の中層である。一方，井川町の農家若年層は，主として秋田市へ通勤ないし転出しているという現実がある。

表２—14　居住地別従業員構成（Ｓ自動車部品工場）

	通勤時間	総数	非農家	農家	うち1町未満	1～2町未満	2町以上	NA
	分	人　%	人　%	人　%	人	人	人	人
井川町	5～15	21　(18.3)	7　(15.2)	12　(19.4)	2	8	2	2
昭和町	10～20	10　(8.7)	4　(8.7)	6　(9.7)	—	5	1	—
飯田川町	5～20	10　(8.7)	6　(13.0)	3　(4.8)	—	3	—	1
八郎潟町	10～15	14　(12.2)	5　(10.9)	7　(11.3)	3	3	1	2
五城目町	10～25	28　(24.3)	8　(17.4)	19　(30.6)	6	9	4	1
天王町	15～25	4　(3.5)	1　(2.2)	3　(4.8)	2	—	1	—
若美町	30～45	2　(1.7)	1　(2.2)	1　(1.6)	—	1	—	—
琴丘町	17～20	4　(3.5)	2　(4.3)	2　(3.2)	1	—	1	—
男鹿市	60	2　(1.7)	1　(2.2)	1　(1.6)	1	—	—	—
秋田市	30～60	7　(6.1)	7　(15.2)	0　(0.0)	—	—	—	—
NA		13　(11.3)	4　(8.7)	8　(12.9)	4	3	1	2
計		(100.0 %) 115 <100.0 %>	(100.0) 46 <40.0>	(100.0) 62 <54.0>	19	32	11	8 <6.0>

資料：実態調査より作成

第４に，このこととかかわって，出稼ぎ者に関してみるならば，表２－１にみるように第１次オイルショックの影響をうけ，不況で求職先が縮小したこともあって，また，当然に地域工業化の影響，また，秋田市へ通勤時間40分ということもあって，出稼ぎ者数は大幅に減少し，1978年には37名となるが，第３章以降でみるわれわれの詳細な，インテンシブな調査を実施したN部落（旧上井河村）の場合をみると，表２－15のように，そこにはあきらかに農家の世代交替の問題が一方に横たわっているのである。すなわち，1971年度の出稼ぎ者の場合，出稼ぎをやめ地元に新たに就職をしたのは，当時46才であった農家番号㉘の世帯主のみで，ほとんどは出稼ぎをやめ農業に専念し，他の家族成員が農外へ就労するというかたちをとっている。すなわち，当時すでに高齢に達していた出稼ぎ者の多く

表２—15　1971年度出稼ぎ者のその後

農家番号	性別	当時の年令	その後
㉓	男	65 才	農業に専念　息子が日雇へ
④	男	41	農業に専念　妻，母が農外就労へ
5	男	65	出稼ぎを続ける　1975年死亡
20	男	53	1976年まで出稼ぎを続け農業に専念　1978年に共稼ぎの息子夫婦が同居
22	男	57	1972年死亡
14	男	61	農業に専念
28	男	46	製材所に勤務
6	男	20	埼玉県へ就職　現在秋田市に居住
①	男	63	大工に専念

資料：『井川町出稼ぎ者名簿』と実態調査より作成

は，新たに地元に職を求めるというよりも，むしろ農業に専念するというかたちで潜在化していると思われる。ここには「農家」における世代交替の問題があきらかに存する。

以上から大きく井川町の就業構造の変化をとらえるならば，誘致工場は町内の主婦層の勤め先としてしか位置づかず，町全体としては主に秋田市へ吸収されながら，町外で就業するものの比率をたかめ，S自動車部品工場に必要な20代30代の男子労働者が隣接町から流れ込む。その一方で出稼ぎ者は1973年以降減少し，町内に潜在化するというように重層的に変容する中で地域社会のあり方そのものが変わってきているといえる。

もとより，こうした地域社会工業化は，井川町の産業構造を変容させている。

表2－16が示すように，井川町における産業別15歳以上就業者数の構成は，第1次産業への就業者数の減少，第2次，第3次産業への増加というかたちで変わっている。とりわけ1965年以降，第1次産業への就業者数の減少がすすみ，1965年に70.6%を占めていたものが1975年には42.1%へと激減し，その一方で，第2次産業は13.4%から31.5%へ，第3次産業は15.9%から26.4%へと増加している。また，産業大分類でみた場合，第2次産業における製造業・建設業の伸びが顕著である。

さらに，農業生産額，商業販売額，工業出荷額でみても，農業生産額が1968年→71年→76年にかけ，11億165万円→12億2,083万円→20億6,202万円という比較的緩慢な伸びを示すのに対し，商業販売額は約3億円→3億8,900万円→18億9,100万円，さらに工業出荷額に至っては，3億8,461万円→9億4,818万円→60億4,856万円と急激な伸びを示すに至っている。

表2—16　産業別15歳以上就業者数

	1960年	1965年	1970年	1975年
第一次産業	2,995人（77.0%）	2,508人（70.6）	2,263人（59.5）	1,377人（42.1）
農業	2,895 <74.4>	2,473 <69.7>	2,230 <58.6>	1,340 <40.1>
林・狩	49 <1.3>	33 <0.9>	32 <0.8>	35 <1.1>
漁・水・養	51 <1.3>	2 <0.05>	1 <0.03>	2 <0.06>
第二次産業	406人（10.4）	475人（13.4）	759人（20.2）	1,030人（31.5）
鉱業	8 <0.21>	1 <0.03>	5 <0.13>	3 <0.09>
建設業	220 <5.7>	284 <8.0>	394 <10.4>	449 <13.7>
製造業	178 <4.6>	190 <5.4>	360 <9.5>	578 <17.7>
第三次産業	487人（12.5）	565人（15.9）	778人（20.5）	862人（26.4）
卸・小売業	164 <4.2>	190 <5.4>	284 <7.5>	314 <9.6>
金融・保険	12 <0.31>	13 <0.37>	18 <0.4>	22 <0.6>
不動産業			0 <0.0>	2 <0.06>
運輸・通信	69 <1.8>	71 <2.0>	119 <3.1>	97 <3.0>
電気・ガス・水道	3 <0.08>	2 <0.06>	6 <0.16>	10 <0.3>
サービス業	166 <4.3>	216 <6.1>	268 <7.0>	300 <9.2>
公務	71 <1.8>	73 <2.1>	83 <2.2>	117 <3.6>
分類不可	1 <0.03>	2 <0.06>	3 <0.08>	1 <0.03>

出典：『国勢調査』

補論　井川町の経済・社会的年輪

井川町の開拓は，東部の台地から石鏃，石斧などの石器，縄文式土器や破片が多く出ていること，また黒坪字天神から墨付の土器片も出土していることから明らかなように，人類による集落形成は古い。西部の平地は浅い海だったので東部に人びとは集落をつくった。200年には，すでに米づくりが行なわれていたという。今戸実相院の建立は承和6年（839年）といわれる。950年には，八田に八幡神社が建立せられている。1200年には味曽野に尼寺があった。鎌倉時代に興り，南北朝を最盛期とする板碑が実相院その他に多い。慶長7年（1602年）以降，関東・水戸から移った佐竹氏の所領となり，郡奉行代官のもと肝煎によっての行政が行なわれていた。明治2年（1969年），秋田郡第一大区，第十大区に編入され，明治22年（1989年）の町村制施行によって，旧村，今戸，小竹花，北川尻，坂本，浜井川を合併して下井河村，黒坪，宇治木，N部落，T部落，O部落，井内，A部落，八田大倉，保野子の9カ村を合併して上井河村がつくられた。そして，戦後，昭和28年（1953年）の町村合併促進法により，30年（1955年）井川村となり，49年（1974年）町となった。

明治32年（1899年）の『下井河村地誌』によると，当時，戸数404戸，人口2,913人であるが，農家戸数294戸中自作62戸，自小作65戸，小作167戸と，すでにかなり激しい階層分化が生じている。浜井川には，国道要路であるため商店を営むものもみられる。八郎湖に面した地帯では102戸が漁業を営んでいるが，専業は2戸，他はすべて副業，農・漁である。主要産物は米であり，当時すでに75石（675円）を販売に出している（75／7913石）。そのほかの販売品には，麻（230貫，230円），莚（700束，112円80銭）がある。なお，大豆の収穫が多い。天保1～2年（1830～31年），不作が続いて多くの死者がでたという記録が農協年表に記されている。

上井河村は，明治33年（1900年），戸数318戸，人口2,458人であった。いま，『上井川村郷土誌』（1932年）において，大正10年（1921年）から昭和6年（1931年）に至る農民層の階級分化をみると，下井河村に比べて，上井河村の場合，自作農の比率が高かったといわれるにもかかわらず，田地396.8町中124.9町（31.5％）―大正10年―422.4町中133.5町（31.7％）―昭和6年―ほぼ3分の1が他町村所有者によって占められている。そして，昭和6年（1931年）の耕地について，町村内土地所有者の所有状況をみると，表補－1のようになり，土地所有といっても63.6％は5反未満所有であり，他極に，10町以上の土地所有者が10戸ほど存在する。こうして，上井河村では，大正10年（1921年）には，自作農22戸，昭和6年（1931年）には28戸となっている（表補－2）。

表補－1　町村内土地所有者の所有状況（昭6）

所有面積	戸数	構成比
	(戸)	(%)
5反未満	140	63.6
5～1町未	20	9.1
1～3町未	40	18.2
3～5町未	8	3.6
5～10町未	2	0.9
10町以上	10	4.5
計	220	100.0

資料：『上井川村郷土誌』

表補－2　自小作別農家戸数

	大正10年		昭和6年	
	戸数	構成比	戸数	構成比
	(戸)	(%)	(戸)	(%)
自作	22	7.7	28	8.4
自小作	190	66.2	138	41.7
小作	75	26.1	165	49.8
計	287	100.0	331	100.0

資料：『上井川村郷土誌』

同表にあきらかなごとく，大正10年（1921年）には，66.2％が自己所有の零細地片を加えての自小作であったが，昭和6年（1931年）には自小作層は41.7％に減少，替って小作層が26.1％から49.8％に増大している。また，上井河村郷土誌は395戸を暮しむきの上から（昭和6年），上・中・下

にわけているが，277戸，すなわちその70.1％までは「下」にランクされている。

ところで，井川町一帯は，戦前段階，激しい小作争議が展開せられたところであった。いま，『秋田県社会運動の百年 ― その人と年表 ― 』をよりどころとしてこの間の事情をみると，大正15年（1926年）には，下井河村の北川尻，今戸，浜井川などで全農支部が結成されている。この全農組織の下部単位は部落である。下井河村においては，昭和4～5年（1929～30年）にかけて，小作米永久減額闘争が関係小作人60戸（今戸）をもって組織される。この段階で，今戸，浜井川，北川尻の全農支部は，地主の攻勢に対抗するため合同して下井河支部を結成。3月31日，下井河村全農争議団150人は土地立入禁止判決に抗議の示威運動を行ない，昭和5年（1930年）4月小作人の親は無産少年団（ピオニール）を組織，7月7日には地主宅を襲撃している（この襲撃で7名の犠牲者，学童24名の同盟休校，地主側息子の自殺などをだした）。7月8日，「下井河争議に対し，払暁8台の自動車に分乗した120人の官憲に護られた立禁の執行は，2時間後には山本（郡），南秋田（郡）の全農支部（24支部）3千余名の大衆に包囲され，12名の地主全部は立禁を取消す。（7月3日より各支部は昼夜交代で代表者は争議地に送り応援団を確立していた。）」[3] 7月21日争議団長，鎌田嘉市ら7名が暴力行為等で検挙され，送検される。同年11月6日，一審の判決があり，鎌田には懲役8カ月の刑が科せられたが，永久3割減額（関係団地58町7反，関係地主24名，小作人60名）要求の10カ月間にわたったこの争議は小作人側の勝利で和解調停解決した。

また，昭和7年（1932年）春には，全農は貧農のために凶作地払下げ米獲得闘争を組み，村長（地主）を辞任にまでおいこんでいる。それを指導した藤田芳五郎について『秋田県社会運動の百年』は次のように記している。

「32年（昭和7年）春には，凶作地払下米獲得闘争を通じて，支部選出村会議員（5名）が先頭に立ち，村会に大衆動員をかけ，従来の地主専制を曝露，米を貧農に渡せと厳重に抗議し，払下米500余俵の中460俵（1俵5円90銭）を組合員に払下げることを闘いとった。また，33年（昭和8年）には下井河農会会計の紊乱を告発。さらに33年（昭和8年）度の毛引要求は34年（昭和9年）2月まで半数以上の地主と解決がついたが，2月にいたっても18名の地主が頑強に拒否したので未解決地主の中心である伊藤村長その他との抗争を予算村会に集中し，全農選出議員5名と組合青年部員等を連日村会に動員，ために村会は流会につぐ流会をかさねていたが，突如，組合保管米や肥料資金等会計事務にかこつけ五城目署に1ケ月にわたって拘引されたが，村民大多数の抗議により釈放され地主の結束も破れ33年（昭和8年）度の毛引2割8分で勝利解決した。35年（昭和10年）には2月の予算村会で村長の不正を摘発，地主議員もまた不信任の意志表示をせざるをえぬ情勢に導き村会は満場一致村長不信任を決議し，37年（昭和12年）には推されて下井川村役場の助役に就任した。なお，32年（昭和7年）以来，畠山松治郎らと共に医療組合運動を推進し組合理事に選任された。」[4]

この藤田芳五郎の場合，大正15年（1926年）日農浜井川支部を結成し，昭和4年（1929年）以来村議に選ばれているが，前述の引用文であきらかなように，小作争議の高揚の中で村民の信をえて，当時の地主議会の中で5名もの全農議員団を構成していた点に注目しなければならない。前述の鎌田嘉市の場合も，大正15年（1926年）に日農今戸支部を結成，昭和4年（1929年）以降下井河村の村議であった。彼は下井河村の全農支部の支部長をつとめたが，昭和12年（1937年）の人民戦線事件で検挙された（のちに不起訴）。

この『秋田県社会運動の百年』には，上井河村出身者の記載は下井河ほどないが，その一人斎藤周一郎の場合，「1925年（大正14年）日農支部を結成，支部長となり，同県の執行委員，常任執行委員を歴任し，29年（昭和4年）2月全農県連創設大会にて執行委員に選任され，同年4月上井河村村議に当選して以来村議会議員を歴任」[5]している。

上井河村では，昭和８年（1933年），Ａ部落，八田大倉，井内，大台，Ｎ部落，黒坪の６支部が合して全農上井河支部を結成しているが，昭和12年（1937年）の人民戦線事件以降，下井河支部の場合と同様，その組織を解散せざるを得なくなっている。これらの活動家たちが，戦後農民組織再建にのりだすことになることは，ここに指摘するまでもない。

なお，同『秋田県社会運動の百年』によると，1959年（昭和34年）井川村村長に当選した鷲谷嘉兵衛の場合，上井河村出身で次のような生活史をもっていた。すなわち，旧家伊藤家の次男として出生，秋田中→弘前高校→京大へとすすみ，1926年（大正15年）１月，治安維持法違反（京都学連事件）で検挙され，27年（昭和２年）４月禁錮８カ月の刑をうけるが，これより前保釈出所し，産業労働調査所図書取次部に雇われ，後，日農総本部（大阪）の書記となり，27年（昭和２年）８月には日農秋田県連の支部幹部教育夏季講習会に講師として派遣されるなど活躍，27年（昭和２年）10月共産党に入党，3.15事件で検挙され，31年（昭和６年）３月満期出獄，京大に復学後，天野貞祐の弟子となり，大学院を経て，38年（昭和13年）文部省から蒙古に派遣され，教員を経て，蒙彊自治政府の顧問。1946年（昭和21年）に帰国，47年（昭和22年）三嶽開拓農協の組合長，53年（昭和28年）まで開拓に従事，その後，公民館長，教育長を経て，55年（昭和30年）に井川村助役就任，59年（昭和34年）に村長となった[(6)]。

以上，垣間みた限りにおいても，井川町ではとりわけ旧下井河村において小作争議の諸影響が，その大地の上に村落社会の年輪としてふかく刻み込まれていることがあきらかとなる。戦前における小作料は，昭和元～10年（1926～35年）の平均でみて，下井河村で4.3～５割（契約額），実納額で4.1～4.4割，上井河村では4.4割（契約額），実納額で4.1割であった（表補－３，補－４）。

表補－３　戦前における小作料（反当）Ⅰ　昭和元～10年平均

小作高	普通			高			低		
	小作料		収量	小作料		収量	小作料		収量
	契約額	実納額	平年作収量	契約額	実納額	平年作収量	契約額	実納額	平年作収量
下井河村	1.20石	1.05石 1.16	2.40石 2.80	－	－	－	0.85	0.78	1.90
上井河村	1.00	0.94	2.20	1.10 1.20	1.01 1.16	2.40 2.50	0.85	0.69 0.74	2.00

資料：秋田県農地改革史編纂委員会編『秋田県農地改革史』

表補－４　戦前における小作料（反当）Ⅱ

	小作料		収量	平年作収量に対する％	
	契約額	実納額	平年作収量	契約額	実納額
秋田県	1.03石	0.94石	2.19石	47％	43
南秋田郡	1.07	1.00	2.29	47	44
下井河村	1.20	1.05 1.16	2.40 2.80	53 43	44 41
上井河村	1.00	0.94	2.29	44	41

資料：『秋田県農地改革史』

こうして上・下井河村は戦後の農地改革を迎えることになるが，昭和20年（1945年）11月現在，下井河村では全耕地の 3.5 割，上井河村では 2.6 割が小作地であった。農地解放によって下井河村で約42町，上井河村で約27町の小作地がかつての小作人の自作地となった（表補－5）。

表補－5　農地解放後における農地状況（昭和27年12月5日農地課調査）

	昭和20年11月25日現在 農地面積			買収済面積	所管検査面積	計	昭和27年12月5日現在 農地面積		
	自作地	小作地	計				自作地	小作地	計
	反								
下井河村	245.5	462.4	707.9	249.2	173.1	422.3	670.5	41.4	711.9
上井河村	123.4	314.1	437.5	161.6	110.7	272.3	400.6	36.7	437.3

資料：『秋田県農地改革史』

なお，村に初めて電燈がついたのは，大正3年（1914年），郵便局ができたのが大正9年（1920年），飯塚駅ができたのが昭和2年（1927年），簡易水道ができたのが昭和30年（1955年），診療所が開かれたのは昭和32年（1957年）のことである。

<注>

(1) 秋田県井川村『井川村総合開発計画』，1970年7月，P.8。
(2) 秋田県井川村『第二次井川村総合開発計画』，1973年4月，PP.2～3。
(3) 小沢三千雄編『秋田県社会運動の百年 ― その人と年表 ― 』，みしま書房，1978年，P.272。
(4) 同上，PP.175～176。
(5) 同上，P.109。
(6) 同上，PP.207～208参照。

第3章　N部落における経済・社会の史的展開構造

小　序

旧上井河村，N部落に焦点をあわせて，問題の所在，すなわち現時における地域社会変動をとらえる場合，まず第1に，この徳川時代の旧村が，明治以降，如何なる社会・経済的年輪をつみあげてきたのか，社会自体が史的に累重的に培ってきた社会的諸事実のレベルにまで立ちかえって問題を捉える必要があろう。旧上井河村，そして井川町自体町史が存在せず，またN部落においても，それが存在しない故，現時における社会調査から私たちが調査しえた限りで，本章の問題にせまろう（戦前一戦後の小作争議，農民運動に関しては，未だ詳細な資料を入手していない）。しかし，本稿があくまで現時における変動分析を中心としてることを．あらかじめことわっておきたい。

このさい，何よりもあきらかにしなければならぬことは，長い間，本一分家関係，姻戚関係を中心として，いわば自主的に形成せられてきたN部落社会の社会的骨組であろう。また，それにクロスする形での，地一小作関係の展開の中でみられる経済過程の問題，さらに農地改革後におけるその「家」としての自立化過程の展開であろう。

第1節　戦前段階におけるN部落の社会構造の特質

第1項　本一分家関係の系譜と村落社会の構造

本節では，まず戦前段階における諸構造をおいあげよう。

N部落は，井川町のほぼ中央部に位置する現在（1979年）戸数41戸の部落である。

現在，部落の共有財産として，山林約50町（杉約11万本植林）— N・T殖林生産森林組合管理 — がある。明治22年（1889年）のN部落及びT部落の財産簿には，約22町2反6畝12歩と記されている。山林は郷山と称し，神明神社の氏子集団である郷中（T部落，N部落，Y部落の3部落からなる）によって，草刈場，伐採地として利用されるとともに，ここからの収益で3部落の氏子からなる神明神社の経費をまかなっていた。ここに饉飢，災害の時に備えての籾をおさめた郷倉があった。大正3年（1914年）行政指導で農商務省の部落財産の統一が行なわれたさい，神明神社に財産が統一されたが（神社庁所管），翌年，村民はN部落・T部落殖林組合をつくり，山林を部落のものとした。明治33年（1900年），明治37年（1904年），昭和35年（1960年），の国有地払下げにより，山林面積は拡大した。

享保7年（1723年）の資料によれば[1]，家数14軒，御蔵入給分292石8斗1升8合と記録されている。現在，家数は約3倍に伸びているが，かつてはこれ以上の戸数がN部落には存在した。現住戸を中心としての部落図を，㉗と㊵を総本家とする本家一分家一孫分家関係で示したのが図3－1である。そして，明治30年（1897年）以降の本家一分家一孫分家別に，時系列的にみたのが図3－2である。小林家弥兵衛㉗を総本家としての分家（本家）一孫分家（分家）関係によって，N部落の大宗が年次を経ると共に，大きくこのN部落に根をはってきたことはあきらかである。

ところで，図3－1と図3－2を重ねあわせると，弥兵衛㉗が資産家であったころ，その屋敷地は広大であり，第1分家㉞，また㉖，そして藤原家の本家㊵が一角にかたまっており，その後分家，転入した家がそこを中心として東へひろがる形で集落形成をなしていったことがわかる。

ところで，以上は，現在戸を中心としての総括であって，これまで廃絶した家も少なくはない。いま，大正9年（1920年），N部落に存在する家を苗字別にわけると[2]，小林隆喜治（現在の弥兵衛の曽祖父）を本家とする小林姓が31戸，藤原十寸を本家とする藤原姓が3戸，三浦忠治を本家と

図3－1　本一分家別部落地図

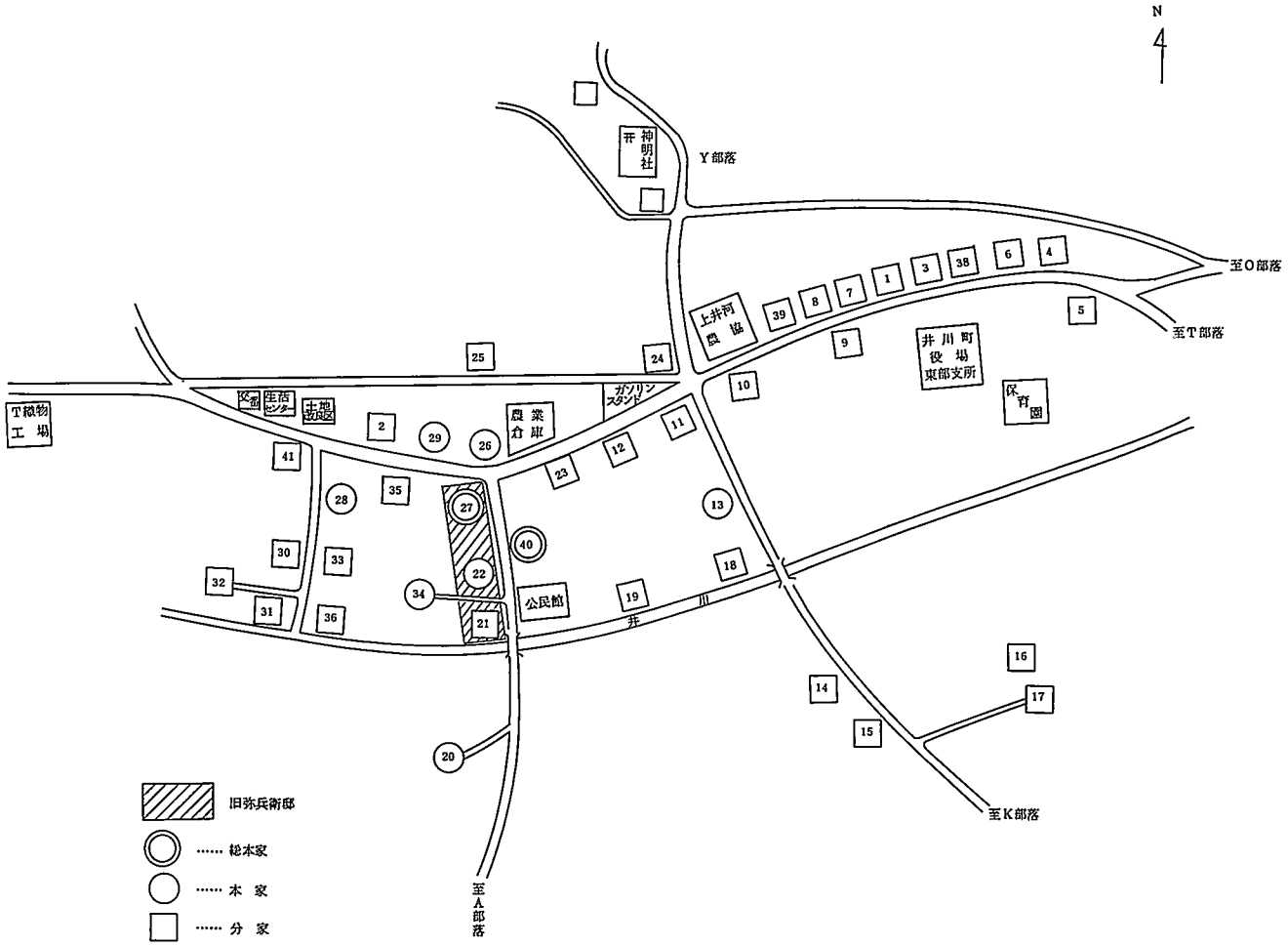

図3－2 本一分家関係

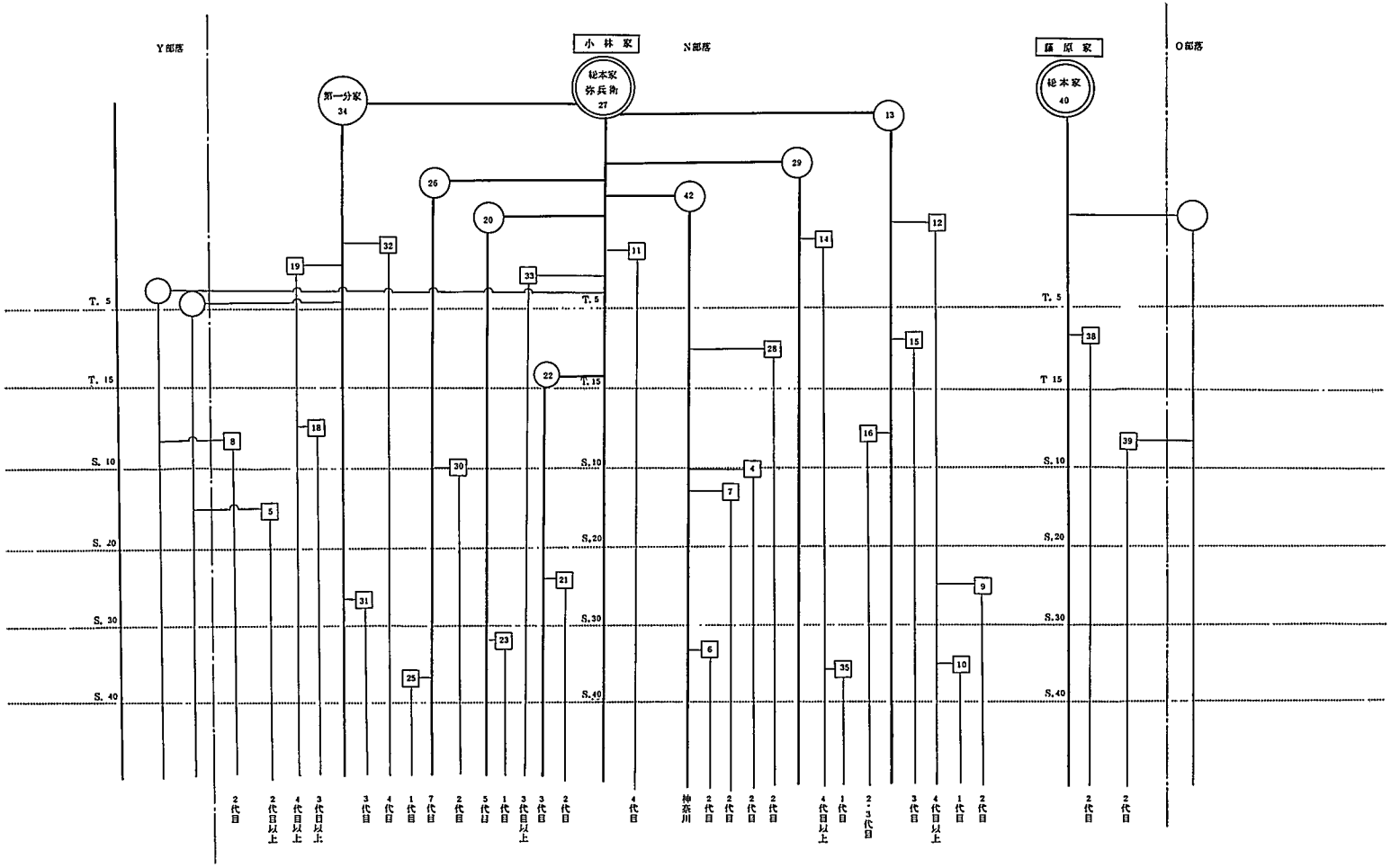
Y部落
小林家
N部落
藤原家
O部落
第一分家
34
総本家
弥兵衛
27
総本家
40
T. 5
T. 15
S. 10
S. 20
S. 30
S. 40
2代目
2代目以上
4代目以上
3代目以上
3代目
4代目
1代目
7代目
2代目
5代目
1代目
3代目以上
3代目
2代目
4代目
神奈川
2代目
2代目
2代目
2代目
4代目以上
1代目
2・3代目
3代目
4代目以上
1代目
2代目
2代目
2代目

する三浦姓が4戸，T部落より分家した小玉姓が3戸，N部落には本家のない高橋姓が2戸，北秋田郡大館町よりきたる僧侶の小畑姓が1戸，計44戸が存在していた。

それが，昭和7年（1932年）になると[8]，小林姓31，藤原姓3，三浦姓4，小玉姓3，高橋姓1，宇治木部落より分家した伊藤姓1，南秋田郡面潟村より昭和7年（1932年）に転入した村井姓1，八田大倉部落と宇治木部落よりそれぞれ転入した石井姓2，計46戸となる。

現在（1979年）は，小林姓32，藤原姓3，高橋姓1，伊藤姓1，石井姓2，T部落より1960年に転入した安田姓1，火災にあって1959年A部落より転入した斎藤姓1の計41戸となっている。この間の事情をみたのが表3－1であるが，ここにあきらかなように，本家を中心としての分家の創設という地域への根づき方は，けっしてすべての家が地域へ根づくという形でなされているわけではない。小玉家の1戸は東京へ転出し，村井家は秋田市土崎に転出していることは判明しているが，三浦姓，小玉姓（他の2戸）の消滅は不明である。

表3－1　苗字の分布

	小林	藤原	三浦	小玉	高橋	小畑	伊藤	村井	石井	安田	斎藤	計
大正9年	31(戸)	3	4	3	2	1	—	—	—	—	—	44
昭和7年	31	3	4	3	1	—	1	1	2	—	—	46
昭和54年	32	3	—	—	1	—	1	—	2	1	1	41

資料：大正9年及び昭和7年に関しては『上井川村郷土誌』，昭和54年に関しては実態調査より作成。

さて，本一分家関係についてその出自関係をみると，大正9年（1920年），小林隆喜治㉗を本家とする分家戸数は37戸あり，うち30戸はN部落，4戸はT部落，1戸はO部落，2戸は保野子に存在し，藤原十寸を本家とする分家3戸のうち，2戸はN部落，1戸はO部落にあった。さらに，三浦忠吉を本家とする分家は17戸あり，そのうちN部落に3戸，T部落に1戸，A部落に8戸，下井河に4戸あった（現在N部落にはない）。

現在は，小林姓32戸のうち，㉗の弥兵衛を総本家とする家はN部落に30戸あり，そのなかで弥兵衛から直接分家したものは9戸である。第一分家は㉞で，子供の頃住んでいた家（現住所，1959年に新築）は300年になると言われ大変古い分家である。さらにこの㉞からは4代目になる32，3代目になる31，4代目以上になる19が分家し，㉞からY部落に分家した家から5は再びN部落に分家し，2代目以上になる。また，19から18が分家し，3代目以上となっている。

⑬も徳川期に㉗から分家した家であり，そこから4代目以上になる12が分家，さらにその12から現世帯主の兄弟である9が屋敷50坪，田1反5畝，畑5畝を譲りうけ昭和21年（1946年）頃分家し，10は八郎潟町へ養子に行き体をこわし，実家に戻って分家している。一方，15は大正8年（1919年）に⑬から分家，16も⑬から分家して，2，3代目になる。

㉙も古い分家の1つであり，そこから4代目以上になる14が分家，さらに14の現世帯主の弟35が分家している。

㉖は㉗から分家して7代目になるという。この㉖からは，昭和10年（1935年）に30が分家し現在2代目であり，また，現世帯主の弟25が昭和37年（1962年）土地（屋敷地）200坪を譲りうけて分家している。

⑳は㉗から分家して5代目になるという。23はこの⑳から，田を1反5畝ほど譲りうけ昭和32年（1957年）に分家している。

㊷も古い分家であり，3代前の世帯主が，1代で財産を築き，田を4町歩ほど所有していた。しかし，2代前の世帯主が神奈川へ他出し，現在は二男の28が本家代わりをし，その兄弟4と6と7

が分家している。

さらに，㉗から分家し4代目になる11と3代目以上になる33があるが，両家からの分家はN部落にはない。

また，弥兵衛の祖父母の養子となった三治郎が大正14年（1925年）に兄分家した22は，弥兵衛最後の分家であり，3代目をむかえ，21はそこから昭和24年（1949年）に分家し，2代目が継いでいる。

また8は，㉗からT部落に分家した家から，昭和7年（1932年）再びN部落へ分家してきた家である。

その他に，弥兵衛と本一分家関係にない小林姓は2戸ある。24はY部落に総本家及び本家があり，祖父の代にN部落へ分家している。17の本家はもともとN部落にあったが満蒙開拓義勇団々長として満州へ渡り，財産を全部なくしてしまったので，引き揚げてきてから綱木沢へ開拓に入植している。祖母（79才）が嫁に来た時，この部落に分家している。

一方，藤原家は3戸あった。藤原家は藤原の落人で，維新の時移り住んだと言われる。総本家は㊵で，38は大正7，8年（1918，9年）頃分家し，現在2代目が継いでいる。39は㊵からO部落へ分家した家から昭和6年（1931年）分家し，現在2代目である。

第2項　N部落における婚姻関係と社会構造

かようにみてくると，とりわけ㉗を中心とした本一分家関係が，このN部落にはいわばきわめて局地的な形で地域社会自体として構造化されていることがあきらかとなるが，「家」相互間の婚姻関係はこの同族内で結ばれているわけではない。通婚圏はかなり広い。明治30年（1897年）以降の推移をみたのが表3－2である。明治30～45年（1897～1912年）にかけて，すでにその6割は井川町（上井河村，下井河村）を越える通婚圏をもっており，昭和31年以降50年（1956～75年）にかけては9割，そして昭和51年（1976年）以降は，10割までが井川町を越えている。このことは，同族それ自体が局地的に構成されていても，「家」の現実的な生活空間はかねてよりけっして局地的なものではなかったことを示している。婚姻によって，同族の中につねに他地域からの"血"を入れて，局地的な部落での本一分家の社会構造を維持していたことがこうしてあきらかになる。

表3－2　年代別通婚圏 ― N部落へ嫁あるいは婿として参入した場合 ―

	明治 30～45	大正 元～15	昭和 元～10	昭和 11～20	昭和 21～30	昭和 31～40	昭和 41～50	昭和 51～	不明
N部落			1 (1)		2				1 (1)
上井河村	1	1	3 (1)	2 (1)	1	} 1	} 1		
下井河村	1	3	2		4				
郡内他町村	3	4 (1)	6	9	5 (1)	7	6 (1)	2	
郡外他市町			1		4	4	3	3	
不明				1					
計	5	8 (1)	13 (2)	12 (1)	16 (1)	12	10 (1)	5	1 (1)

注）（ ）内は養子縁組の数

資料：役場資料より作成

こうした中で，いま，N部落内から嫁ないし婿をとった4ケースについてみると，それは次のようである。すなわち，昭和8年（1933年），㉖の父の弟が19へ養子へ行き，両家は姻戚関係を結んでいる。しかし，昭和24年（1949年）の33の場合は，N部落の小玉家との結婚であり，昭和27年

（1952年）の31の場合は，同居の姉の子供との結婚で，現在N部落に姻戚関係を結ぶ家はない。その他に，32と31両家はともに32から31へ婿入りしたものがいると述べており姻戚関係にある。従って，㉗を中心とした同族の中では，㉖と19，31と32だけが姻戚にあることになり，しかもいずれも養子縁組で生まれていることがわかる。つまり，この期間に部落内の家から嫁を迎えた家はないことになる。

かようにみてくると，N部落の場合，そこには「家」相互の間に，姻戚関係がほとんど存していないわけであるから，そこでの諸関係は本一分家関係にならざるを得ない。そこに地主一小作関係といっても，地主（不在）一小作関係と在村地主との関係は，おのずと異なっているといわなければならない。後者の場合は，そこに本一分家関係がからんでくるからである。

第2節　N部落における地主一小作関係の展開と若勢制度

第1項　N部落における地主層の動向と地主一小作関係の展開

さて，こうした本一分家関係の地域への根づきの展開に重層する形で，戦前段階，それ自体階級関係である地主一小作関係が展開していた。

この町内には，あまり大きな地主はなく，下井河の前伊藤村長の14～5町歩がもっとも大きく，あとは7～10町歩の地主であった(4)。この地域では，五城目町の地主層の小作地が多かったが，最大の小作地は，秋田市「加賀屋長兵衛」の所有地であった。加賀屋長兵衛は，現在の五城目町，井川町，昭和町，飯田川町一円に小作地をもち，上井河，下井河あわせて100町歩以上を所有していた。井川町においては，下井河の北川尻部落の伊藤家がその代人で，そこまで小作人は毎年小作米を納入していた。下井河にはこうした不在地主の小作地が多く，それ故，前述のように，北秋田郡前田村，南秋田郡一日市と並び，小作争議が頻発した。上井河の場合，下井河近接地を除いて，こうした影響はほとんど受けなかったといわれる。N部落には長兵衛の小作地はない。しかしながら前述のように，斎藤周一郎を中心として，上井河でも小作人組合が結成され，そこでの闘争が展開せられていた。

地主一小作関係をみると，表3－3のように，終戦時存在した農家29戸のうち，地主3戸，自作14戸，自小作1戸，小自作4戸，小作6戸となり，地主層3戸は3～5町歩の土地を集積している。地主層3戸は小林家の総本家㉗からの本家格分家である㉞⑳㊷である（㉗は図3－1にみるごとく，明治中期までは，現在の㉗21 22の屋敷地をあわせたほどの広大な屋敷地をもっており，少なからぬ小作地を有していたことは容易に予測しうる。だがこの時期すでに小作地をすべて手離していた。— 没落については後述）。しかし，その集積した土地がN部落内にあるか否かはさだかではない。自作層は，その3分の2にあたる9戸が1～2町の土地を持ち，小自作においても，1.5町，2.5町，3町歩という経営規模をもっている。

村外地主としては，五城目町の近藤泰助から㉖㉚㉙が計4町7反の小作をしている（表3－4）。経営面積5反以下は5戸（17.2％），5反～1町が6戸（20.7％）となる。18は㉖から5反歩小作としているが，㉖は近藤家からの小作地2町5反歩をもっているので，又小作と思われる。ここであきらかなことは，小林家の分家（本家格）の3戸が，小地主としての地位を保持していたということであろう。

こうして，N部落は，戦後の農地改革をむかえた。ここで，N部落各戸の土地所有の状況は変わる（第2章補論，井川町の経済・社会的年輪参照）。

以下，戦前段階在村地主層であった㉗㉞⑳㊷の戦後までの推移と，また，戦後自作農となった，33 30 17等について若干，事例的にあとづけよう。

表3－3　N部落農家の階級構成（昭和初期）

	～5反	～1町	～1.5町	～2町	～3町	～5町	5町～	計
地主					1	1	1	3
自作	2	3	5	4				14
自小作		1						1
小自作		1	1	1	1			4
小作	3	1	2					6

注）　不明1

資料：実態調査より作成

表3－4　地主一小作関係と本一分家関係（昭和初期）

本一分家関係	自・小作別	水田所有面積	地主名	所在地
㉗	自作	1町歩		
㉞	地主	3町		
32	小作	4反	34	N部落
31	自作	1町7反		
19	自作	1町強		
18	自小作	自作 5反，小作 5反	26	N部落
5	自作	1.2～1.3町		
⑬	自作	1町6反		
12	自作	1町7.8反		
15	自作	1町7反		
16	自作	1町5反		
㉖	小自作	小作 2町5反，自作 5反	近藤泰助	五城目町
30	小作	7反	近藤泰助	五城目町
㉙	小作	1町5反	近藤泰助	五城目町
14	小自作	2町	N．A	N．A
⑳	地主	5町1反		
33	小作→小自作	小作 9反8畝，自作 5反	N．A	N．A
㊷	地主	4町		
28	自作	3反		
4	自作	9反		
6	N．A	N．A		
7	小作	3反		
11	自作	1町2.3反		
8	自作	5反		
㉒	小作	1町4反	20	N部落
17	小作	4反		Y部落と昭和町
㊵	自作	1町6畝		
38	小自作	6反	N．A	N．A
39	自作	4反		

注）1. ◎総本家，○本家，□分家

2. ［　　］で囲まれた家は本一分家関係にある。

資料：実態調査より作成

1）小林家の総本家㉗は，戦前段階，すでに没落していた。㉗家の「過去帳」をさかのぼると，最初の墓は「悟空道入信士」としるされ，享保12年（1728年）8月24日に建てられている。小林同族の中心であった。しかし，現在の世帯主の曽祖父が，①地方議会の成立に精力をかたむけ，②商売に手を出し失敗，③女遊びを派手にしたこと，④火災で家屋を焼失したことで，明治期に一気に没落し，さらに大正14年（1925年），祖父の死亡により父が家督相続するが，病気のため土地を手離し，戦前段階の土地所有面積は一町歩前後となっていた。この意味において，農地改革の影響はうけなかったといえるが，総本家，旧家としての〝家格〟は，農村社会の中で，それなりの交際を求め，戦後もこれが続き，先代（父）が，昭和30年（1955年）死亡したさいには，すでに多くの負債をかかえるに至っていた。当主が結婚したのは昭和38年（1963年）のことである。

2）㉗からの第一の分家㉞は，戦前（先代），加賀屋長兵衛からの借金のため，3町歩程度を残して，他の土地を失ってしまい，こうして農地改革を迎えた。㉞は，戦時中，弟が婿へいき，その下の弟が現役で軍隊へ行き，若勢もいなかったため，6反歩をのこして全部小作に出していた。したがって，農地改革によって，分家である⑱へ2反歩，㉜へ6反歩，Y部落の分家（⑤の本家）へ2反歩，㉛へ2反歩と小作に出していた土地は実質的には戻らず（残存小作地となる），さらに役場へ約1町歩を売り，土地6反歩を所有する農家となった※。

※その後，10年程前㉛はその2反歩を30万円で購入した。他の農家は，現在でも2反歩につき1万円の小作料を㉞へ支払っている。その小作料は㉞にとって固定資産税を支払えばなくなってしまうといった微々たるものにすぎない。

3）⑳には，昭和のはじめ頃，若勢が2人ほどいた。農地改革によって土地は1町8反歩となった。現世帯主は，長男であったため，父の兄弟の分家，嫁入りも行なった。昭和31年（1956年）には父の妹を昭和町に嫁に出し，翌32年（1957年）には父の弟（㉓）を，山林1反弱，田2反に宅地をつけて分家させた（㉓は現在商店を経営している）。世帯主は，昭和39～51年（1964～76年）まで出稼ぎに行っているが，その1つの要因として，昔地主であったので，交際費がかかったことをあげている。

4）もう1戸の地主である㊷は現在神奈川へ他出しており，その過程ははっきりしない。ただ，現在本家代りをしている大正14年（1925年）生まれの㉘は，小学校卒業の頃の暮しむきについて「最高，（父の）兄がいて（自分の家は分家でいた）。」と述べており，生活がかなり豊かであり，それだけに農地改革の影響は大きかったと思われる。

こうして，農地改革で土地を失う農家の対極において，かつての小作層は零細地片を自らのものとし，自作小農となった。

㉝は，出稼ぎと土方で生計をたてていたが，父の代から農業をはじめており，昭和8年（1933年）ごろ2反5畝を借地，それを2年後買いとり，さらに1，2年後2反5畝買っている。そして，その2，3年後に7反，さらにその2，3年後に2反8畝の土地を借りていたため，戦後の農地改革で，1町4反8畝を所有する農家となった。㉚は，小作地7反歩が農地改革後自作地となっている。⑰は昭和の初期に父を亡くし，田を失い，母，兄，妹と本人が，母の日雇の金で生活していた。その後昭和18年（1943年）に4反歩の土地を地主からかえしてもらっており，その4反歩の小作地が農地改革で解放されている。㉙も小作地1町5反歩が解放された。⑱は，自作地5反，小作地5反をもっていたが，昭和16年（1941年）小作地5反を人にゆずり，祖父が役場に勤め始めている。しかし，前述したように終戦前，㉞の本家から人手不足を理由に2反歩耕作を請負，それが農地改革で実質的には自分のものとなり7反歩所有の農家となった。㉜も，本家から耕作を請負，その4反が実質的に自分のものとなった。㊳は小作地を解放され，6反歩所有の農家，㉒は，1町4反歩解放されるが，昭和22年（1947年）㉑の分家により6反歩を譲渡し，8反歩所有する農家となった。

かようにN部落の場合，小林家総本家㉗を中心とした本一分家関係は，明治期まで地主一小作関係が強固に重層していたが，すでに戦前段階において総本家㉗は，その物質的基盤としての土地所有において零落し，同族の中における家格が必ずしもその経済的優位をしめすものとはなっておらず，戦後の農地改革がこうした傾向に，さらに拍車をかけた。しかしながら，この地域では，「本家と分家とは家代を経るも親類関係を絶たず，本家の主人，分家の家に至れば主人の上席をなし，事あれば代って之を処理し，又分家は新年と中元には必ず本家に至りて祖先の霊牌を拝すを例とす」(5)という慣行があり，それが本家にふさわしい生活様式を本家に強い，また分家創出も本家の義務である。そうした慣行の戦後にいたってのひきつづきの残存は，本家層の零落を一層促進したともいえる。しかしながら，㉞の事例に垣間みられるように，分家→本家関係が現在まったく消滅したということではない。しかし，私たちの調査結果からも，終戦直後の段階は，各戸がその生存で精一杯であったことがうかがわれる。そして，その後の各戸の変遷と部落社会の変質については，第4章以下で分析するが，ここでは，戦前段階までこのN部落が有していた経済・社会の構造的特質についてさらにふかめる必要があろう。

第2項　本家層の生産・労働一生活の実相
― 若勢制度と経営・生活 ―

前述のように，N部落では本一分家関係に地主一小作関係が重層していたが，本家層（地主，自作層）は「若勢」をかかえていた。

「若勢」とは年季奉公人，年雇のことで，古い時代から存在し，主に小作人の2，3男が3年から4年の期間，地主層または1.5町から2町以上の自家労働力が不足する農家に雇用されていた。「若勢」の報酬は，米の現物支給で行なわれ，17～18才男で年間米7～8俵，20才以上男で農作業経験豊かな者には月間1俵が支払われた。支給方法は，通常は「秋から秋の終わり」に支払ったが，貧困者の場合は前借りをすることもあった。

雇用先への住み込み労働で，食事は雇用家族と同一物を主婦のまかないで食べていたが，座る場所は食卓の末端であった。また，寝る場所は，土間のすみの牛舎で，そこにムシロをひいてつくっていた。天井はなく，目の上は屋根で，煙のただよっているところであった。夏場は，雇用先農家の庭木に稲木をわたし，ムシロを敷き，カヤをつって寝ていたという（㉖の場合）。

若勢の労働時間は，農繁期の場合，朝2時に起床し農作業を行ない，午後8時には床についていた。農閑期の場合は，朝食前2時間，家畜用の草刈，縄綯い，カマス，ムシロ作り，水汲みなどを行ない，朝食後4時間，昼食後4時間農作業を行なっていた。農閑期の場合，夕食後毎晩，家族員が少なくてあそびに行きやすい家を宿として若勢が集まり歓談していた。しかし，同部落内の雇用関係の場合も，若勢が実家へ帰省することは，月に2回，1日と15日に限られていた。なお，小作争議の高まりの中で，田植の後とお盆の〝早苗振り〟休みを要求し，若勢頭を中心として，雇い主＝〝親方〟にたちむかうこともあったが，こうしたことは戦争にはいってなくなった。

表3－5にあきらかなように，昭和4年（1929年）段階で，若勢を住み込ませていた農家は，㉗㊵㉞⑬㉖⑳㊷⑫で，各戸1名ずつの若勢がいた。⑫を除き，すべて総本家ないし本家格分家である。⑫は，若勢を1人いれながら，4男を若勢に出していた。また，⑫は森林組合の理事もしており，本家格分家の⑬からの古い分家であり，部落内でかなりの実力があったと思われる。

表3－5にみるように，若勢は戦後段階においても存した（第4章，第1節参照）。また，この若勢は井川町において特徴的に存した制度でないことは，表3－6にみるようにN部落における現世帯主が，N部落，井川町のみならず，昭和町，飯田川町等々へも若勢として奉公していることであきらかであろう。

表3－5　若勢を住み込ませていた農家

本・分家	農家番号	昭和4年	昭和25年	昭和30年
総本家	㉗	○		
	㊵	○	○	
本家	㉞	○	○	○
	⑬	○		
	㉖	○	○	
	⑳	○		
	㊷	○		
分家	12	○		

資料：実態調査より作成

表3－6　若勢経験者の期間と若勢先

農家番号・続柄	自・小作別	期間	若勢先	収入（年）
33 父	当時は非農家	大正5年～10年 大正11年～昭和4年	42 八田大蔵部落	最後には13俵
33 世帯主	小作	昭和14～16年	20	1年目6俵 2年目12俵
15 世帯主	自作	昭和25年 昭和26年	19 下井河の叔母	
17 世帯主	小作	昭和5～6年 昭和7～10年 昭和11年	34 小玉家 昭和町の大地主の家	米7，8俵
5 世帯主	自作	昭和24～26年 昭和27～28年	Y部落の本家（弥兵衛の分家） とよ川	
㉙ 父	小作	NA	N部落	
14 父	小自作	昭和6～8年 昭和9年 昭和10～12年 昭和13～14年	昭和町，妹の叔父 上井河Y部落 昭和町 飯田川町	
6 世帯主	不明	～昭和14年		

資料：実態調査より作成

ところで，このことは若勢を雇用した地主，自作の所謂本家層の農家の経営が，必ずしも豊かであったことを意味したわけではない。そこで私たちが入手した上井河村のA農家の昭和5年（1930年）の記録を用いてこの間の事情をみてみよう。

本農家は，自作地2町1反6畝，小作地1町6反7畝，計3町8反3畝を所有する在村地主であり，男2名，女1名の若勢を雇い入れている。家族員は若勢3名をふくむ，成人男子3名（35才，25才，18才），成人女子2名（28才，18才），子供男子2名（12才，3才），子供女子2名（9才，6才）の計11名からなる。表3－7は，本農家の昭和5年（1930年）の収支予算を，表3－8は同年の収支決算をみたもので，表3－9は収支決算の構成比を示したものである。

表3－7　昭和5年度上井河村A農家の収支予算

一，飯　米

成　年	1日平均	6合5勺	男17才ヨリ以上	3人	1.95（白米）
中　年	1日平均	5合	男16才ヨリ12才マデ 女ノ成人ト同ジ	3人	1.50
小学校期	1日平均	4合	11才ヨリ8才マデ	1人	0.35
子供期	1日平均	3合	7才ヨリ5才マデ	1人	0.20
				計	1日4升平均トス

1ケ月　並　4斗入　3俵5升

1ケ年　4斗入　37俵ト2斗15石也（玄米）

二，給料米及日雇給米

下　男	4斗入18俵	7石2斗也
日雇給米	4斗入4俵	1石6斗也
	22俵	8石8斗

三，納　税

		(円)(銭)
国　税	田　租	28.560
	宅　地	2.600
	雑	
	不　明	5.000
村　税	地租割	24.800
	家屋税	3.200
	雑種税	2.240
	戸数割	75.240
水利税		20.000
農会費		10.000
県　税	地租割	46.900
	家屋税	8.000
	雑種税	5.600
	計	202.140

四，無尽掛米及び金員並に保険料

融通講	24.800
馬無尽	7.050
集立茶無尽	4.800
石井茶無尽	5.000
計	41.650

田　三	4斗（1回）	
高　盛	3斗（1回）	
横　沢	1石（2回）	
銀　治	5斗（1回）	
乗江院	9斗（1回）	
全平講	7斗（1回）	
保険料	12.000円	
徳　治	4斗	
秀　雄	昭和7年度2回 銀蔵へ譲渡し掛米セズ融通1石6斗	
計	4斗入14俵2斗	5石8斗也

五，農業経営

金　肥	田	50.000
	畑	5.000
	計	55.000
農　具		15.000
種　子		5.000
馬　糧		20,000
	計	40.000
合　計		95.000

六，光熱費

電　燈	20.000
木　炭	5.000

七，被服費　30.000

八，食料調味費　30.000

<支出>

公課金		232.140
衣服費		30.000
無尽金 保険金	}	53.650
農業費		95.000
光熱費		25.000
食料費		120.000
年賦費		334.640
雑費		70.000
計		870.430
飯料	4斗入	37俵2斗
給米		22俵
年貢		14俵2斗
計		74俵
糯米	4斗入	5俵
合計		79俵　也

<収入>

耕田収穫米	4斗入	125俵
小作米	4斗入	48俵　也
養蚕		52円　也

<差引>　不足　113.430

昭和5年度　水稲各品種植栽反別及ビ種子量

陸羽132号 ┌ 綱木沢 ＝ 7反歩
　　├ 湯　田 ＝ 3反7畝5歩 ┐ 1町5反5畝5歩＝9斗3升
　　└ 中ノ目 ＝ 4反8畝 ┘

萬石2号　羽根田 ＝ 2反6畝歩　＝ 1斗5升6合

愛国糯　中ノ目 ＝ 1反2畝歩 ＝ 種子量 ＝ 7升

資料：A農家『昭和5年度経済調査』

表3－8　昭和5年度上井河村A農家の収支決算

家　族

成　人	男	35才	女　28才
	男	25	女　18
	男	18	
子　供	男	12	
	男	3	
	女	9	
	女	6	

家　人	6人
下　男	2
下　女	1
計	9

一，飯　料

粳	白　米	14石9斗6升5合
	玄　米	15.339125（2分5厘減）
糯	白　米	2石4斗
	玄　米	2.473（3分減）

1日料（年平均ヨリ見タル）

最高　＝　4升5合　＝　4, 5, 6, 7, 9, 10ノ各月

最低　＝　3升5合　＝　1, 2, 3, 8, 11, 12　ノ各月

4升1合	2升1合	成人男3人分＝成人男1日平均7合
	1升3合5勺	成人女及ビ12才男，成人女及ビ15才迄ノ男小供 子供1人ト3人分（10才ヨリ）1日平均4合5勺
	6合	自5才 至10才　女小供2人分
	5勺	自1才 至5才　小供1人分

二，給　料

下　男	4石8斗
	2石4斗
下　女	1石6斗
計	8石8斗

三，納　税

国　税	田　租	28.560
	宅　地	2.160
	雑　地	4.920
村　税	地租割	27.700
	家屋税	4.330
	雑種税	5.000
	戸数割	114.070
県　税	地租割	46.920
	家屋税	8.670
	雑種税	5.900
農会費		10.420
	計	248.230

四，農会費　10.420
　支会費　.990
五，寄贈金並ニ寄附金　15.000
六，肥　料

配合肥料		100貫	35.000
アンモホス		30匁	19.400
大豆粕		50匁	17.500
燐酸		30匁	6.000
苗代肥料	石灰	2匁	5.000
	リンサン	3匁	.600
		計	83.500

七，無　尽　米13石　金105円

馬無尽	30
有	45
石井茶無尽	15
集立茶無尽	15
	105円

融通	4.800石
工藤	1.500
高盛	.800
銀治	.900
乗江院	.900
亦	.800
横沢	.800
小○（解読不能）	1.000
全平	1.500
米	13.000石　＝　325.000円

八，雑　費

副食物			＝ 138.700	1日平均 .380
電燈料並ニ電球	電燈	19.200	20.400	
	球　4ケ	1.200		
薪炭（炭7俵，薪10）		20.000		
馬蹄及ビ馬具修繕	冬1	1.800（前足1足）	12.400	
	夏2	3.600		
	外1	1.000		
	鞍	4.000		
	其他	2.000		
医薬代	＝	15.000		
飯米	＝	2.000	5月ヨリ11月マデ	
物貰	＝	1　斗		
酒	＝	20.000		
読書費	新聞代＝	10.200		
	其他＝	5.000		

住宅費及び衣服費	家屋修繕費	萱	7.000	20〆代	
		職人	3.000	2人分	
		大工	3.000	2人分	
		板	3.000		
		其他	2.000		
	衣服・履物	子供	20.000		
		大人	20.000		
		雇人	3.000	盆，正月賞与品代	
	器具修理		3.000		
	食器購入		3.000		
	神仏供物費		5.000	マッチ及び発火器代	
農業経営費及肥料種子	肥料代		83.500		
	種子代		3.000		
	茶品代		2.000		
	道具代	鎌6丁	1.800		10.800
		鎌1丁	2.000		
		耕起具	3.000		
		其他			
		害虫駆除器	1.000		
		其他	3.000		
		玄米調整発動器代	18.000		
	雇人給	五月	8.125	13人分	
		1番	10.000	20人分	
		2番	9.000	18人分	
		3番	7.500	15人分	
		収穫時	（無記入）		
交際費	冠婚葬祭		15.000		
	時候見舞		5.000		
	監時付合		3.000		
	児童遠足		3.000		
学用費	新学期		3.500	尋小5年 男生徒	
				〃 3年 女生徒	
	普通		2.000		

耕作反別		2丁1反6畝	60石3斗	1507.500
小作料受納田地		1丁6反7畝	19石7斗	523.400
全苗代	米		4斗8升	
全畑地	米		1斗8升	
	豆		8斗	
			計	2030.900

昭和5年支出事業

1.	飯料	457.660
2.	給料	220.000
3.	無尽掛金	430.000
4.	納税その他	274.640
5.	年賦金	334.640
6.	保険金	80.330
7.	雑費	209.000
8.	農業経営費	150.000
9.	日雇料	30.000
10.	住宅修繕	50.000
11.	衣服	50.000
		2286.270
決算ノ結果	不足	255.370

資料：A農家『昭和5年度経済調査』

表3－9　昭和5年度収支決算構成比

	うちわけ	金額	割合
		円 銭	%
収入	耕作収穫米	1507.50	74.2
	小作米	523.40	25.8
	計 Ⓐ	2030.90	100.0
支出	飯料	457.66	19.9
	副食料	138.70	6.0
	給料(下男,下女)	220.00	9.6
	雇人給	34.63	1.5
	無尽掛金	430.00	18.7
	保険金	80.33	3.5
	納税その他	274.64	11.9
	年賦金	334.64	14.6
	農業経営費	117.30	5.1
	家屋修理費	18.00	0.8
	衣服・履物費	43.00	1.9
	光熱費	40.40	1.8
	馬蹄及ビ馬具修理費	12.40	0.5
	医薬費	15.00	0.7
	酒	20.00	0.9
	読書費	15.20	0.7
	交際費	26.00	1.1
	学用費	5.50	0.2
	その他雑費	15.50	0.7
	計 Ⓑ	2298.90	100.0
	Ⓐ－Ⓑ	－268円00銭	

注）　支出の総額が資料と異なるのは，本表は，資料の支出細目より作成した表であるため。従って赤字額も増加している。

資料：A農家『昭和5年度経済調査』より作成

同表よりまずあきらかなことは，収支決算の結果，同年 255 円37銭（表 3 － 9 では 268 円）の不足をみていることである。すなわち，耕作収穫米からの収入 1,507 円50銭（総収入の74.2％）と小作料 523 円40銭（ 25.8％）では本年度の家計を賄うことができなかったのである。しかも，予算案の段階にすでに113円43銭の赤字が見込まれていること，さらに年賦金334円64銭が計上されていることから，こうした傾向は本年度に限ったものではないことが指摘できよう。一方，支出は，飯料・副食料（ 25.9％），無尽掛金・保険料（ 22.2％），年賦金（ 14.6％），納税その他（ 11.9％），給料・雇人給（ 11.1％）となり，この 5 項目で全支出額の85.7％を占めている。このうち，表 3 － 8 において，無尽掛金の細目をみてみると， 430 円中 105 円は無尽の掛金であるが，残り 325 円は 9 名に対する融通米（ 13石）であることがわかる。こうして， 3 町 8 反 3 畝を所有し，若勢を雇い入れている地主層の生活でさえ，決して楽ではなかったという状況が容易に指摘されよう。

なお，若勢に対する給料は米によって支払われており，下男Aが 4 石 8 斗（12俵），下男Bが 2 石 4 斗（Aの 2 分の 1 ），下女が 1 石 6 斗（Aの 3 分の 1 ）となっている。この他に盆と正月には衣類が支給されていることがみてとれる。

また， 2 町 1 反 6 畝の田からの収穫量が60石 3 斗であることから，当時の反収は 2 石 8 斗（ 7 俵），小作料は 1 反につき 1 石 1 斗 8 升で，小作率は 4 割 2 分程度であることがわかる（第 2 章補論，表補－ 4 参照）。

こうした若勢制度は前掲表 3 － 5， 3 － 6 でみるように，戦後段階にまで及んでいる。農民層の現実に有する生産・労働一生活にかかわる経済・社会のいわば累重的に培った構造は，けっして一朝にして変わるわけではなかった。

ところで，N部落社会は，地主一小作関係を重層させての本一分家関係を軸として，いわば〝縦の形〟で構成された若勢制度だけでなく，同時にそれにクロスする基底として田植組※という労働組織をも有していたということを看過すべきではない。かような意味を含意して，その社会の構造は基本的に本一分家関係を中心として構成せられていたということができよう。そのことは，次のような「葬儀，婚姻，霊祭，年賀などのときは，親戚を招き，之を執行する。婚姻，年賀等の翌日は，知己，朋友の樽入と言ふあり。祭典も昔は親戚而已なりしが，今は朋友，その他のものも多く往来するに至る。随って，其の酒肴の奢ること昔日の比に非ず」[6]という，下井河村明治32年（1899年）の郷土誌の文章にもあきらかだが，この文章は同時に単に本一分家関係のみならず，そこに近隣における社会が構成せられていたことをあきらかにしている。つづいて同誌は，「講事は親戚，朋友の差別なく，基資格に応じて組合をなす。男には伊勢講，庚申講，悪比志講，女には観音講，唐松講，其他正月と盆（旧暦 7 月）の 2 ケ度は親戚，朋友相往来す。是皆な中年以上のものにして，昔日より慣習なれども，漸く酒肴の奢るを見る」[7]と述べるが，男，女別に講が組織されていたことがわかる。

※N部落が存する旧上井河村の場合の水系確立に関しては，私たちは史実をつかむことはできなかったが，旧下井河村の場合，すでに明治以前において 3 つの水系が確立している[8]。N部落においても，同様の経過をたどったと考えてよいと思っている。この田植組は，本一分家の縁故関係を軸としながらも，「便利のいいところ」「条件のよく似たところ」と農民が語るように，水利系を加味して作られており，本一分家関係がすべてを支配しているわけではない。この田植組の実態，その近時における変貌については第 5 章にゆずる。

第 3 節　戦前段階における部落社会の再編過程

以上みてきたごとく，N部落の社会構造は本一分家関係を軸として，地主一小作関係を重層させ，一定の構造を維持していた。次に，そうした村落社会それ自体が戦前段階において，もはや各種団体・集団の体制的諸編成をとおして編成替えせられていたという事実についてみてみよう。

N部落がその中に含まれる上井河村において，戸主会が組織されたのは大正10年（1921年）のことである。しかし，このことはそれ以前に部落の寄り合いがなかったということではない。各部落では，毎年旧正月に初寄り合いがあり，その一年の「社交儀礼，作業，賃金」等々についての協議を行なっていたが，「部落の横の連絡がないため」，納税督励，火災予防徹底のために，この年全村的に戸主会として，いわば上から組織されたものである。かような形での，いわば上からの〝村落〟自体の組織化は，とりわけ大正期にいちじるしい。

もっとも早いのは村農会である。これは，明治29年（1896年）に設立され，同33年（1900年）設置許可が出されたが，農産品評会，播種田設置，農事調整，農用物品購入斡旋のほか，奨励事業として桑苗木植栽，生産調整，畑作改良などを行なっていた。ついで明治40年（1907年）に在郷軍人団が創設され，同43年（1910年）に村帝国在郷軍人会となった。在郷軍人会の基本金は，御下賜金（天皇から下された）30円と一般預金6円である。あきらかに上から組織された団体である。青年団は大正元年（1912年）に各部落に組織され，大正8年（1919年）に村として統一された。修養発表と奉仕作業を主な事業として，年2回雑誌も発行していた。産業組合が組織されたのは大正3年（1914年）のことである。大正9年（1920年）に購買事業，同13年（1924年）に販売事業をはじめ，農業倉庫のほか，支所（1カ所）ももち，当時の農家経済を木炭の共同販売，養蚕，その他の副業の奨励（利用組合）をとおして助けた。そして，消防組は大正8年（1919年）に，また女子青年団は大正11年（1922年），処女会として発足し，昭和7年（1932年）に女子青年団と名称を改めたが，その目的は，良妻賢母となる修養であり，月2回の修養会，裁縫，手芸品の展示のほか，敬老会も催した。婦人会は，大正14年（1925年）に設立された。昭和7年（1932年）現在，修養，自力更正等の講習・講演や，敬老として70才以上の人々へ寿状座布団，紅白饅頭を贈呈するほか，部落ごとに愛国預金を行ない，役員は月5銭の貯金が義務づけられ，満州出兵の兵隊に慰問袋を送ることが行事の一つとなっている。

以上みてきた旧上井河村での，いわば上からの官設的といってよい団体の設立過程は，この分析対象のN部落をふくめて，これまで本一分家関係，それに重層する形で地主一小作関係がいわば自生的に展開してきた村落社会そのものを，国策にそって編成するものであった。そして，戸主会が大正10年（1921年）に組織されたということにあきらかなように，旧村（徳川時代）単位の自律性が，この地域には永らく保持せられていたこともあきらかである。そして，国策にそっての農村地域社会の再編は，あきらかに2つの柱をもっていたということができる。ひとつは在郷軍人会の創設に端的にみられる軍事化の方向であり，もうひとつは資本主義経済の進展の中での農民層の貧困の問題，その歯止めの問題であった。明治33年（1900年）の農会の地主的設立にそれはまず立ちあらわれているが，大正期にはいってそれは歯どめとはならずに，上井河村でも産業組合が創設されている。農民層の生活安定策は，別の言葉でいうと，国策としての治安対策であったともいえる。その対策は，戦前の天皇制絶対主義体制下，農会と産業組合が国策として，昭和の農業恐慌時，重ねあわさる形で，上から所謂農村における〝自力更生運動〟として展開したといえる。この〝自力更生運動〟自体，大正一昭和初期をとおして全国各地域で展開せられた労働運動，小作争議を権力をもって弾圧したうえでの，それに対する対抗策であった。

さて，この地域の場合，すでに前述のように，まさにこの時期，激しい小作争議が展開せられていた（第2章補論参照）。上述の上からの〝治安対策〟は，けっして効を奏していなかったのである。しかし，こうした中で，この農村社会が伝統的に有していた社会の構造が，あきらかに変質してきたことは，〝若勢の早苗振り要求〟として前述したところであるが，この期，地主一小作慣行もあきらかに変質している。昭和7年（1932年）の『上井川村郷土誌』の次の記述がこのことを何よりも示している。

「小作人と地主との感情；従来は両者の感情融和して居り，毎年，秋収穫小作米皆納となれば，地

主に於て，小作人一同を招待し，皆納振舞と称し，酒肴を振舞ひ，地主小作人同席にて歓を尽すを常にせり，又挿秧期に至り，飯米及雑費に困難するものあれば，挿秧中の飯米を地主より貸与するものもありて，小作人が地主に対する感情はすこぶる良好なりき。然るに近年に至り，永久減額問題，毛引問題等より，両者の感情，自然に疎隔し，加うるに未納米等も□して，皆納振舞も中止するもの多く，現在，尚行ひ居るものは１～２軒のみ」[9]（傍点筆者）。

ところで，戦後農地改革後も若勢制度が永らく残存したことは，すでに表３－５，３－６にみた如くである。そうした農村社会の構造の変質は戦後のわが国の資本主義の段階的諸発展の中に，すなわち国民社会の中における統体としての生産諸力の発展の中で，はじめてもたらされた。けれども，こうした中での出稼ぎ者の増加→農村工業化の進展は，この地域，またN部落においても，かつてとは質的に異なった諸矛盾を現に提起している。

<注>

(1) 『秋田郡郡境本村支村御高共調帳』，1723年（享保７年）。
(2) 上井河尋常高等小学校・農業補習学校『上井川村郷土誌』，1932年，p.12。
(3) 同上，p.12。
(4) 34の調査票（1979年実施）より。
(5) 前掲『上井川村郷土誌』，p.16。
(6) 『下井河村地誌』，1889年（明治32年），p.38。
(7) 同上，p.38～39。
(8) 同上，pp.30～31。
(9) 前掲『上井川村郷土誌』，p.21。

第4章　戦後日本資本主義の発展とN部落の生産構造の変質過程

第1節　戦後における農業生産様式の変容諸過程

戦後の農地改革以降30年，このN部落はたしかに大きく変容している。そして，それはあきらかに戦後わが国資本主義経済の発展諸階梯にそうて幾つかの階梯にわかれる。いま，それを区分すると（図4－1，表4－1参照），おおよそ1945～55年（第1期），55～60年（第2期），60～65年（第3期），65～73年（第4期），73～78年（第5期），78年～（第6期）に区分することが可能である。

すなわち，第1期においては，第3章で述べたごとく若勢制度が未だ残っている（表3－5，3－6参照）。1950年段階，34，26，40は若勢を有していたし，34は30年段階まで若勢をもっていた。また，15の現世帯主は，1950～51年若勢として労働した経験をもち，5の世帯主は，1949～53年にわたってこうした経験をもっている。若勢制度が崩壊した原因について，若勢を入れたことのある

図4－1　各時期別農業生産様式及び生業の諸変化

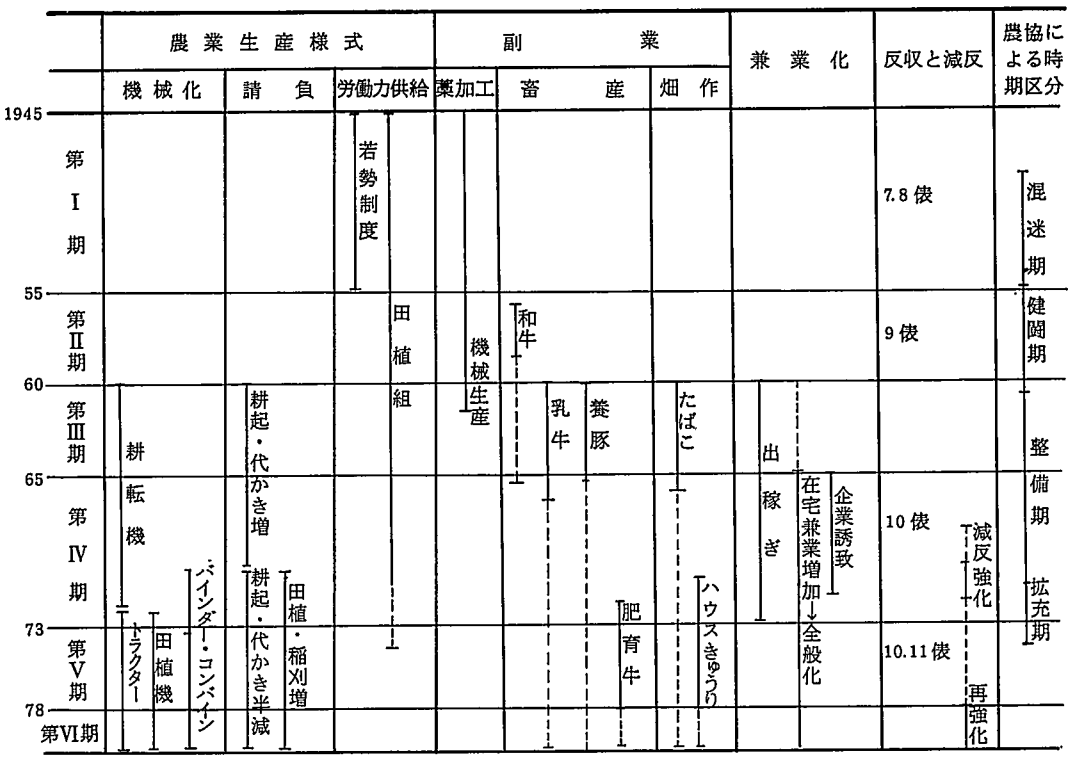

資料：『農協30年の歩み』及び実態調査より作成

表4－1　生業の変化、農業生産様式の変化と時期区分

		生業の変化	農業生産様式の変化	減　　反
第Ⅰ期	1945～55年	稲作＋藁加工＋若勢制度	若勢制度の残存	
第Ⅱ期	1955～60年	稲作＋藁加工＋和牛		
第Ⅲ期	1960～65年	稲作＋乳牛，養豚，たばこ＋出稼ぎ	耕耘機普及→耕起・代かき請負急増	
第Ⅳ期	1965～73年	稲作＋出稼ぎ，在宅兼業	耕耘機急増→耕起・代かき請負半減	企業誘致活動の活発化 減反開始（1968～）
第Ⅴ期	1973～78年	稲作＋肥育牛，ハウスきゅうり＋在宅兼業	田植機・トラクター・コンバイン普及　田植，稲刈請負増，田植組の消滅	
第Ⅵ期	1978～	稲作＋在宅兼業		減反再強化

注）　時期区分は，生業の変化と機械化を指標とした。
資料：『農協30年の歩み』及び実態調査より作成

26の父は，(1)農地改革，(2)部落近在での土木工事の開始，製材所の開設により，ここへの賃稼ぎが多くなったこと，(3)機械化，(4)高度経済成長の波をあげているが，戦後"若勢の形での奉公"という形態の労働力確保が困難になった事情は，次のN部落出身の小林卓己（高校教師）の小説「二十歳の季節」（1967年）にもまた示されている。

タキの息子要三は，農作業を捨て鶴見の朝鮮むけの軍用車をつくる自動車工場へと去っていく。タキは，そのため若勢をさがすのだが来てくれる人がいない。

「若勢を頼めっていったって，来てくれる者がいたら今まで何をしている。毎日歩いてもこの通りでないか。」

ようやく大畑部落にまめに働く若者がいるということで，村はずれのその家に行くのだが，結局はだめだった。

「村にいて働いていればいいと思うんども」とその母親はいった。山の仕事が高いとやはりそっちへ行くし，今は失業保険のこともあって，三日前に北海道へ出稼ぎに行ったということであった。疲れ切った表情で，タキは一里近い道を家へもどってきた。

「無理もない。失業保険なんていいものがあるのに，誰が難儀な仕事にかじりついているってか。」

朝食の時に信一が言った。

しかし，実際のところ農作業の機械化（特に耕起，代かき）の段階はもっと遅れている。N部落の場合鍬農法から馬耕に切り替わったのが明治30年（1900年前後），そして，耕耘機が普及したのが1960～65年，ここでいう第3期であり，第2期においては藁加工がもっとも盛んな時期であった。1955年頃，生産枚数約12万枚，1960年頃，機械生産が開始され，ピーク時は18万枚，年間農協取扱い金額1,000万円にも及んだ（その後の化学製品の普及で，いまは藁加工は衰退している）[1]。また，第2期は，畜産，とくに水田＋和牛（九州から導入）が地域農業のあたらしい模索として展開せられた。つまり，先述の若勢制度の崩壊，また藁加工の機械化にみられるように，国民社会の，とりわけ

朝鮮動乱期を経ての，戦後わが国資本主義の一定の発展に相応した変動が，いわば外部社会からもたらされていたが，村落社会内部における農業生産様式の畜力→機械化への進展がなされなかった時期，したがってまた，その歴史の展開がなされなかった時期（量的拡大）といえる。

第3期，1960～65年にかけて，農作業の機械化は急速に進む。たとえば表4－2にみるように，耕耘機，トラクターは，井川町の場合，91台→443台へ急速に普及し，以降70年742台，75年793台とさらに増加する。また，さらに畜産においては，和牛につづいて，水田プラスの作目として乳牛，養豚が導入せられる。しかし，この第3期は，第4期・第5期に連なるひとつの過渡期を構成する。

表4－2　農用機械所有の変化（井川町）

		耕耘機・トラクター		田植機	バインダー	コンバイン	乾燥機
		農家数	台数				
1960	個人有台数		73	—	—	—	—
	数戸共有		18	—	—	—	—
1965	個人有台数	395戸	398	—	—	—	—
	数戸共有	89	45	—	—	—	—
1970	個人有台数	635	712	2	—	1	30
	数人共有		30	—	—	—	—
1975	個人有台数	668	769	238	343	137	204
	数戸共有		24	48	26	24	23

出典：『農業センサス』

○ たとえば，1960年以降の耕耘機の先駆的導入にともなって，1965年には606戸が耕起を，550戸が代かきを請負に出すに至っている（表4－3）。なお，第3期は，同時に出稼ぎ者が増加する時期である。

4期に入ると，出稼ぎ者はさらに増加するが，この期活発化する企業誘致ともあいまって，一方では在宅兼業農家が急増する。こうして，この期以降は，一口にいって"機械化貧乏"とも称されることになるわけであるが，この第4期，稲作にプラスする形で導入せられた畜産部門は，海外市場との関連もあって，価格低迷のため頭打ちとなる(2)。ここで看過してはならぬことは，農民層が"機械化貧乏"のため，ただちに出稼ぎ兼業化したのではないということである。稲作＋畜産の営為は，前述のようにたゆまず繰り返されていたわけであって，耕耘機の導入は，馬耕に替る生産様式であった。

表4－3　水稲作の作業を請負いに出した農家数

	実農家数	耕起		代かき		田植		稲刈り	
		農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
1965		606戸	390 ha	550戸	341 ha	18戸	9 ha	31戸	19 ha
1970	411 戸	382	188	364	167	4	2	63	38
1975	384	305	161	297	155	166	93	270	142

出典：『農業センサス』

そして，耕耘機の出現という事態そのもの，つまり，鍬→畜力→機械化という労働用具の生産力水準の発展は，同時に耕起－苗代－田植－除草－収穫にかかわる稲作生産そのものの合理化― ―例をあげると農薬使用に伴う除草作業の合理化― をも伴っていたということ，また，冬期の副業として藁加工そのものが消滅せざるを得なくなったということ。こうした諸事情の中で，兼業農家が輩出したということを知らなければならない。そこには，兼業農民の輩出要因としての経済的事情があり，また一方には，農業生産様式の変容の問題があきらかに存したといわなければならない。さらに，この期の中頃始まる減反政策がこれに加わる。

ところで，第5期にはいると，オイルショックのあおりをうけ出稼ぎ者が減少し，在宅兼業化が全般化するかたちで兼業農家が急増する。また，減反政策の中，肥育牛の導入が図られ，ハウスできゅうり栽培もはじめられるようになる。一方，この期以降，中馬力のトラクター，コンバイン，田植機が急速に普及し，受委託関係はより一層進展する。たとえば，田植の委託農家は1970年に4戸であったが，75年には166戸，稲刈りは63戸から270戸へと増加しているのである。

だが，ここで指摘しておかねばならぬことは，図4－1にあきらかな如く，こうした兼業化の進展のなかにあって，米の反収が7.8俵→10.11俵へと急激に増加してきているという事実である。従って，米の生産額（農協取扱い分）も，1948年には17,000俵であったものが，1958年には28,000俵，1967年には37,000俵，そして1975年には40,000俵，1977年は41,000俵と，1948年 段階と比較して，減反があったにもかかわらず，なんと2.4倍に増大しているのである。こうした稲作の生産性の向上を土台においての農民層の兼業化の進展という点をおさえておく必要がある。

しかしながら，この井川町においても，第6期に入るや，減反政策は容赦なく押し寄せている。その意味において，井川町はあらたなる段階での危機を迎えていることは，次の町長（前）の言葉からもあきらかであろう。

「…地主から解放され，戦後強制から解き放たれた農民は，喜びも束の間，10年刻みに巨大な変化にほんろうされたのである。第1期（注―農協による時期区分：混迷期《1947～55年》）は，戦後の混乱と食糧不足，他産業復興のために酷烈なる供出を強いられ，やがて労働力の供給源として他産業へと動員され，表面所得の向上へとつながるかに見えながら，他方に於いて農村の崩壊を招来することに気づかず，技術の向上と品種の改良に支えられて，米の増産を実現して…昭和45年には史上最高の収量をあげて喜びも束の間，46年には米作史上未だかつてなかった「大減反」の方策に出くわしたのである。農民はとまどい，「農政」不信の声は巷に満ちたが，「食管堅持」の錦の御旗の下に，農民は力を合わせて減反を実施しながらも増産につとめつつ，第3期（注―農協による時期区分：整備期《1961～71年》）に入ってくるのである。第3期前半はやや落ちつきを見せながら漸く農業の基盤整備，農村の環境整備につとめ，農家所得も，他産業並に上昇しつつあったが，冷害にも屈せず52年を迎えるや，天候極めて農業に幸をもたらし，45年にまさる大豊作となるや，米作偏重まがりならんということで，文字通り米作史上最大の『制限』が加えられたのである…」（鷲谷嘉兵衛「農協創立30周年にあたって」『農協30年の歩み』より）

第2節　兼業化の進展と土地所有

現在（1979年），N部落は41戸構成である。聴取調査を行なった40戸中34戸が農家で，うち2戸の老夫婦世帯を含む3戸が専業農家，7戸が第1種兼業農家，24戸が第2種兼業農家である。部落の9割以上の農家が農外に就労する家族員を有している。

N部落の出稼ぎ者は，1971年には9名であったが，76年には2名，77年には1名，78年以降は皆無である。

いま，農外就労者男子38名，女子24名，計62名について，就業先と所在地をみると，表4－4，4－5となる。同じ在宅兼業としてくくられるといっても，性別，年令別にそれが幾重にも異なった形で重層していることがあきらかで，勤務地をみると，10代20代の男女のほとんどは，秋田市を中

心に隣接町に勤め，町内に勤める者は少数である。

表4－4　年代別勤務先とその所在地（男）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代
井川町内	S自動車	農　協	S自動車 役　場 整備工場（自） 日　雇	商　店（自） 造園・ダンプの運転手 役　場 役　場 日　雇	土地改良区 農協共済連 生活改善センター 食料品店（自） 教　員 日　雇 日　雇	保険代理店（自） 製材所 職員組合
隣接町		ジーパン会社 ジーパン会社		K製材所 K製材所	K製材所	
秋田市・その他		電気工事会社 信用農協組合 会　社 全日空	土建会社（自） 会　社 市役所			
所在地不明		ダンプの運転手		バスの運転手 タクシーの運転手 タクシーの運転手	土建会社	

注）（自）は自営業主をあらわす
資料：実態調査より作成

表4－5　年代別勤務先とその所在地（女）

	10代	20代	30代	40代	50代
井川町内		ガソリンスタンド	T織物 家庭奉仕員 事務・運転手（家） 理髪店（自） 美容院（自）	Aブロイラー Aブロイラー 商店（家） 商店（家）	Aブロイラー 教　員
隣接町		病　院 ジーパン会社	製材所 森林組合 病　院	仕出し	
秋田市	書　店	病　院 養老院 タイ焼き屋 N・A			
不明				仕出し	

注）（家）は家族従業員をあらわす
資料：実態調査より作成

20代の女性でただ1人町内のガソリンスタンドに勤める女性も，「近いけどたいくつ。給料も安い。秋田市へ出ることを考えている。」と述べ，秋田市への志向性がみられる。

しかし，30代になると男性は井川町内と秋田市，女性の場合は井川町内と隣接町に勤める者に分かれ，さらに50代60代になるとほとんどの者が町内に勤めをもつ。また，勤務先をみた場合，男性で隣接町に勤める者は，20代はその町の誘致工場（ジーパン会社），40代50代は製材所に勤務している。町内に勤める者は，役場，農協といった公務や団体職につく者と日雇，あるいは自営業主が

ほとんどであり，S自動車部品工場に勤める者は10代と30代に各1人いるのみである。

女性の場合，町内で就労する者は，T織物工場，Aブロイラーといった誘致企業に勤める者や商店や美容院を営む自営・家従がほとんどであるのに対し，隣接町および秋田市に勤める者の勤務先には，病院，養老院，森林組合等が多くなっている。このように，勤務先についても，年代別，男女別の相違は明らかに存する。

ところで，次に，N部落農民層の土地所有状況と農業生産への志向性をみなければならない。表4－6は，この点を水田規模別にみたものであるが，ここで第1に気づくことは，戦前段階に比して（表3－3），総農家戸数に対して経営面積1町以上層の割合が減少しているということ，たしかに表3－3に示した戦前の段階では農家は29戸，現在34戸と増加しているが，戦前の地主層3戸を別として，自作－小作層の中で1町以上経営は5.4割であったのに，現在それは4.4割である。戸数からみると，前者14戸（除く地主層），後者15戸となるが，戦後における農家戸数の増加が，零細土地所有農家を増加させたことを示している。加えて戦後段階，とりわけ1955年にはじまる"高度経

表4－6　水田耕地規模別農家数と稲作以外作目導入状況－N部落－

水田面積		0.3町未	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0町以上	計
農家数		7戸 (20.6)	1 (2.9)	8 (23.5)	3 (8.8)	7 (20.6)	4 (11.8)	1 (2.9)	1 (2.9)	2 (5.9)	34 (100.0)
稲作以外作目導入状況	タバコ					2			1		
	養豚							1			
	ハウスきゅうり					1					
	菊					1					
	庭木						1				
	畑(大豆など)				1		1			1	

済成長"期以降のわが国社会における資本主義経済の発展は，たゆまず農民層それ自身の自立限界線をたかめてきた。農民層は，その土地を手離さない限り兼業化せざるを得ないことは，こうしてあきらかとなろう。

第2にふれなければならぬことは，このN部落の場合，1町以上層が水田経営にプラスした作目（畑作）を積極的に導入しながらの地域農業のあらたなる導入を図っていることであろう。

以下述べるように，N部落においても，現時当然のことながら水田の減反政策はすすめられている。また，水稲経営における受委託関係も進展している。ここにはあきらかに第3章でみてきた部落の社会構造が，戦後のわが国資本主義経済の発展を土台において，それ自身変質せざるを得ない，その変質過程が示されているといわなければならない。その分析が本稿の以下の分析主題となるが，ここでは次に，以上概括した現時のN部落における諸相の中を貫く農民層の階層分化の実態を"階層区分"としてあきらかにしよう。

第3節　N部落農家の各階層と本－分家関係

N部落のように，兼業化がすでに一般化している村落においての階層区分をどう設定するかは，きわめて困難な課題である。何故なら，そこには，農外賃労働収入という問題がからんでくるばかりで

表4－7　農業粗収入別階層構成

	農家番号	水田面積	稲以外作目	農業粗収入	専・兼別
上層	△11	2町6反	タバコ4反	540万円	1兼
	⑫	3町	畑1町3畝	425	専業
	△19	3町		385	1兼
	△30	1町	タバコ3反	330	1兼
	△33	2町7反	養豚4頭	300	1兼
中層	20	1町8反	庭　木	290	2兼
	17	1町	タバコ3.5反	280	2兼
	㉛	1町8反		272	専業
	㊱	1町1反3畝	きゅうり	250	専業
	△40	1町8反	畑3反	240	1兼
	29	1町5反		220	2兼
	△4	1町2反	菊1反	200	1兼
	△13	1町		170	1兼
	8	1町1反		133.2	2兼
	5	9反3畝		133	2兼
	15	1町2反		113.9	2兼
下層Ⅰ	18	7反	畑7反	N.A	2兼
	32	6反		94	2兼
	34	6反		NA	2兼
	38	6反		80	2兼
	39	4反		NA	2兼
	9	2反		12	2兼
	2	2反		NA	2兼
	23	1反5畝		NA	2兼
	41	1反		NA	2兼
	7	1反		NA	2兼
下層Ⅱ	22	8反		90	2兼
	16	6反		NA	2兼
	27	5.6反		NA	2兼
	14,35	5反6畝		90	2兼
	26	5反		NA	2兼
	21	5反		75.6	2兼
	28	2反		20～30	2兼
	6	2.3反		NA	2兼

注）○…専業農家，△…1種兼業農家，□…第2種兼業農家

資料：実態調査より作成

はなしに，わが国の戦後における農村社会変動を，農民層の現実の生活水準，その生活様式の変容というレベルから考察すると，専業，第1種兼業，第2種兼業という形での農村における階層序列ではなしに，逆に，第2種兼業農家からそれが進行しているという事態が，あきらかに看取されるからである。ここには，戦後における日本資本主義の発展がもたらした農民層分解の「特殊形態」，すなわち，その兼業化の問題，つまり兼業先の就労形態の安定性の問題がふかくかかわっている。このことは，わが国の急速なる資本主義経済の発展の中での，食糧自給率の急速なる低下という事態と無縁ではない。そのことの中で，農村地域における農業生産は一口にいって大きな危機に逢着している。けれども，農村社会には農業生産を中心にしての地域社会再編の胎動がたしかに存している。農業生産の受委託関係もその1つであるが，過渡期においてそれは多様な形態をとってあらわれている。そこには，たしかに土地所有の問題，その利用形態の問題が基底に存するといわなければならない。それを土台として，農村地域社会再建へのひとつの展望がある。

本稿では，かかる意味において，現下のN部落農民層の階層区分をするにさいして土地所有（とりわけ水田）をひとつの指標にとり，また，稲作以外の他作目での収入状況を勘案して農業粗収入別に階層設定をした。したがって，この区分はひとつの区分であって，現下のN部落構成戸の生活水準を統体として反映したものではない。しかしながら，以下の各章でみるように，この区分を用いての，上・中・下（ⅠとⅡ）の階層区分は，あきらかに現時の過渡期の村落社会構造変動を分析するさいの指標となっている。

階層区分は，水田面積に米以外の作目を考慮にいれ農業粗収入別に区分し，300万円以上層を上層，100万円以下300万円未満層を中層，100万円未満層を下層とした

（表４－７）。

その結果，上層が５ケース，中層が11ケース，下層が18ケースとなる。

上層は，ほぼ２町以上層に相当するが，△は１町歩でありながら，タバコで収入をあげ上層に加わっている。△もタバコ４反を栽培し540万円の農業粗収入をあげ，N部落においてもっとも農業粗収入が多い農家となっている。⑫は畑１町３畝を所有し，所有面積４町３畝と規模の点では最大であるが，馬鈴薯，ねぎ，白菜などの畑作物からの粗収入は40万円程度にとどまっている。△は，隠居した父が小遣い稼ぎに養豚を行なっている。そして，上層では△だけが，他の作目を導入することなく稲作のみで385万円の粗収入をあげている。

中層は，ほぼ１町以上２町未満層に相当し，11ケース中５ケースが稲作以外の作目を導入している。17がタバコ3.5反で粗収入160万円，㊱は減反の開始とともに転作し，ハウスきゅうりを２反歩栽培し，200万円程度の粗収入をあげている。また，△は畑３反に大豆，小豆などを作り，3.4万円程度の収入をあげ，その他20は庭木，△は菊の栽培を行なっている。

下層18ケースは１町歩未満層に相当し，18が畑作を７反歩行なっている以外は稲作一本である。かようにみてくると，上層・中層に稲作以外の作目を導入している農家が多いことがわかる。。

さらに，こうした農業粗収入の相違は，専業・兼業の違いとなってあらわれてくる。農業粗収入100万円未満の下層は全ケース第２種兼業農家である。中層は，老夫婦世帯である㉛㊱が専業農家，３ケースが第１種兼業農家，残り６ケースが第２種兼業農家である。上層でも専業農家は⑫のみで，残り４ケースは第１種兼業農家である。

ところで，かように区分される上・中・下の階層を，第３章でみたこのN部落における本－分家関係とクロスしたものが表４－８である。総本家弥兵衛が下層Ⅱ，第１分家34が下層Ⅰに位置づくのをはじめ，本家はいずれも中層以下となっている。従って現在の上層に位置するのはすべて分家である。△△は，弥兵衛から直接分家した農家，⑫は本家格△からの分家，△は本家格34からの分家，△は26からの分家である。

また，藤原家の場合も，総本家が中層，分家，孫分家が下層Ⅰに位置づき，物質的基礎に基づく本－分家の関係は農地改革を境に大きく変容をとげていることがわかる。

かつての家格は，現段階における土地所有にもとづいた，上・中・下の階層区分とはすでに大きく異なっていることを認めなければならない。そして，この変動は，また戦後における部落社会，その基底としての地域農業生産構造の変動と不可分に結びついていた。

表４－８　本一分家関係と現段階の階層

		小林弥兵衛からの分家				藤原家からの分家		
上層	△11		分家					
	⑫			分家				
	△19			分家				
	△30			分家				
	△33		分家					
中層	㉛			分家				
	20		本家					
	㊱							
	△4			分家				
	17							
	△40					総本家		
	29		本家					
	8			分家				
	15			分家				
	△13		本家					
	5				孫分家			
下層Ⅰ	18				孫分家			
	38						分家	
	34		本家					
	32			分家				
	39							孫分家
	7			分家				
	9				孫分家			
	2							
	23			分家				
	41							
下層Ⅱ	16			分家				
	22		本家					
	21			分家				
	27	総本家 小林弥兵衛						
	26		本家					
	28			分家				
	14, 35			分家				
	6			分家				
非農家	◇24							
	◇3							
	◇10				孫分家			
	◇25			分家				
	◇1							

資料：実態調査より作成

第4節　各階層の形成過程の分析

小　序

さて，こうした井川町の戦後の農業生産の変容は，同時にたゆまぬ農民層の資本主義的分解過程を伴って進展した。それは，前述（表4－8）のN部落にみる如き，土地所有の面からみた本家－分家の家格の序列そのものの変質を伴っていた。そして，それは各戸の戦後30余年にわたる現実への対応の形態の相違を伴いつつ進展したものであった。そこにはいくつかの軸がある。ひとつは，土地集積が如何なる形で進展したかという軸，さらにその生業形態の変容，つまり具体的には兼業化が如何なる形で進展したかという軸がある。つまり，土地集積の進展だけではもはや問題は解けないのである。そして，そこにもうひとつ，「家」を支える主要な成員の病気・死亡，また「家」の世代的交替の問題がからんでいることがあきらかとなる。農村社会における各階層は，たんに土地所有の広狭のみではなしに，兼業先の職場・職業においても，それが安定的兼業であるか，不安定兼業であるかの別によって，大きな相違が看取されるのである。そして，この相違の中に，現代の農村における"貧困"の発現形態の一端をみることは容易だが，実は前述の"減反"政策にみるように，問題はそれだけにはとどまらないのである。ここでは，先に設定した階層区分，上層，中層，下層（ⅠとⅡ）別に土地集積としては水田経営面積，それと生業形態の変遷をあわせみる形で問題をふかめることにしよう。

第1項　「家」としての上層農の形成過程の特質

上層農は5ケースである。この層は，㉚を除き，戦後一貫して土地集積してきた層として位置づけられる（図4－2）。この中には，⑫（父，安定的就労），㉝（商店）のように兼業農家も含まれるが，稲作専業，あるいは稲作＋αで専業化を志向し，1960年以降をのりきってきた層である。しかし，1970年以降，土地集積にも頭打ちがみられ，⑫⑪を除き，日雇という形で兼業化し，現実に対処している。

図4－2　上層農の土地所有と生業の変化

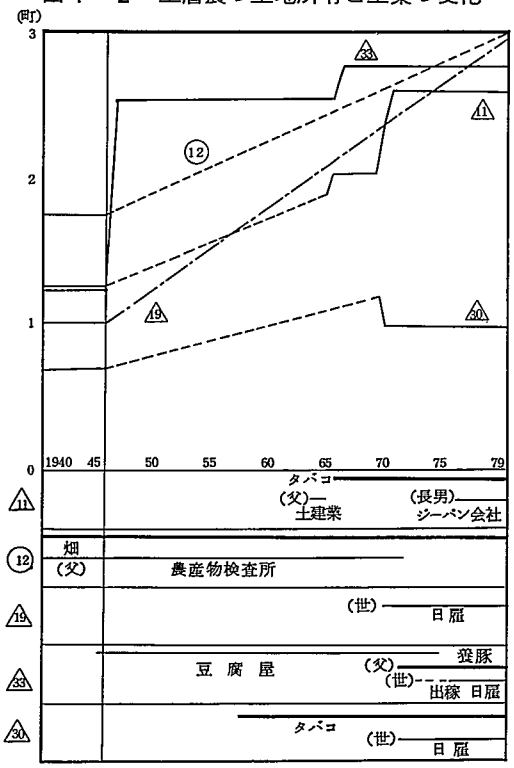

注）点線は土地購入年次が不明なもの
資料：実態調査より作成

ここには2つの問題がある。ひとつは，戦後の自作小農制の下においても，土地集積のもつ意味は大きいが，1970年以降それが頭打ちとなると共に，日雇という形での兼業化がたちあらわれているということ。しかも，日雇兼業という形態は，㉚の12～3月へかけての日雇というように，稲作生産性の向上とともに，冬期作業の有無の問題がここにかかわってくることは事実である。しかし，第2の問題として，減反政策の進展下，世帯主の老令化及び後継者のあり方の問題がこの層においてはたしかに立ちあらわれているということである。

㉚は，1969年に「土地の悪い所を2反売り，よい田んぼを数畝買った」というかたちで所有面積を減少させ，現在は1町歩を所有している。1960年以前からの兼業は⑫㉝である。⑫は，父が「百姓好きでまじめな親に勧められた」とし，1929年

から71年まで秋田県農産物検査所に勤め，農業は祖父から現在の世帯主へと受け継がれているという特殊なケースである。㊱は，借金をして1町3反の土地を購入した年（1947年）から74年まで豆腐屋を営み，さらに1971年には養豚を導入し現在60坪の小屋で4匹の母豚を飼育している。また，世帯主が現在日雇に出ている。㊵は父が，1963年から64年にかけ土建の仕事に出るが，65年からタバコを導入することにより再び専業化している。1976年から長男がジーパン会社に勤め兼業農家となっている。㊵は，稲作専業できたが，1969年から世帯主が日雇に出，㊱も，1957年よりタバコを導入，その後除々に栽培面積を増やし専業でやってきたが，「今は少々お金が不足する。高度成長で騒がれて，生活にいろいろお金がいるようになった。」とし，1971年頃から12～3月を中心に世帯主が日雇に出ている。

図4－3　中層農の土地所有と生業の変化

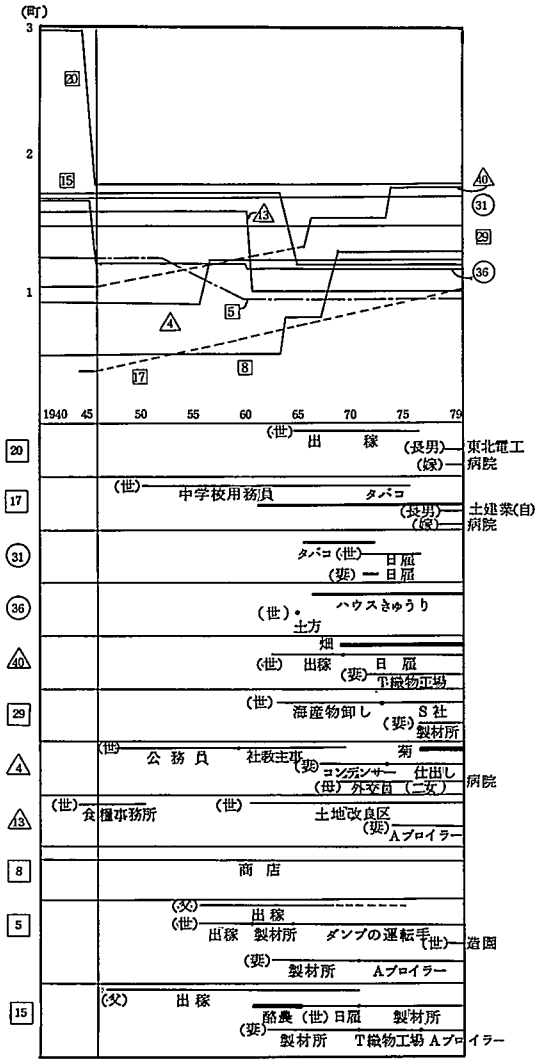

注）点線は土地移動年次の不明なもの
資料：実態調査より作成

第2項　「家」としての中層農の形成過程の特質

中層農は11ケースである。

イ）土地集積の面からみると（図4－3），戦後土地集積した家4ケース（㊱17 8㊵），ほとんど増減のない4ケース（31 36 20 29），減少させてきたところ3ケース（㊱15 5）となる。上層に比して，積極的に土地集積を行なってきたケースが少ないこと，増減なし，及び減少させるケースが多いことが特徴的である。

ロ）兼業化を指標にとると，1960年以前から在宅兼業したところは3戸（㊱17 8），いずれも土地集積を行なった層である。1960年以降，在宅兼業農家となったところは7ケースだが，土地を増したところは㊵のみで，2戸は増減なし，3戸は土地を減少させている（うち1戸㊱は世帯主の病気）。1960年以前に兼業化した層は，兼業による現金収入にもとづいて若干なりとも土地を集積し専業を志向したが，1960年以降の兼業層の多くは，土地を減少させているという事実に着目してほしい。

ハ）現在，この層は，土地集積した層を含めて，上層と同様に兼業化志向が強いが，そこには後継者の動向が大きな意味をもっていることも事実である。

中層では老夫婦世帯である31 36が専業農家であった。31は，戦前1町7反の自作であったが，現在は1町8反を所有し，土地面積の変化はほとんどない。稲作以外の作目としては，タバコを1965年から72年まで導入しているが，「タバコも植えたが労力ないし，子供もやらない。」という理由でやめ（長男は1973年に高校を卒業，県庁に勤め他出した），1972年には農閑期を中心に日雇に

出始めている。1977年から仕事をやめ専業農家となっている。㊱の場合は，減反の開始とともに，いつでも畑にできるようにと思い，きゅうりのハウス栽培を導入し，専業化してきている。㊱は1968年，三女の他出を最後に5人の子供全員が他出し，現在に至っている。

残り兼業農家9ケースについてみると，1960年以前から在宅兼業だった農家は△17 8の3ケースであり，いずれも土地を増加させ中層に至っているという特徴がある。17は4反歩，8は5反歩という小規模農家であったために，早くから17は中学校用務員，8は商店経営というかたちで兼業化していた。その後，現在に至るまでに17は4反→1町，8は5反→1町1反へと徐々に土地を増やし，現在中層に位置する。その間，17は1961年よりタバコを導入し，1975年定年と同時に専業農家となるが，1978年，長男夫婦との同居により第2種兼業農家となっている。△4の世帯主は，1947年公務員となり，その後1959年に社教主事となっているが，1968年「青年会活動が停滞し，自信を失って退職」している。こうした世帯主の退職と前後し，△4の家では1967年より妻が昭和町のコンデンサー製造会社へ，1968年より母が日生の外交員として勤めにでている。母は1975年に仕事をやめているが，同年東京からUターンした二女が隣町の病院で事務を始めている。なお，妻は1973年，同じく昭和町の仕出し屋へ転職している。一方，世帯主は退職後農業に専念し,1976年頃から菊づくりを始めている。

次に，中層において1960年以降在宅兼業農家となったのは，20△29△15 5の6ケースである。このうち土地を増やしてきている農家は△4,戦後まったく土地の増減がない農家は20 29，減少させてきていのるが△15 5である。

△4は，世帯主が1962年より出稼ぎを始めるが，1968年より日雇に切り替え，妻も1971年よりT織物工場へ勤め始め在宅兼業化している。この間，1965年に2反，1973年に2反4畝の田を，1968年には3反の畑をそれぞれ購入し，土地集積を積極的に行なっている。その結果中層においてただ一戸，世帯主が日雇という雇用形態，すなわち農業を主体としながら農外に就労している。

20の世帯主は，1964年から1976年まで「将来を考えて経済的理由から」季節出稼ぎに出ていたが，1978年息子夫婦との同居により現在は農業に専念している。息子夫婦は秋田市に勤めをもち，同居とともに家としては在宅兼業化している。従って20の在宅兼業化は，1978年の息子夫婦との同居に始まるもので，世帯主自身が出稼ぎから在宅兼業という選択を行なっているのではない。

△3は，現在の世帯主が農業を後継する1965年段階に伯母の経営する海産物卸しに勤め始めることで在宅兼業化している。その後，稲作以外の作目の導入による専業化を考えるが断念し，「収入を得る手段」としてとことん考えたすえ，73年からS自動車部品工場に勤務している。妻も1976年より，飯田川町の製材所の事務員となっている。

次に，土地を減少させてきている△15 5についてみていく。△1は世帯主が病気となり，その費用のために1960年に田を6反歩手離し，それを契機に世帯主が土地改良区に勤め始めている。また，1973年より妻もAブロイラーで働いている。15 5は，1960年以前から出稼ぎに出ていた農家である。5は世帯主が，1955年から60年にかけ出稼ぎをしていたが，1960年五城目町の製材所へ，1962年より妻が町内の製材所へ勤め始めて在宅兼業化している。その後,夫は隣接町で勤め先を変えながらダンプの運転手をやり，さらに1978年からは造園の仕事も加えている。妻も，1970年に「製材所が落ち目になり賃金不払いが多くなった。」ため，Aブロイラーに転職している。15は，父が1970年まで出稼ぎをしていた。その間，1961年より妻が町内の製材所に勤め始め，世帯主は1960年から導入した酪農の失敗により，1965年田に見切りをつけ5反歩手離し日雇に出始め，さらに，1970年より五城目町の製材所に常雇として勤めるという過程を経て在宅兼業化している。その後，妻は「製材所は，ボーナスも保険もなかった。」という理由で，T織物工場の誘致の際に転職し，さらに「細かい仕事で目が疲れる」ため，1976年Aブロイラーへ再就職している。なお，

長男も78年よりＳ自動車部品工場に勤務している。

このように，1960年以前から出稼ぎ兼業を行なっていた15 5からは，夫が町外の，妻が町内の製材所へ勤め始めることで1960年以降在宅兼業化し，その後，妻が女子型の企業の誘致に伴い，より労働条件のよい職場を求め転職をしてきているという共通の特徴が看取される。そして，両家の妻が，Ｎ部落の主婦としては最も早く農外に就労をしているのである。以上，1960年以降在宅兼業の道を選択してきている６ケースについてまとめると，在宅兼業化する過程からみるならば，出稼ぎから在宅兼業化したものが３ケース（15 5 40），直接地元で在宅兼業化したものが２ケース（29 38）後継者との同居によって在宅兼業化したものが１ケース（20）となる。

さらにその契機でみるならば，分解基軸の上昇にともなうものが３ケース（40 29 20），稲作以外の作目の導入の失敗，病気等の理由により土地を手離し在宅兼業化しているものが３ケース（38 15 5）という結果になる。

図４－４　下層農Ｉの土地所有と生業の変化

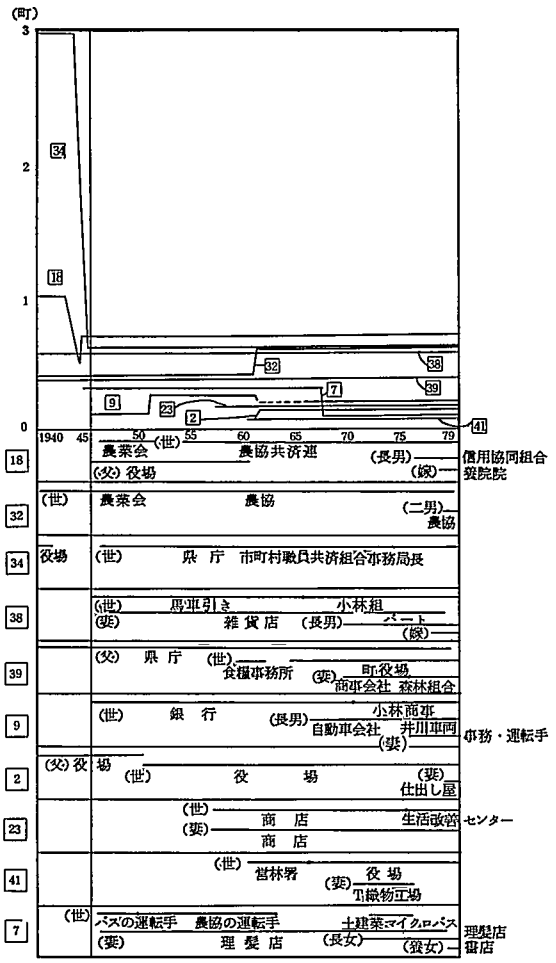

注）点線は土地移動年次の不明なもの
資料：実態調査より作成

第３項　「家」としての下層農の形成過程の特質

ところで，上述の上・中層と比して，そもそも土地所有規模がきわめて零細であった下層農の場合，その形成過程をみても，その特質はきわめて異なっている。

下層農は18ケースである。この層は在宅兼業化の過程の相違により，大きく２つに分類される。１つは，小規模経営に規定され，1960年以前から在宅兼業化していた層であり，18 32 34 38 39 9 2 23 41 7の10ケースがこれにあたる（下層Ｉ）。他は，1960年以降在宅兼業化していった農家であり，16 27 14, 35 21 26 28 22 6の８ケースがこれにあたる（下層Ⅱ）。下層Ｉの「家」の場合，早くから世帯主は安定的就労についており，賃労働７，自営３にわかれる。これに対して，下層Ⅱの場合零細な土地地片の所有面積に変化のないものはわずか２戸，６戸はそれをさらに減少させている（不明１戸）。下層Ｉと異なって，世帯主には不安定就労が多く，また，主婦層の就労は一般的である。かような意味において，ここではまず下層ＩとⅡ層の相違にふれておこう。どうしてかような階層的相違が生まれたのかについて次に事例をみてみよう。

(1)　下層Ｉの場合

図４－４において，土地の変化で特徴的なことは，戦後において，激しい増減がみられないということである。また，職業については，早くから安定した職についている者が多いという特徴がある。

すなわち，18は，父が役場，世帯主が農協共

済連，そして現在長男が秋田県信用協同組合，嫁が養老院に栄養士として勤めている。32は，世帯主が農協に勤務し，東京からUターンした息子も，1978年から農協に勤め始めている。また，34の世帯主は，1941年から44年まで役場に勤め，さらに戦後県庁に勤めている。1972年に定年を迎え，現在は市町村職員共済事務局長の地位についている。9の世帯主は，結婚後東京で警察官として6年間勤めた後Uターンし，銀行に勤め，定年後1970年から損害保険代理店を経営している。長男も自動車会社に勤めた後独立し，1976年から井川町で自動車修理工場を経営し，その嫁は事務と運転手をして，父と夫の仕事を手伝っている。

2は，世帯主の父が役場の用務員をして生計をたて，世帯主もまた1950年より役場に勤務している。妻は，1978年から仕出し屋をしている姉の店の手伝いに行っている。41の世帯主は，営林署に勤めた後，1966年より役場に勤めている。妻は1970年からT織物工場へ働きにいっていたが，子どもの病気を契機に，1976年にやめている。また，39の父は，1939年から県職員として勤め始め，1947，8年から農林事務所に配属となり，1978年に退職している。その間，現在の世帯主も1958年から食糧事務所に勤め，さらに1964年には町役場に転職し現在に至っている。妻は秋田市で保険会社→商事会社と勤めた後，1976年から昭和町の森林組合に勤めている。

以上7ケースは，下層Ⅰにおいて，公務・協同組合等の職につき，農外就労の形態という面では安定した就労形態をとっているケースである。世帯主ばかりでなく後継者もまた同様な職についているケースが多いこと，世帯主の妻の農外への就労は，あまり多くないということが特徴的といえる。

残り3ケースは，1960年以前から妻が自営業を営んでいるもので，38は雑貨店，23は商店，7は理髪店を経営している。

38の夫は馬車引きをやり，1965年からは土建会社に勤めている。雑貨店は小学校の統合・移転により経営不振となり，1970年に店じまいしている。妻は，その後しばらく春秋の忙しい時農協等のパートに出ていたが，孫の誕生とともに仕事をやめ現在は子守りをしている。また，長男夫婦は秋田市に勤めをもっている。23の夫は，寿司屋の経営に失敗し，1975年から井川生活改善センターに勤務している。7の世帯主は，1965年までバスの運転手をし，定年後，1972年から4年間，土建会社のマイクロバスの運転手をしている。妻の経営する理髪店は長女が継ぎ，養女は秋田市の書店へ勤めている。

以上，下層Ⅰ10ケースにおいては，町内の誘致工場がほとんど位置づいていないという特徴及び出稼ぎ経験者がいないという特徴も看取される。

(2) 下層Ⅱの場合

下層Ⅱの場合，以上みた下層Ⅰとは大きく異なった形成史をもっている。

1960年以降在宅兼業化していく下層Ⅱを，図4－5においてみると，そのうち，(イ) 戦後水田面積の変化がない農家が28 22，(ロ) 減少させてきている農家が16 27 14, 35 26 21（6は不明），下層Ⅰとは対照的に，水田所有面積の変化が激しく，5ケースのものが水田を手離し，現在の階層に至っていることがわかる。

(イ)28は，1960年から71年まで出稼ぎへ行き，以後在宅兼業化し，1977年から五城目町のK製材所へ勤めている。妻は，1970年からT織物工場へ勤めるが，孫の子守のため76年に退職している。また，後継者夫婦は秋田市に勤めをもっている。22については，1971年以前の生業については不明であるが，72年に父と夫が死亡し，71年から双子の兄弟が，ダンプの運転手と機械の運転の仕事についている。

(ロ)さらに，土地を減少させて下層に至っている農家についてみていく。16と21は後継する段階で土地を手離している。16は，1966年に「（農業を）やる人がいない。」という理由で，9反

図４－５　下層農Ⅱの土地所有と生業の変化

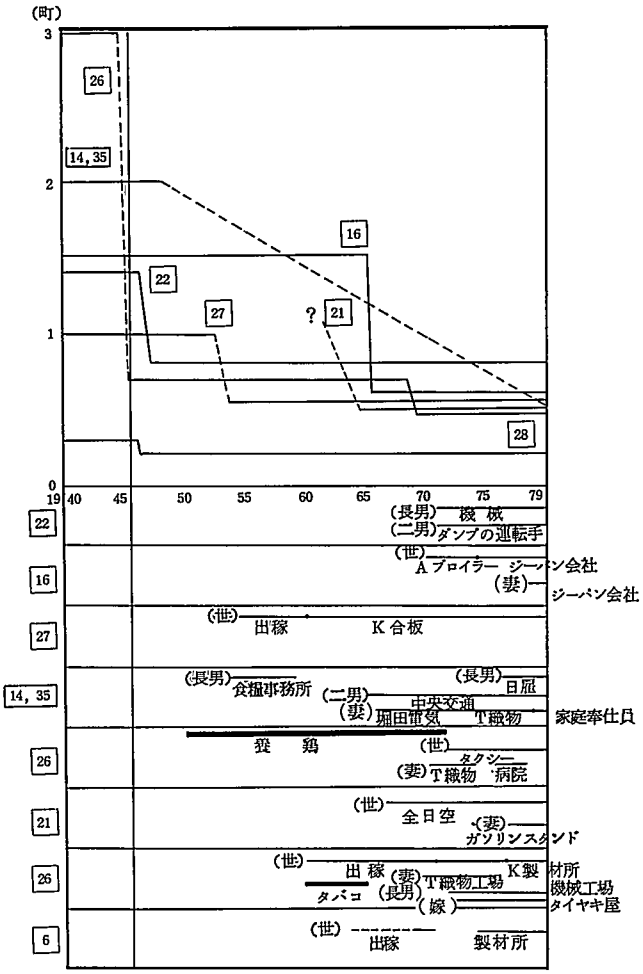

注）点線は土地移動年次の不明なもの
資料：実態調査より作成

歩手離し６反歩となり，21も父が死亡した1971年に田んぼを売り，現在５反歩を所有する農家となっている。16の世帯主は，1969年東京で電気関係のセールスマンの仕事を１年しUターン，1970年にAブロイラーへ就職し販売関係の仕事をするが交通違反で免停となり，1979年頃，飯塚町のジーパン会社へ転職している。妻も，1978年より同会社で洋裁の仕事をしている。21は，世帯主が高卒後，1967年に全日空に入社，妻は,77年から町内のガソリンスタンドに勤めている。27は，「父が病気となり，家を建てたりしてお金がかかって」,1954年頃，4,5反手離し，世帯主が出稼ぎを始める。その後，1960年より五城目町の製材所に勤めることで在宅兼業化している。26は農地改革で土地を２町３反歩失い７反歩となる。その後，1950年から積極的に養鶏を始め1,000羽ぐらいまでふやしたが，1972年に鶏舎が雪の重さでつぶされ失敗，土地を２反歩手離し世帯主夫婦が農外に出ている。夫はタクシーの運転手，妻は電気機械会社（飯田川町）→T織物工場→相模無線（八郎潟町）→病院（昭和町）と，家族の健康と本人の健康など様々な理由で転職し，現在は耳をわずらって休んでいる。さらに 14,35 は，14の長男夫婦が病気となり，弟の35が1965年に神奈川よりUターン，「兄の農業を自分の田んぼのように手伝っている。」さらに，兄の長女18歳も預かっており，家計の面での援助も十分予想されるため，今後 14,35 として扱っていく。14,35 は，長男の病気や分家を出したりし，土地を急激に減らしてきている。長男は近年日雇に出始め，35の弟はUターンした1965年より中央交通に勤めバスの運転手をしている。また，35の妻は翌1966年から昭和町の堀田電気に勤めるが，そこが倒産したため，1970年にT織物工場に転職している。そして，昨年（1973年）から課長の推薦で，役場の家庭奉仕員の仕事をしている。

水田面積の変化の不明な[6]は，1955年から68年頃まで生活保護をうけていたが，1974年頃から町内の製材所に勤めている。

以上，下層Ⅱの8ケースについて特徴的なことは，戦後，土地を手離して下層に至った農家が多いこと，出稼ぎ経験者がいること，勤め先として選ばれているのは，下層Ⅰとは異なり，町内あるいは隣接町の工場や運輸業が多いこと，さらに主婦層の就労が一般的であるということである。しかし，ここで下層Ⅱの特徴として何よりも銘記しなければならぬことは，8ケース中5ケース（[22][27][26][14,35][6]）までが，家族員の病気，死亡によって下層Ⅱとなった現実である。さらに家の後継問題（[16][21]）がこれにからんでいる。

第4項　非農家層の諸特徴

最後に，図4－6において，非農家の生業の変化をみてみる。

図4－6　非農家の生業の変化

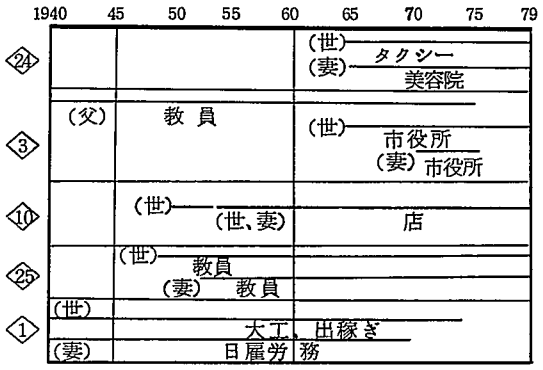

資料：実態調査より作成

非農家5ケースは，戦前段階から土地を所有しておらず，戦後において土地を手離し，非農家へと転落したのではない。

㉔は，1964年に結婚を契機に独立，夫はタクシーの運転手，妻は美容院を経営している。③の父は教員だった。現在の世帯主は市役所に勤め，1970年に職場結婚をしている。妻も結婚後引き続いて市役所に勤めていたが，第2子誕生を契機に職を退いている。㉕は夫婦ともに教員である。⑩は商店一本でやってきているが，オイルショック以来，店の経営はおもわしくなく生活はかなり苦しいという。①は，妻が終戦後，部落内の大きな農家へ働きに行っていたが，1970年頃からの機械化の進展とともに仕事がなくなりやめている。夫は大工であり，出稼ぎ経験も有す。

第5項　結　　び

さて，かように上，中，下Ⅰ，下Ⅱ層の戦後における形成過程をみてくると，それはけっして単純ではない。「家」毎の生業・土地所有のあり方が，そこにはっきり存在することがあきらかとなる。そして，ここで指摘しておかなければならぬ第1のことは，土地集積の面からみると，上，中層には，戦後段階における土地集積の志向性が高かったということ，それはまた稲作，あるいは稲作＋αへの専業志向性となって立ちあらわれていたということ。

第2に，兼業との関連――したがって，また，それは個々の農家の生活水準とふかくかかわるが，その「家」の生業史と関連させてみるならば，上，中，下の農家の階層区分において，下層はあきらかにⅠ層とⅡ層に区分され，とりわけⅠ層ははやくから兼業化し，地元に公務，協同組合，教員等々の安定した職をもつものが多いということ。これに対し，下層Ⅱは世帯員の病気・死亡等の事情により，ただでさえ零細な土地を手離しながら，1960年以降の兼業化として特色づけられ，しかも，不安定兼業が多いということ。かかる意味において，下層ⅠとⅡは区分しなければならず，別の言葉でいうと，下層Ⅱは現下における農村社会の“貧困化”がもっとも端的にあらわれている層ということができる。中層においても，戦前土地の少なかった農家は早くから在宅兼業化し，土地を増やしてきているが，半数の農家が土地を手離したり，あるいは分解基軸の上昇に伴い，1960年

以降在宅兼業化している。また，上層は，土地を増やし，稲作以外の作目の導入によって，専業で1960年代をのりきっているが，農民層分解が激しくなる1970年前後から日雇という雇用形態で農外就労する傾向がみられる。

第3に，こうしてみると，1960年以降の地域社会変動は，とりわけ中層,下層Ⅱを大きく巻き込み，1970年頃からは上層をも巻き込み進んできていることが看取されるが，ここで問題なのは，上層，中層を含めての積極的な専業志向がみられないということであろう。ここには，前節でみた，わが国における稲作生産性の急速なる上昇，またその裏づけとしての機械化の進展という事態が横たわっているが，と同時に上層農をふくめての経営面積の零細性，さらに国の減反政策のもつ意味がきわめて大きいといわなければなるまい。

しかし，第4に指摘しなければならぬことは，おそらくそうした上に立っての「家」の世代交替のもつ意味，つまり「後継者」問題であろう。後継者が地域農業の今後の展開を如何に考えるかという問題がここに大きく横たわっているといわなければならない。

ところで，第5に，かような現状の進展の中で，現在問題とせられている，所謂農村地域社会の"混住社会化"の進展が存するわけであるが，以下の各章でみるように，このN部落においても，上，中，下Ⅰ，下Ⅱの各階層の中での，農業機械化の進展については，耕耘機段階を経たあと，とりわけ顕著にその相違がみてとられ，稲作の受委託関係が生ずるに至っている。それは，従前の村落社会の構造を，たとえばそれまで存した田植組とはまったく異なった形で構成する等，大きな変化を村落社会の構造そのものの変質としてもたらしている。各層においての機械化の進展の相違そのものが，村落内での社会関係・構造の相違をかかる意味でもたらしているといわなければならない。しかしながら，より大きな要因は，国民社会の統体としての資本主義的生産力水準の発展の問題であろう。そのことの中での，経済構造のある意味では有無をいわさぬ変容が，今日のN部落の変容・変質をもたらしているといえよう。そして，このことの中で，第3章でみた本ー分家の家格にもとづいた秩序，すなわち，所謂本ー分家にもとづく社会秩序を大きく崩壊せしめているといわなければならない。

しかし，こうした経済・社会過程の進展そのものは，いうまでもなく国独資段階に到達した"国策"＝"政策"＝減反政策を伴っていることは，ここに指摘するまでもない。こうした意味で，戦後の自作小農制下，あきらかに各家は，それ自体，この30余年間，同族としてではなしに,個々の「家」としての道を歩まざるを得なくなっていたといえる。前述からの現下における階層分化の歩みそのものが，このことをなによりも示しているといわなければならない。そして，そのことの中で，下層Ⅱにみる如く，その"貧困化"も生ずるに至っている。

しかしながら，ここでわれわれが考えねばならぬことは，ⓐこうした形での家格秩序の資本主義的分解過程は，同時に「家」内における各構成員の自立化過程として立ちあらわれているということであろう。そして，そのことの何よりものあらわれは，前述の各階層におけるその将来志向としての「家」の世代的交替の問題，つまりひらたくいえば，「後継者」のひとつの選択の問題として立ちあらわれているということができる。ⓑしかしながら，同時に，次にわれわれが考えねばならぬことは，このN部落において，すでに前述のような稲作の受委託関係が，地域社会それ自体の中に立ちあらわれているということ。そして，さらに大きな分析軸として考えねばならぬことは，地域住民層の兼業先の労働諸条件の問題であり，また各階層別にわけられた農民層のひとり一人が，農業生産力の"発展"したといわれる現段階において，農業生産と賃労働，そして主婦層の場合，家事・育児を抱える中で，その階級的な諸矛盾が「家」レベルにおいて，諸個人のレベルにおいて，一体如何に立ちあらわれてきているか，という問題であろう。ⓒそして，この問題はただちに分析課題として"後継者問題"に結びつかざるを得ない。

しかし，前述のような状況の進展下で，以下第9章第4節でみるように，N部落では若年層を中心として，"後継者"の会が結成せられている。この会は，専業志向の者のみではなしに，すでに安定的賃労働に従事したものも含めて結成せられている。そして，ここでふれなければならぬことはその土台として，地域の諸組織，集団，社会構造があきらかに変質してきているという現実である（第9章参照）。つまり，本章でみたような戦後30年にわたるN部落の中での，上，中，下Ⅰ，下Ⅱにわたる，それ自体資本主義的といわれる階級分化の中で，村落社会自体は，けっして資本主義的に解体されつくされてはいないということ。もとより，それはかつての本ー分家，地主ー小作関係をもはや払拭し，自作小農制下，しかも，その自作小農制が危機におちいっているという段階下での，あらたなる農民社会それ自体の再建の胎動が立ちあらわれざるを得ないし，また事実たちあらわれているということ。過渡期社会においてはもとより，その姿は明確ではないが，そうした方向性が，かつてのN部落の社会が構造的にもっていた志向性とは異なった形で立ちあらわれているということ。こうした点について，以下の各章において，N部落のモノグラフ分析をとおして，われわれは明らかにしていく必要があろう。

<注>

(1) 上井河農業協同組合『三十年の歩み』，1977年 p. 22参照。

(2) 同 上 p. 22。

第5章　農民層の兼業化の進展の中での農業生産様式の地域的再編過程
－農業生産を基底とした村落社会構造の基底的変質の問題－

第1節　地域農業生産における機械化の進展と村落生産構造の変質

序

以上，第4章では，N部落における農家各階層の諸特徴と，戦後30年にわたる現住農家の土地所有面積と生業の変化をみてきた。

各階層の生産・労働－生活史にみられるように，各階層はあきらかに異なった道をたどりながら兼業化してきており，こうしたかたちでの階層差を伴った兼業化の進展は，当然のことながら部落社会の生産組織のあり方の大きな変質を伴っている。農業生産にかかわる生産・労働－生活過程は具体的にどう変質したのか，こうした点にまで分析はふかめられなければならない。

そしてまた，もうひとつここで分析しなければならぬことは，賃労働先の職場の労働諸条件の問題であろう。そこには，男女間の賃金格差をはじめとする職場の相違（企業間格差に相応して），さまざまな格差が存する。そのあり方は，農民層の現在の，そしてまた今後の生活に，実際上大きな影響を与えているし，また与えざるを得ない。

兼業農民層は，一方で農作業に従事し，他方農外就労に従事し，主婦層の場合，これに家事労働が加わっている。「家」内で現実的に惹起している矛盾は，どのようなものとして存しているのか，これも各層ごとに同一ではない。さらに，家族内成員ひとり一人にとって同一ではない。かかる点をあきらかにした上で，私たちは，農民層がそれ自体賃労働者としての性格をあわせもつことの中で，着実に育ちつつあるものは何か，にまで分析の射程をふかめる必要がある。そして，兼業農民層が現に構成する社会は，その構造として如何なるものを着実に培いながら発展しつつあるのか，そこには当然に部落社会としての世代交替の問題がからんでくるが，以下の各章においては，かかる点を順次分析していこう。

つまり，以下の各章の分析課題は，戦後のわが国の資本主義経済の発展の中での，たゆまぬ農民層の資本主義的分解の進展，それは何よりもその自立限界線の上昇の中に示されるものであったが，そのことの中での兼業化の進展とは，具体的に〝農家〟そのもの，農民そのものを資本－賃労働関係の中に大きくひきこむものであった。と同時に，こうした資本－賃労働関係の進展は，また村落内における農業生産のあり方，その社会が構造的に培った組織的あり方を，村落社会のあり方自体として資本－賃労働関係にもとづいて再編せざるを得ない過程の進展であった。かかる意味において，そこには二重の意味での，戦後日本資本主義の発展過程の中における資本－賃労働関係の進展が重層的に展開せられているといわなければならない。しかし，こうした経済・社会構造の変質の中で，それにもかかわらず，そうした胎内からあらたなる形での，現下の階級的諸矛盾を止揚せざるを得ない社会・経済構造が着実に育ちつつある。以下，かかる点を事実にそって農民層の人間としての全生活の社会的再生産過程にまでおりてあきらかにしよう。

第1項　農業生産における機械化の進展

この地域における稲作生産力の飛躍的な発展，そしてまた兼業化の進展という事態は，戦後における農業生産技術の発展，とりわけ農業生産における機械化の進展に基礎づけられていた。農業生

産における機械化の進展は，客観的にその農業生産力を高めると共に，省力化そのものが農民層の兼業化を促進した。

いま，1979年段階のN部落各農家の所有農機具を基準とした機械化水準をみると，それはA～Eの5段階に区分される。

トラクター＋コンバイン ……A水準
トラクター＋バインダー
耕耘機　＋コンバイン } ……B 〃
耕耘機　＋バインダー ……C 〃
耕耘機のみ所有 ……D 〃
所有農機具なし ……E 〃

それを，上，中，下Ⅰ，下Ⅱの階層別に区分したのが表5－1である。各層における機械化水準の相違，上，中層と下層の相違はあきらかで，とりわけ，上層と下層Ⅰとの相違は顕著である。すなわち，上層では，水田面積が1町歩でタバコで収入をあげていた㊱がD水準に属す以外はすべてA水準に属す。中層では，農機具水準Aが5ケース，Bが4ケースと，ほぼAないしB水準の農機具を所有するが，きゅうり（㉟）と菊（△4）に力を注ぐ㊴△4はそれぞれCないしDの機械水準にとどまっている。一方，下層においては18ケースまでがEに属し，とりわけその傾向は下層Ⅰ（10ケース中9ケース）に顕著である。また，農作業を各戸で行なっている農家も，18 16がC，14.35がDの水準にとどまっている。

表5－1　階層別農機具所有状況

	A	B	C	D	E
上層	⑫△9 △1△3			△3	
中層	㉛ 29 15 △13 5	20 △6 17 8	㉟	△4	
下層(Ⅰ)			18		38 32 39 34 9 2 23 41 7
(Ⅱ)			16	14.35 21 27	22 26 28 6

資料：実態調査より

第2項　機械化進展の階層差

しかしながら，こうしたN部落における上層，中層を中心として進行した農業機械化は，それらすべての農家にとって安定した農業経営への方向を保証するものではなかった。次に各階層ごとに，こうした機械化を農民層自身が，自らどう評価しているのか，そこに現に生じている問題点は何か，について事例的にみてみよう。

(1)　中層ー個別所有ーの場合

表5－1でみた中層でありながらA水準の農機具を所有する5戸中，個人所有する農家は㉛29である。㉛は，Aの機械の他に乾燥機・田植機・耕耘機なども所有している農家だが，世帯主は，「機械化してから肉体的には楽になったが，技術をマスターせねばならないので精神的には苦労がふえた。機械を買って働きに出ることの悪循環を認めざるを得ないが，機械化はしかたがない。頼みたくても皆働きに出ていて人がいない。自家労働力＋機械でなければやっていけない。」と述べ，Aの機械の他に，乾燥機・田植機・耕耘機などを所有している。29（田植機は1976年に35万円で，コンバインは1975年に178万円で，乾燥機は同年52万円で購入）も，経営を主担している世帯主は，「百姓，楽になってきたというが表面だけ。収入はそれなりに多くなっていると感じるが実際は苦しい。農協をたよって借金，それを払うために他の仕事。金があって買うのではなく，ものを買って働きに出る。先だつものは機械。ついていけない。ただ楽にするよりもそのあとが問題。」と述べ，悪循環を認めている。また，その妻も「反別にあわない以上の機械を購入し借

金。3日を1週間にしてもあまり機械を買わないでやりたい。耕耘機で間に合うのにトラクターを買う。機械購入には反対。」「機械に人間が使われるという精神的な面で疲労。また借金，労災。」と，現状に対する問題を述べている。

次に，Bの水準の農機具を備えている中層の[20]△4[17][8]についてみてみよう。

[20]の世帯主は，「『高い機械を借金して買う。』こうしてけじめをつけている人は恵まれている。」と述べている。つまり，借金をしながら，耕耘機→田植機→コンバインと，「自分の生活にあわせて買ってきている。」という[20]は，今以上の農機具の購入を望みながら，高くて買えないという状況にあるといえる。△4は，中層のBでただ1戸コンバインと耕耘機を個人所有するうえに乾燥機と精米機を所有し，育苗から精米までの全農作業を個別で行なう農家である。しかし，世帯主は「機械の借金返済のためでなく，暇だから勤めに出ているのだ。10年払いなどではなく，機械でも払える範囲で（買っている）。」と述べている。だが，その一方で，妻は，「(機械を買って働きに出ることの悪循環は）たしかにある。皆がそうしてきたからそうせざるをえない。隣でコンバインで刈るのに自分のうちでバインダーだとなんとなくみじめ。」と言い，その率直な声から近所に対する見栄から必要以上の機械を購入していることがうかがわれる。[8]は，自営で酒屋を経営している。周囲に商店が増え，農協・スーパーの影響で売上げが落ちたという理由で，農業近代化資金を250万円かり，1968年に田を購入し，1978年にはさらにトラクターを購入している。世帯主は，「機械になって農作業は楽になったが，金の方は苦しい。」と述べ，妻も「農家の主婦の楽しみなんてない。機械のためにお金をとられる。」「機械を買うから生活するお金がなくて働きに出ている。結局機械。」と，家計の苦しさを述べている。[17]は，「機械による悪循環は別に考えない。農業だけでは食べていけない。」と述べているが，農協への借金返済が年50万円以上ある。

こうしてみると，中層のAほどではないが，中層のBもまた，機械を買って働きに出るという悪循環の渦中にあるといえる。

(2) 上層－個別所有－の場合

次に上層をみてみる。農業収入300万円以上の上層は，余裕をもって機械化を進めているのだろうか。上層のAは，⑫△1△3であった。

△1は，農業粗収入540万円と部落でもっとも農業収入が多い農家だったが，その妻は「機械化は経済的には楽にならない。機械を扱うのにかえって気苦労もふえた。機械を個人で買うより共同化して楽になりたい。」と述べ，△3の世帯主は，機械の借金を年63万円かかえ，「3 *ha*では生活維持できない。農機具がかかる。」と，語っている。また，△3の世帯主も，「家庭生活にゆとりがあったのは機械がはいる前。人間が骨折ったけど金のゆとりはあった。今は機械のありがたみもあるし，高いありがたみもある。」と述べる。

こうした，機械の借金に苦しむ声と同時に専業農家である⑫の妻からは，「個人で買うためにはどうしても借金。機械化しても労働が短縮されるわけではない。昔は日雇がいた。今は機械を2人で動かしている。結局労働量は同じ。」と，機械化に伴う借金の問題と同時に，労働が軽減されてないという現実が語られている。このことは，△1の妻の「ゆっくり料理する暇がない。育児にかける時間がとれない。」また，⑫の妻の「ぎりぎり忙しくて子供の世話がなかなかできない。」という言葉にもあらわれている。

以上から，上層に属するものも決っして経済的に余裕があるというわけでないこと，また，2町5反歩以上の水田を所有するこの4ケースにとって，機械化することが必ずしも労働の軽減につながっていないことが明らかとなる。

さらに上層には，秋作業を請負に出し，機械化そのものを断念している△4がいた。△4の世帯主

は，機械のために働きに出るということについては，「私はやったことがないが，あまり喜ばしいことではない。機械のために出るのはおかしいが，当事者にとってはしかたがない。」という意見をもっている。そして，△1には現在借金がない。

(3) 機械の共同所有の場合

一方，共同所有をすすめている農家をみてみるに，中層において，グループに加入し（後述），A水準の機械を所有する15の世帯主は，「機械を買っても大変。1軒300万円以上の借金をかかえ，年間70万円支払わなければならない。グループに入ると30万円支払えばよい。入ってよかった。」と述べ，同様にグループに加入する△1の世帯主は，機械を買って働きに出ることの悪循環について，「経験したことがないからピンとこない。集団で買えば安くて済むのに，個人の欲のために個人的に買っている。共同の場合は順番にまわってくるが，自分でもっていれば自由に使える。隣の家でコンバインでやるのに，自分のうちだけ鎌でやるのは笑いもの，という理由で買っている。」と述べている。△1 15は，自らの生活体験の中から，共同化の必要性とその妥当性を痛感しているといえる。

また，5は，本家とトラクター，田植機，コンバインを共同購入していた。しかしながら5の世帯主は機械を買って働きに出ることの悪循環を認め，「結局買いたくなくても共同できない。仕事もあるので無理して買っている。会社とか出るために早々に仕事を終わらせる。機械のために働いている。仕事に出るために機械を買った。しかし，機械を買えば採算あわない。田んぼからあがったものと機械の経費とあわない。」と述べる。もはや2戸程度の共同購入では事態は解決できない段階にあるといえよう。

(4) 下層ー個別所有ーの場合

次に，下層においてCの機械水準である18と16についてみてみよう。18は，耕耘機・脱穀機・発動機・田植機を中古で購入し，その他にテーラー，動力散粉機，草刈機，カッターを所有している。世帯主は，機械化することについては，「やっぱりこれはやむを得ないんじゃないのですか。機械を買うのは，人に頼みたくとも来てもらえないから，今の農業は1日単位。昔みたいに融通きかない。昭和54年に米をつくるとなれば，昨年12月から田植の日が決まっている。……機械はいってやるから一斉にやらないと水はいって機械動かない。」と述べ，人を頼みたくともいないという状況，そして1日単位の農業であるという状況の中に，機械化せざるを得ない現実があるといえる。しかし，「高度経済成長の中」で，「生活は楽になった。」と述べ，中古の農機具購入を中心とした無理のない機械化を18は選択したといえよう。同じく下層でCに属する16は，耕耘機とバインダーの他に，テーラー，草刈機，田植機を所有している。24才の世帯主は，現在の経営のあり方の問題点として，「機械入れば楽になって会社に行けるが，経営的にみれば田少なくて機械買ったってまにあわない。」ことを指摘している。16 18以外はD及びE水準にとどまり，特に問題は指摘されていない。

かようにみてくると，①会社へ1日も早く出るため，②労働軽減のため，③人を頼みたくてもいないため，④隣近所への見栄，というようなことを契機とし，個人所有が先行するかたちで進展する機械化は，中層の機械水準A，Bばかりではなく，上層のAの家計をも圧迫しているという事実を第1に指摘できよう。さらに第2に，相対的に所有面積の大きい上層にあっては，機械化が労働の軽減にはならないということ，そして第3に，こうした問題をかかえる農家の対極に，グループ購入という方法で，経営にみあった機械化をすすめる農家が存在することがあきらかとなる。

第2節　機械化の進展に伴う農業協働組織の変質

第1項　田植組の消滅及びそれに伴う慣行の消滅

ところでこうした問題点，つまり機械化そのものが農業生産の内在的論理からだけのものではありえなかったという問題点をもちながらも，上述の機械化の進展は，部落における農業生産にかかわる構造を大きく変質させざるを得なかった。

第1に指摘すべきは，田植組の消滅という事実である。兼業化の進展と田植機の普及によって，1974～6年頃からこの部落社会が伝統的に有していた田植組は消滅した。N部落には5つの田植組があり，また戦後の供出制度に対応して，精米を行なう共同作業所も設置されていた。各田植組を構成する農家をみたのが表5－2であり，それを図に示したのが図5－1である。

戦後段階に限っていうならば田植組は本－分家関係を軸としながらも，「便利のいいところ」「条件のよく似たところ」を加味して作られており，本－分家関係がすべてを支配しているわけでなかった。

A班は，総本家の27とその最後の分家である22，さらにその孫分家である21と，本家格分家の20に，終戦時東京より帰郷した9と，1931年O部落から分家した39が加わり，6戸で組を構成している。39は「父の時代に，私たちここさ遅れてきて入れてもらった。」と述べている。

B班は，第1分家の34とその分家の32㉛に，29△40 28 17 2が加わり，さらに1959年に転入した㊱を含めた9戸で構成され5つの組の中でもっとも大きいものであった。

C班は，△40とその分家である18に15と△4とすでに離村した小玉家が加わり，5戸で構成されていた。18の妻は，「昔はもっと大きかったけれども，回り番が遅くなって分れた。」と述べている。

D班は，本家格分家の26とその分家の△40，総本家27の分家の△11，総本家△40とその分家38，さらに非農家の◇1が加わり，6戸で構成されていた。

最後に，E班は，本家格の△13とその分家である⑫16に14が加わり4戸で構成されていた。こうしてD班とE班が相対的に，本－分家関係の支配的な組であったことがわかる。

この戦前から続いた田植組は，1974～76年にかけて田植機が各農家に導入されるとともに消滅している。そして，それとともに田植終了後に組単位でもちをついたり，酒を飲んだりして祝った〝早苗振り〟というしきたりもなくなっている。また，初植の時には赤飯をたいて，大きな木の葉でくるんで組の各農家に配るという慣行もあったがこれも消滅した。

これに対し，稲刈りは各戸が主体であり，人手が足りない農家が，あいている農家に手伝ってもらう程度で，特に決まった組織はなか

表5－2　田植組の構成

本－分家関係			所属した
総本家	本家	分家	田植組
27			A組
	34		B
		32	B
		㉛	B
		△9	C
		18	C
		5	不明
	△13		E
		⑫	E
		9	A
		15	C
		16	E
	26		D
		△40	D
	29		B
		14	E
	20		A
		△33	B
	42		離村
		28	B
		△4	C
		6	不明
		△11	D
		8	不明
	22		A
		21	A
△40			D
		38	D
		39	A
		17	B
		2	B
		㊱	B
		◇1	D

注）1. A～Eの組名は便宜的なもの。
2. □内の家は本－分家関係にある。
資料：実態調査より作成

図5－1　田植組構成農家

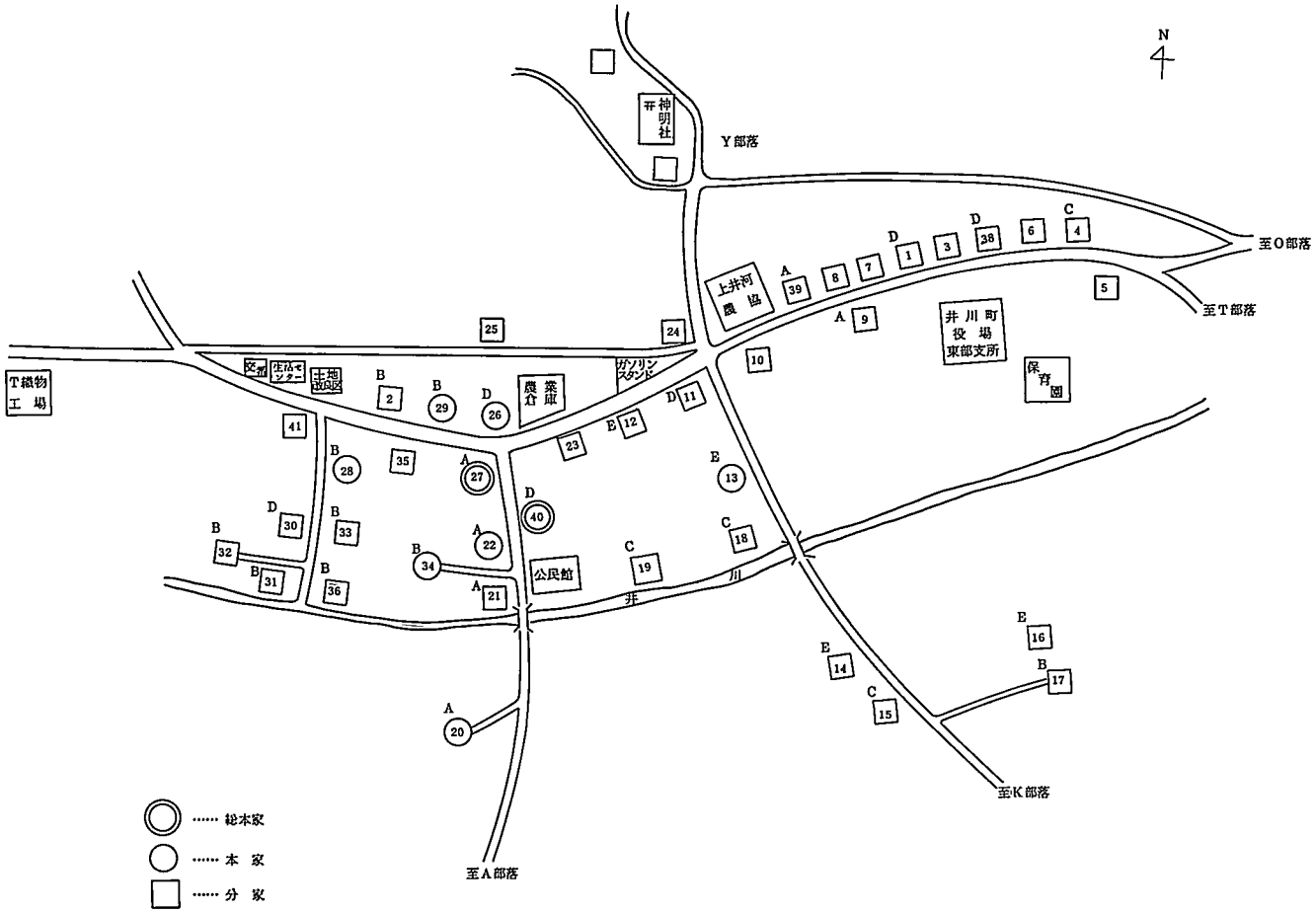

注）左肩の記号が所属する田植組をあらわす。（A．B．C．D．E）

資料：実態調査より作成

った。しかし，人を頼んだ家は，作業終了後，全員を呼んで，もちをついたり，ごちそうをする〃庭あらい〃というしきたりや，各戸ごとに夜〃土間あらい〃をして皆でゆっくりもちをついて楽しんだりする慣行はあったが，それも「よほど前になくなっ」ている。

かような意味においても，田植組が消滅したことは，部落の結束という面で決定的な意味を有していたと思われる。

表５－３，表５－４は，Ｂ班に属する㉛の1954年と1966年の田植組を介しての労働交換の有様を示したものである（㉛の日誌より分析）。これによると人数は，男女問はず，朝から夕方まで働いた場合を１人と数え，朝から午前中のタバコの時間までを0.25人，タバコの時間から正午までを0.25人，正午から午後のタバコの時間までを0.25人，タバコの時間から夕方までを0.25人として計算している。

1954年は，６月２日から[2]と[17]の協力を得て作業を開始するが，組による田植は６月６日であった。そして，６月15日をもって作業を終了し，同日[28]宅において〃早苗振り〃が行なわれている。この間㉛へ働きに来た延べ人数は19.５人，㉛から他の農家へ働きに行ったのは16.５人であった。なお，この年は苗不足で例年より田植の時期は遅れている。1966年度は，５月19日，[28]の苗取りをもって作業を開始し，６月２日，本家[34]をもって共同田植を終え，翌日本家宅で〃早苗振り〃を行なっている。この間，㉛へ働きにきた延べ人数は36.25人，㉛から働きに行ったのが17.5人で，1954年に比べ頼んだ延べ人数の増加が著しい。これは，1954年には，農作業を行なっていた㉛世帯主の義父（妻の父・明治30年生まれ）の高齢化，ないし死亡にもとづくと思われる。兼業化の進展の一方で，農作業従事者の高齢化という現象が，ますます人手の必要を高め，その後の

表５－３　1954年度田植組を介した㉛家への労働提供

		頼んだ延べ人数	日数	頼まれた延べ人数	日数
田植組	[34]	3.５人	４日	３人	２日
	[32]	１人	２日	１人	１日
	㊱	0.５人	１日	－	－
	[29]	0.５人	１日	10人	７日
	△33	0.５人	１日	－	－
	[28]	３人	４日	2.5人	２日
	[17]	4.５人	６日	－	－
	[2]	5.５人	６日	－	－
組以外	[14]	0.５人	１日	－	－
	計	19.５人	26日	16.5人	12日

資料：㉛の日誌より作成

表５－４　1966年度田植組を介した㉛家への労働提供

		頼んだ延べ人数	日数	頼まれた延べ人数	日数
田植組	[34]	2.５人	３日	3.５人	３日
	[32]	4.５人	４日	２人	２日
	㊱	8.25人	４日	1.５人	２日
	[29]	２人	２日	３人	４日
	△33	6.５人	３日	１人	１日
	[28]	３人	４日	2.75人	４日
	[17]	2.５人	２日	２人	２日
	[2]	2.５人	３日	0.25人	２日
組以外	△30	－	－	１人	１日
	[39]	－	－	0.５人	１日
	[7]	２人	３日	－	－
	不明	2.５人	２日	－	－
	計	36.25人	29日	17.５人	22日

資料：㉛の日誌より作成

人手不足につながっていることが予想される。また，この日誌分析からは，田植組以外からの労働提供も若干あったことがわかる。

かような田植組は，㉛の日誌にも1976年からみられなくなっている（1973～75年の日誌は不十分。1972年には存在）。

一方，共同作業所は現在も存在しているが，上層や中層の中には，もみすり機や精米機を各戸で備える農家や，△1[15]のように，グループで備える農家がでできている。さらに下層の中には，精米をも請負に出すものがあらわれ，共同作業所の利用者は減少しているといえる。

第2項　農業生産における受委託関係の形成と農業機械共同所有グループの形成

(1)　受委託関係の形成

ところで，このことは，農業生産においてN部落各戸が個々にバラされてしまったということを，けっして物語るものではない。こうした現状の中から，地域農協を中心とする地域農業生産のシステム化構想があらわれるとともに，農民各層の間に農業生産そのものの受委託関係がたちあらわれ，さらにまた農民層の間での農機具共同所有にもとづいた農作業共同関係も生まれるに至っている。

はじめにふれなければならぬのは，農作業の受委託関係の進展である。この関係は，この地域においてはフォーマルに（たとえば，農協，その他キーステーションをとおして）ではなしに，いわば私的に，インフォーマルに展開せられているので，その正確なる実態はなかなか把握しにくいが，われわれの調査からは次の事実があきらかである。

いま，部落内農家の受委託関係をまとめると，表5－5，図5－2になる。表5－5は農作業委託状況を，図5－2はそれをN部落内における受委託関係としてみたものである。まず，表5－5において農作業委託についてみると，上層では㊹が，「小さい農家だから機械を買うよりも人に任せて働きに出た方がよいと思う。」という判断のもとに，1971，2年より秋作業を請負に出しているが，その他の農家は各戸で行なっている。中層では，㊱がきゅうり栽培に力を注いでいるため，稲刈と田植を請負に出し，㊹は，菊の出荷に忙しいため，1976年より秋作業を他部落の人に委託している。また[20]は，世帯主（59才）の体の具合が悪く，昨年耕起を請負に出した。以上3ケースを除き，残り8ケースには委託はみられない。下層には，全面委託が10ケース，秋作業と一部の春作業，春作業と一部の秋作業を委託するものが5ケースあり，18ケース中15ケースが，ほとんどの農作業を委託している。

以上は，農作業の委託関係についてみたものであるが，N部落内において受委託関係についてみると（図5－2），農作業を部落で現に受託している農家は，

表5－5　農作業委託状況

	各　戸	耕起	秋作業	秋と春作業の一部 春と秋作業の一部	全面委託
上層	⑫ ㊹ ⑪ ㊸		㊳		
中層	[17] ㊹ [8] [5] ㉛ [29] [15] ⑬	[20]	④	㊱	
下層(I)	[18]			[32] [38] [41]	[34] [39] [9] [2] [23] [7]
(II)	[14.35] [16]			[27] [21]	[22] [26] [6] [28]

注）各戸とは農作業を委託していない農家を表わす。
資料：実態調査より作成

図5－2　受委託関係（N部落内）

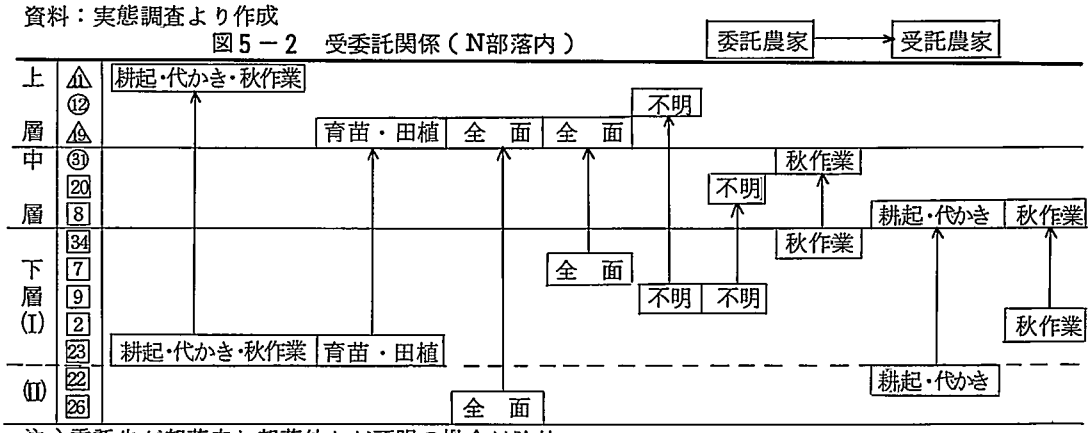

注）委託先が部落内か部落外かが不明の場合は除外。
資料：実態調査より作成

上層5戸中の3戸，中層11戸中の3戸である。そして，下層Ⅰ10戸中5戸，下層Ⅱ8戸中2戸がそれぞれ委託している。しかしこれはN部落を中心としてみたもので，これ以外の受委託関係が存することは当然に予想される。ここで重要なことは，第1に受託農家がこの地域において，とにかく機械装備において優位にたつ上，中層農家であり，また委託農家がほぼ下層農家であるということであろう。また，第2に指摘しなければならぬのは，本一分家関係にあるのは[9]から⑫への委託と[34]から㉛への委託のみであり，後者は本家から分家への委託であり，また，受委託関係の中で田植組が同じであった農家が認められぬということであろう。とにかく，前述のような機械化の進展，その中での田植組の消滅，その胎内であらたに生まれつつある農作業の受委託関係は,かつての村落社会が伝統的に有していた諸関係とは，まったく異なった諸関係を現実に生ぜしめているのであり，それは構造化されようとしている。現下における村落社会の資本主義的再編過程の一端が，ここにはっきりと示されているといわなければならない。

(2) 農業機械共同所有グループと地域農業生産の組織化

ところで，次にふれなければならないことは，このN部落に農機具の共同所有を行なっている農家が6戸あるという事実であろう。そのうち△3[15]は，隣部落にある7反～1町3反程度の田を所有する農家とのグループでの共同所有であり，さらに農作業の一部も共同で行なっている（現在9戸共同）。このグループは，1974年にいずれも兼業化している親戚，分家，友人など7人で結成されたもので（後に2戸加盟），△3は結成当時から，[15]は3年前に胃潰瘍で休んでいる時，耕起・代かきを委託した人のつてで加入している。トラクター，コンバイン，乾燥機，もみすり機，精米機を共同購入し，現在はオペレーター2人を中心に9人からなり農繁期には，毎日朝と夕方集まり相談し，全員勤めているため労働力を出しあい，4日位勤めを休んで交替で作業を行なっている。

9人のグループで共同所有する△3[15]を除いた残り4ケースは2戸程度の共同所有にとどまっている。[5]は，Y部落の本家とトラクター，田植機，コンバインを共同で，△4と△6（△6は田植機のみ△4と共同所有），㉛と[32]がそれぞれ田植機を共同で所有している。このように，△3[15]を除いてその規模は小さく，N部落においても個人所有が先行するかたちで機械化が進展していることが明らかとなる。しかしながら，かような機械化，及び機械化にもとづく農作業の共同集団の創設という事実も，かつてこのN部落には存しなかったひとつの新しい生産の形態であるという点に注目する必要がある。

ところで，もうひとつの農協を中心とした地域農業生産のシステム化がすすんでいるという事実にふれなければならない。このシステム化は，現実的に兼業化した下層農を中心として，そこから地域の農業生産体制を基底から支えるものとして組み立てられているといえる。ここで，第1にあげるべきは，1976年に設立せられた農協の「育苗センター」であろう。その利用状況は，共同作業所と同様に，主に下層を中心に利用されている。中層にも利用者はみられるが，個人の家のハウスで育苗している者も多い。それに対し，上層はすべて各戸で行なっている。そのうち△1△6は，農協で発芽したものをハウスで育てるというかたちをとっているが，「自分でやった方が，安くて丈夫な苗ができる。」（△6）等の理由に基づき，⑫△10△6は種をまくことから始めている。もう一つあげなければならないものとして，1973,4年から農協が町単位で行なっている航空防除がある。これには全農家が参加している。

このように，田植組の消滅，共同作業所の利用者の減少の一方で，航空防除，育苗センターなどの機関を通じての共同化が進められているわけだが，利用状況をみるならば，下層及び中層に属する農家の利用者が多く，上層は育苗・精米に至るまで個別化してきているという傾向が看取される。そのことの中で，上・中層⟷下層農の受委託関係が個別に進展し，さらにまた部落を

こえる農機具・農作業の共同関係も生ずるに至ってきている。農業生産を地域的に統合・組織化する地域農協の役割は，こうした意味においてもきわめて大きいといわざるを得ないが，自らの組織であるにもかかわらず，地域農民層の農協に対する評価はきわめてきびしい（第9章第2節）。

しかし，ここでたしかなことは，こうした中でかつての本－分家関係，また田植組にみられた農業生産にかかわる諸関係，諸慣行がもはや大幅に崩れてきているということであろう。

第3節　各階層の減反への対応

一方，1970年以降の減反の実施もまた兼業化を促進する大きな要因であった。

表5－6が示すように，井川町においても1970～73年にかけて，さらに1978年にも大幅な減反が行なわれ，それが現在もさらに国策として増強されている。ここで，1978年のN部落の対応をみてみる。

表5－6
井川町の生産調整面積

年　次	減反面積
1970年	96 *ha*
71	179
72	176
73	74
74	27
75	25
76	11
77	17
78	71

資料：『井川町の農業』

1978年の減反は，秋田県の場合，水田面積の5％である。町によっては，個々の農家が5％減反するところもあるが，井川町では各部落単位に5％の減反が割り当てられている。N部落全体の水田面積は，33町5反4畝であるから，その5％の1町6反7畝がN部落の減反分であり，昨年は，表5－7に示すような割合で各農家に分担された。

表5－7　1978年度減反割当て面積

階層	農家番号	水田面積	減反割当
上層	△11	2町6反	4畝
	⑫	3町	2反
	△19	3町	9畝
	△31	1町	なし
	△33	2町8反	5反
中層	20	1町8反	なし
	17	1町	なし
	㉛	1町7反	なし
	㊱	1町1反5畝	2反
	40	1町8反	なし
	29	1町5反	8畝
	△4	1町2反	1反
	△19	1町	なし
	8	1町1反	なし
	5	9反3畝	なし
	15	1町2反	3反
下層(I)	18	7反	なし
	32	6反	5畝
	34	6反	N.A
	38	6反	なし
	39	4反	なし
	9	2反	なし
	2	2反	なし
	23	1反5畝	なし
	41	1反	N.A
	7	1反	なし
下層(II)	22	8反	なし
	16	6反	N.A
	27	5, 6反	なし
	14, 35	5反6畝	1反
	21	5反	なし
	26	5反	なし
	28	2反	なし
	6	2, 3反	N.A

資料：実態調査より作成

養豚を行なっている△33が5反歩とN部落でもっとも多く減反している。5反歩のうち3反歩は豚の餌にする牧草地とし，2反歩は遊ばせている。15は世帯主が病気であるため3反歩を減反し，⑫も2反歩を減反している。㊱はきゅうり（2反歩），△4は菊（1反歩）を行ない，転作により減反に協力している。こうしてみると減反の割当てのほとんどを，上層及び中層が担っていることがわかる。

一方，このように減反を行なう農家に対し，減反を行なわなかった農家は，1俵につき300円を農協に納め，農協から減反した農家へ1反当り9万円が支払われることになっている。

ところで，減反と同時に奨励された転作は，「稲作以外で稲と同じように補償があればいい。現在は，大豆にしろ，米のようにはいかない。」（⑫の世帯主），「余計なもの作ってわいわい言われても。米は収入ある。安定，米つくる農家の気持ち。わいわい言われ

ても，蔬菜は相手にならない。」（㉛の妻），「転作は補償がよければよいが，失敗したとき大変だ。大豆転作，補助・補償なし。」（18の長男）という言葉が示すように，あまり行なわれてはいない。また，きゅうりのハウス栽培をし，200万円程度の収入を得ている㊱の世帯主は，「減反した所は，いつでも畑にできるようにする必要がある。自分もその気でハウスをやったが，手がかかるので部落ではあまりやる人がいない。」と述べている。補助・補償が十分でなく，収入につながるものも，手間がかかるため敬遠され，多くの農家はより確実で，より容易に収入を得ることができる兼業の道を現状では選択しているといえる。

ところで，こうした減反は今後増々強まることが予想されるが，そうした事態に対してN部落の人々の考えをまとめたものが表5－8である。そこには，「日本の農業を滅ぼすもの。農民の働く意欲なくなる，青少年が農業きらう。」（⑫の父），「農政は本当にいいかげん。米余っているとか騒いでいる。……若い人がさらに農業に悪い印象。」（29の世帯主）という意見，「政府はお金をかけて増産のための大潟村を作っておきながら，減反になると従来の小農家にもわりあてる。先行の見通しもない。」（⑫の妻），「新しくおこした田をだまっていて，昔からの田に豆を植えるのはよくない。」（34の妻）という八郎潟の干拓に対する不満など，農政に対する批判がみられる。

しかしながらその一方で，「国の政策だからやむをえない。」（△33の父，△41の妻，26の父，39の父），「米余っているからしかたがない。」（△33の世帯主，△41の父，△40の母，㉛の世帯主，41の世帯主）とする意見や，「反対しても仕方がない。まあ政府のやり方に協力する。」（△33の世帯主）という意見が各層を通じてみられる。

こうしたことは，部落会での対応にもあらわれている。すなわち，毎年組合長が減反の配分を報告する時にのみ，部落会で減反が話題になるのだが，その際，「各戸が平等か，それとも誰かが犠牲になるか」ということなど，いかに減反に協力するかという観点での話し合いがなされるという。しかし，第9章第3節にみられるように，フォーマルな形での部落会はすでに形骸化しているという現状がある。けれども，部落社会の中にたしかに育っている土壌，つまりそこであらたに形成されつつある社会諸関係，集団，団体の諸相にまでおりて問題はさらにふかめられる必要がある。

表5－8　減反に対する各農家の意見

上層	△41	（父）	米余っている。やむをえない。食管法を守る。
		（母）	古米が多いと言うが好ましくない。政府の計画がちゃんとしていれば。
	⑫	（父）	日本の農業を滅ぼすもの。農民の働く意欲なくなる。青少年が農業きらう。
		（母）	八郎潟に田おこさなければ減反もなかった。
		（妻）	やってほしくない。政府は金をかけて増産のための大潟村を作っておきながら減反になると従来の小農家にもわりあてる。先行の見通しもない。
	△19	（世）	転作を考えなければならない。
		（妻）	困っている。一部休んでいる。
	△33	（父）	政府の方針だからしかたがない。
		（世）	米余っているからしかたがない。
	△30	（世）	ない方がよい。
		（妻）	田んぼ少ないからあまりわからない。
	20	（世）	これまで安心して田をつくった。しかし，減反となるとなんとしたらよいか。
	17	（世）	役所，天下り的に数字をおろす。集団で多く（減反を）やっている人を保証した。今年またよけいやるので困る。
		（長男）	仕方がない気がするが間が抜けてる感じ。

中		（嫁） 残酷なことだ。両親は自分たちのやってきたことを卑下している。「農業はつまらないからな」その気持はいったいどういうことか。
	29	（父） これ以上ふやさないでくれればいい。 （世） 農政は本当にいいかげん。米余っているとか騒いでいる。あまり考えてもどうしようもない。若い人がさらに農業に悪い印象。 （妻） やってもらいたくない。転作の補償金アップ。現状では豆が問題になってくる。
	△40	（世） 喜ばしくない。米余っているのに。 （妻） 国が言うんだから仕方がない。 （母） したくないといってもしかたない。米余っているんだから。
	㉛	（世） 望ましくないがやむをえない。過剰時代だから。 （妻） やむをえない。
	15	（妻） 仕方がないかもしれないが，まずやめてほしい。
層	8	（妻） 減反といっても田んぼあまりないからひびかなかった。お金をもらって田を休めると土地にあまりよくない。
	△4	（母） 米余ってそうなった。政治家はどういうことを考えているのか。
	△3	（世） 反対しても仕方がない。まあ政府のやり方に協力する。どうにかしなければいけないという気持ちもある。
	34	（妻） 新しくおこした田をだまっていて，昔からの田に豆を植えるのは良くないことだ。
	7	（世） 大きくやっていないから考えていない。やっている人は米頼り，減反する気ない。
	41	（世） 米余っているから仕方ない。
下	23	（世） やりたくないね。政策，前々に手をうってくれればよかったんだ。倉庫には古い米が。
	32	（妻） 米余ったら仕方ない。 （二男） 現在ではこれしか方法なし。
	2	（世） あまりかんばしくない。 （妻） 田んぼあっても稲を植えずにとかだから農家の人方は難儀している様です。
	39	（父） 政策のことだものどうしようもない。本当はない方がよい。米余ったら困ったもんだそれは。 （母） 今年もたいした減反という話だからな。べつにない。
層	38	（妻） 困ったもんだ。せっかく田んぼ。やっぱり米にかぎる。 （母） 米を食べないから減らしてもしょうがない。
	18	（妻） 田んぼが小さいから減反はあまりない。まわりはやめなければならないから収穫ない。 （母） 昔はこわくても減反ということはなかった。今は減反してもお金がくるから楽。作っている程はお金はもらえないけど他の所に働きに行けるから同じ。
I	9	（世） 農業は基幹産業，本当は反対したいところ，米の余っているのは政治的政策でインドなどに貿易してバランスとる。稲作は百性の意志に基づいて余ったものは貿易上で解決。 （長男） いいことはない。田んぼがあって作れないことは農家にとっては不安。 （妻） 仕方ないでないか。
	21	（妻） 反対→米余っているといっても輸入している。 （母） ない方がよい。潟つぶしたり。
下	16	（世） 良い面，悪い面あると思うけど，我々にとってみればダメだ。
	26	（父） 趣旨には反対だが，国の政策上やむをえない。戦争中食うものはない中で供出。今余るからダメだというのは変だが自然現象でやむをえない。 （母） 政府の考えはわからない。
層		

II	35	（世） させない方がよい。出来るものを止めるということ。
	28	（世） 影響はないが望ましくない。 （妻） なければいい。
	27	（世） 減反がないようにできればいいけど。
	6	（世） 減反さ，やらないでオレさ安い米食わしてくれればいい。

資料：実態調査より作成

第4節　各階層の営農志向と後継者問題

ところで，その前に本章においてあらかじめ，地域農業の将来を決定する大きな要因となる各家の営農志向と後継者問題についてふれておく必要があるだろう。

N部落で現在，営農をより一層展開したいという志向をもつのは，上層の△1⑫，中層の㉛△10△4△13である。上層の△1は，「2町6反歩を3町歩にしたい。」，⑫は「田を拡張し，畜産をやってみたい。」という希望をもつ。また，中層の㉛は，「経営規模を拡大したい。田の売り手がなく，（土地が）動かない。売る人が出るのをまつ。」と，土地拡大に意欲的であり，△10は「専業にしたい。よい作付をしたい。」，△13は，「あくまでも農業が主。いずれは専業にしたい。」という希望をもっている。しかし，△10を除き農業主担者が44～56才という年令であるため，こうした営農志向を貫徹するためには，後継者の問題がたちあらわれざるをえない。

表5－9は，現在後継者問題に直面している農家23戸について，その後継者の事情をみたものである。後継者が同居しているのは14戸だが，上層，中層には少なく，下層に多い。ほとんどが高卒で，大卒及び在学中は3人となる。

上層においては△1は，すでに隣接町のジーパン会社に勤める後継者を確保し，△2の父は，「継いでほしい。百姓はなげられない。会社へ行っても百姓できる。」と述べ，常雇という形態での兼業化が志向されている。その一方で，長男が，大学卒業後仙台で保険会社のセールスマンをしている△3の世帯主は，「（農業は）息子にもやらせたいという魅力ある職業ではない。農業は自分限りだと思う。」と，離農を考えている。

中層には，8ケースあるが，うち4ケースは後継者と同居している。15には，中卒後，職業訓練所を経て，現在S自動車部品工場に勤める息子がいるが，親は，「息子にも兼業の今の形（グループ加入）のまま，いっしょに暮らしていきたい。」と考えている。17 20は後継者夫婦がともに1978年より同居しているケースである。20の嫁は，「主人はずっと勤めていきたいと考えている。農業はその合間にやっていく。仕事が忙しくて農業ができなくなれば，委託してでも農業はやめない。」と述べ，嫁自身も事情が許すかぎり仕事を続けていきたいと考えている。17にいたっては，「年老いた親がやっているがやめざるをえない。当分今のままやり離農する。」と述べ，また，△4の二女も後継者として東京からUターンしたものの，「まだ農業を継ぐかどうかはわからない。」という段階である。すなわち同居イコール後継者確保とはならず，たとえ確保しても後継者自身には勤め中心の農業を志向する傾向がみられる。

一方，現在，後継者が他出中の農家も4ケースある。そのうち，土地拡大に意欲的な㉛と，「いずれは専業にしたい。」という考えをもっている△13は，現在他出中の息子が，いずれ近くに来て継いでくれるものと期待している。しかしながら，現在同居中の20 17 △1 の例が示すように，帰郷する息子たちが，果して現在の世帯主と同じような営農志向をもっているかは別問題である。また，㊱は子供が全員他出したため離農を考えている。8の長女は，現在東北福祉大学に在学中である。両親は商店を継いでほしいと考えているが，本人は社会福祉の仕事につきたいという希望をもって

表5－9　後継者問題（Ⅰ）

	番号	続柄	年令	未・既婚	同居or他出	学歴	職業	備考
上	△11	長男	22才	未	同	農業高校	ジーパン会社	農業後継者
	△30	長男	24	未	他	大学	保険セールスマン	（世・妻）農業は自分の代限り。
層	△33	長男	24	未	他	高校中退・工業高	会社	(父) 継いでほしい百性はなげられない
	20	長男	27	既	同	高校	電気工事会社	(妻) 勤めていきたい，農業はその合間にやっていく。
	31	長男	22	未	他	高校	県庁	(世) 年とったら近くへきて継いでくれると思う。
中	36	長男	33	既	他	高校	聖教新聞支部局長	(世) 来年あたり離農して秋田市の息子の所へ行く。
	8	長女	18	未	他	東北福祉大（在）		(世,妻) 継いでもらいたいが本人は社会福祉の仕事に進みたいと言っている。
	△13	長男	29	未	他	高校	国鉄	(世) 年老いたら帰ってきてくれるのでは・・・と思う。
層	17	長男	35	既	同	高校	土建会社経営	(後) 年老いた親がやっているがやめざるをえない。
	15	長男	18	未	同	中卒→職訓	S自動車工場	(妻) 息子にも今の形（ブロック）のままやっていく。
	△4	二女	21	未	同	高校	病院事務（Uターン）	(妻) まだ農業を継ぐかどうかわからない。
	18	長男	24	既	同	秋田経済大	信用協同組合	(夫) 勤務上，この土地を離れなければならないこともある。請負に出す。
下	38	長男	28	既	同	高校	秋田の会社	(妻) 自分が生活していけて百性しないでいいならやめてもいい。
	32	二男	25	未	同	高校	農協（Uターン）	(後) N部落で農業やりながら勤める。
層	34	長男	44	未	同	高校中退	無職	農業を手伝いながらブラブラしている。
	7	長女	31	未	同	高校	理髪店（Uターン）	理髪店の経営者
Ⅰ	23	長男	18	未	同	高校（在）	土建会社に決まるかどうか	N・A
	41	長男	20	未	他	高校	インテリア関係	N・A
	26	長男	20	未	他	東京理科大（在）		(妻) 農業継がせたいとは思わない。
下	28	長男	30	既	同	高校	秋田の会社	N・A
層	22	二男	26	未	同	高校	ダンプの運転手	N・A
Ⅱ	6	長男	28	既	他	中学	大工	(世) 息子が秋田市にかまどを持ったので行く。
	21	長男	29	既	同	高校	全日空	(母,妻) 貸すなり売るなりして移ってもいい。

注）（後）とは後継者のことを表わす。
資料：実態調査より作成

いる。

下層には，12ケースある。うち，同居が9ケースを占める。そのなかで，32の二男は，「兼業だと農業収入は少ないけど，土地を持っているという安心感はある。N部落で農業やりながら勤める。」と述べ，現状維持を考えているが，下層にありながら農作業を委託していない18の長男は，「勤務上，この土地を離れなければならないこともある。その時は請負に出す。」と述べ，現在より勤め中心の農業へ変わることが予測される。さらに，38の息子夫婦は秋田市に勤め，農作業にまったくタッチしていない。農作業の主担者である世帯主の妻は，「私がやめたらどうなるかわからない。自分が生活していけて，百姓しないでもいいならやめてもいい。」と考えている。21は，母が，「貸すなり，売るなりして移ってもいい。自分が（農業）できなくなってから（考えが）変わった。」とし，母，嫁とも他の土地へ移ることを希望しており，38とともに離農志向がみられる。また，34の長男（44才）は病気で高校を中退し，農業（ほとんど委託している）を手伝いながらブラブラしているため，この家にとっては次世代の確保がより深刻な問題としてある。7の長女は理髪店の後継者である。

一方，子供が他出している家が3ケースある。26の長男は，東京理科大学に在学中であり，両親は「農業は継がせたいと思わない。家に帰ってきたら継いでほしい。」と考えている。こうしてみると，△40 18 そして26が示すように，子供の大学進学が離農への1つの契機となっているといえる。6は，「息子が秋田さかまどもったからいかねばならない。」と離農を決意している。

以上，現在後継者問題に直面している農家についてみてきたわけだが，そこから次のような特徴が看取される。

上層は，△40が離農を決意しているのに対し，△11 △34は常雇という形態での兼業化を志向する。中層には，離農を志向するものが2ケース（17 36），現在より勤めを中心とした農業へ変わると思われるものが3ケース（20 31 △13），現状維持1ケース（15），未定2ケース（8 △4）が存した。さらに下層には，離農を志向するものが4ケース（38 21 26 6），勤め中心の農業を志向するもの1ケース（18），現状維持1ケース（32）あり，28 41 23 7 は田が1.2反で農業後継にはふれられていなかった。

こうしてみてくると，各階層を通じて，「家」の世代的継承をひとつの節として今後，離農あるいは勤め中心の農業へと変わらざるを得ない傾向が認められる。

次に，表5－10で，現状において後継者問題が具体化していない農家について，両親の子供に対する学歴期待・職業期待をみてみる。

上層でただ一戸専業農家である12の両親が，長男に対し大学進学を希望し職業として夫が公務員を希望していることに端的に示されるように，より安定した兼業を希望していることがわかる。

中層では，29の世帯主が，「農業は好きでなかった。今まで親の状態をみてきているから。百姓は俺一代でいい。老いて最後までやって，そのあとはどうでもいい。」と離農を志向しており，また，5には子供がいず，養子をもらう気持も持っている（40はN.A）。

下層には6ケースある。27は，小林家の総本家である関係上，「ここは昔から先祖を守っていかなければならないし，弥兵衛をなくしてはならない。」ということから，後継を強く希望している。また，14，35 は長女の大学進学を考え，教師にでもなってほしいと思っているが，農業は「継いでほしい。」と述べ，2の妻も，長男との同居を希望し，「田んぼでもなんでも引き継いでくれれば……。」と考えており，この3ケースは現状の維持を望んでいる。それに対し，39の世帯主は「ここで37.8年生きてきたが，まだまだ封建的な考えがある。秋田市郊外に出たい。」と考えている。9は，自営の自動車修理工場の後継を希望している。

以上，後継者問題を2つに分けて見てきた。各家の家族周期段階の違いや，後継者自身の声を十

表5－10　後継者問題(II)

	番号	続柄	年令	学歴期待 夫	学歴期待 妻	職業期待 夫	職業期待 妻
上	⑫	長男	15才	大学	大学	公務員（兼業）	兼業でも農業はやってほしい。
層	△19	長男	16	N．A	N．A	N．A	農業はやってほしい。
中	40	長男	6	高校	N．A	N．A	N．A
	△29	長男	5	N．A	大学	農業に関係なく進ませたい。	
層	5	子供なし					
下	9	長男	4	大学	大学	自動車修理工場を継いでほしい。	
層	39	長女	9	N．A	高校	N．A	公務員，和・洋裁
I	2	長男	17	N．A	短大	N．A	事務関係
下	16	まだ子供なし					
層	14	長女	18	東京の大学に受験に行ってきた。		教師	N．A
II	27	長女	14	高校	短大	N．A	遠く離したくない。

資料：実態調査より作成

分に把握できなかったこともあり，一概には言えないが，次のような傾向が看取される。上層は△19を除き，農業だけは継いでほしいという希望をもっている。しかし，専業農家⑫が息子の職業に公務員を希望していることに端的に示されるように兼業志向が強く，しかも，現段階の日雇という形ではなく，より安定した形での兼業化を志向している。中層は，現段階より勤めを中心とした農業へ変わると思われるものが3ケース，離農を考えているものが3ケース，現状維持が1ケースと，全体として，今よりも農業から離れていく傾向がみられる。下層においては，田の面積が1.2反で農業後継についてふれられていない6ケースを除き，離農，あるいは離農してもよいと考えるものが5ケース，現状維持が4ケースである。

このように，部落全体としても，この先離農あるいはより一層の兼業化が進展することが明らかとなる。

第6章　兼業農民層の生産・労働－生活様式の変化

第1節　農民の年間をとおした農業生産・労働－生活様式の史的変質

すでに第5章第2節において，井川町の農業機械化に伴う田植組の消滅，またその胎内から農作業の受委託関係が発生していること，さらに農機具・農作業の共同グループがうまれているということ，また，フォーマルな農協による下層農を土台としての地域農業のシステム化がすすめられていることについて，戦後日本資本主義の発展諸階梯にそうた変容をもとにふれた。そうした農業生産にかかわる生産・労働の諸関係の変質は，総体としてたしかに基底的にこの村落社会のあり方を変質せざるを得ない。しかし，すでに前章でみたような資本－賃労働関係の進展は，そのことの中でたしかに農民層の賃労働者としての自覚，その性格をももたらしているといわざるを得ない。こうした諸相を兼業化した農民層の全生活の社会的再生産過程レベルに立ちかえって，すなわち生産・労働過程のみならずその生活過程をも射程に収めて捉える必要があるわけだが，本章，本節では，まず農民層の現実の生産・労働－生活過程が，史的にみた場合兼業化の進展の中で，少なくとも年を単位とした農業生産・生活のあり方として，どう変質してきたかを事例的にあきらかにしよう。

まず表6－1をみていただきたい。この表は，㉛農家の1951～77年（昭和26～52年）の日誌を中心としての一年間の農作業の暦の変化をみたものである。その際客観的に位置づけるために，戦前1932年（昭和7年）段階のそれを「上井川村郷土誌」から，また1977年（昭和52年）刊の農協の『米づくり百科』による年間の標準稲作労働体系をつけ加え作成した。井川町においては，稲作が主体であるから，これを中心にして年間の生産・労働・生活の体系が構成されていることはいうまでもない。

(1)　はじめに，1932年（昭和7年）と1977年（昭和52年）を比較すると，播種及び田植期がきわめて早期に行なわれるようになったことがひとつの大きな変化として指摘できる。1932年（昭和7年）には，4月中旬に種蒔，下旬に田畔塗，5月上旬に田の耕鋤，整地，馬耕が行なわれ，6月上旬に田植であった。しかし，1977年（農協資料）には，中苗播種は4月上旬から行なわれ，田植は5月上旬からすでに行なわれる。したがって，除草期も大幅にくりあがっている。1932年（昭和7年）段階には，一番除草が7月上旬，二番除草が中旬，三番除草が下旬であったが，1977年（昭和52年）には，一番除草5月中～下旬，二番除草6月上～中旬，三番除草7月中旬と大きくくりあがっている（もとより，除草労働は現時，除草剤の普及によって大幅に軽減されている）。稲刈期はそう大きく変化してはいない。1932年（昭和7年）で9月下旬，1977年（昭和52年）でも9月下旬，10月上旬も可能である。

(2)　次にここで指摘しなければならぬことは，1932年（昭和7年）段階では稲作＋αの各種農作業及びこれと関連した農作業がつけ加わって年間の農業生産労働の暦が形成されていたが，在宅兼業化が一般化した1977年（昭和52年）現在，農協の標準作業設定においても，また㉛の日誌においてもそれはすでに立ちあらわれてはいないということであろう。農業生産の単一作目（稲作）への集中化が㉛の日誌をみてもあきらかである。これはすでに第5章で分析した井川町における農業生産力の発展を背景とした（それは当然に統体としてのわが国資本主義社会の発展のあり方の地域的体現である）農業生産様式の変容を土台としているわけであるが，ここで注目しなければならぬのは，これまで各章でみてきた如く史的にみても稲作一本では生計を維持できず，戦前・戦後初期の段階の若勢としての奉公，さらに出稼ぎ，そして現時の在宅兼業へと，つまり自家の副業をもってしても生計が維持できぬ故に，その「家」外への就労をいわば不可欠に必要としていたという現実であろう。こうした史的文脈の中に，現下の在宅兼業の現実は位置づけて捉える必要がある。しかし，

その農外就労形態の，わが国資本主義経済の発展に伴っての変化は，同時に農民層の現実の全生活の社会的再生産過程を村落社会のあり方の変化を含めて大きく変容させざるを得なかった。

以下，しばらく㉛の日誌をもとにしてこの間の変化をみてみよう。

㉛は「弥兵衛」の第一分家である34から祖父の時代に孫分家しており，戦前は1町7反歩を所有する自作であった。この所有土地面積は，土地の増減の激しい戦後にあっても変わることなく現在に至っている。

大正11年（1922年）生まれの㉛の世帯主は，青年学校卒業後，昭和18年（1943年）に召集され満州に渡るが，敗戦までの3年の間に父親を亡くし（母親は，昭和15年死亡），誰もいない家に復員し農業を継ぎ，翌年妻を迎えている。その後，昭和27年（1952年）に長女，昭和31年（1956年）に長男が誕生するが，長女の結婚他出（昭和49年）及び，長男の就職他出（昭和48年，県庁農政部土地改良課，湯沢市在住）にともない現在は妻と二人で，1町8反歩の水田で生計をたてている。

それでは，戦後の農作業の変容過程を，昭和26年度（1951年），昭和40年度（1965年），昭和51年度（1976年）の日誌を中心にみていく（表6－1参照）。

(1) 昭和26年度における㉛家の年間の生産・労働－生活の暦

昭和26年度（1951年）の農作業は，4月5日の苗代作業によって開始され，その後4月14日から馬耕作業が始まっている。

> 20の世帯主は，「馬から牛になった。戦争から帰ってきた頃牛。その前は馬と牛半々。戦争中，牛すすめられた。馬は病気にかかりやすい。」と述べているが，㉛が牛耕へ移行したのは昭和30年である。それ以前，昭和27年4月25日に馬の病気に伴い，朝鮮牛（2歳半）を4万6千円で購入しているが，同年5月4日，牛を売って再び馬を購入している。その間の事情が，「牛にてはじめて馬耕（ママ）する。末だ馬耕（ママ）せる事なき牛なる故，殆んど耕起せない程役立たず。何時にならば，ひとり前になって働けるか憂慮せられる位。馬を失ってはじめて馬の大切さを知り，牛を求めて如何に牛は馬に比して働き不足なるものかしみじみ思う。」（昭和27年4月27日）と述べられている。

この馬耕作業，部落全体としても，約1カ月後の5月10日前後に終了している。

> 「見渡す限りの田面は総べて耕起され，ぼつぼつ再耕作業に励んでいる姿が見られる。田堰にて芹を摘む紅いエプロン姿の女性，夕べの食膳に春の味覚を盛ろうとしているのだろう。」（5月10日）

㉛の家でも，4月14日から5月4日にかけて自家の田の馬耕を行ない，さらに32の家（相別家）の馬耕を手伝った後，5月11日より再耕作業を開始している。そうして，5月19日には，再耕作業及び畝割り作業を完了し，大豆蒔き作業を間にはさみ，5月27日から6月1日にかけ，田掻・代掻作業が行なわれている。

> 「見渡す限り再耕作業を終り，一雨降るのを待って田掻準備完了。絣の野良着を着た乙女，野良に見えて農村の活気は今ぞ絶頂なり。」（5月21日）

代掻き作業をほぼ終了した5月31日には，29の宅にし田植組の寄合が開かれている。

表6－2に示すように，寄合には7名の出席者により，田植順，田植期間，作業時間，タバコ休み，「早苗振り祝いを盛大にやること」等が話し合われている。

こうして，6月4日X家（現在離村）に始まる田植組による田植は，予定よりも1日早い6月10日に終了し，6月12日に29宅で，「早苗振り祝い」が催されている。田植組による作業の終了後，残った田の田植を終え，6月17日には自宅にて「早苗振り祝い」が行なわれている。

しかし，1日おいた6月19日から除草作業が始まる。除草作業は，6月19日から7月4日にかけて第1除草が行なわれ，第2除草をはさみ，7月11日から19日まで，第3除草が行なわれている。その後，7月22日から8月30日にかけて郷山（3部落による共有）にて堆肥の原料にする草を刈った後，ようやく作休み（8月31日～9月7日）を迎えている。作休みの間には，9月6日に第1回目の大根の追肥が行なわれている以外，作業は一切行なわれていない。

表6－1 農業生産の変容過程

		昭和7年	昭和26年4/5～昭和27年4/4	昭和40年4/1～昭和41年3/31	昭和51年4/1～昭和52年3/31	昭和52年標準労働体系 安全作手図の基本（平坦地）品種別出穂・成熟期	防除・除草体系	水管理	追肥
3月	上旬	柴刈							
	中旬	果樹整枝		(3/18) たばこ親床の枠作りする (3/19) 温床踏み込み終わる					
	下旬	・豌豆播種	(3/23, 24) 郷山の柴分け (3/25～29) 郷山の柴分け (3/30) 柴途中までの運搬終了	(3/22) たばこ種まき (3/24) 畑整理 (3/28) 三早畑作業はじむたばこ育苗用肥料使用					
4月	上旬	接木 茄子播種（温床仕上） 果樹及び桑樹施肥 ・全上植付	(4/1～3) 郷山松木分配 (4/5) 苗代作業始む	(4/1) 堆肥の上にナス・トマトをまく (4/6) 郷山杉間抜，三早畑地ならし (4/7) 三早畑に金肥使用，冬囲い解く (4/8) 郷山から間抜した杉丸太，長木を分配	(4/2) 子備の三早苗畑10坪に肥料を施す (4/2, 3) 畑の耕起，(4/3) 畝あげ (4/4, 5) 畦畔修理，(4/5・6) 冬囲い撤去 (4/8) 稚苗用硬化ハウス建設	(4/5～20) 中苗：播種期			
	中旬	・種蒔 ・茄子播種（冷床仕上） 桑樹春切	(4/13) 午後より苗代掻き (4/17) 馬鈴薯も各家共大方終了せる	(4/12～15) 三早まき（寒さのため，例年より1週間以上の遅れ） (4/17～18) たばこ温床づくり	(4/11) 育苗硬化ハウス組立 (4/19) 稚苗到着	(4/13～30) 稚苗：播種期			
	下旬	田畦塗 瓜菜，豆，甘藍の播種	(4/14～5/4) 馬耕作業	(4/23) たばこ移植作業 (4/26, 27) 馬鈴薯まき (4/27) ほうれん草，ごぼう，南瓜まく (4/28) 温床にキュウリ，セロリなどまく (4/29) 三寸人参，ねぎなどまく (4/30) たばこ消毒	(4/20～30) 耕起 (4/24) 二回目の稚苗入荷に備えてハウス内整備 (4/27) 稚苗入る	耕起			
5月	上旬	・粟播種 田の耕耘及び整地馬耕等	(5/8 9.10) 図へ（馬耕作業） (5/10) 見渡す限りの田面は総て耕起され，ほうぼう再耕作業に励んでいる姿がみられる。	(4/30～5/13) 耕耘機作業（図宅も含む） (5/4) 茄子・トマト仮植	(5/2) 田に水が溜った，畦切り，つま打ち (5/2, 3) 肥料まき (5/6～11) 田かき，代かき	(5/5) 稚苗：移植期早限 (5/6～20) 稚苗：移植期 (5/9) 中苗：移植期早限	(5/1～10) 代かき		
	中旬	大豆春時播種	(5/11～5/19) 馬耕再作業 (5/19) 馬耕畝割り作業完了 (5/20) 大豆時開始	(5/12, 13) たばこ畑に金肥と堆肥を施す (5/14) 田に金肥まく (5/18) 田代掻き，除草剤を撒布 (5/19, 20) たばこ定植	(5/12～30) 田植え（田植機により） (5/16) 図 田植え (5/19) 18 田植え 田植え機自参	(5/8～25) 中苗：移植期	苗イモチ 初期除草	（やや深水）	基4～6肥回
	下旬	・春蚕掃立（元は5月中旬，品種改良による）	(5/23) 田掻き準備完了，本日より水を注ぐ (5/24) 灌漑水路の補修整理作業 (5/27～5/29) 田掻作業	(5/20～6/6) 田掻き，代掻，苗とり，田植え（田植組にて）	(5/28～30) 34 苗取り，田植え				早期（移植直後七～十日）2回
6月	上旬	田植	(5/31～6/1) 代掻作業 (6/1) 田植組寄合 (6/3～6/17) 苗取，田植作業	(6/4) たばこ土よせ（1回目） (6/8) たばこ土よせ（2回目） (6/9) 三早畑耕耘機かけ (6/9.10) 畑草とり	(6/1) 畦の草刈り (6/3) 除草剤マメット使用 (6/6～8) 草刈り		中期除草	（虫害防除） （防天戦水……）	
	中旬	刈敷切	(6/12) 田植組での早苗振り祝い（図宅） (6/17) 家にて早苗振り祝い (6/18) 胡瓜の棚造り，茄子苗の植え付け	(6/11, 13) 除草機かけ，(6/12) 田植組慰安旅行 (6/13, 14) 農道杭打ち，拡幅作業 (6/15) 除草機かけ，トマト・ナスを定植 (6/16, 17) たばこ土よせ (6/18, 19) 除草機かけ，(6/20, 21) 大豆まき	(6/14) 草刈り			イネドロムシ	
	下旬	・大豆（夏蒔）小豆播種 茄子甘藍移植	(6/19～7/4) 第一番除草	(6/21) 甘藷を植える (6/22～24) 除草機かけ (6/26～29) 手取り除草	(6/27) トマト・茄子などに支えをする (6/27, 28) 草刈り終了 (6/29) 田圃に2回目の追肥		葉イモチ	・溝掘	中間つなぎ肥（生育をみて）
7月	上旬	田一番除草	・第二番除草	(7/1～11) 除草 (7/6) 郷山下刈り		(7/1) 稚，中苗：幼穂分化早限	後期除草		
	中旬	大豆中耕 ・田二番除草	(7/1～7/19) 第三番除草 (7/19) 田草取終了 (7/20) 苗代草取本日終了	(7/16, 17) タバコ乾燥小屋作り (7/19) 畑草とり，王瓜・人参など収納 (7/20) 秋人参まく				・溝掘 （間断灌水……干す期間をやや長くする）	1～2回
	下旬	・夏蚕掃立 ・大根蕪菜類播種 ・田三番除草		(7/22) たばこに薬をかける (7/24) たばこ肥土切り返し，(7/26) たばこかき (7/29) 作業所の中にたばこ乾燥設備，セレサン石灰撒布 (7/30) 畑草取り，(7/31) 馬鈴薯ほり	(7/25) 畦草刈	(7/31) 稚・中苗出穂期早限	紋枯		
8月	上旬	・蕎麦播種 草刈（堆肥製造原料）		(8/2～6) たばこかき，(8/5) セレサン撒布 (8/6) 郷山下刈り，たばこ前渡し金くる (8/7) 秋人参追肥 (8/8～10) たばこかき，(8/10) 大根畑に耕耘機	(8/1) 堰あげ	(7/31～8/18) 稚，中苗：安全出穂期 (8/2) アキヒカリ出穂 (8/4) やまにしき出穂 (8/8) キヨニシキ出穂	紋枯 イモチ		2～3回減分期追肥
	中旬		(7/22～8/30) 草刈り	(8/11) 大根まき，甘藷土よせ (8/14～9/2) たばこかき (8/16) 大根まき，(8/20) たばこに液芽抑制剤かける	(8/17) 草刈り	(8/11) トヨニシキ出穂 (8/18) 稚，中苗出穂早限	二化メイ虫		実肥（生育をみて）1～2回
	下旬			(8/24) 人参間引き (8/29) 郷山下刈り (8/30) 白菜間引き			イモチ		
9月	上旬	・作休み	(8/31～9/7) 作休み (9/6) 大根に追肥（第一回） (9/9) 草刈り	(9/4, 5) たばこ揉よせ (9/6) 体菜植えかえ，白菜追肥	(9/7) 草刈り (9/8) 堰あげ，ひえ抜き (9/10) 草刈り				
	中旬		(9/13) 堰あげ (9/16) 作業場整備作業 (9/18) 大根に追肥（第二回）	(9/12) 青菜（冬菜）を蒔く (9/13) にんにく，あさつきを植える (9/14, 15) 草とり (9/16) 大根間引き	(9/12) 草刈り	(9/12) アキヒカリ成熟 (9/16) やまにしき成熟			
	下旬	稲刈	(9/19～10/7) 稲刈り	(9/19～10/6) 稲刈り		(9/25) キヨニシキ成熟 (9/27) トヨニシキ成熟			
10月	上旬		(10/8) 全村の稲刈りも例外を除いて今日明日中に終了する模様	(10/7) 稲刈りにきてくれた人をまねきご馳走する	(10/7, 8) 杭つき	(10/10) 稚，中苗：登熟期終限			
	中旬	果樹桑樹施肥（落葉のあと）	(10/9～10/28) 稲の返し作業，稲掛け，脱穀 (10/18) 「なたね」植替え作業	(10/9～27) 稲掛け，稲こき，(10/11) 籾ずり (10/15, 17) 排水掘り (10/16) 藁にお作り終わりたばこ殿後の堆積したものを上下に積み返す (8/20) 籾ずり	(10/10～25) 稲刈り				
	下旬	・果樹剪定	(10/29) 本日は家の内外の大掃除，夕べは「庭あらい」を祝う	(10/25) 籾ずり (10/29) 牛を売る (10/31) 籾ずり	(10/26～11/4) 脱こく				
11月	上旬		(10/30～11/6) 排水溝掘り (11/9) 大豆刈作業	(11/2) 大根ひき (11/5) 葉たばこの選別	(11/5) 籾ずり (11/9) 籾ずり (11/10) 杭はり 大豆刈り				
	中旬	・11月中旬秋耕するもの稀なり 畑地耕耘		(11/11～12/3) 葉たばこの選別 (11/13～17) 冬囲い作業	(11/11) 籾ずり (11/13) 大豆刈り (11/13～16) 排水掘り				
	下旬	・乾田馬耕	(11/18～11/25) 畑打ち作業 (11/28, 29) 冬囲い作業	(11/22) 白菜，玉葱など越冬準備 (11/30) 郷山松苗補植	(11/28) 排水掘り				
12月	上旬		(12/4) 堰あげ (12/9, 10) 柴刈り	(12/3～7) たばこ結束，梱包→ (12/9) 収納					
	中旬			(12/10～23) 排出溝掘り (12/13) 仔牛購入	(12/12) 冬囲いする				
	下旬			(12/22・23) たばこ後始末					
1月	上旬	肥料運搬	(1/3～3/13) 俵編み・莚編み						
	中旬		(1/13～2/4) 堆肥運搬（馬橇使用）	(1/15～19) たばこ連縄ない					
	下旬			(1/21～26) すだれあみ（苗代の風よけや野菜の日よけに使用） (1/24～29) 縄ない					
2月	上旬			(1/31～2/5) 堆肥運搬 (2/7～3/7) わら仕事					
	中旬		(10/10～10/15) 土運搬	(2/12, 13) 土はこび					
	下旬								

注）―― は期間を表わす。
資料：『上井川村郷土誌』（昭和7年），㊀の農業日誌（昭和26年，昭和40年，昭和51年），及び『米づくり百科』（昭和52年）より作成。

ところで，田植を終え春作業が一段落した後，作休み終了まで，部落では，数々の行事が催されている。表６－３より，映画会，体育大会，大相撲，盆踊り大会，上井河遺族招魂祭及び奉納相撲等が次々に開催されていることが明らかとなり，農閑期の部落民の生活の一端がうかがえる。

こうした行事も，９月８日の南秋田郡支部消防ポンプ競技会をもって終わり，秋作業の準備にとりかかる。

作休みが終わった９月９日の日誌には，「一雨毎に寒さを加え，此の頃は特に一枚重ね着をしなければしのがれないようになった。田の稲刈りも全般的には本月20日以後と見られるが，糯132号の様な早熟な稲は，14.5日頃から刈取りが始まるのではあるまいか。」と記されており，さらに共同作業所の整備作業が行なわれた翌日の９月17日の日誌には，「そろそろ稲刈りの準備をするものも目立って来た。自分の

表６－３　農閑期の主な行事

昭26	6／23	巡回映画
	6／24	体育大会（青年会主催）
	6／26	映画会「宵待草恋日記」（青年会主催）
	7／11	衣笠孔雀の劇団公演（ＰＴＡ主催）
	7／15	湖東部連合青年体育大会
	7／17	双葉山一行の大相撲
	7／25	映画会「女の水鏡」（上井河文学愛好会主催）
	7／30	東京大相撲（於：五城目町）
	7／31	芸能大会（青年会主催）
	8／8	今晩「眠り流し」
	8／17	映画会「帰郷」（青年会主催）
		楽劇（井川壮年団主催）
	8／19	上井河○合盆踊大会
	8／20	Ｎ部落盆踊大会
	8／22	相撲大会（青年会主催）
	8／26	体育大会（郡連合青年団主催）
	9／2	公民館村民体育大会
	9／3	五城目地区消防ポンプ訓練競技会
	9／5	上井河遺族招魂祭及奉納相撲（於：八幡神社境内）
	9／8	西秋田県郡支部（秋田県消防協会）ポンプ競技会
	11／2	本日より農産品評会
	11／23	神前に五穀を供えその豊穫を神様に感謝する日
	11／26	「神のお帰り」（餅をついてそれを祝う）
	12／7	映画会「レ・ミゼラブル」（青年会主催）
	12／11	映画会「新・愛染かつら」（八幡青年会主催）
昭27	1／3	籠球大会（青年会主催）
	1／5	消防団出初式
	1／28	映画会「自由学校」（青年会主催）
	2／17	全県製莚並製縄大会（於：飯田川小）
	3／6	全県莚縄競技大会（～3／15）
	3／13	「ネハン」でお寺参り
	3／14	慰安映画「ひだり子守唄」（農協婦人部結成式）

資料：㉛の日誌より作成

表６－２　田植組寄合出席者および決定事項（昭和26年６月１日）

○昨夜の五月の寄合の出席者　29，34，△A，Ｘ，28世帯主，㉛，17
　　欠席者　32，28の長男

○田植順　1. Ｘ　2. ㉛　3. 29　4. △A　5. 34
　　6. 17　7. 32　8. 28

○田植期間　６月４日から６月11日迄の予定

○決めたこと　タバコ休み，干餅，苗取は酒一升畦にて，早苗振り祝い盛大にやる。
　　作業時間　７時半下り12時半上る。午後は２時下り７時上る。

資料：㉛の日誌より作成

田は今少し早いが心丈けは何時も忙しい。明日頃より刈取りを始めるものがあるらしい。」と記されている。

㉛は9月19～21日に糯132号の刈り取りを行なっているが，「全般的には今少し早く，人の刈り取る様をみて何となく気忙しく今少し早過ぎると思いつつも鎌をおろす状態」（9月20日）であり，「どこの田も刈ろうとして鎌を下せば若い様で気が進まぬ。いろいろな事情からもう少し熟さしてから刈り取った方が有益と思う。」（9月23日）とし，刈り取りを中止しており，9月30日より本格的な稲刈りに入っている。

10月5日の日誌には，「附近の農家が稲こきをしている音が聞こえるが，はやる心を押し静めつつ，吾が計画より今日も稲刈りだった。」と，その穏やかならぬ心中が語られている。

こうして㉛は，10月7日に稲刈を終了し，その結果本年度の稲の総収穫は，

欅田，124本，　496束，　味噌野，240本（中糯52本，208束），1,360束，桶の口，256本，1,024束　南台(上)，22本，88束，　南台（下），53本，212束，　　合計3,180束

であった。

10月9日からは，早く刈り取った稲の返し，稲揚げ，脱穀という作業が始まっている。

秋作業に関しては，田植組のようなユイ組はなく，すでに日雇労働の形をとっており，この年の賃金は，

稲刈り，男－160円，女－130円（共に一食つき）

稲揚げ，男－160円，女－130円（共に二食つき）

となっている。

又，脱穀機使用に際し，10月7日には，向こう2カ月間の脱穀用電力の契約を行なっているが，この年は電力事情悪化のため停電が多く，脱穀作業は極めてはかどっていない。

「従来早朝の脱穀作業の慣例を破り，夕食後の僅かばかりの給電時間を利用しての作業である。」（10月9日）

「30分間の給電を利用しての脱穀，十時までの約1時間。昼は隔日停電故一日は作業ならず。」（10月10日）

「昨夜給電時間を有効適切に利用して200束脱穀終了夜十時。」（10月12日）

こうした，昼間稲揚げ，夜脱穀という作業は，10月28日に完了している。

同日の日誌には「寒さによる稲の成育の遅れと，収納時に於ける雨天の為，稲揚げは例年にない遅れを見た……。」と記されている。

そうして，翌29日には，家の内外の大掃除をし，夕べは「庭あらい」を祝っている。

「秋季の豊かな収穫を得る為のあらゆる努力は今日この瞬間まで続けられたわけだが，この収穫の多寡は別として，全く収納を終えたる欲びは確かに大きい。やれるだけやり尽したと言うその心の安堵か，――落ち付(ママ)きである。更に来年の収穫を期してのいとなみが，明日から続けられる。」（10月29日）

「庭あらい」が行なわれた後は，10月30日から11月6日まで排水溝掘り作業，11月18日から25日にかけ畑打ち作業，11月28，29日冬囲い作業，12月4日堰あげと続き，1月に入ると，俵編みが始まり，春まで続いている。

また，それと平行して，1月中旬から2月上旬にかけ馬橇を用いた堆肥運搬が始まっている。その作業状況は，

「雪はまだまだ不足にて，田面の排水の土塊露はれ(ママ)て作業困難の状態。」（昭和27年1月13日）

「大麦田え(ママ)堆肥運搬。田が遠いため仲々捗らない。」（1月17日）

「雪不足には困って仕舞う。時々降る雪も水ッぽく直ぐ解けてしまう。朝の凍りで固った道を第一の機会として，捗らない橇ひきを急ぐ。」（1月23日）

と，極めて厳しいものである。

こうした，藁仕事，堆肥運搬を中心とした冬の作業は3月中旬まで続き，3月下旬には郷山の柴運搬等の作業が行なわれ，この作業の終了とともに，苗代作業が始まり，次の一年へとつながっていく。

ところで「庭あらい」を終えた後の農閑期にもまた数々の催し物が行なわれていることが，前掲表6－3より明らかとなる。行事の内容は，映画会の他に，収穫後の農産物の品評会，豊穫の神様への感謝，「神のお帰り」さらに，製莚製縄大会など，労働と関係するものが多く，この期の特徴をなしている。

以上が戦前の農作業のあり方をほぼ踏襲したかたちで行なわれていた昭和20年代の年間の労働サイクルである。この稲作を主体としたサイクルは，昭和30年代に大きく変容をとげる。

(2) 昭和40年度における㉛家の年間の生産・労働－生活の暦

そこで，昭和40年度の日誌をもとに，昭和26年度との比較において，昭和30年代の変容過程を明らかにしていく。

まず，この期の農作業上の大きな変化の契機として，第1に耕耘機の導入とその1つの要因となった耕地整理があげられる。

耕耘機に関しては，昭和33年（1958年）3月18日に共同購入についての話し合いがなされ，また，同年5月8日の日誌に「大麦田馬耕。耕耘機による耕起が目立って多くなった。」と記されていることから，N部落においては，昭和33年（1958年）前後にその使用が一般的になったと考えられる。㉛の家では，昭和36年（1961年）牛耕との併用というかたちで耕耘機の共同使用が始まり，昭和38年（1963年）には個人で購入している。

「耕耘機を購入すべく農協へ近代化資金の相談にゆく。」（昭和38年4月24日）

「農協より耕耘機購入。自已負担分として5万円借りる。」（同年8月31日）

一方，耕地整理は，昭和33年（1958年）と37年（1962年）の二度にわたり行なわれている。この耕耘機の導入及び耕地整理の結果，昭和26年（1951年）段階で35日間かかっていた耕地の作業期間が，昭和40年（1965年）には4月30日から5月13日までの14日間に短縮され，大幅に労働量が減少している。

さらに，第2の変化として田植の時期が早くなっていることがあげられる。それは苗代の改良に負うところが大きい。すなわち，昭和26年（1951年）段階の水苗代にかわり，昭和34年（1959年）には折衷苗代を中心とし，一部畑苗代による「早播き，早植え，早取り」の三早栽培がとりいれられ，次第に後者の比重が高まることにより，昭和40年（1965年）には10日ほど田植が早くなっている。田植は田植組により行なわれてはいるが，作業終了後に「盛大に」催されていた「早苗振り祝い」にかわり，この年には田植組で慰安旅行に出かけており，慣行も大きく変容していることが明らかとなる。

一方，秋作業における機械化――トレーラーと全自動脱穀機の購入――も進展し，この期の第3の特徴をなしている。

「労働不足のため，秋作業は実に疲れるばかりである。トレーラーと自脱は，最低必要となってきた。」（昭和37年，9月30日）

「秋晴れの好天。味噌野稲あげ。……牛にリヤカーをひかしての稲あげであるが，そんなのは滅多に見られず，トレーラーの音があたかも春耕期のそれのようにあたりにこだまする様になった。損益はともあれ，矢張り機械化への傾向が濃向（ママ）に，急テンポにうかがわれる。」（同年10月7日）

「大麦田稲あげ。リヤカーを牛にひかせ20本ずつ，大ていのものは，トレーラーでの作業である，自分も近い将来はトレーラーに切りかえねばなるまい。」（同年10月13日）

こうして㉛は，部落の他の農家に比べ，比較的遅い時期に，トレーラー（昭和38年），自動脱穀機（昭和39年）を購入している。その結果，この年は稲刈りにのみ日雇労働が用いられており，稲刈り終了時には「稲刈りにきてくれた人たちを招いてご馳走」をしているが，すでに『庭あらい』という言葉は使われなくなっている。

さて，この期の第4の特徴として，品種の改良及び金肥の使用があげられる。

昭和5年（1930年）の「経済調査」（第3章第2節参照）には，当時は播種として，「陸羽132号」「愛国糯」「万国2号」が用いられていたことが記されているが，昭和40年（1965年）には，「ミヨシ」「サワニシキ」「ヨネシロ」「ウゴニシキ」「モチ」が使用されている。

こうした品種改良は，先にみた耕地整理，耕耘機の導入，そうして金肥の使用とあいまって，増収となってあらわれている。すなわち，昭和26年度（1951年）には48俵程度であった総収穫は，昭和40年（1965年）には105俵となっており，2倍以上の伸びを示していることがわかる。

一方，金肥の使用は増収とともに，大幅な労働力の軽減をもたらしている。すなわち，堆肥製造のために行なわれた，夏の郷山の草刈りはこの年にはみられず，それに対応して，冬の厳しい作業であった堆肥運搬も1月の下旬から2月上旬にかけて4日程行なわれているのみである。

以上のような水田作業上の変化にともない畑作物が多品目化してきており，第5の大きな特徴となっている。

日誌に記入されているものだけでも，茄子，トマト，馬鈴薯，ほうれん草，ごぼう，南瓜，胡瓜，大豆，三寸人参，ねぎ，セロリ，たばこ，甘藷，玉葱，秋人参，大根，白菜，背菜（冬菜）の18品目にのぼり，昭和26年に比してその品目の増加は著しい。

とりわけ，この年から始められたたばこ栽培は，3月18日のたばこ親床の枠作りに始まり，12月22，23日のたばこ収納後の後始末までの期間，水田作業の合い間を埋めるかたちで作業が続いていることが明らかとなる。

すなわち，耕起，田植作業の合間をぬっての，たばこ温床づくり（4月17日，18日），たばこ移植作業（4月23日），消毒（4月30日），追肥（5月12，13日），たばこ定植（5月19，20日），たばこ土よせ（6月4，8，16，17日），除草作業後のたばこ乾燥小屋作り（7月16，17日），たばこかき（7月26日，8月2～6日，8～10日，8月14日～9月2日），たばこ棟よせ（9月4，5日），そして稲刈・脱穀のあとの葉たばこの選別（11月5日，11月11日～12月3日），たばこ結束・梱包（12月3～7日），収納（12月9日），後始末（12月22，23日）が行なわれている。

とりわけ，11月から12月上旬にかけて行なわれた葉たばこの選別については，

「終日あぐらをかいての選葉は，運動不足を来して食欲を減じ，前かがみの姿勢は，体の平衡を損じ，光線の微妙な動きを気にしつつ選む眼の動きはボウーとするように脳の変調を感じさせる。終日五体を動かすことを要請される一般農作業に馴れている僕には，今年はじめての葉たばこの選別は非常に苦痛である。」（昭和40年11月18日）

と述べられており，労働量ばかりでなく，その質においても，大きく変わってきていることがわかる。こうした，水田作業の合い間をぬっての畑作業の増加の結果として，9月上旬にあった10日程度の作休みは，昭和40年（1965年）にはみられない。

かように見てくると，機械化及び金肥使用により省力化されたとはいえ，畑作物の新たなる導入により，全体的には労働量は軽減されておらず，作休みの消滅，たばこ作業の開始に示されるように，量，質ともに負担は増しているようにさえ思われる。

尚，㉛の世帯主は，面接調査において，「機械化してから，肉体的には楽になったが，精神面では苦労が増えた。技術をマスターせねばならない。」とも述べている。

最後に指摘しておかねばならないことは，藁仕事，柴刈り等の冬から春にかけての仕事の変化である。藁仕事は継続して行なわれているが，その内容にまでおりてみると，たばこ連縄ない（１月15〜19日），苗代の風よけや野菜の日よけに用いるすだれ編み（１月21〜26日）等，農繁期の農作業の内容の変化に即したかたちで変わってきていることがわかる。さらに，この背景には，ビニール製品等の普及という事情もあったと思われる。

一方，この年郷山の柴刈はほとんど行なわれておらずその要因として，ガス，石油ストーブ等の耐久消費財の広範な広がりが考えられる。

以上のように，この期耕耘機の導入，耕地整理，金肥の使用等を主要な契機としながら，農作業全体が大きく変容してきていることが明らかとなった。こうして30年代を通じて確立されてきた農作業のあり方は，昭和40年代に再び大きな変容をとげる。それは，一方における田植，稲刈作業の機械化，他方における兼業化の進展の中ですすむわけだが，その過程をさらに昭和51年度（1976年）の日誌から追いあげてみたい。

(3) 昭和40年代以降における㉛家の年間の生産・労働ー生活の暦

まず，昭和45年（1970年）８月３日，「27万５千円，利息２分５厘，２年払い」でバインダーの購入契約が行なわれ，この年の秋から使用され稲刈作業における機械化がなされた。その結果，日雇労働の使用がなくなり，当然作業終了時の慰労会もなされていない。

一方，田植機も普及し，それとともに田植組が消滅している。

しかし，田植機がいつ導入されたのかは，昭和48年から50年にかけての日誌が不十分であるために判明できない。ただ，昭和47年には，まだ田植組による手植えが行なわれているが，昭和51年には田植機を用いての作業に変わっている（第５章　第２節を参照）。

こうして，耕起・代かき，脱穀，稲刈に続き，田植作業が機械化されたことにより，水田作業における主要労働は，ほぼすべて機械化されたといえる。ところで，こうした機械化は省力化をもたらしたわけであるが，昭和30年代の省力化が畑作の拡大にむかわせたのに対し，昭和40代にはむしろ畑作は縮小され，兼業化の道が選択されている。

すなわち，昭和47年（1972年）まで行なわれていたタバコ栽培を昭和48年（1973年）にやめており，表６－１より明らかなように，昭和51年（1976年）には農作業はほぼ稲作一本にしぼられている。

㉛の妻は，面接調査において，タバコ栽培をやめた理由を，「自分達タバコを植えたが，とてもでないが労働力ないし，子供もやらない。」と述べている。

そうして，㉛の家では，昭和45年（1970年）から夫婦で日雇に出ている。仕事に出始めたばかりの，昭和45年（1970年）１月27日の日誌には，

鉄道複線工事に出る。土崎将軍野地域。朝７時半頃バスで出発。夕方７時頃帰宅。若い当局者に叱られたりなどして終日働くということは容易でない。１日1,500円の賃金を求めて働きにでるのも，稲作の減反割当てなどきびしい農業状勢を切り抜けてゆくために止むを得ない。」

と述べられており，昭和45年（1970年）から３カ年にわたり行なわれた減反の中で，生活を維持していくために，日雇の道を選択していることがわかる。

また，昭和46年（1971年）２月９日の日誌には，「賃仕事に出ようと思って友人にお願いしたが，人が多いということで断られた。あとで何とかなるかも知れないが，駄目だろう。」と記され，その後，２月13日に秋田陸海に仕事にでているものの，18日には「労働者が多いということで今日で稼ぎを休み」とされ，さらに３月６日には「今日から陸海の臨時夫人は休みを命ぜられ」ており，こうした労働力の供給過剰の状況をみるならば，日雇に出るという事態は当時きわめて一般的なものであったことがわかる。

ところで，表６－４は㉛の世帯主夫婦が昭和45年（1970年）から52年（1977年）にかけて日雇に出た勤め先とその仕事内容を示したものである。夫婦とも建設業関係の日雇がほとんどで，その期

表６－４　㉛の世帯主夫婦の日雇労働について

期	日	続柄	勤務先	仕事内容
昭45	1／19～1／26	妻	不明	井川の湯田地域の護岸工事，女１日800円
	1／27～2／5	夫	不明	土崎将軍野地域の鉄道複線化工事，１日1,500円
	2／8～3／14	夫	清水組	開墾の大堰の工事
昭46	2／13～3／5	夫	秋田陸海	ベルトコンベアで運ばれた高粱の山を崩す作業 舞い上がるゴミで苦しい作業，１日1,700円
昭47	1／8～1／29	夫	畠山組	飯島の火力発電所構内整地，砕石敷き作業
	2／7～3／10	妻	近藤組	家の対岸の護岸工事
昭48	1／1～不明	夫	渡部組	護岸工事
	2／5頃～4／15	夫	菅与組	味噌野の護岸工事（3／10迄），他所の護岸工事 バイパス工事等
昭49.50年　日誌を付けておらず不明				
昭51	3／8，9	夫	不明	加賀屋農機の現場に出る
	11	夫	不明	県営野球場の観覧席に身障用の設備をつける仕事
	13	夫	不明	全逓会館現場に出る
	15	夫	不明	山王野球場観覧席コンクリ打設
	16～25	夫	不明	臨時の久保田鉄工の残工事，サービスステーションの仕事
	4／13～15	夫	不明	第一食品のコンクリ打設
	5／31，6／1	夫	不明	秋田産業ビルへ
	6／8～22 11／16～28	夫	長谷川工務店	現場
昭52	1／10～2／28	夫	長谷川工務店	建築現場の仕事
	3／29，30	夫	不明	臨海スタンドへコンクリ打ち

資料：㉛の日誌より作成

間は昭和45～48年（1970～73年）段階には１～３月にかけての農閑期であったものが，昭和51年（1976年）には，妻の就労はみられなくなっているものの，夫の就労はほぼ通年になっていることが同表より明らかとなる。

ここで昭和51年度の日雇の状況をよりくわしくみてみると，この年はまず1.2月は失業保険をもらっており，3月8日から勤めに出ている。また表６－４において仕事がとぎれている６月下旬から11月中旬にかけても，日誌の文中には，「工事現場の仕事は今日は休みなので……。」（８月１日），「仕事の現場へ。」（９月14日），「建築現場に出る。」（10月６日）等の表現がみられ，この期間にも日雇仕事にでていることがわかる。まさに農繁期の合い間をぬって，１年中農外へ就労していることが明らかとなる。

こうして，昭和30年代40年代を経て，農作業の面では，再び稲作一本のかたちに再編されているわけだが，その内実はかっての段階とは大きく変わってきている。

すなわち，昭和26年（1951年）段階の家族員，部落民を動員しての米作りは，機械を用いた夫婦２人による作業へと変わり，余った時間は農業以外の仕事に用いられるようになってきているのである。つまり，もはや昭和30年代のような農作業内部での労働サイクルの変化ではなく，農外就労

を含めたかたちで年間のサイクルが大きく変わってきているといえる。

以上，㉛の世帯主の日誌をもとに戦後25年間の農作業の変容を追い上げることを通じ，耕耘機の導入，耕地整理，金肥使用を契機とした昭和30年代の変化，田植機・バインダーの普及，農外就労を契機とした昭和40年代の変化を明らかにすることができた。

㉛の家では，翌年昭和52年（1977年）には，トラクター，コンバイン，乾燥機を個人的に購入し，さらに一段高度な機械化をすすめている。このあと，現在県庁農政部土地改良課に勤め，湯沢市に在住する長男が，通勤圏内に転勤し，農業を継ぐことになるわけだが（長男本人にもその意志はある），そのもとで，より農外就労を中心としたかたちで，年間の労働サイクルの再編がなされることは確実である。こうして，後継者を迎える段階を画期とし，㉛家における農業生産は，また1つの変化をとげることになろう。

第2節　「家」の生産・労働ー生活史の年輪／階層的特質

第4章において，土地所有と生業の変化を中心に各階層の諸特徴を明らかにしてきた。ここではさらに事例を用いて，各階層の「家」の生産・労働ー生活史の年輪を，「家」の内在論理としてあきらかにしよう。世代から世代への「家」の継承の中に刻印されたその年輪の中で，前章でみたような，すでに戦前段階において，各家の上昇また下降の，したがってまた階級的地位の変化もみられたわけだが，戦後の現段階にいたるその「家」の歩みを，農家の各成員の人間として生き抜いた生産・労働ー生活史として，事例的にあきらかにしよう。

第1項　上層農㊳家の生産・労働ー生活史の事例

現在，N部落において上層に位置する農家の中には，本家及び戦前の地主層はみられない。いずれも戦前の自作および小作農が，戦後土地を増やしながら稲作専業，あるいは稲作＋その他の作目を導入することにより専業化してきた層であり，農民層分解が激しくなる1970年以降，日雇という形態で兼業化してきているという特徴を有していた。

それではここで，戦前小作でありながら土地を集積し，現在2町7反8畝の田を所有して上層に位置する㊳家を事例にとりあげ，みてみよう。

㊳家の父（以後Mとする）は，1908年（明治41年）N部落の現在の家に生まれた。当時，水田を所有しておらず，父親のため池，水路掘り等の土方仕事で生計をたて，母親は家にいて7人の子供を育てていた。従ってMの家は貧しく，小学校時代「他人はいいなりをしてくるのに自分はつぎあてだった」ことが最もつらかった。その小学校も「貧乏だったから1年間しか行くことができず，9才の時から，隣の地主の家や八田大蔵部落へ若勢に出た。若勢は23才の時まで続け，そのなかで農業技術を身につけた。1932年（昭和7年）24才の時に2反5畝の田を借地し，前年から始めた日雇の仕事とで生計をたて始めた。当時，「貧乏が頭にこびりついて」おり，部落にあったいくつかの集団にも参加できず，また参加することなど考えもせず，「田をふやすこと，山林を持つこと」が最大の関心事であった。そうして，1934年（昭和9年）借りていた2反5畝の田をようやく買いとることができた。

Mはすでに1932年（昭和7年），八田大蔵部落の小作の娘を嫁にもらっている。親と仲人のいいなりで，結婚式当日初めて顔をあわせるという有様であった。結婚後，農閑期には夫婦で日雇に出，がむしゃらに働き，1937年（昭和12年）に7反歩，40年に2反8畝をさらに借地した。その後「背

が低い」という理由で兵役を免れたMは，終戦後の農地改革で小作地9反8畝が解放され，自作地2反5畝とあわせて1町2反3畝を所有する自作農となった。さらに翌年，借金をし1町3反歩の田を購入した。しかし，その借金を返すことは容易なことではなく，「地主の所へ行って3年返済」にしてもらい，その年から副業に豆腐屋を始めた。こうして，Mの代にゼロから始めた農業であったが，戦後間もない時期に，すでに2町5反3畝を所有する農家に成長していた。

ところで，M夫婦には子供がいなかった。そこでMの16才違いの末の弟を，1948年（昭和23年）彼が嫁をもらうと同時に養子とした。養子夫婦の間には1950年長女，1954年長男，1958年次女が次々に誕生し，Mは3人の孫をもつ身となった。その後，1965年以降△△家においても農業の機械化が開始された。すなわち，1966年の耕耘機に始まり，1971年バインダー，1974年トラクター，1975年田植機，さらにコンバイン，乾燥機を次々に購入している。その間，家の増改築もしており，農協に300万円の借金ができた。この経済的に苦しい時期に養子が日雇に出始めたのである。こうした農作業の機械化→日雇へという変化について，養子は，「機械が入る前人間が骨折ったけど金のゆとりがあった。機械が入ってからゆとりがない。」という。養子の昨年度（1978年度）の労働サイクルは，5月の半ばから6月の半ばまでに，田起し，代かき，田植えをおえ，10月下旬の刈り取りまでの農閑期には日雇（休みには田の仕事）をし，11月上旬田の手入れの終了時から3月中旬の苗代づくりまで再び日雇に出るというものであった。

一方，1975年，土地所有権も含め正式に経営権を養子に委譲したMは，その後，1971年から始めた養豚を小遣い稼ぎ程度に行ない，農繁期・農閑期をとわず，朝7時と夕方4時に豚にえさをやり，あとはゴロ寝ですごすという毎日を送っている。Mは自らの生活史を振り返り，若い時の「がんばらねばという気持ち，その努力が現在実った」と感じている。なお，副業の豆腐屋は1975年にやめている。

ところで，Mの孫たちは現在全員他出している。長女は高校を卒業し，1972年に天王町の農家へ嫁いだ。次女は高卒後，1977年一日市（八郎潟町）の山形部品工場へ就職→他出している。また，後継者である長男も高卒後，現在仙台へ他出しており，そこでケーブルの免許をとっている。M夫婦，養子夫婦はともに長男が農業を後継することを強く願っており，とりわけ苦労して土地を増やしてきたMは，「この田地だけは（手離したくない），百姓だけはやめないでほしい。」と語る。しかしその一方，減反政策の進む中で，「いつまでも（減反が）続いたらどうなるのか。」という農業の先行に対する不安も強まってきている。

第2項　中層農⑳家の生産・労働ー生活史の事例

中層には，戦前土地の少なかった小作，自作層が早くから在宅兼業しながら土地を増やしてきたケースもみられるが，戦前，地主，自作だったものが土地を手離して，現在の中層の位置に転落した場合が半数をしめていた。そうして，1960年以降，早い時期に兼業化が一般化するのがこの層の特徴であった。そこでここでは，戦前，N部落最大の地主であった⑳家を事例とし，農地解放後の生活に焦点をあて，その生活の変容を明らかにしてみたい。

⑳家は総本家「弥兵衛」からの古い分家で，本家格にあたり，かつ戦前5町1反歩を所有するN部落では最大の在村地主であった。現世帯主Rは，1919年（大正8年）⑳家の長男として生まれた。当時，下男3人，下女1人がおり，また副業に養蚕を行なっていた。養蚕は1935年（昭和10年）ごろまで続けたが，1914年（大正3年）⑳家に嫁いだRの母は，「暗いうちに桑とりにいかねばならず，1日に4回食わせたのが一番難儀だった。」という。

Rは青年学校で学んでいる時召集され，1938年（昭和13年）19才で1年間兵隊へ行った。その後

1930年（昭和15），1943〜45年（昭和18〜20年）にも召集され，満州，サイパンへ行った。「日本の国このままではどうにもならない」と思って戦争へ行ったという。その間，1941年（昭和16年）に五城目町の地主の娘と結婚，二人の間に1942年に長女，戦後1946年に次女，1949年に三女，1951年に長男が誕生している。

しかし，戦後の農地解放で土地を失い，父母と，当時まだ家にいたRの4人のきょうだい（長女のみ結婚他出，弟2人，妹2人）とそれにRの妻と子供たちを残った1町8反歩で養うことになった。この時期，母が家事を担当し，残りの家族で農業にあたったが，「春先の耕起。馬耕で起こしたものをさらに起こして細かくする仕事，田植。」等がもっともつらい農作業であった。さらに，1948年，50年と2人の妹をとつがせ，また自家農業を手伝った後，1948年から3年間自衛隊に所属し再び家へ戻っていた弟を1955年に分家させるなど，この期は経済的にも苦しい時期であった。こうして妹を嫁がせ，弟を分家させると今度は自分の3人の子供が相次いで学齢期をむかえ，その上，「昔地主であったために交際費」もかかり，いよいよ家計が苦しくなり1964年（昭和39年）から関東方面へ冬の間（10月〜3月）出稼ぎに出るようになった。理由は，「経済的なもの，土地はあるし，乳牛を入れたこともあるが，資本と労働がつづかなかった。やっていけない。将来を考えると出稼ぎしかない。」「労力と資本がなければ稲できないので自分の体で稼ぐ以外になかった。」というものであった。出稼ぎ先では飯場に住み，8畳部屋に4人でごろ寝をするという生活を送り，仕事は主に道路づくりであった。こうして半年で50〜60万円稼ぐことができた。だが，「家の中に出稼ぎ者がいる」ということは，家族にとって「ひけめを感じる」ことであったという。しかし，出稼ぎは1976年に「年齢的に，農業と出稼ぎ両立できなくなった。」等の理由でやめるまで続けた。

ところで，Rが出稼ぎに出ている期間，Rの3人の娘たちは高校を卒業し，就職，そして結婚している。長女の就職は1960年であったが，次女はRが出稼ぎを始めた64年，三女は77年にそれぞれ東京へ就職した。その後，長女と次女はそこでサラリーマンと結婚し，三女は東京からUターンし，地元の農家へ嫁いでいる。また，長男も1969年高校を卒業し，秋田市近郊の東北電気工事会社へ就職，他出している。Rの出稼ぎの時期は，まさに娘や息子を1人前にする時期に相応していた。その後息子は1977年高校時代の後輩と結婚した。二人は子供ができるまでということで秋田市内のアパートに住んでいたが，昨年（1978年）子供ができ同居するようになった。妻は引き続き高校を卒業してから勤めていた秋田市内の病院へ事務として通っている。農業の面では，現在はまだRとその妻が農作業を主担しており，長男は補助程度に手伝い，嫁はまったくタッチしていない。将来的にも，長男夫婦は今の勤めを続けていくことを希望しており，農業に関しては，嫁は「10年位たったら農業の方を少しでも助けていけるように畑をつくれるようにしていきたい。自分の家で食べる分くらいは。」と考えている。

このように，かってN部落の最大の地主であった20家も，現世帯主の出稼ぎ経験を経，後継者を迎える段階で，もはや完全に昔の面影を失いつつあるといえる。

第3項　下層農I18家の生産・労働ー生活史の事例

下層Iは，1960年以前から地元の公務，農協，学校等に就職し，現在，安定した職をもつ第2種兼業農家が多い。所有面積は5反未満が大半で，戦後，所有面積の変化がほとんどみられないという特徴を有していた。

ここでは，そのうち18家をとりあげてみたい。18家は現在父母，世帯主夫婦，息子夫婦の三世代家族からなり，水田7反歩，畑7反歩を所有している。父が役場，世帯主が農協共済連，後継者が秋田県信用協同組合にそれぞれ勤め，安定した兼業を行なう下層Iの典型事例である。

18は父の代に19から分家している。母が嫁いで10年ほど経過した1932年（昭和７年）頃であった。世帯主（以後Ｓとする）が小学校の頃，家は自作地５反歩，小作地５反歩で生計をたてていた。前者は分家の際本家より分与され，後者は26から借りたものであった。Ｓの下には３人の妹と２人の弟がおり，「農業だけではどうにもならない」状態だった。Ｓは小学校時代，子守をしたり，当時副業として作っていた豆腐を配達して歩かなければならなかった。当時の唯一の楽しみは，隣の地主の子供からもらった月遅れの雑誌を読むことであった。こうした生活もＳが小学校５年生の頃（昭和14年），父親が役場に勤めるようになって少しよくなった。Ｓは小学校を卒業後，井川高小，金足農校（五城目町）へとすすみ，高校３年生の時終戦をむかえた。そうして翌年県の農業会の営業指導課へ就職し，1950年（昭和25年）には五城目町の農家から嫁をもらった。しかし，1951年「若いし，農家だからメシ食えるだろうということで首切りの対象」となり，以後，54年に農協共済連に再就職するまで失業状態が続いた。その間，1952年に長女，1954年には長男が誕生しており，この期が結婚してから現在いたるまでで最も経済的に苦しい時期だった。「農業の手間もあり，タバコ買うのがやっと。」「着る物，食う物何もなく本当につらかった。」。1953年農業改良普及員の資格をとり，1954年Ｙ部落の有力者を通じ農協共済連に就職するにおよびＳはようやく失業状態からぬけ出すことができた。以後経済的には安定し，姑と妻に農作業をまかせ，秋田市までバスで通勤する毎日が続いた。1961年に小学校へ入学した長男も，当時の暮しむきについて「よかった。バイクもあった」と答えている。

Ｓは10年間秋田市の支所に勤めた後，湯沢支所へ転勤となり，父母に農業をまかせ，妻子を連れて湯沢市へ移った。支所長としての栄転であった。昭和43年（1968年）には秋田支所長として秋田市へ戻り，再びＮ部落に住むようになった。以後，本会総務部次長→山本郡支部長→本会事務部長と昇格し，現在年収450万円（手どり）を得ている。Ｓの妻は，再びＮ部落へ戻った昭和43年（1968年）に家計をとりしきるようになったが，その当時から「田の収入はあてにならず，夫のとってくる給料で暮らして」いる。

一方，長女は昭和45年（1970年）高校を卒業し，２年間秋田服装学院へ通った後，東京の洋裁研究所へ就職した。そこで３年間勤めＵターンし，昭和50年（1975年）大倉部落へ嫁いだ。長男は，高卒後秋田経済大学経済学科へ進学，卒業後昭和51年（1976年）から秋田県信用協同組合に勤めている。昨年（1978年），高校時代の同級生と結婚した。妻も秋田市の養老院で栄養士をしている。18家では，現在，田７反歩のうち４反歩は弟に貸し出し，残り３反歩をＳが中古で購入した農機具を用いて耕し，７反歩の畑はＳの妻が主担している。息子夫婦は農繁期の日曜・祭日にのみ手伝っている。

こうした状況の中で，将来について世帯主のＳ自身，「将来のこと考えると息子たちは勤め口のある秋田市に住ませた方がいい。……（通勤時間も含め）12時間も外におらねばならないのは無駄。息子たちは帰ってこなくてもいい。」と考えており，長男もまた，「好きだからここにいたいが勤務上のことで離れなければならないこともある。やむをえない。……農業はやっていけないので請負に出す」ことを考えている。

第４項　下層農Ⅱ　14，35　家の生産・労働ー生活史の事例

下層Ⅱは，下層Ⅰと異なり，後継者問題，病気あるいは稲作以外の作目の導入の失敗により土地を手離し，現在の位置に至った者が多い。従って，戦後の所有面積の変動が大きく，中層と同様，60年代に在宅兼業化していった層であった。

そこで，農地改革で土地を解放され，２町歩所有の自作となりながらも，病気を契機に土地を手離し，下層Ⅱへ転落した　14・35　家をとりあげ，その過程を明らかにしてみよう。

14家は29家からの分家で，戦前は2町歩を耕作する小自作であった。1912年(明治45年）長男として生まれた14の父（以後Oとする）の小学校時代の生活は苦しく，高等小学校をおえると，1927年（昭和2年）～1939年（昭和14年）まで，上井河村や隣接町村の農家に若勢として奉公に出ていた。その間，同じ農家に奉公していた現在の妻と1933年（昭和8年）に結婚している。そして，翌年（昭和9年）に長男，1937年（昭和12年）に次男，1940年（昭和15年）に長女，1943年（昭和18年）に次女，そして，戦後1946年（昭和21年）に3女と，次々に誕生し5人の子供の父親となった。

一方，農地改革で土地が解放され，2町歩所有の自作となったOは，その後現在まで農業1本で送ってきている。その間，1920年代後半から，農業後継者である長男を残し，他の子供たちの他出→結婚が始まる。まず，長女が中卒後，1949年（昭和24年）東京へ就職，ついで高校を卒業した次男が2年間地元で運送会社に勤めた後，東京へ他出，3女が1956年中卒後ただちに神奈川県へ就職，そうして高卒後，5年間地元の個人病院に勤めた次女も1961年には次男をたよって東京へ他出している。そして，いずれもその後，他出先で結婚した。

ところで，地元に残った長男も金足農業高校を卒業後1952年に結婚，翌年娘が誕生し，かつ食糧事務所に勤め始めた。ところが，その年農業と仕事の両立からくる疲労で精神的な病気となり入院，以後，10年ほど前（1964年頃）に自宅療養にはいるまで，長い入院生活が続いた。その間，妻とも離婚，生活費と入院費は田を切り売りしてつくり，その結果2町歩あった農地は6反歩にまで減少した。そうして，1965年（昭和40年）に，神奈川県で運送会社に勤めていた次男が妻と2人の子供（男）をともなって帰郷し，兄と両親の生活の面倒をみるようになった（N部落に35として分家しているが，生活面で全面的に14家をバックアップするとともに，農作業も中心的に行ない，長男の娘も預かっているため，本稿では，14, 35 としてあつかっている。）

次男は，帰郷後一旦秋田タクシー会社に勤めたが，条件が悪いため短期間でやめ，中央交通に転職しバスの運転手となった。また，神奈川県在住時には専業主婦であった次男の妻も，帰郷の翌年1966年から昭和町の堀田電気部品工場に勤め始めた。その後，同工場が倒産したため，1971年にはT織物工場へ再就職，調査時点（1979年）にはT織物工場の工場長の推薦を受け，1年契約で社会福祉協議会の家庭奉仕員として働いていた。さらに，次第に健康を回復してきた長男も2.3年前から冬期間（12～2月）日雇に出ている。

なお，農作業は現在，長男と次男が中心となり，農作業の経験のない次男の妻がこれに協力して行なわれている。

このように農地改革で土地が解放され，2町歩所有の自作農家となった14家は，長男の長期入院を契機に，徐々に土地を手離し，次男夫婦をも巻き込みつつ，下層Ⅱに転落してきているのである。

第3節　家族構成の階層的特徴と農外就労形態

小　序

さて，以上みてきたN部落の兼業化の進展過程は，もうひとつの軸として，家族形態，そのライフ・ステージの問題をクロスして吟味する必要がある。さらに，この家族の形態，ライフ・ステージとふかくかかわっての農外就労の家族員数の問題も吟味しなければならない。ここにも，上層，中層，下層Ⅰ，下層Ⅱの階層差がはっきりとみられる。下層を中心として，家族形態としての「直系家族」から「夫婦家族」への移行が看取される。

第1項　階層別家族構成

表6－5は，家族構成とその年令を示したものであり，表6－6は，階層別家族類型表である。

直系家族形態をとるものが23ケース，夫婦家族形態をとるものが8ケースで，それを階層別にみると，上層はすべて直系家族形態をとり．中層も㊱㉛以外は直系家族形態であるが，下層になると，10ケースが直系家族形態，6ケースが夫婦家族形態をとり，夫婦家族形態をとる家が多くなり，とりわけ下層Ⅰ（6ケース中4ケース）にその傾向が顕著である。

上層は，夫が40代というものが4ケース，50代が1ケースである。△11⑫△19△40は学齢期の子供をもつ家族であり，その他に△11には地元に就職する長男がおり，△40の子供は，現在全員他出し就職している。

中層の直系家族形態をとる農家の場合，夫が20代というものが1ケース，30代が3ケース，40代が4ケース，50代が1ケースあり，夫が30代40代の家族が多いことがわかる。[17]と[20]には祖母もおり，4世代家族である。子供に関しては，長子が就学前のものが2ケース（[20]△40），学齢期にあるものが2ケース（[17][29]），地元で就職しているものが2ケース（△4 [15]），子供がない40代の夫婦が

表6－5　階層別家族構成と年令

		父	母	夫	妻	祖父	祖母	子供（同居）	子供（他出）
上層	△11	74 才	69 才	48 才	45 才			22才 17才	
	⑫	68	62	44	37			15 10• 6	
	△19	68	62	44	42			16 11	
	△30		71	49	43			18 1	23
	△33	70	67	54	51				29• 24 21•
中層	㉛			56	51				26• 22
	[20]	59	57	27	25		75	0•	
	㊱			67	58				40• 37• 35 31 28•
	△4		62	49	44			21•	23•
	[17]	64	56	35	32		76	7 6•	
	△40		63	34	31			6	
	[29]	63	65	31	31			8• 6	
	[8]		68	46	42				18•
	[15]	69	65	44	41			18 15	
	△13		75	52	53				29 27
	[5]		63	44	40				
下層Ⅰ	[18]	50	48	24	24	74	71		
	[38]	53	53	28	28		79	1•	
	[34]			67	63			44	25•
	[32]			55	54			25•	29 27•
	[39]	58	55	38	38		76	9• 6•	
	[7]			69				31• 19•	
	[9]	63	57	34	33			9• 6• 4	
	[2]	75		44	44			13 10	
	[23]			50	48			18	20
	[41]			42	40			17	
下層Ⅱ	[16]		63	24	26				
	[22]				54			26	26
	[21]		58	29	27			3•	
	[27]			43	41			14•	
	[26]	84	78	45	44				20
	[28]	54	49	30	27			4• 1•	
	[14]	66	64	44	34			18•	
	[35]			41	37			16 13	
	[6]			59	52（入院中）			不明	

注）・印は女子

資料：実態調査より作成

表6－6　階層別家族類型

家族類型＼階層	上　層	中　層	下層Ⅰ	下層Ⅱ
直系家族形態	△11 ⑫ △19 △30 △33	20 △4 17 △40 29 8 15 △13 5	18 38 39 9 2	16 26 21 28
夫婦家族形態		㉛ ㊱	34 32 23 41	27 6
欠損家族			7	22

注）14・35 は例外として除外
資料：実態調査より作成

1ケース（5）となっている。一方，現在全子他出しているものが4ケース（㊱㉛8△3）で，うち8は進学他出である。

下層で直系家族形態をとる家のうち，夫が20代のものが4ケース，30代のものが3ケース，40代のものが2ケースである。こうした夫の年齢にほぼ相応し，まだ子供のいない段階のものが2ケース（18 16），長子が就学前のものが3ケース（21 38 28），学齢期にあるものが3ケース（39 9 2），進学他出しているもの1ケース（26）となっている。また，18 38 39 は4世代家族である。

一方，下層において夫婦家族形態をとる家は6ケースであり，うち下層Ⅰが4ケースを占めている。夫が40代のものが2ケース，50代のものが3ケース，60代のものが1ケースと，20代30代の夫婦から構成される家族はない。このうち，後継者が地元に就職しており，嫁を迎えることにより直系家族形態へ移行する段階にあるものは1ケース（32）のみで，学齢期にあるものが3ケース（27 23 41）ある。34は44才の未婚の長男がおり，6に関しては不明である。

以上，全体的にみるならば，直系家族形態をとる家が圧倒的に多く，下層において夫婦家族形態をとる家（とりわけ下層Ⅰ）も夫は40代50代がほとんどで，20代30代の夫婦家族はないという特徴があった。また，直系家族形態をとる家の場合，上層は夫が40代，中層は30代40代，下層は20代30代が多く，それに対応した家族周期段階の相違は，これからみていく各階層のかかえる諸問題の相違となってあらわれてくることが十分予想される（第7章参照）。

第2項　階層別農外就労形態

(1)　農外就労形態

ところで，こうした家族の形態の相違は，各家族の農外就労形態の違いとなってあらわれている。下記のように農外就労形態をわけ，階層別に示したものが表6－7である。

世帯主が農外就労 …… Ⅰ
世帯主夫婦　〃 …… Ⅰ′
後継者　〃 …… Ⅱ
後継者夫婦　〃 …… Ⅱ′
世帯主と後継者　〃 …… Ⅲ
世帯主夫婦と後継者　〃 …… Ⅲ′
世帯主と後継者夫婦　〃 …… Ⅲ″
その他の家族員2人　〃 …… Ⅳ

上層は，専業農家⑫を除き，Ⅰが3ケースⅡが1ケースで，いずれも家族員1人が農外就労している。また，女性の農外就労がみられないのもこの層の特徴である。

表6－7　階層別農外就労形態

	家族類型＼就労形態	家族員1人が農外へ		家族員2人が農外へ				家族員3人が農外へ	
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ′	Ⅱ′	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ′	Ⅲ″
上　層	直系家族形態	△19 △33 △30	△1						
中　層	直系家族形態			△40 29 △13 8	20 17 5		△4	15	
下　層	直系家族形態	(Ⅰ) (Ⅱ)26		39 2 16 21					18 9 38 28
	夫婦家族形態	(Ⅰ)41 34 (Ⅱ)27 6	32	23					
	欠損家族		22 7						

注）14,35 は例外として除外，6の妻は入院中
資料：実態調査より作成

中層は，専業農家㉛㊱を除き，家族員2人が農外就労する形態であるⅠ′が4ケース，Ⅱ′が3ケース，Ⅳが1ケース，さらに家族員3人が農外就労するⅢ′が1ケースである。家族員2人が農外就労する場合，世帯主夫婦，あるいは後継者夫婦の共働きというものが大半であるが，△4は世帯主が菊づくりに専念している関係上，妻と二女が勤めに出ている。この層では，婦人の就労は一般的であり，多就労化が明らかとなる。

下層において，直系家族形態をとるものは9ケース（下層Ⅰ5ケース，下層Ⅱ4ケース）であったが，家族員3人が農外就労するⅢ″が4ケース，2人が農外就労するⅠ′が4ケース，1人が農外就労するⅠが1ケースである。26以外は，家族員の2人ないし3人が農外就労しているわけだが，26の妻も，現在は健康上の理由で勤めをやめているものの，昨年までは勤めており，下層において直系家族形態をとる家の多就労化傾向が特徴的であり，しかも，Ⅲ″が4ケースあり，その傾向は，中層よりも顕著である。

さらに，下層において夫婦家族形態をとる世帯6ケース（うち下層Ⅰが4ケース）のうち，家族員1人が農外就労する形態であるⅠが4ケース，Ⅱが1ケース，さらに家族員2人が農外就労するⅠ′が1ケースであり，世帯主あるいは後継者1人が農外就労する形態がほとんどである。ただ1戸，家族成員2人が農外就労する23の場合も，夫が井川生活改善センターへ勤め，妻が商店を経営しているというもので，この層の夫婦家族形態をとる世帯には，婦人の就労者はいない。

以上みてきたように，家族形態の相違がそのまま農外就労人員の相違となってあらわれているわけではない。すなわち，同じ直系家族形態であっても，中層，下層Ⅰ・Ⅱの場合は，2人ないし3人が農外就労しているのに対し，上層農においては，家族成員1人（世帯主あるいは後継者）が農外就労するという形をとっているのである。そこには，その基底に土地所有の問題と農業生産への志向性の相違が存するのである。

(2)　階層別産業・職業編成

ところで，前述のような階層別の相違は，農外就労の産業・職業別相違とさらにクロスして吟味する必要がある。ここでは，他地域と比較を容易にするため，国勢調査の産業別，職業別大分類によって整理したが，ここでもまた階層別，また何よりも男女の性差による相違があきらかになる。

表６－８は，階層別産業分類を示したものであるが，男性の場合，上層は４人中３人が建設業に属している。中層は，建設業（３人）と製造業（3人）で全体の３分の２を占め，第２次産業への就業者が多い。

それに対し，下層Ⅰは，公務（４人），サービス業（４人）が多く，金融・保険業従事者も２人おり，第３次産業への就業率が高くなっている。一方，下層Ⅱは，製造業（５人），運輸・通信業（４人）従事者が大半を占めており，ここに階層的相違は明らかである。

女性の場合，中層は10人中５人が製造業に，３人がサービス業に，２人が卸・小売業に従事している。下層Ⅰは，製造業従業者はおらず，卸・小売業が３人，サービス業が４人で，すべて第

表６－８　階層別産業分類（大分類）

		建設業	製造業	卸・小売	金融・保険	運輸通信	サービス	公　務	N. A.	計
男性	上　層	3人 (75.0)	1人 (25.0)							4人 (100.0)%
	中　層	3 (33.3)	3 (33.3)	1 (11.1)		1 (11.1)		1 (11.1)		9 (100.0)
	下層Ⅰ	1 (8.3)			2 (16.7)		4 (33.3)	4 (33.3)	1 (8.3)	12 (100.0)
	下層Ⅱ	1 (10.0)	5 (50.0)			4 (40.0)				10 (100.0)
女性	上　層									
	中　層		5 (50.0)	2 (20.0)			3 (30.0)			10 (100.0)
	下層Ⅰ			3 (37.5)			4 (50.0)		1 (12.5)	8 (100.0)
	下層Ⅱ		1 (25.0)	2 (50.0)			1 (25.0)			4 (100.0)

資料：実態調査より作成

３次産業に従事しているという特徴がある。下層Ⅱは，製造業１人，卸小売業２人，サービス業２人となっており，男性ほど下層ⅠとⅡの相違は明らかではない。

さらに，表６－９で，階層別職業分類をみると，男性の場合，上層は４人とも技能工・生産工程従事者で，うち３人は日雇である。中層もやはり技能工・生産工程従事者が９人中６人と多いが，日雇はそのうち１人で，独立して土建業を営むものも１人いる。下層Ⅱも，技能工・生産工程従事者が多く10人中６人（うち日雇１人，自営業主１人）を占める。また，運輸・通信業（３人）が多いのもこの層の特徴である。それに対し，下層Ⅰは管理的職業従事者（３人）と事務従事者（５人）が多く，やはり他の階層とは非常に異なった性格を有する。

女性の場合，中層には，技能工・生産工程従事者（４人）と事務従事者（４人）が多い。下層Ⅰは，事務，販売，サービス業従事者が各々２人，技能工・生産工程従事者，専門的・技術的従事者（養老院・栄養士）が各々１人，下層Ⅱは，販売従事者２人，技能工・生産工程，サービス業従事者が１人ずつとなっている。

中層に，技能工・生産工程従事者が多いこと，下層Ⅰに自営・家従が多いことが特徴的である

表6－9　階層別職業分類（大分類）

		専門・技術	管理的	事務	販売	運輸通信	技能・生産	サービス	N.A.	計
男性	上層						4<3>人 (100.0)%			4人 (100.0)%
	中層			1 (11.1)	1(1) (11.1)	1 (11.1)	6 (1)<1> (66.7)			9 (100.0)
	下層Ⅰ		3 (25.0)	5 (41.7)	1(1) (8.3)		1(1) (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	12 (100.0)
	下層Ⅱ					3 (30.0)	6(1)<1> (60.0)		1 (10.0)	10 (100.0)
女性	上層									
	中層			4 (40.0)	1(1) (10.0)		4 (10.0)	1 (10.0)		10 (100.0)
	下層Ⅰ	1 (12.5)		2(1) (25.0)	2(1) (25.0)		1 (12.5)	2(1) (25.0)		8 (100.0)
	下層Ⅱ				2 (50.0)		1 (25.0)	1 (25.0)		4 (100.0)

注）（　）内は自営・家従，＜　＞内は日雇の占める数
資料：実態調査より作成

が，事務従事者は，すべて隣接町の病院や製材所に勤める20代30代の女性であることを考え合わせると，女性の場合，むしろ年代差の方が顕著であるといえる。

結　び

かようにみてくると，このN部落の場合，上層に典型的にみられるひとつの形態，また下層Ⅰに典型的にみられるひとつの形態を両極として，中層の分解形態を中間において，そして，下層Ⅱを最下限において，現時するどく再編せられようとしていることが，こうして指摘されよう。そして，そこには土地所有の多寡，「家」としての農外就労の形，さらに家それ自体の直系家族形態か夫婦家族形態かの相違が存するのである。

以上のN部落の事例分析であきらかなように，現下のわが国農村社会の資本主義的分解過程，その兼業化の大幅な進展といっても，それはけっして各階層にとって，一様に展開しているわけではないのである。そこにはあきらかに減反政策そのもの，そしてその中での兼業化の進展そのものが示すような，農民層の階層分化のたゆまざる進展，そしてまた農民層の中におけるたゆまざる階層分化が現に進展しているのである。農村社会の所謂〝混住化〟は，こうした事態の中で進展しているという点を看過してはならない。

第７章　兼業農民層の職場の労働条件とそこにおける諸問題

第１節　職場の労働条件

第１項　誘致工場の労働条件

さて，本章では兼業農民層分析のもうひとつの大きな柱である兼業先の職場の労働条件についてみていこう。

Ｎ部落において現在，町内の誘致工業に勤める者は，Ｓ自動車部品工場に勤める29の世帯主，15の後継者，Ａブロイラーに勤める△の妻，15の妻，5の妻，Ｔ織物工場に勤める△の妻であるが，最初にこの３つの誘致企業の労働条件について分析しよう。

(1)　労働時間で特徴的となるのは，Ｓ自動車部品工場が交替勤務制をとっているということである。すなわち，工程別に二交替制（ 8:15 ～ 17:00， 21:00 ～ 5:45） と，三交替制（ 8:15～17:00，17:00 ～ 1:45， 23:30 ～ 8:15)を導入している。また，Ｓ自動車部品工場は，入社の際一年間の本社（浜松）での実習を課しており，こうした労働条件が，この工場誘致の目的にもかかわらず，井川町内で十分に従業員定数を満たすことができなかった原因と思われる。さらに，Ｓ自動車部品工場は，週休２日制を導入しているという特徴も有する。Ｔ織物工場，Ａブロイラーは，８時間労働９時間拘束である。

(2)　次に，表７－１において，各企業の賃金形態及び月給手取賃金をみよう。

Ｓ自動車部品工場の場合，常雇は男女とも月給であり，臨時８名のみ日給月給である。Ａブロイラーは，常雇の男子は全員月給であるが，女子の大半(66人中60人)が日給月給であり，さらにパートは時給を採用し，賃金形態で格差をつけていることがわかる。Ｔ織物工場は，１人の男子労働者（月給）を除き，55人の女子労働者に対しては，時間給＋能率給で支払われている。これは，従業員の生産品を優・甲上・甲中・甲下・可という五段階で評価し，時間給とともに賃金を算出する方法である。

こうした賃金形態の相違は，月給手取賃金の差となってあらわれている。Ｓ自動車部品工場の場合，男性は386人中226人が10万円以上の賃金であるのに対し，女子は39人全員が７～10万円未満層に位置する。なお勤続11年の29の世帯主の先月（ 1979年１月）の手取りは12万円であり，

表７－１　企業別賃金

			賃金形態			１カ月の手取賃金			
			月給	日給月給	時間給	５万円未満	５～７万未	７～10万未	10万円以上
Ｓ自動車部品Ｋ.Ｋ.	常雇	男	386人					160人	226人
		女	39					39	
	臨	男		8					
Ａブロイラー	常雇	男	23						23
		女	6	60		22	37	7	
	パート	女			1	1			
Ｔ織物工場	常雇	男	1						1
		女			55（時間給＋能率給）		55		

資料：事業体調査より作成

それ自身けっして高いものではない。Aブロイラーでは，男性はすべて10万円以上の賃金を得ているのに比べ，女性は5～7万円未満（37人），5万円未満（22人）がほとんどであり，T織物工場でも，女性は全員5～7万円未満に位置し，両企業における男女間の賃金格差は顕著であり，企業内におけるピラミッド構成が性差を中心として構成されていることがわかる。

こうした企業内の賃金格差と同様に，とりわけ女性の場合，20代30代を中心とするS自動車部品工場と，30代40代を中心とするAブロイラー，T織物工場との間にも格差が存し，女子型の誘致企業に勤める30代40代の主婦が，もっとも低賃金をしいられているといえる。なお，勤続10年の5の妻（Aブロイラー）の現在の日給は2,400円，これに手当が500円つき1日2,900円である。1カ月23日以上出勤した場合，さらに精勤手当が3,000円加算される。勤続6年の△3の妻の先月の月給（手取）は4万5千円，15の嫁は5万円である。また，T織物工場に8年勤める△10の妻の先月の手取は5万8千円（25日）である。

(3) その他，有給休暇，健康保険，失業保険は各企業とも保障されているが，有給休暇に対して，Aブロイラーは「農作業は，田んぼから金あがってくるから有休の対象とはならない。」という方針をもっている（労働組合については後述）。

第2項　その他の職場の労働条件

(1) N部落において，在来企業である製材所に勤めるものは，27の世帯主，6の世帯主，15の世帯主，28の世帯主である。うち，町内の製材所に勤めるものは6の世帯主のみで，残り3名は五城目町にあるK製材所に勤めている。27はその合板部に，15 28は製材部に籍をおいている。賃金形態は日給月給。日給は4,500円前後で，先月の手取は，勤続9年の15の世帯主が8～9万円，勤続19年の27の世帯主が7万円，勤続2年の28の世帯主が8～9万円となっており，勤続年数による賃金格差はみられない。誘致工場に勤める主婦の日給（2,500円前後）との間に，賃金格差が存することは明瞭であるが，月給形態をとるS自動車部品工場，Aブロイラー（男子）との間にある賃金格差もまた明らかである。すなわち，井川町周辺の事業所の場合，S自動車部品工場，Aブロイラー（男子）を頂点とし，その下に在来の製材所，底辺に女子型の誘致工場が位置するという賃金格差構造が看取される。

また，日雇の賃金形態は日給。賃金の相場は4,500円前後で，この面では在来の製材所と同じ水準に位置する。一方，中高年の主婦の勤め先の1つとして仕出し屋がある。「家で農業ばかりやっていてはだめだ。」という理由で勤め始めた△4の妻と姉の店で働いている2の妻がいる。賃金は日給月給で，日給は△4の妻が2,560円（月給手取5万8千円），2の妻が2,500円（月給手取5万円）と女子型誘致工場の水準に位置する。このように，日雇の日給は製材所の日給と仕出し屋の日給は女子型の誘致工場の日給とほぼ同水準にあるといえる。

また，有給休暇は製材所にのみ一般化されている。△4の妻の勤める仕出し屋に至ってはごく最近まで年中無休であり，ようやく毎月4日の休みが保障されたが，仕事柄，定休日とはなっていない。なお，この仕出し屋においても男性は月給である。

(2) さて，下層Iに多い公務・協同組合に勤める者と，20代30代の女性に多かった事務員についてみると（表7－2），賃金は月給形態で，男性の場合10万円以上，女性の場合は7万～11万円程度で，とりわけ女子の賃金が，中高年の女子労働者に比べ高いことがわかる。しかし，その中にあって，昨年東京からUターンし農協に勤める32の三男と森林組合で事務をする39の嫁の賃金が安いことが目をひく。

以上，兼業先の労働条件を賃金と休日体系を軸としてみてきたが，第1に賃金については，その賃金形態を基底においた男女間・企業間の賃金の格差構造が指摘されよう。S自動車部品工場，

表７－２　兼業先の労働条件

		農家番号	年令	勤務先	月給(手取)	日給	賃金形態
男性	上層	33 の養子	54	ケーブルの仕事(日雇)	8万円		日給月給
		30 の世帯主	49	土建会社(日雇)			日給月給
	中層	40 の世帯主	34	日雇・臨時		4,500円	日給月給
		15 の世帯主	44	K製材所	8～9万円	4,500円	日給月給
		5 の世帯主	44	ダンプの運転手・造園	20万円	4,400円弱	N.A
		29 の世帯主	31	S自動車工場	12万円		月給
		13 の世帯主	52	土地改良区	7.8万円		月給
	下層(I)	39 の長男	38	役場	11万5千円		月給
		18 の長男	24	信用農協組合	10万3千円		月給
		32 の三男	25	農協	6万6千円		月給
		32 の世帯主	55	農協	14万円		月給
		18 の世帯主	50	農協共済連	25万円		月給
		2 の世帯主	44	役場	12.3万円		月給
	下層(II)	27 の世帯主	43	K製材所	7万円		日給月給
		6 の世帯主	59	製材所		4,400円	日給月給
		28 の世帯主	54	K製材所	8～9万円		日給月給
		26 の二男	45	タクシーの運転手	13.4万円		日給月給(基本給8万円)
		35 の世帯主	41	バスの運転手	10万円強		月給
女性	中層	29 の嫁	31	製材所(事務)	N.A		月給
		5 の妻	40	Aブロイラー		2,400円＋手当500円	日給月給
		13 の妻	53	Aブロイラー	4万5千円		日給月給
		15 の嫁	41	Aブロイラー	5万円		日給月給
		40 の妻	31	T織物工場	5万8千円		日給月給
		4 の妻	44	仕出し屋	5万8千円	2,560円	日給月給
		17 の嫁	32	病院(事務)	7万円		月給
		20 の嫁	25	病院(事務)	10万円		月給
	下層(I)	2 の妻	44	仕出し屋(姉の店)	5万円	2,500円	日給月給
		39 の嫁	38	森林組合(事務)	5万7千円		月給
	下層(II)	16 の妻	26	ジーパン会社	(普通)		日給月給
		26 の嫁	44	病院(事務)	11万円		月給
		21 の妻	27	ガソリンスタンド	6万円		N.A
		35 の妻	37	家庭奉仕員	8万3千円		月給

資料：実態調査より作成

Aブロイラー(男子)― 製材所，日雇 ― 女子型誘致工場，仕出し屋の間に歴然とした賃金格差が存した。さらに，第2に女子の場合，第6章，第3節で述べたごとく，階層差より，むしろ年令差による職種の相違が顕著であったが，そうしたことが，20代30代＝事務員と40代50代＝工員の間の賃金格差となってあらわれていた。そして，第3にそうしたなかで，有給休日が認められていないという点で，日雇及び仕出し屋に勤める者が一段と低い労働条件におかれていることが指摘できる。最後に，誘致工場の中で従業員433名と大規模をほこるS自動車部品工場では，農村

への誘致にもかかわらず，交代勤務制や一年間の本社への実習を義務づけていることがあきらかになった。そうして，このことが，S自動車部品工場が井川町内の兼業農民の就労先になりえなかった1つの要因であったことは容易に指摘しうる。

第2節　職場の労働条件に関する諸問題

第1項　誘致工場における諸問題

仕事の内容について，最も切実な声がきかれるのは，Aブロイラーに勤める主婦からである。

Aブロイラーは，ベルトコンベアによる流れ作業を行なっているが，それに対し，15の妻は，「機械の流れが早いから，包丁を持ってさばくのが大変。今は始めた頃よりも速くなった。」「10時と3時の休み時間は15分のはずなのに，15分たつとすぐ機械が動き出す。準備などで実質10分ぐらいしか休めない。」と述べ，△13の妻も，「1年位してから速さに慣れた。去年の暮からまた流れが早くなって皆悩んでいる。」と，悩みを述べる。また，5の妻は，「冷える仕事。包丁一本の仕事。手を切る人が多い。」「重労働，農作業よりつらい。1日中冷えるところに立ちっぱなし。会社でも人をふやしたいが，来る人がいない。以前は，座談会が月一回あった。今は忙しいし，会社ではただ働けばよいということで座談会もなくなった。ただ働くのみ，楽しみはない。……昼休みは休憩室で寝ているだけ。」と，その仕事内容，仕事環境の劣悪さに対する問題点を述べる。5の妻は昨年（1978年）の11月神経痛で休んでいる。こうした声の中から，長びく不況の中で，企業の方針が次第に非人間的となり，機械の流れを速めるなどの露骨な労働強化がなされてきていることが明らかとなる。また，女子が日給月給で，男子が月給という賃金形態についても，5の妻は，「男性は月給，女が主役であり機械についているし，1人休んでもだめなのに。男の人の仕事の方が楽。」という不満を述べる。こうした劣悪な労働条件のもとで，△13の妻は，「今年いっぱいやれないと思う。ゆとりあるから難儀しなくても……。」と，退職を考えているが，15の妻は，「今後も続けるつもり。年とっているから転職は難しいし。」と述べ，5の妻も，「あと10年位は今のところ。本当はもっといいところがあれば移りたいが，この年では変われない。」とし，さらに，「この年になったら毎日家にいたい。でも夫の場合（収入が）入る時と入らない時がある。やはり手伝って働かなければならない。」と述べ，継続して勤めていく意志をもっている。結局，働かなければ生活できない主婦が高齢ゆえに転職できず，このような劣悪な労働条件に甘んじていることがわかる。

次にT織物工場をみる。ここは，時間給＋能率給という形態で賃金が支払われていたが，「手先が器用でない人は，できたものも雑」で，結局収入にはつながらず，また，「神経を使い，目も悪くなる。」（△4の妻）ということから，30代中心の職場となっているという背景がある。以前，T織物工場に勤めていた15の妻も，「細かい仕事で目が疲れるのでやめた。」と退職理由を語る。しかしながら，仕事の内容は「織り子のスイッチを入れるとモーターがまわるので，足でふめば糸がいったりきたりしているので楽だ。」（△4の妻）と述べ，Aブロイラーに比べ軽労働で不満は低賃金についてのみである。

S自動車部品工場に勤める29の世帯主は，就職にふみきるまでにずいぶん悩み，「採用になったけど，とことん考えて（農業は）捨てきれなかった。」「本社に実習に1年間行くことを思いきるのが大変。1年間，家の仕事ができず考えに考えて。」と述べ，就職の際，離農まで考えていることがわかる。また，当時は第2子誕生の時期であり，妻は「夫が，S社に入社のため1年間出向いていたので農作業が厳しかった。寝床へ行く時はっていくような感じだった。」と語る。現在，夫は，合理化が強まる自動車産業の下請け企業にあって，会社側の「A6作戦」という合理化運動をを中心的に担わざるをえない班長という立場にある。従って，彼は「班長としての苦労が大きい。

監督者教育熱心。不況不況といわれる時代のためには，監督者がひっぱらねばとよく言われる。オイルショック・ドルショック以来厳しい。コストダウンがさけばれる。」と述べ，さらに若い人をまとめていく難しさを語る。一方，賃金に対しては，「監督者としての苦労が多いわりに手当が少ない。2,000円そこらで定時になっても連絡とか後始末がある。」，「夜勤手当はあるがそのわりに安い。」と問題点を語っている。

このように誘致工場間の賃金格差にもかかわらず，低賃金は各企業を通じての問題としてあり，また，農民が，確実に企業の労働強化・合理化運動の中へ巻き込まれていっていることが看取される。

第2項　その他の職場における諸問題

K製材所で，自動かんなかけ，ホットプレスによる板のはりつけを行なっている27の世帯主は，「ホットプレスの時，足におちたりすると怪我をする。」と，仕事の危険性を指摘するが，もっとも多いのは賃上げの要求である。

とりわけ，59才になる6の世帯主は，高齢のためよく働いても月に22.3日程度であり，「もう500円ももらえれば。オラだば最初から年もとっているし，1カ月の給料（月給）ならいいが，日給なら年いっていればよけいとれない。」と語る。また，15の世帯主も，「302日うち250日位稼ぐ，80%がぎりぎり。（それ以下だと）ボーナスにひびく。」と述べる。日給月給という賃金形態に規定された低賃金が大きな問題といえる。

さらに，仕出し屋に勤める△の妻は，「きつい，忙しい時は早出。朝の3時に行くこともある。結婚式なんかあったりすれば，日がいいと忙しい。」という問題を指摘する。2の妻は，姉の店の忙しい時，8:00～14:00に手伝いに行く程度で問題はない。

一方，公務・協同組合に勤める者に，問題をもつ者は少ない。18の世帯主が週休2日制完全実施を，32の三男が低賃金を問題にしているだけである。また，20代30代の事務を行なう女性からも，39の嫁が低賃金を問題にする以外はあげられていない。

以上，兼業先の労働条件の問題点についてみてきた。先に指摘した男女間・企業間の賃金のピラミッド構造の頂点に位置づくS自動車部品工場に11年勤める29の長男の先月の手取が12万円であることに端的に示されるように，低賃金の問題は，一部の公務・協同組合労働者，事務従事者を除き，各階層を通じての問題として存していることに注目しなければならない。しかし，この問題が日給月給という形態をとる製材所，女子型誘致工場に勤める中高年婦人層により深刻な問題としてたちあらわれていることを看過してはならない。そして，また，職場における労働強化の問題も，とりわけAブロイラーにみられるように，現時いよいよ，シビアーな形で展開されており，もっとも労働条件が安定しているといえるS自動車部品工場の場合，その二交替制，三交替制及び一年間の本社実習という勤務条件から，兼業農民層の職場とは容易になりえないこともあきらかとなった。

第3節　職場の労働条件改善への展望

さて，こうした職場の労働諸条件下，農民層は自らを「土地持ち労働者」として性格づけていかなければならないわけだが，つまり，農民としての性格をもちながら，けれども賃労働者としての性格（主体としての変革）をもたざるを得ないが，そのさい重要な意味をもつのが，職場における労働組合のもつ意味であることだけはたしかであろう。すでに第2章補論でみたように，井川町では戦前段階，熾烈な小作争議が展開されたというその年輪を社会的土壌そのものとして有していた。

しかし現在，表7－3にみるごとく，労働組合は公務・協同組合関係，運輸業，S自動車部品工場，

K製材所製材部（合板部にはない）にあるのみで，部落の半数以上の人が勤める女子型の誘致工場，仕出し屋，病院，さらに日雇労働者の間には労働組合は存在しない。また，男子が月給形態，女子が日給月給形態をとるAブロイラーでは，「女の人だけで作ろうとしても，男の人は月給だし相手にしてくれない。」という事態も生じている。けれども，こうした状況下で具体的に胎動している社会的現実をみつめる必要がある。別の言葉でいうと，それは未組織労働者の組織化の社会的土壌をさぐるということにもなるが，こうした点にまでふみこんでみると，表7－3が示すごとく，組織労働者ばかりでなく未組織労働者の多くが，労働組合の必要性を感じていることがあきらかとなる。

表7－3　労働組合について

	番号	続柄	勤務先	労組有無	加入	必要か	理由
労働組合無	5	妻	Aブロイラー	×		○	女の人だけで作ろうとしても男の人は月給だし相手にしてくれない。
	△13	妻	Aブロイラー	×		○	賃上げなど団結心ない。
	15	妻	Aブロイラー	×		○	N.A
	△40	妻	T織物工場	×		○	賃上げなど会社の言うなり。女の人だから。要求どおりにいかない。
	(41	妻	T織物工場	×		○	N.A）
	27	世	K製材所<合板>	×		○	賃金値上げのストライキに参加できない。
	6	世	製材所	×		○	五城目だばある。五城目があがれば，こっちも少しあがる。
	29	妻	製材所	×		×	N.A
	16	妻	ジーパン会社	×		○	N.A
	△4	妻	仕出し屋	×		○	組合がないと会社にしゃべれない。
	2	妻	仕出し屋	×		N.A	N.A
	△33	世	ケーブルの仕事	×		○	みんなでかたまって会社に言える。かたまってぶつかることができる。
	△30	世	土建会社日雇	×		×	10人位では必要ない。所望することはたいていやってくる。
	△40	世	日雇・臨時	×		×	休む時は自分で休まねばならないし，作っても束縛される。
	5	世	ダンプの運転手	×		○	主に賃上げ，個人営業の場合はできるとこない。
	17	妻	病院	×		○	N.A
	20	妻	病院	×		○	N.A
	26	妻	病院	×		○	N.A
	△3	世	土地改良区	×		×	1，2人で間にあっている。それ以上増えることはない。
	39	妻	森林組合	×		×	たいした活動できないと思う。
	29	世	S自動車会社	○	○	○	生活向上のための賃金，労働条件の向上というか。会社側と話し合う。
	15	世	K製材所<製材>	○	○	○	なければ親方のいいなり。
	28	世	K製材所<製材>	○	○	○	スト関係。ストやれば休んでも金入る。

労働組合有	26	世	タクシーの運転手	○	○	○	団結の力，春闘スト20日やったこともある。
	35	世	バスの運転手	○	○	○	会社からの一方的な押しつけをみんなの団結でさける時もある。
	(12)	世	農産物検査所	○	○	○	労働組合なければ，労働者，勤め人おさえふみにじられる。）
	(39)	父	農林事務所	○	○	○	いかったなあ。まず賃金あがる。）
	39	世	役場	○	○	○	労働組合，地方公共団体の労働組合親睦第一に。
	18	長男	信用協同組合	○	○	○	生活を守るため。
	32	三男	農協	○	○	○	管理職に対して我々の条件を改善していくのにぜひ必要だ。
	(7	世	役場＜運転手＞	○	○	○	必要，給料）
	32	世	農協	○	×	○	意志がかたまらないとバラバラになる。賃上げばかりでは困る。
	18	世	農協共済連	○	×	N.A	N.A
	2	世	役場	○	×	○	町と交渉の場もできるし，仕事面でも考えてもらえる。

(注) 1. N.A，16の世，21の妻，23の世，41の世
2. （　　）は以前勤めていた人

資料：実態調査より作成

表7－4　職場で今一番困つていること。（M.A　）

	Aブロイラー（39人）		T織物工場（44人）	
イ．仕事がきついこと	23人	(59.0)%	9人	(20.5)%
ロ．賃金安いこと	20	(51.1)	39	(88.6)
ハ．仕事の時間が長いこと	2	(5.1)	1	(2.3)
ニ．残業が多いこと	1	(2.6)	0	(0.0)
ホ．監督が厳しいこと	5	(12.8)	1	(2.3)
ヘ．仕事が難しいこと	1	(2.6)	3	(6.8)
ト．作業環境が悪いこと	5	(12.8)	0	(0.0)
チ．人間関係	5	(12.8)	2	(4.5)
リ．会社の景気が悪いこと	4	(10.3)	24	(54.5)
ヌ．交替制で生活が一定しないこと	0	(0.0)	0	(0.0)
ル．労働組合がないこと	10	(25.6)	22	(50.0)
ワ．その他	1	(2.6)	0	(0.0)
N.A	7	(17.9)	1	(2.3)

資料：実態調査より作成

表7－5 解 決 の 方 法 （M．A）

イ．どこの会社も同じなので我慢する	10	(25.6)%	12	(27.3)%
ロ．他の会社に比べマアマアなので我慢する	7	(17.9)	10	(22.7)
ハ．会社の景気回復まで我慢する	4	(10.3)	22	(50.0)
ニ．そのうちやめて他の会社へ移る	3	(7.7)	2	(4.5)
ホ．会社のいうことを守ってまず上司に認められる	4	(10.3)	7	(16.4)
ヘ．直接の上司に1人1人で交渉する	1	(2.6)	2	(4.5)
ト．気心の合う仲間と会社に交渉する	1	(2.6)	4	(9.1)
チ．労働組合をつくり組織の力で交渉する	9	(23.1)	8	(18.2)
リ．そ の 他	4	(10.3)	3	(6.8)
N．A	10	(25.6)	0	(0.0)

資料：実態調査より作成

そして，△3の妻の「賃上げなど団結心がない」，△4の妻の「賃上げなど会社の言うなり，女の人だから。」，△1の妻の「組合がないと会社にしゃべれない。」という言葉，さらにK製材所の合板部に勤め，自らの要求を直接的に反映させることのできない立場にある27の世帯主の「賃金値上げのストライキに参加できない。」という不満の声からも明らかなように，とりわけ劣悪な労働条件下にある女子型の誘致工場や仕出し屋に勤める主婦と製材所に勤める中高年男子労働者から，その必要性が強く説かれていることがわかる。

さらに，Aブロイラーと T織物工場の従業員を対象として行なわれた調査の結果（表7－4，7－5）においても，「職場で今一番困っていること」として，Aブロイラーでは，「仕事がきついこと」（23人，59.0％），「賃金が安いこと」（20人，51.1％）に続いて，10人（25.6％）が「労働組合がないこと」をあげ，T織物工場では，「賃金が安いこと」（39人，88.6％），「会社の景気が悪いこと」（24人，54.5％）に続いて，24人（54.4％）が「労働組合がないこと」をあげている。そして，その困難の解決方法として，「労働組合をつくり組織の力で交渉する」ことをあげるものが，Aブロイラーで9人（23.1％），T織物工場で8人（18.2％）いるという事実にも注目する必要がある。

一方で農民でありながら，また一方で労働者である彼らのかかえる問題は多く，またその解決は容易なことではないが，以上みてきたように，その矛盾克服の道を模索しはじめているということはたしかである。

さて，そのさい重要な意味をもつのは，彼らの現実の生産・労働ー生活の場，すなわち家族，また村落社会構造そのものが，具体的に如何に変容しつつあるかという問題である。次章以下でこの問題をみていこう。

第８章　兼業農民家族と家族成員の労働ー生活

以上みてきた兼業農民各階層の現実の生産・労働・生活のあり方の変化は，しかし同時にあらたなる段階での諸矛盾を諸個人にもたらさざるを得ないものである。すでに第６章第３節で、階層ごとの兼業農民層の家族構成，及びその兼業形態の諸特徴については分析したが，本章では，家・家族に焦点をしぼって，家族内でこれらの諸矛盾が具体的に家族各成員の現実の生活の社会的再生産過程上に如何に立ちあらわれているのか。その中で，それを止揚する方向は如何に確認できるのか。こうした点にまでおりて問題をふかめよう。

第１節　家族成員の農業労働と農外就労／階層的諸問題

表８－１は，夫の農作業で果す役割（農作業主担者…Ｌ，農作業補助…Ｍ，農作業なし…Ｎ）と雇用形態（常雇…１，日雇…ｍ，自営…ｎ，農外就労なし…ｏ）をクロスしたもので，さらにこれを階層別にみたのが表８－２である。

上層は，Ｌｍ型とＬｏ型に分れる。農作業と農外就労とのかかわりで問題をかかえるとしたら，Ｌｍ型（㊵㊱㊳）すなわち，農作業を主担し，日雇に出ているものである。

中層は，Ｌ１型とＬｏ型がそれぞれ３ケース，Ｌｍ型，Ｌｍｎ型，Ｌｎ型，Ｍｍ型，Ｍｎ型，Ｎ１型が各１ケースである。[17][20]がＭｎ型，Ｎ１型をとるのは，父母が農作業主担者だからであり，父母は農外に仕事を持たず，Ｌｏ層に属す。問題をかかえると思われるのは，Ｌ１型（[15][29]㊵），Ｌｍ型（㊵），Ｌｍｎ型（[5]），Ｌｎ型（[8]），すなわち，農作業を主担し，常雇，日雇で勤めに出ているものと，自営業主である。

表８－１　農作業と雇用形態（夫）

	農業主担者 (L)	農業補助 (M)	農作業なし (N)
常雇 (1)	[29] [15] [16] ㊶	[18] [21] [27] [34] [2] [23] [41] [35]	[38] [34] [26] [28] [20] [6]
日雇 (m)	㊵ ㊱ ㊳ ㊵ [5]	[14]	
自営 (n)	[8]	[17]	[9]
なし (o)	㊶ ⑫ ㉛ ㊱ [4]	[32] [7]	

資料；実態調査より作成

下層は，全面委託，あるいはほとんどの農作業を請負に出している農家が多いため，Ｍ１型（８ケース）とＮ１型（５ケース）に集中している。各戸で農作業を行なっていた[16]はＬ１型，[18]はＭ１型である。[18]はむしろ農作業を主担し常雇（Ｌ１型）である父に注意する必要がある。

同様に，表８－３，表８－４は妻の役割についてみたものである。農外就労するものがいない上層は，Ｌｏ型３ケース，Ｍｏ型２ケースとなっている。

中層は，Ｍ１型が４ケース，Ｌ１型，Ｎ１型が２ケース，Ｍｎ型，Ｍｏ型，Ｎｏ型が各１ケースであり，負担が多いと思われるものは，Ｌ１型（㊵[29]），Ｍ１型（㊵[17][15][5]），Ｍｎ型（[8]）である。

下層には，Ｎ１型（４ケース），Ｎｏ型（４ケース），Ｍｏ型（３ケース）の他に負担が比較的多いと思われるＭ１型（５ケース），Ｍｎ型（１ケース）も存する。

さらに妻の場合，この他に家事労働が加わるため表８－５を用意した。勤めに出ている妻は，[35][2]

表８－２　農作業と雇用形態（階層別）

	Ｌ１	Ｌｍ	Ｌｎ	Ｌｏ	Ｍ１	Ｍｍ	Ｍｎ	Ｍｏ	Ｎ１	Ｎｍ
上層		△10 △30 △33		△11 ⑫						
中層	29 15 △18	△40	5 8	㉛ ㊱ △4		14	17		20	
下層(I)					18 39 2 23 41			32 7	38 34	9
(II)	16				21 27 35				28 6 26	

資料；実態調査より作成

表８－３　農作業と雇用形態（妻）

	農業主担者(L)	農業補助(M)	農作業なし(N)
常雇(1)	△10 29	△4 17 15 5 21 39 2 16 35	20 △6 18 38 28 9
自営(n)		8 23	
なし(o)	△11 ⑫ △10	△30 △33 ㉛ 22 32 14	㊱ 27 34 26 41

資料；実態調査より作成

表８－４　農作業と雇用形態（階層別）

	Ｌ１	Ｌｏ	Ｍ１	Ｍｎ	Ｍｏ	Ｎ１	Ｎｏ
上層		△11 ⑫ △10			△30 △33		
中層	△40 29		△4 17 15 5	8	㉛	20 △6	㊱
下(I)層(II)			39 2 21 16 35	23	32 22 14	18 38 9 28	34 41 27 26

資料；実態調査より作成

△6 9を除いて，ほとんど家事では補助的な立場にあり，18 28にいたっては秋田市に勤めている関係から，まったく家事にはタッチしていない。そして，それらはすべて直系家族形態をとっていることから，妻は家事を姑にまかせて勤めに出ていることがわかる。従って，家事労働はそれほど負担とはなっていない。一方，家事を主担する2 △6 9も直系家族形態をとるが，2は姑死亡，△6は姑高齢（75才）のため，勤めに出ている妻が家事を主担し，9は姑と半分ずつ分担している。しかし，△6は中層のＮ１型，2は下層のＭ１型，9も下層のＮ１型であり，いずれも，農作業，農外就労，家事という三重の負担がかかっているわけではない。自営業で農作業を補助し，しかも家事を主担する中層の8は負担が大きいと思われる。

以上みてきたところにより，現実の労働負担として，男性の場合，上層のＬｍ型，中層のＬ１型，Ｌｍ型，Ｌｍｎ型，Ｌｎ型，下層のＬ１型，女性の場合，中層のＬ１型，Ｍ１型，Ｍｎ型，下層のＭ１型，Ｍｎ型に問題をかかえるものが多いという予想が当然になりたつ。それでは，それは具体的な全生活の社会的再生産過程の中でどう展開しているのか。以下この点をみていく。

第２節　農作業と農外就労にかかわる事例分析

第１項　夫の場合

夫のうち，とりわけ問題をかかえると思われる中層のＬ１型，Ｌｎ型，Ｌｍｎ型に属する29△15 5 8についてまずみてみよう。

この中でもっとも多くの矛盾をかかえているのは，９反３畝の田を所有し，ダンプの運転手をし，現在さらに造園の仕事を手がけている5の世帯主である。図８－１は，5の世帯主の昨年の労働サイクルを表わしたものである。夏は日曜日に農作業，盆栽の手入れをし，休めるのは１，２月の日曜日だけ，あとの日はダンプの仕事には休みがない。こうした現実に対し，44才の世帯主は，「終戦時は本当に楽だった。他の仕事しないから気楽といえば気楽。百姓の仕事だけでよかった。最近一番暇がない。今は金に追われる。機械に追われる。休みあれば，田んぼさかかる。気持ちだけでもだいぶ疲れる。倍くらい。気のゆるす暇がない。続けたくない。気楽に暮したい。」と語る。

表８－５　家事分担と農作業・雇用形態（妻）

	Ｌ１	Ｌｏ	Ｍ１	Ｍｎ	Ｍｏ	Ｎ１	Ｎｏ
家事主担		△1⑫ △16	2 35	23 8	△30△33⑪ 22 32 14	△13	㊱27 34 26 41
半々						9	
補助	△16 29		△4 5 15 17 39			20 38	
なし						18 28	
N.A	16		21				

資料；実態調査より作成

一方，8は，戦前から商店を経営していることや，自営業で比較的自由に時間がとれるため，農作業と商店の仕事を両立させていく上での労働上の問題点は指摘されない。逆に，機械化により労働は軽減されたという。しかし，図８－２で農繁期の生活時間をみた場合，農作業のあと，夕方５時半から８時まで配達があり，夕食後には店の片付けという仕事が加わっている。

図８－１　5の世帯主の1978年度の労働サイクル

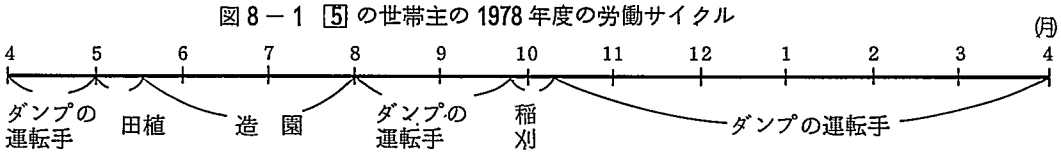

資料；実態調査より作成

図８－２　8の世帯主の1978年の農繁期の１日の生活時間

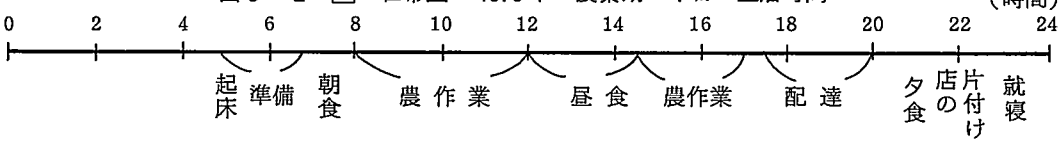

資料；実態調査より作成

29は，田を１町５反歩所有し，Ｓ自動車部品工場に勤めていた。Ｓ自動車部品工場は，交替勤務制と週休２日制をとっていたが，そのことについて，「週休２日制で通勤には便利。交替勤務がいい。不規則はよくないが百姓するにはいい。」という意見をもっている。しかし，農繁期には，昼間の勤務の前，午前３時から６時頃まで農作業をし，「農繁期は体を無理させる。休めば休めるけど，どうにかやっている。」と述べている。この場合，29の世帯主が31才であるということも考慮に入れねばならず，今後事態が変わることは十分予想される。また，会社では，15人を監督する班長であるため，「年休20日あるが，責任ある立場上自由に休めない。」という事情がある。これに対し，「祭日をあとまわしにしたりして，農繁期に休みを多くするなど，地域性を加味してもらわねば。その辺の事情を加味してほしい。」という希望をもつ。

さらに，農業機械の共同所有グループに加入し，作業の一部も共同で行なっている△18 15はどうであろうか。

15の世帯主は，「自分はグループに入って勤めに出れる。そして，月々決まって（お金が）入ってくるのはよい。」と述べ，農作業と勤めとが両立していることがわかる。ところで，△13の世帯主は，「共同化されても，いっしよに働きたいという気持ちはある。自分の田を人にやってもらうというのは気持ちのいいものではない。」という考えで，田植時5日，稲刈時5日勤めを休んでいる。そして，「農繁期は一週間でも休める。遅れた分は残業をしてとりかえせばよい。しかし，農繁期でも会社にいかねばならないこと，他人に任せられない計画もある。」と述べ，共同化しても自分の田をやる時には一緒に働きたいという気持と勤務上の責任との間に生じる問題点を述べている。しかし，29 5のように農作業をせざるをえない者としたい者とでは，そのかかえる問題の質は明らかに異なっている。このように，農作業と農外就労をめぐる問題において，作業の共同化の意味は大きいといわざるをえない。

次に，Lm型（農作業主担－日雇）に属する上層の△10△4△33，中層の△40についてみると，△10は通年，△40は12～3月を中心に年中暇な時，△33は11～4月，△40は6～9月，11～4月という期間にそれぞれ日雇にでている。日雇という仕事については，「農業との関係で今のまま続けていく。」（△10），「田の仕事が忙しい時にはいつでも休める。この仕事が一番いい。」（△33），「仕事は気軽に休める」（△4），「近いから農作業に従事するにはいい」（△40）と述べ，農作業とのかかわりで随時休みがとれるこの仕事に問題を感じてはいず，△4が「田植など農繁期には体がきつい。」という問題点を指摘しているのみである。しかしながら，日雇という不安定な雇用に問題がないとはいえない。

下層でL1型（農作業主担－常雇）に属する16の世帯主は，「6反歩だと植えるのに2日，刈るのに天気が良ければ3日，耕起・代かきは早く帰ってやる」と述べ，所有面積が小さいゆえに，特に問題はなく，また，18の父からも問題点は指摘されない。

従って，農作業と農外就労をめぐる問題は，男性の場合，中層のL1型（29），Ln型（8），Lmn型（5）に過重労働として集中的にあらわれており，上層では日雇という不安定な雇用形態であるという問題，そして，その対極には同じような条件におかれながら，農作業の一部共同を進めることにより，こうした問題が生じていない△18 15の存在を指摘することができよう。

第2項　妻の場合

次に，妻の場合をみてみる。

中層で，L1型（農作業主担－常雇）に属するのは29と△40である。29の妻は，隣接町の製材所の事務をしているが，農作業（田1町5反，畑1反5畝）は土曜，日曜，出勤前，退社後を利用して行なっている。朝，勤めに出るまえの1時間半，夕方帰宅後の1時間半，日曜日は午前中家事，午後6時間位畑の仕事をするという。農繁期の過重労働は明らかである。さらに，家事を任せて働きに出ていることから，「食事は現在姑が作っている。口に合わないこともあるが言えない。子供の栄養面も心配。」という問題があげられる。勤めに出ている主婦は，家事労働では補助的な立場にあり，その面の負担はなかったものの，食生活の違いからくる問題が生じている。

△40の妻は，T織物工場に勤めるが，「農繁期，春秋それぞれ10日前後休む。朝夕の農作業は暖かくなればある。」と述べているものの特に問題は指摘されない。このことは，1人1台の織機を担当する個人作業であり，工場側としても「春秋作業時，稼動率がさがり問題はあるが，誘致契約にあるので了解している。作業員にも方針として示して」おり，10日前後の休みを気軽にとりやすい状況にあることによると思われる。また，家事を主担する△40の姑は，「昔の料理ではなく，孫の喜ぶ料理を覚えたいと思うが，なかなかむづかしい。」と述べ，任される側も同様に食生活の相違から生ずる問題をかかえている。

さて，Ｍ１型（農作業補助－常雇）に属する中層の△4 17 15 5はどうであろうか。仕出し屋に勤める△4は，１カ月に４日の休みが，日曜・祭日をはずすという以外は定まっていないため，「いつ田植をするか。その日特別に（仕出しの仕事が）忙しかったりすると大変。休みは決まっていないから，忙しい時でも休めない。」という問題点を述べている。

Ａブロイラーに勤める15の妻は，「機械の共同購入はすすめているが，（すべての）作業の共同化ではないので，自分の田の耕作の時には仕事を休まねばならない。」という問題点を指摘する。このことは，Ａブロイラーは流れ作業であるために１人休んでも困るということ，農作業で休む時は有休の対象としないこと，そして「農繁期の時，60～70％に稼働率が下がるため，ボーナス支給額で差をつけている。」という会社側の方針によるところが大きいと思われる。5もＡブロイラーに勤めるが，田植は４条植で１日で終わり，さしなえは他の人に頼んで２日位，稲刈と脱穀は本家との共同作業であり，「９反３畝で２人。仕事から帰ってきてから，朝早く起きて会社に行く前に，それでも間にあう。」と述べ，ダンプの運転手と造園の仕事をしている夫ほど問題をかかえていない。さらに，Ｍｎ型（農業補助－自営家従）の8は，夫と同様，農作業のあとに，配達の仕事がある。

ところでこうした中にあって，Ｌｏ型あるいはＭｏ型からなる上層が，まったく問題をかかえていないというわけではないことを看過してはならない。すなわち，⑫の妻は，1965年に１度Ｋボード工業株式会社に勤めたことがあるが，「農繁期に一度休んだら次の年は雇ってもらえなかった」という体験をもつ。今でもパートの口でもあったら出たいと思っているが，「季節雇だとなかなか雇ってくれない。」という悩みを述べている。家計にゆとりがあるというわけではない上層にとって，相対的に大きい土地所有面積に規定され通年働きに出ることはできず，農閑期のみ雇ってくれる職場がないということが大きな問題として存している。

他の型からは特に問題点は指摘されず，女性の場合，第１に，中層のＬ１型（29），Ｍｎ型（8）に過重労働の問題があらわれていること，第２に，休みがとりやすい△40，とりにくい15，休みが定まっていない△4の問題点を比較することにより，勤め先の労働条件，とりわけ休日体系がこの問題に大きな影響を与えていること，第３に，家事を任せて勤めに出ることから食生活の問題も生じていること，そうして，第４に，上層の妻は農閑期のみ雇ってくれる職場がないという問題をかかえていることがあきらかとなる。

かようにみてくると，一方に農作業をかかえながら農外就労をすることから生じる問題は，１～２町の水田を所有し，ＡないしＢの農機具を備え，兼業化の道を選択した中層において過重労働の問題としてあらわれ，上層ではむしろ，日雇という不安定な雇用形態であること，また農閑期のみ雇ってくれる職場がないことが大きな問題として，農民自身から指摘されていることがあきらかとなる。そうして，共同作業をすすめる△4 15には過重労働という問題は生じていなかったこと。△40 15 △4の妻の問題点の相違は兼業先の休日体系に基づいていたことを考えあわせると，この農作業と農外就労にかかわる問題には，農作業の共同化と職場の労働条件が大きな影響力をもっており，第５章で指摘した農業共同化の問題，第７章でみた労働組合の重要性があらためて確認されるといえよう。

ところで，かように数々の問題を生み出しながら進行する兼業化の過程は，一方で，所得の分化にもとづく，「家」からの個人の意志の分化・独立の過程として進行してきた。それはなによりも，就労形態の変質を伴いながら，農家の妻の自立化の過程として端的に示されているといえよう。以下，妻の生活史の追いあげを通じて，その過程をあきらかにしていこう。

第3節　妻の生活史からみた就労形態の変質

農家の嫁の地位は戦後急速に高まってきている。それはすでに鈴木栄太郎によって「家族共同の意志より成員たる個人の意志を分化独立せしむるのは，今日においては，家族共同の所得の形式より個人の所得の形式の分化した時にもっとも明確にはじまるようである」[1]と指摘されているごとく，嫁の農外就労の展開を背景としていた。そこで，農家の嫁の職歴を軸として，その労働－生活の変容過程をおいあげてみたい。

表8－6は，現在N部落に在住する既婚女性の結婚年次，すなわち彼女たちがN部落の一員となった年次ごとに，その農外就労の経験をまとめたものである。同表よりそれは大きく3つの時期に区分できることが明らかとなる。すなわち，第1に大半のものが学卒後結婚まで自家農業を手伝い，結婚後も農外就労することなく現在にいたった戦前のグループ。第2に，結婚前・後に農外就労する者が増え始める昭和21～35年（1946～60年）の間に嫁いだグループ。そうして，全員が学卒後就職し，結婚後もほとんどの者が農外へ就労する昭和36年（1961年）以降に嫁いだ第3のグループである。この第3期はN部落において在宅兼業化が一般化する時期に相応する。それでは各時期の特徴を事例をまじえながらみていこう。

表8－6　結婚年次別就労体験

		結婚年	結婚前		結婚後農外就労有
			自家農業手伝	農外就労	
第一期	大正期	4	4		
	昭元～10	10	10		1
	11～20	5	4	1	
第二期	昭21～25	7	6	1	3
	26～30	5	3	2	2
	31～35	6	5	1	3
第三期	昭36～40	4		4	2
	41～45	4		4	4
	46～50	2		2	2
	51～	2		2	2

注）第Ⅰ期に奉公にでた2名については農外就労とはみなさなかった。
資料：実態調査より作成。

第1項　第Ⅰ期；戦前段階にN部落に嫁いだ妻の生活史

この期に嫁いだ妻の娘時代の生活は，地主・自作・小作といった階級的な差に規定され非常に異なったものであった。

次は，地主の娘とその対極の小作の娘の生活をみたものである。

9の妻（以後9′とする）は，大正10（1921年）年飯田川町の地主（水田10町歩所有）の家に長女として生まれた。父は県庁に勤め，農作業は朝夕手伝うのみで，母は女中に家事をまかせ子供の世話に専念していた。9′の小学校時代の楽しみは，「孫じいさんが人力車にのせて遊びに連れていってくれる」ことだった。その後，昭和11年（1936年）9′は秋田高等家政学校へ進学した。卒業時，代用教員を頼まれたが，「女は外に出るな」という祖父の言葉もあってことわっている。このように祖父は厳格で，9′は娘時代に「盆踊りなども見たことがなく」，当然青年団活動の経験も有してはいない。そうして，9′は昭和15年（1940年），20才の時，当時東京で警察官をしていた現在の夫のもとに嫁いでいる。

△1の母（以後△1′とする）は，明治42年（1909年），五城目町の5・6反歩を所有する小作農家に生まれた。△1′は5人きょうだいの長女であったため小学校時代から下のきょうだいのめんどうを見なければならず，学校へも子供を連れて行くことがあった。しかし，子供を連れていくと，「男の子にいじめられ，あまり学校へ行かなく

なった」。従って小学校へは1年間しか通わなかっこ。そうしてその後，18才で嫁ぐまで，ずっときょうだいの子守り，お勝手仕事，藁仕事等々の仕事をして過ごしている。従って，青年団はあったけれども参加することもできず，「小学校へ1年しか行かなかったため友人もあまりいず」，近所の数少ない友人と遊ぶことが娘時代の唯一の楽しみであった。

表8－7　結婚年次別学歴

	小学校中退	小学校卒	中学校卒	高校卒	不明
第Ⅰ期	1	12	5		
第Ⅱ期			9	8	1
第Ⅲ期			4	8	

注）　中学校卒には，青年学校，高等小学校卒を含む。
資料：実態調査より作成

このように一部の地主層の娘を除き，自・小作層の娘たちは，小学校時代を自家農業を手伝ったり，きょうだいの世話をして送るのが一般的であった。小学校卒業後，進学したものは自作の娘3名，地主の娘2名であった（表8－7参照）。しかし，いずれにせよ最終的に学校を卒業する際，彼女たちのほとんどが進学・就職に対する具体的な希望を有していなかったという点では共通し，学卒後，嫁ぐまでの時期は，和裁を習いながら自家農業に従事する者が多かった。とはいえ，小作の娘の中には，⑭の妻のように14才から4年間，東京の紡績工場へ働きにいったものもおり，また，自作と小作の娘，各々一名ずつは，奉公に出た経験を有している。さらに青年団活動への参加状況をみても，地主の娘の中には「5，6時になると外へ出ることを禁止されて」いたり，小作の娘の中には，奉公に出たり，「きょうだいを残して外へ出ることができ」ないものが多く，自作の娘がその活動の中心となっていたと考えられる。このように彼女たちの娘時代は明らかに階層的に規定されていたといわざるをえない。

表8－8　夫の出身階層×妻の出身階層（第Ⅰ期）

妻＼夫	地主	自作	自小作・小自作	小作	非農家	不明
地主	1	1			1	
自作	1	4	1			1
自小作・小自作		1				
小作		1		4		
非農家		1				
不明	1			1		

資料：実態調査より作成

ところで，彼女たちの多くは，4，5年自家農業を手伝った後，18，9才でN部落へ嫁いでいる。そうして，表8－8にあきらかなごとく，夫の出身階層は彼女たちのそれと同一である場合が多い（不明を除き16ケース中9ケース）。しかしながら，農家の嫁としての生活は，娘時代ほど階層的な相違をみせない点に特徴がある。すなわち，結婚の際，夫の理想像というものを持たず，親のすすめるまま，そして農家に嫁ぐことを当然と考えていた者が多く，「お見合いもなく，結婚式で初めて顔をみる」というケースもかなりみられる。結婚後は，姑につかえ，「奴隷のように働く」という点では大差はなく農作業，育児，姑との関係で「口で言い表わすことができない」苦労を多くの者は体験している。

ただし，結婚後，数年の後に分家した⑱の母の場合は，姑との関係よりもむしろ子供をかかえ，人に遅れないように農作業をすることを当時の最もつらいこととしてあげている。

さらに，こうした多くの悩みをもち，同じような境遇にある嫁たちが集まる機会というものは当時ほとんどなく，彼女たちの相談相手はせいぜい夫か，実家の家族であり，その家族に会えるのも，盆・正月・お祭りといった際の里がえりの時のみであった。

このように，嫁いだ後は，外へ出る機会は少なく，農作業と育児に追われ，姑に気を使いながら

暮らすというのが，当時の嫁の一般的な姿であったといえよう。

それでは，ここで一事例をとりあげてこの期の妻の生活史を振り返ってみよう。

34の妻（以後34′とする）は，大正4年（1915年），天王町に生まれた。家は，田2町歩，畑1町歩を所有する自作農家で，「朝4時に起き，汗をながしながらくわで土をおこす」両親をみて育った。昭和3年（1928年），14才で尋常小学校を卒業し，嫁ぐまでの5年間は家で「裁縫ならいながら家事を手伝ったり，小さな弟の世話をし」て送っている。尋常小学校を卒業する際，進みたい学校，就きたい職業というものはなく親の言うことに従うことが普通と考えていた。しかしこの時期には，「女子青年団」で，「皆で集まって話しをする」という楽しみを得ていた。

34′は昭和8年（1933年），19才で34家の長男の嫁として嫁いだ。34家はN部落における総本家からの第一分家で，3町歩の田と3反歩の畑を所有する農家であった。結婚の際，34′自身には，理想のタイプというものはなく，親のいうままに嫁ぎ，農家の嫁になることについても，「農家（の生まれ）だから農家に嫁ぐのは普通。」と考えていた。そうしてその際，母親から34′は嫁として「従順」であれと教えられ，また本人も，「親・姑に対して（自分の意見は）主張できない。そういうもんだと思っていた。」

一週間におよぶ結婚式※の後，34′は部落の一員となった。そうして，昭和9年（1934年）に長男，11年（1936年）に次男が誕生した。子供が乳幼児の頃，34′の夫は役場に勤めており，3町歩の田の仕事は舅と姑と34′を中心に若勢2人を雇い入れて行なわれていた。農繁期には，午前4時半に起き，田の朝仕事を行ない，帰ってきておしめ洗いとごはん仕度をし，朝食後再び田に出，7時から12時までと，昼食後の1時から6時まで農作業をし，8時には寝るという日々が続いた。34′は，当時もっともつらかったこととして，「子供いて，時間で田んぼへ行くこと」をあげているが，そこには，「子供が泣いても，人を頼んだ手前，嫁はいっしょに（田んぼへ）行かなきゃだめだった」という状況があった。こうした田の仕事と育児の他に姑に対する気苦労もあり，34′は「せめて主人がいっしょに仕事したらなあ」と思っていた。しかし，姑にいつも上からおさえつけられ，話などあまりできず，悩みを相談する相手もいなかった。そして，田の仕事と育児に追われる毎日の中で，昭和15年（1940年）4才で次男をなくしている。

長男から次第に手が離れ始めたころ大平洋戦争をむかえる。34′の夫も，昭和19年（1944年）召集されたが健康上の理由でかえされ，戦地へは行かなかった。しかし，同居していた夫の弟は軍隊へ行き，若勢も雇うことができず，人手不足がこの期の大きな悩みであった。「人を頼めない時。戦争当時頼んだ人も召集されたり，（頼んだ人が）気にくわないとだめだったり」した時，農作業は最も苦しかったという。こうした状況のもとで，田は分家に貸し出され，農地解放後手もとに残ったのはわずか6反歩であり，戦後はこの6反歩の田と県庁に勤めるようになった夫の収入で生計をたてた。

一方，戦後まもない昭和23年（1948年），34家では養女を迎えている。次男が死亡，長男も体が弱かったためと思われる。3町歩所有から6反歩所有へとかわり，一定農作業が軽減された段階で34′は養女の世話をするようになるのだが，一家の家事は相変わらず姑が采配をふるっており，34′が家事をとりしきるようになったのは嫁いで20年あまりたった40才前後のことで，それは姑の中風を契機としたものであった。

その後，姑は昭和33年（1958年）77才で，舅は46年（1971年）93才で亡くなり，養女も49年岩手県の農家へ嫁ぎ，現在は夫と長男の3人暮しである。

以上のように34′は，農家の娘として生まれ農家の嫁となり，人生の大半を農業に従事しながら家の中で送ってきたといえる。

※当時結婚式は婚家で3日間程度行なうのが一般的であった。その際，仲人や婿の兄弟が嫁を迎えに行き，嫁の実家で祝宴を行なった後，腰元他数名の付き添いとともに婚家へ戻ってくる。婚家で式をあげた後，宴会が行なわれる。1日目は親戚や隣近所の人々，2日目は姑の関係（「からまつ講」等）を中心とした女の人，そして3日目は腰元や手伝ってくれた部落の人々を集めて行なわれるのが通例であった。とはいえ，当然に階層的相違は存し，地主層の祝宴は一週間にも及び，その一方で小作層には1，2日間というものも見られる。「自分の家であればあるように，なければなしようにやった。」（⑱の母）というものであった。こうした慣行は戦後も昭和40年代前半頃まではみられる。しかし，昭和37年の総本家の結婚式が3日間であったように次第に簡素化されてきており，50年代になると，結婚式場で両家合同の式及び披露宴を執り行う形式が一般化してきている。

第2項；第Ⅱ期　昭和21～35年の間に嫁いだ妻の生活史

さて，事例に入る前に第Ⅱ期の特徴を第Ⅰ期との比較においてみておこう。

第1に指摘しうることは高校進学者の増加である。昭和20年代前半に嫁いだ層には青年学校（中等程度）卒業者が多いが，以後昭和35年（1960年）までに嫁いだ層の半数以上（11ケース中6ケース）が，主に家政関係の高校に進学している。さらに，第2に彼女たちの多くが卒業時に希望する職業を有している点に，第Ⅰ期にみられない特徴が存する。結果として，学卒後自家農業を手伝い，嫁ぐというケースが大半を占めたものの，希望職種は美容師，看護婦，洋裁師に集中し，手職を身につけたいという志向がうかがわれる。なお，結婚前に農外就労の経験を有するものが4ケースみられるが，郵便局（㉘の妻），看護婦見習（㉖の妻），呉服店店員（㊶の妻），菓子製造（△の妻）で，いずれも短期間で，㊶△の場合は親戚関係への就労であった。第3に結婚の際の夫となる人に対する考え方の相違をあげなければならない。第3章第1節でみたごとく，この期は郡外他市町から嫁いでくる者が増加し始める時期であったが，彼女たちが農家出身であることには変わりがなかった。農家に嫁ぐことについても，「当然」「（まわりが）全部農家だったので何とも（思わなかった）。」という者がほとんどである。また戦後間もない頃は，「町人に行けば食べる物も食べれない。農家に行けば食べる物に困らない。」（㉘の妻）とする者も多い。しかし自分の結婚に対してまったく親まかせという者は減り，お見合が主流ではあったが，「りこうで誠実な人」「やさしい人」「美男子」等々のそれなりの理想タイプを胸に描いていた。そうして，第4に指摘しうることは，農作業，育児，姑との関係で苦労する点では第Ⅰ期と大差がないものの，「若妻会」「生活改善グループ」等の集まりを通じ，同じ悩みをもつ同世代の嫁たちと交流する場を，彼女たちが有していたということである。それは映画や旅行へ出かけるといった前の期にはみられなかった娯楽を提供する場にもなっていた。そうして，さらに重要なことはこの期のこうしたサークルが行なった台所改善，栄養改善等の活動が部落内でも認められるところとなり，嫁の地位を向上させる1つの要因となっていたということである（第9章第4節参照）。さて，第5に指摘しなければならない重要な点は，やはり中・下層を中心に広がってきた農外就労の及ぼした影響についてである。農外就労の動機としては，「家計を助けるため」（㉖の妻）と同時に「姑との関係がわずらはしいため」（⑮の妻）ということをあげるものもおり，農外就労が嫁の「個人所得」の確立とともに，姑－嫁関係に一定の弛緩作用を及ぼしていたことがわかる。しかし，ここで注意すべきことは，結婚して2年後に勤め始めた⑮の妻を除くすべてのものが，30代から40代後半から勤め始めており，その就労先が誘致工場，仕出し屋，製材所等であったということである。こうした就労の型は，第Ⅲ期に大きく変わる。

それではここで，この期を代表する一事例をとりあげその生活史をみてみよう。

38の妻（以後38′とする）は，大正13年（1924年）井川町下井河部落の副業に薬屋を営む自作農家（水田2町歩所有）に次女として生まれた。父親は38′が2才の時に死亡し，田は母と同居していた叔父の嫁が中心となり，叔父は若勢を3人頼んで薬の行商を行なっていた。38′は尋常小学校を出たのち，青年学校で3年間学び，昭和16年（1941年）に卒業している。38′の娘時代は戦争中であった。当時属していた青年団の活動も，「縄なって売って献金したり，松の根っ子掘って油とったり，出征家族の手伝いをしたり」するといったもので，38′はそれを「お国のためだ」と思って行なっていた。しかしそれはまた，みんなで働いたり，話し合ったりする楽しみを提供する場でもあり，38′はそこで副団長を経験している。

自家の農業を手伝いながら，こうした娘時代を送った38′は，終戦後の昭和21年（1946年）23才で38家の長男の嫁として嫁いだ。38家は6反歩の田を所有する農家であり，夫は副業として「馬車を引いて山から木をおろす仕事」をしていた。農家へ嫁ぐことについて38′は，「本当はいきたくない。」と思ったが，「食糧難の時でやっぱり農家」と考え嫁ぐ決心をしている。嫁ぐ際38′もまた母から「何があってもつとめなければならない」と言われていた。しかし，38′は理想の男性像として，「自分を引っぱっていくような，新聞など見て現代のことを教えてくれるような人」を考えていた。

結婚後，夫は馬車引き，38′は雑貨店を経営し，田6反歩とあわせて4人家族（舅，姑，夫，本人）の生計をたてた。結婚した年長女が誕生，2年後の昭和23年（1948年）長男が生まれ，米の供出の時代を38′は田の仕事と育児におわれて送っている。その当時の農作業は，「田植え，腰痛くて一番ひどかった。稲刈は手が痛い。いいこと1つもない。」状態であり，さらに朝晩おしめ洗いの仕事が加わり労働はきつかった。その上，姑に対しての気苦労も多く，「朝早く起き，外へ行く事もことわり，いうことをハイハイと聞く」ように心がけていた。また，当時は自由に使えるお小遣いもなかった。一方，38′の夫は大変酒のみで，その点でも「人の知らない苦労」をし，「もう少し，とうちゃんにわかってほしい。」と思っていた。しかし，38′にはそうした悩みを打ちあけることのできる同年代の友人が近所におり，その友人と会って話すことがまた当時の唯一の楽しみでもあった。

さて，38′が家計をとりしきるようになったのは，昭和38年（1963年），40才の時であった。財布はあくまで姑と2人で管理するというものだったが，自由にお金を使えるようになりホッとした。

その後，長女は昭和41年（1966年）高校を卒業し，全日空へ就職→他出し，長男も高卒後昭和43年（1968年）秋田市の会社へ通勤し始めた。その間，38′の営んでいた学用品中心の雑貨店は小学校の統合により不振となり，45年（1970年）に閉店した。姑と昭和40年（1965年）から土建会社に勤めるようになった夫との3人暮し（舅は昭和32年死亡，息子は東京へ研修）の中で，38′は昭和47年（1972年）から農閑期に飯田川町（隣町）のGパン会社へ，アイロンかけのパートに出るようになった。さらに，昨年（昭和52年）までの5，6年間，春と秋の忙しい時期，農協へ手伝いに行っていた。

しかし，昭和52年（1977年）長男が嫁をもらい同居し，翌年孫が生まれた。38′は仕事をやめ，姑の世話と孫の子守りに専念するようになった。長男の嫁は，育児とともに家事もほとんど姑にまかせ，秋田市に働きに出ている。

こうした生活を振り返り，38′は「大正生まれは姑につかえ，今は嫁につかえている。」と語った。

第3項；第Ⅲ期，昭和36年以降，嫁いだ妻の生活史

第Ⅲ期は，前2期と比較し，次のような諸特徴を有する。ここでは，結婚前と結婚後の2期にわけ，その特徴をみていく。まず，娘時代に関して第1に指摘しうることは高校進学者が増え，学歴水準が高まったことである。表8－7のごとく，義務教育段階で終了しているものは4ケースで，残り8ケースは高校まで進学している（大卒者はゼロ）。そうして，第2の特徴として，学卒後た

だちに学校の紹介，あるいは家族・知人を介し，就職していることがあげられる。職種としては主に事務・店員が選ばれている。

このように，高校卒業→就職という娘時代を送った彼女たちの結婚に対する考え方も大きく変容してきている。すなわち，もはや彼女たちにとって，農家へ嫁ぐことは「当然」のこととして受けとめることはできなかったのである。「姑が農家だけど（農業は）やらなくてもよい（と言った）。」（17の嫁），「抵抗あった。……主人がこれからの農業はそうしたものではない。ある程度人にまかせながらやると言った（ので嫁いだ）。」という言葉にそれは端的に示される。これがこの期の第3の特徴である。そうして，こうした農業に対する彼女たちの考えの背後には，娘時代に農作業に従事することが，前2期に比べ相対的に少なくなってきていることが1つの要因として指摘されよう。そのことは，下層農家の嫁の中には，親の職業が農業ばかりでなく，会社員（16の嫁），鉄道員（21の嫁），自転車販売店自営（9の嫁）など非農家出身の者が現れてきていることにも示される。最後にこの期には恋愛結婚が4ケース存したことを指摘しておこう。

一方，結婚後の生活も大きく変容した。彼女たちは全員（12名）結婚前にすでに就職した経験を有していたわけだが，うち10名は，結婚後もなんらかのかたちで農外就労しており，農家の嫁の農外就労がより一般化してきたことが第1に指摘しうる（現在勤める者は9名，上層Ⅱの妻，下層Ⅱ27の妻は結婚後の農外就労経験なし，上層⑫の妻は半年Kボード工業KKに勤めた経験を有す）。さらに，第2に，30代～40代後半に勤めに出始める第Ⅱ期の型とは違い，この期の場合結婚後比較的早い時期から働き始めるという特徴を有す。この傾向は近年ことに顕著で，最近では結婚前の仕事を結婚後も続けるケースが増えてきている。その際，家事・育児は姑にまかせる場合が多く，育児に関しては保育園（西保育園1970年設立，東保育園1974年設立）が大きな役割を果たしている。最後に指摘しなければならない重要な点は第Ⅱ期の中・高年婦人の就労が家計補充的であるのに対し，結婚当初から夫婦共働きが多いこの期には，世帯主夫婦と息子夫婦の家計それ自体の分離が進行していることである。

それでは1事例をとりあげ，第Ⅲ期の嫁の生活の変容過程を明らかにしてみよう。

29の嫁（以後29′とする）は，戦後間もない昭和22年（1947年），昭和町の農家（水田1町歩，畑1町歩）に生まれた。家は農業の他に自家生産物（桃や野菜）の行商をしていた。29′が小学校当時，両親は農繁期には午前2時に起き，午後8時まで田の仕事をするという生活を送っていたが，29′自身は，その当時も含め結婚まで自家農業の手伝いをしたことがなく，「田に入ったこともなかった。」

29′は中学校を卒業後，秋田市の服装専門学校へ通い，その後昭和41年（1966年）から昭和町の土建会社に事務員として勤めるようになった。それは，「自分で給料をもらいたかった」からである。この間，青年団に参加し，活発に活動するとともに，スポーツに喜びをみいだしていた。

「職業としてはサラリーマン，やさしく，明るい人」を理想の男性とした29′は，昭和44年（1969年）22才の時，知人の紹介で現在の夫のもとに嫁いだ。当時29家には，姑・舅の他に孫姑もおり，また29′の希望とは異なり1町5反歩を所有する農家であった。農家に嫁ぐことについては，「農繁期だけ手伝ってもらってあとは勤めてもよいという条件」があったので，「いやだと思ったが，何とかやれるのではないか」という気持ちで決意している。嫁いだ翌年長女が，さらに昭和48年（1973年）には長男が誕生した。長男が生まれた年は，それまで農閑期におばの経営する海産物卸しの手伝いに行っていた夫が，S自動車部品工場に正式に就職し，浜松の本社へ実習に出向いていた年にあたり，29′にとって農作業は非常に厳しいものであった。「寝床に行く時ははっていくような感じだった。」しかし，この年を契機に29′は田植機の運転技術を習得している。また育児に関しても，当時3才の長女を保育園にあずけることができ，安心して農作業に専念していた。ただ，姑・

孫姑（1972年死亡）に対する気苦労は多く，「せめて明るくざっくばらんに話し合いをしてみたい」と思っていた。しかし，実家へは盆・正月に限らず1年に何回も帰ることができた。なお，家計の面では夫の転職を契機に，「夫の給料から食費を入れ，その他は自分たちでやる」というかたちをとるようになっていた。

その後，長男が3才になった昭和51年（1976年）から29は「姑がまだ元気。農業をやるほど（経営規模は）大きくない。」という理由で，飯田川町の製材所へ勤めに出るようになった。このことが，29には，「気晴らしになり，性格的にも（家での出来事を）忘れられた」という。一方，こうした就労の機会と同時に，29は子供と遊んだり，子供のことについて話しあう「若草会」（第9章第4節参照）に加入し，同じ年令の子をもつ親たちと接する機会にも恵まれていた。

そうして，現在29は夫婦の関係について，「言いたいことははっきり言う。何を怒っているかわからない状態はいや。それで自分の言い分もとおるし，懸命にけんかして納得すればからっとする。夫に従わねばならない時は従う。しかしそれだけではいや。」という考えをもっており，また姑との関係については，かつては気を使ったが「現在はそんなこと考える間もないし，考えること自体が間違っている。」と話してくれた。

以上，大きく3つの時期に区分し，農家の嫁の生活の変容過程を明らかにしてきた。そうして，この3つの事例分析を通じ，農家の嫁が，①高校進学，②「若妻会」や，「生活改善グループ」等での活動，③結婚前後の農外就労経験を主要な契機とし，自らの地位を向上させ，意識の変革を行なってきたことが明らかとなった。

<注> (1)『鈴木栄太郎著作集』未来社，1968年，P. 225。

第9章　N部落における村落社会構造の変動

第1節　村落共同体の物質的基礎としての部落共有林のあり方の変質

すでにみたように，N部落における生産過程での共同諸関係の崩壊を土台として，N部落社会は変動せざるを得ない。第3章第1節で私たちは部落共有林の存在にふれたが，現在，このN部落における物的共同手段である共有林制も大きくその機能をかえようとしている。すなわち，この30町歩（郷中）の共有林（現在約50町歩）は，1968年法人化され，N・T殖林生産森林組合となり，それ以降，組合長は34→20とN部落出身者が続いたあと，T部落の小玉惣市（現町長）→小玉作治と続き，2，3年前からは9が行なっている。現在は70数軒加入し，各戸一株ずつ所有している。

これまで，この共有林はこの地域の農民層にとっての共同採草地でもあり，また農民層の作業場建築のための木材の払下げ（数10回）等，地域農民層の生産過程での上で大きな役割を果たしていたが，それだけではなしに生活面においても，住宅建設用資材，杉の売却によって20年前簡易水道作成費捻出の財源，さらに公民館・児童館を三部落に建立する財源（15年前）となったばかりか，毎年の如く燃料用雑木の払下げをしていた。配当金を各戸に分配したこともあった（3回）。当然に神社の祭典費はここからでていた。

しかしながらこの共有林制における株は，この地域の場合，1968年に法人化する前からそれ自体固定的なものとなっておらず，“株”のもつ意味が変質していたのである。たとえば，1959年赤沢から移り住んだ㊱が加入していたこと，また1957年に分家した23が，その際一旦権利をなくしたもののすぐ再加入しているのであり，すでにその段階から新参者や分家層に対してもひらかれた森林組合となっていた。ところで，農業生産における畜力→機械化の進展に伴い，粗飼料となる採草地としての役割をこの共有林は失うことになる。しかも，この段階で，1968年法人に変更したさい県から借金をし，1978年までに面積49町9反1畝52歩に杉苗10万830本を植林するという計画を実施したため，1978年以降組合員に対する還元はされていない。つまり具体的に述べると，この段階での植林計画にこの組合は負債を負ったわけである。これは，かつて採草地，雑木林（雑林），杉林という形で利用されていた共有林を杉植林として再生する計画であったが，共有林の株所有者の一定の出資をこの計画は伴っていた（1戸1万円～2万円）。その上，負債返還額が上積みされ（去年は1戸当り2万円，今年は1万円），さらに，あらたな植付，下草刈りには1年間に4日ほどの出役が義務づけられている（出役不可能の場合は，日当4,500円が徴収される）。ここには，第1に，少なくとも30年間は換金化できない杉苗を植林したため，共同財産としての諸成果は個々の農家に還元できないという現実がある。第2に，兼業化の進展の中での出役不可能という現実がある。しかも第3に，共有林そのものが日々の生産・労働ー生活過程の上で，負担のみを伴うものであるという現実認識がある。つまり別の言葉でいうと，30年先をよんでのそれが地域社会の発展の土台となるという認識が，そこにはきわめて希薄になっている。

こうした状況のもとで，森林組合に対する農民層の評価は，「自分たちの代では頼りにならない。」（15），「昔は配当金があった。今は手入れをしているだけ。……頼りにならない。売る木がない。」（13），「ただ銭をかけている仕事」（38），「今後（配当が）あるかと思うが現在はあてにならない。」（2）というものが一般的であり，こうして近年，この森林組合から脱退する者が，下層を中心にあらわれてきているのである。すなわち，中層の㊱と下層の6は，ともに離農し秋田市の息子のところへ行くことになっているためにすでに脱退している。また，夫が井川生活改善センターに勤め，妻が商店を経営する23は，分家した際，1度森林組合に加入しているが，「3部落で借金で植林。山の維

持のため現在年間50～60万円の利息，プラス労働奉仕。店をやっていると（作業に出るためには）人を雇わなければならない。」という理由で，昨年（1978年）12月に脱退している。

さらに，夫がタクシーの運転手をして妻が美容院を経営する非農家の㉙は，「関係なし。誘いはあったが作業とかできない。経費かかる。」という理由で加入しておらず，1960年に転入し，役場に勤める下層の41は「公務員で働きに出られない」という理由で加入していない。その他，14, 35は「勧められたが入」っておらず，22も加入していない。

このように，加入者への配当金もなく，借金の返済の時期にある現在，離農・兼業化の進展とともに，下層を中心に森林組合を脱退するもの，ないし加入しないものが現われてきており，共同体的規制がますます弱められてきていることがわかる。こうした中で，現在森林組合の理事をしている㉛のみが，「歴史ある会だから植えつけた杉の管理を立派にし，立派な森林にして全員に十分還元できるようにしたい。」と述べている。

いまみたように，N部落における物質的共有基盤である森林組合も部落社会各家の資本主義的階級・階層分化の中で，大きく崩れつつある。しかし，客観的にみた場合，この部落共有財産に対する考え方において，第1に，各「家」の当面の利益を考えるということ自体の中に，まず部落社会の共同体秩序の解体過程が垣間みられるということ，第2に，そのことは各戸の将来へのこのN部落社会への定住の志向性の問題がふかく立ちあらわれていること。しかし，第3に，私たちが考えねばならぬことは，部落共有財産それ自体が，かようにいわば各農家の階級・階層分化にもとづいて，機能的な特殊階層のものとなりつつあるということ自体のもつ意味，それの今後の地域社会発展にとってもつ意味である。すなわち，そのことはただちに共有林を放棄したものが，この地域と縁を切ったということにはかならずしもならず，また株を維持しつづけている層にとっても，何時他出するかはまったく未知数となっている。さらに30年にわたる備蓄は，たしかなるものとしてこのN部落に共有財産としてその果実をもたらすであろうことも事実であるからである。

ここに，地域の中に社会として共同にこれまで培った農村社会とは何であったか，また何であるかの問題があらためて提起されざるを得ないことになる。

第2節　農業生産組織・機関の変質

現下，N部落においては，農業生産にかかわって多くの農家が加入している団体に，農協，共済組合，水利組合，土地改良区，また前述の部落共有林にかかわっての森林組合がある。かつては稲作研究会も10数戸で組織されていたが，7～8年前から自然消滅に近い形になっている。会長はもちまわりであったが，年令の格差があらわれ，若い層の農外就労の進展によって米作にかかわる研修はいまは農協が行なうのみになっている。ほかに水稲プラスの作目にかかわって，たとえばタバコ耕作組合などが，N部落を越える範囲に機能的に組織されている。水利組合には，農民は年1回でるぐらいだが，これは土地改良区の事業とふかくかかわっている。第2章第2節でふれたような形で土地基盤整備事業は井川町において展開せられているが，1974年段階で，81％の圃場が整備されているものの，20～30a区画の圃場は24％にすぎない。N部落の場合，農道舗道はできたが，暗渠整備はできていない（畑作化には，地下水の排水，それに備えての暗渠整備，水路コンクリート化は不可欠に必要とされる）。問題は地元の農民負担額にあった。「一昨年，調査費ついたが，農民の反抗で流れた。」（34の世帯主），「（土地改良は）黙殺できないが時期尚早ということですな。水田地盤，開墾したところや沢がいりまじっての所有。そのため大型機械買ってもだめ。小型湿田用が必要。結局これが障害。土地改良，暗渠排水しかない。」（㉛の世帯主）。この土地基盤整備事業の問題は，土地改良区で話し合われたが，上述のようにこのN部落地区においては流れている。団体としての土地改良区のもつ

重要性はここに端的に示されている。

多くの農民は，共済を，それを農協が取り扱うことから，共済の会合には年1回しか出席しないという者が多いが，「災害等の面で親密」という者のある反面，「不満ある。イモチとか，それの評価の問題，公平でないような感じ。もらう人はだいぶもらっているが，われわれはあまりもらっていない。」という声もある。

ところで，問題は農協である。表9－1は農民層が有する農協に対する評価をまとめたものであるが，農協に対する農民層の評価はかなり厳しい。そして，それは単に農民層が兼業化したから，農民層の方から農協に対して疎遠になっているということではなしに，上，中，下層をふくめて共通する評価があることに注目しなければならない。第1に，農協はすでに農協のための農協になっているという評価。たとえばこれは，「今は営利企業のような感じ。農民のための農協になってほしい。」（39の妻），「農協の職員は単なるサラリーマン。農家のためという意欲がない。農協の営利主義。」（⑫の妻），「利息が高い（肥料等），農民あっての農協なのに不当に利息をとられる。買っても後払いにされて利息とられる。」（△1の妻），「もうお役所ですよ。農協の中味を知っている農民はいませんよ。……」（34の世帯主）という言葉に端的に示されているといわなければならない。現実の農民生活と農協運営の乖離の問題がここにある。しかし，第2に知らなければならぬのは，これまで農民各層が農協，そして役場の指導に従っての営農を展開してきた結果，負債のみが残り，それに対する手当がなされていないという現実的重みがその土台にあるということである。これは，「町や農協にのっかってやろうとする人は全部失敗している。乳牛，豚，ニワトリ，全部失敗している。補助金もらってもあと続かない。やれば残るのは借金。」（△1の世帯主），「養豚，養鶏，ハウス栽培，奨励して金は貸すがだめでも補償しない。また，利息も安いわけではない。」（23の世帯主）等々の言葉に示されている。しかしながら，こうした言葉は，また，「自分らの農協」という期待の裏がえしであることも忘れてはならない。このことは，「上から押さえてくるように思える。農協のやり方も，中央会でこうだからと責任回避の方向であるように思われる。単協の職員が中央会に話をもっていくべき。」（⑫の世帯主），「農作業のいろんな時期……アドバイスしてほしい。言葉をかけてほしい。」（27の妻），「実際に圃場に来て百姓と手をとりあわなければだめ。」（㊱の世帯主），「農繁期の人手の足りないのをうまくやりくりするとか，そういうのがほしい。」（29の世帯主）という言葉に端的に示されているといわなければならない。しかし，そうした事態の進展の中で，農機具，また消費物資についても，「農協は一般メーカーよりも高い。」という声が生まれていることも事実なのである。かようにみてくると，現下，農協は地域農民層の期待に十分にこたえる組織として機能しえていないことはひとまず指摘されよう。

第3節　部落会（町内会）の変質とその機能

役場の調べでは，現在表9－2にみるような諸団体がある。それは，全町一体の団体と，集落ごとにおりた，つまり部落に根をはった団体とにわけられるが，後者についてみると，町内会，婦人会，若妻会，こども会，こども育成会，集団栽培組合（共同育成，防除など）がこれにあたり，納税組合は，部落（町内会）をさらにこまかくわけて世帯を単位として組織されている※。

※　ここで町内会と呼ぶのは，かつての部落会をそのまま再編したものであり，住民は今でも部落会と呼んでいる。なお，こうした町内会は，表9－2にみるごとく現在井川町に27存在する。

町内会は，図9－1にみるように，その傘下に社会部，総務部，産業部をもち，世帯ではなしに個個の家族成員，つまり町民を下部単位として構成されている。さて，この町内会であるが，N部落の場合を分析すると，前述の農協分析にみたような問題点というより，ここでは，組織体として町内会

表9－1 農協に対する評価

階層	農家番号	農協に対する意見
上	△1（妻）	利息が高い（肥料など）。農民あっての農協なのに，不当に利息をとられる。買っても後払いにされて利息とられる。
	（世）	ライス・センター期待していた。大潟村みたいな。町や農協にのっかってやろうとする人は全部失敗している。乳牛，豚，ニワトリ全部失敗している。補助金もらってやってもあとつづかない。やれば残るのは借金。農協でもいろんなことやってはいる。
層	⑫（妻）	農協の職員は単なるサラリーマン。農家のためという意欲がない。農協の営利主義，お昼休みしか忙しくて貯金にいけないのに，いってもお昼休みだからだめ。
	（世）	上からおさえてくるように思える。農協のやり方も中央会でこうだからと責任回避の方向であるように思われる。単協の職員が，中央会に話をもっていくべき。
	（父）	不満だらけ。勤めている人（職員）にはよいが，農民のためにはなにもならない。役人根性だめ。もっと強い迫力と改革の理事をたてるしかない。
	△30（世）	もっと政治面に強くなってほしい。
	△33（妻）	今のところは何でもよくやってくれる。
中	29（世）	最近の農協営利主義，サービスが多いんでないか。商人と同じように物を売ってもうけが多いんでないか，そういうところもある。農繁期の人手の足りないのをうまくやりくりするとかそういうのがほしい。最近忙しくてタッチしていない。勤めに出てから自分のことに重点。父がいるからまかせている。
	（父）	めん類を売らないように。
	㊱（世）	昔の普及所は手にとるようにして指導してくれたが今は呼んでもこない。農協の指導員も普及員と同じ。おそらく事務に忙しいんだと思う。実際に圃場にでて百姓と手をとりあわなかったらだめ。
	15（妻）	よい苗作って安くわけてほしい。それくらいかな。
	（世）	農機具を問題として取り上げてもよいのではないか。メーカーより高いものを売りつけることがある。機械のために働きにいくと人様は言っている。肥料でも農協通さないで買うという人出てきた。
層	（父）	人件費がかかる。ものを借りる。前は3カ月，今は1カ月で利子を払う。
	㉛（妻）	営農指導，稲づくり，野菜づくり，具体的に自分たちでやってみて，これならやれるというものをもってきてほしい（ニンジン，ニンニク）。農協で出荷してくれるようなもの。あなたたちやってみろと言われても，自分たちはどうしようもない。ここは畑も多いところ。自分たちタバコも植えたがとてもでないが労力ないし，子供もやらない。男鹿・若見町はつけもの工場とくんでいる。農協もわからなくて指導ない。机の上の話ではついていけない。
	8（世）	農協は農協でやっている。まかせている。
	△4（母）	農協は貸しつけて利子とる方。農家が安心して生活できる状況をつくってほしい。
	20（父）	以前にくらべて指導体制がよくなった。指導事業が終ったという形だが農民から離れた形。職員がやる販売事業が中心。
	△40（世）	兼業農家になってから疎遠。
下	34（世）	もうお役所ですよ。農協の中味を知っている農民はいませんよ。企業経営。肥料，農機具でなく，なっぱ売ったり，肉売ったり，あんなの農協でない。商品を相当むだにしている。
	23（世）	農協は指導的立場のはず。しかし，農家にみあった経済的指導，養豚とか養鶏，ハウス栽培，奨励して金は貸すが，だめでも補償もしない。また，利息も安いわけではない。
層	18（長男）	いろいろの面での指導の強化。各農家の経営，技術面で負債を一度もてば立直れない。無駄がある。それを第3者が指導すること。
	9（父）	わりによくやっている。年2，3回の部落座談会これでいい。農協の相談所があるはず。
	（母）	指導員にもっと歩いてほしい。
Ⅰ	39（妻）	今は営利企業のような感じ，農民のための農協になってほしい。
	41（世）	苗つくったりしているから自分では（意見は）ない。
下	26（妻）	農家の役にたつよりよい農協に。
	（父）	販売関係，値段高い。先をみこしての仕入れ，大工業からの仕入れやむをえない場合ある。何ぼでも安いものを。商店より高いものある。ここみたいに小さいところは容易でない。合併。下（下井河農協のこと）の方がこっちより力がある。こっち借金むこう貯金。
層	27（妻）	農作業のいろんな時期，苗を植える時期……農業普及員がまわって目を通してほしい。→アドバイスしてほしい。言葉をかけてほしい。
Ⅱ	14（世）	昔よりちょっとおちてきた。田んぼ少ないから土方にも歩いているので話もそうしない。

資料：実態調査より作成

表9－2　各種諸団体の構成

団体名	組織の構成		団体名	組織の構成	
	組織数	加入人数		組織数	加入人数
町内会	27	6,753名	全町安全運動推進協議会	1	16名
婦人会	30	820	＊手をつなぐ親の会	1	40
若妻会	26	250	身体障者者協会	1	146
青年会	19	50	＊＊あじさい会	1	42
芸術文化協会	1	200	遺族会	1	178
体育協会	1	100	集団栽培組合	23	655
農協青年部	2	122	農業指導センター	1	23
農協婦人部	2	665	機械共同利用組合	2	226
こども会	30	1,300	農協近代化ゼミナール協議会	1	38
こども育成会	27	722	商工会	1	148
老人クラブ	15	845	納税組合	99	1,269
交通安全協会	1	1,228			

注　＊「手をつなぐ親の会」とは心身障害者の助けあい運動をする。
　　＊＊「あじさいの会」とは母子家庭における生活安定と向上を目的とする会。
資料：『井川町農村総合整備計画書』

図9－1　町内会組織図

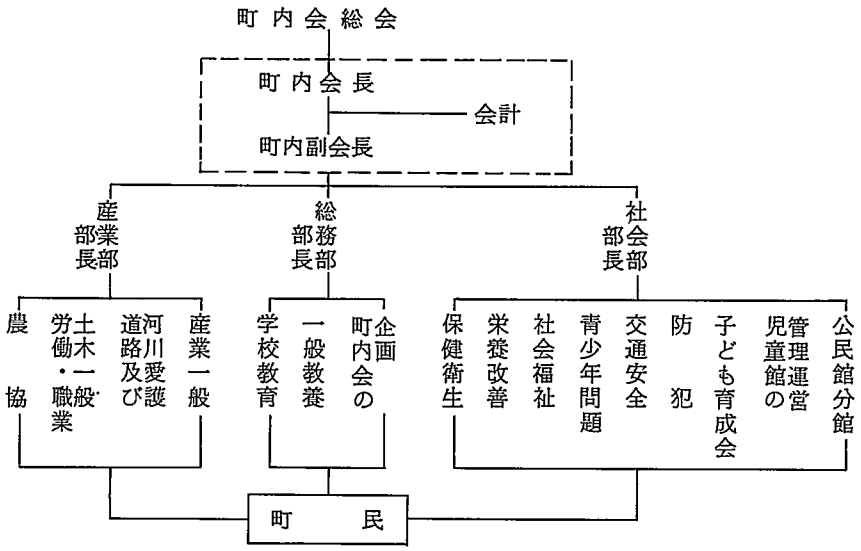

資料：『井川町農村総合整備計画書』

それ自体が，統一的なものとしての活力あるまとまりを有していないことがあきらかとなる。前掲図9－1では，産業にかかわる部門を有しているが，その主要な活動は住民の地域生活にかかわるものに特化され，ある意味において都市における町内会と変わらぬものとなっていることがあきらかである。以下，この実相をみてみよう。

調査当時の会長は△4の世帯主，総務部長が⑫の世帯主，社会部長が17の世帯主，体育部長が41の世帯主，婦人部長が9の妻，産業部長が△1の世帯主，育成会が29の世帯主，交通安全係が26の世帯主が担当となっていた。この他に，町内会を4班（柳町，表村，中村，下村，㉛の日誌によると以前は柳町，中村，下村の3班であった）にわけ，各班に連絡員としての班長をおいている。この班は，生産上の観点からわけたとは考えられず，連絡の関係上わけたもので，行政の最末端として位置づいている（図9－2参照）。たとえば，前掲のかつて存した田植組（図5－1）と重ねあわせると，下村が田植組B班とほぼ重なるだけである。現在の受委託関係ともかさなるものではない（図9－3）。

また，総会は年1回3月に行なわれ，適時臨時総会をひらくことになっているが，1974～77年の4年間に臨時総会は，ただ一度，1975年11月に開かれているだけで，総会はほぼ1年に1回とみてよい。この他に，各部の部長からなる役員会が年4，5回行なわれ，各部でも各班1名ずつからなる部員会が行なわれている。従って，部落民全体が集まる会は，3月の総会の時とみてよいであろう。なお，役員の任期は2年，役員選出は各班の代表者に適当な女性が入り5人で行なわれる。たいていは，副会長が次期会長となり，1期交代が普通で，今は家格などに関係なく選ばれる。

こうした町内会の活動を，次に1974～77年の町内会の収支決算表から分析しよう（表9－3）。収入は，ほぼ町内会費と町からの振興費でまかなわれている。一戸あたりの町内会費は，1974年の2,000円から2,500円，3,500円と変わってきており，町からの振興費も一戸あたり1974年の1,000円から2,000円，2,250円となっており，この町内会費と振興費で収入の75％から85％を占めている（1976年度は前年度の繰越金が多いため60.6％となっている）。一方，支出の方は，街灯費を含めた町内会の運営費ともいえる総務部での支出が30％前後，公民館の備品，維持管理費に10％前後（1977年度はストーブを購入し18.2％となっている）を占めており，町内会の活動としては，厚生部で行なわれる薬剤撒布（10％～20％），体育部で行なう町内運動会，町民体育大会，町民球技大会（15％～25％），育成会で行なう各種行事（10％～20％）が主なものであることがわかる。とりわけ，近年体育部の支出の占める割合が増加しており，町内会は主にこうした町ぐるみの娯楽中心の行事を主催する母体となっていることがわかる。

こうした町内会のあり方は，次のような現在の総会に対する部落民の意見からも知ることができる。「昔，ぼくらの時とはずいぶん中味が違う。本当に意見をいうとか，現在の問題をあからさまに出して話し合うものではない。女の人や子どもを出して，ただ話を聞いていく。昔はたとえばぼくの家に集まって，各家の代表者としてぼくの家にきて議論した。戦後10年たって変わった。……話し合うと対立がでてくる。それで女の人が出るようになる。」「自分の言い分通らないと退席。だからまとまらない。『そうだったらおまえらやったらいい。』人のために何かをつくすなんて考えない発表。」（34の世帯主，67才），「ここは財産の上下があまりない。つるの一声でまとまるということはない。会合開いても，40軒のうち（あつまるのは）12，3人位。」（㊱の世帯主）。

このように，現在N部落の町内会は，部落民全員が集まる総会を年一回もちながらも，40軒のうち12，3人しか集まらず，しかも，世帯主の出席は少なく，女の人や子どもを中心に行なわれていることがわかる。従って，会は不活発で，意見を交換するというよりもむしろ町内会長の意見を聞くという性格の強いものとなっており，町内会は主に薬剤撒布や行事を行なう機関となっているというのが現在の状況であるということを認めざるを得ない。

ところで，こうした状況を町民たちは，けっして好ましいものだとは思っていない。また，部落の

図9－2 町内会の班編成の変化

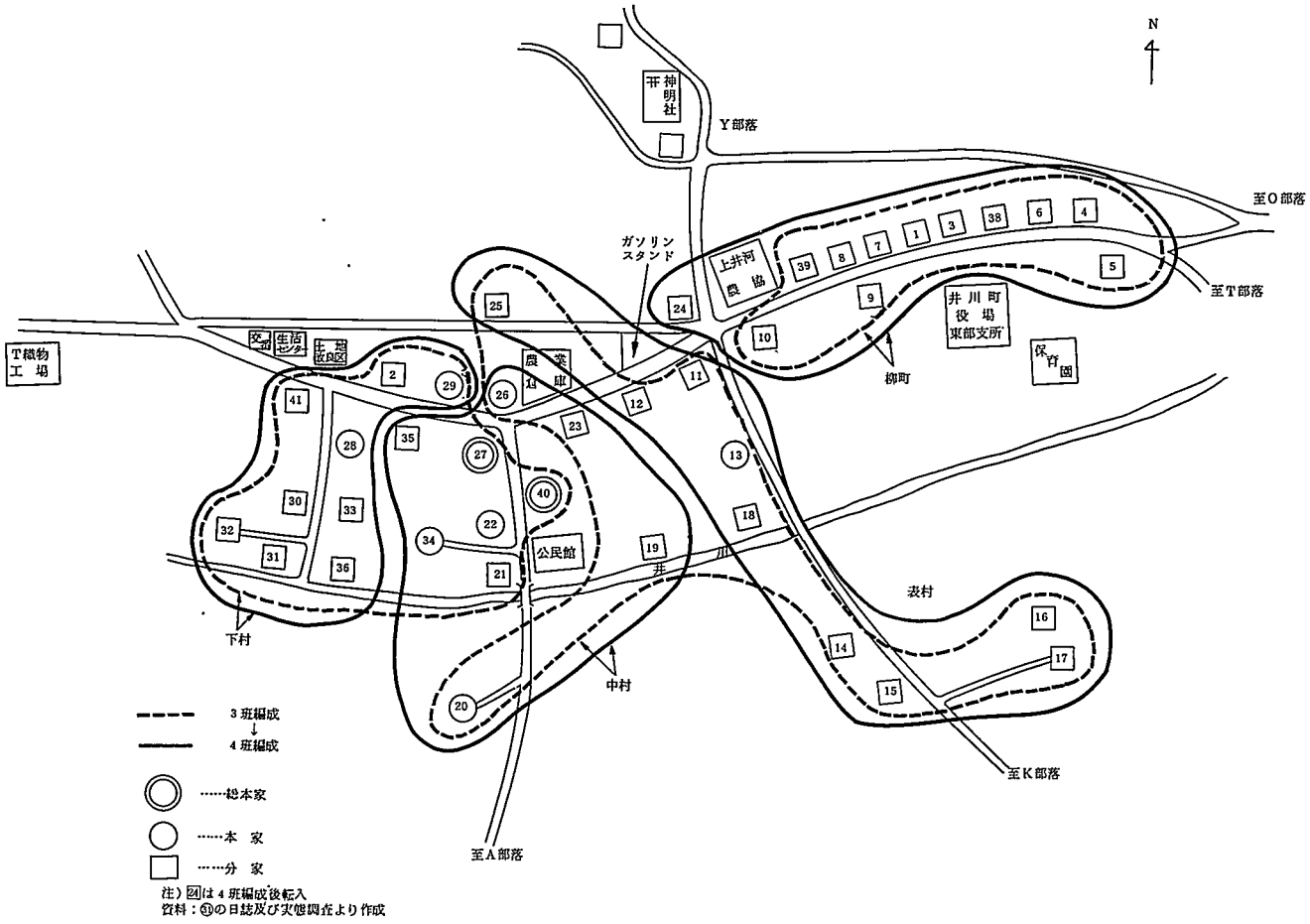

図9－3 部落内受委託関係図

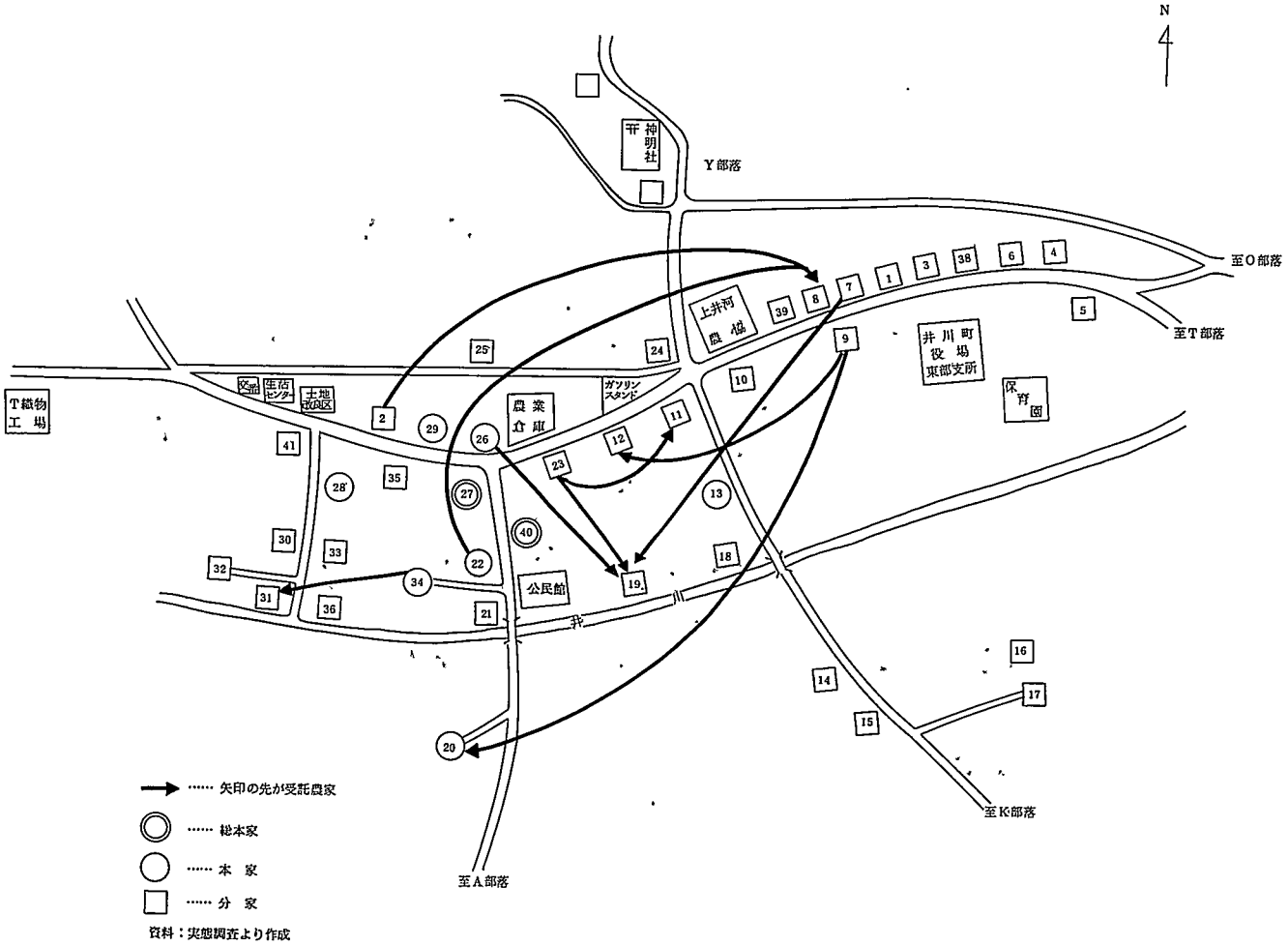

資料：実態調査より作成

表9—3 N町内会収支決算

単位：円，（　）内は％

			1974年		1975年		1976年		1977年	
収入		前年度繰越金	14,993	(10.0)	13,975	(6.7)	74,563	(25.0)	4,987	(1.6)
		町内会費	80,000	(53.3)	100,000	(48.1)	100,000	(33.3)	140,000	(46.1)
		補助金	41,000	(27.4)	82,000	(39.4)	82,000	(27.3)	90,200	(29.7)
	分担金	総会費産業部	3,000	(6.2)	3,000	(2.6)	3,000	(3.8)	3,500	(4.3)
		〃 作業所	3,000		1,000				1,500	
		Yより運動会費	3,300		1,485		8,281		8,041	
	雑収入	預金利子	381	(3.3)	2,626	(3.2)	1,077	(0.4)	1,949	(0.6)
		公民館使用料	500		2,000					
		その他	4,000[1]		2,000[2]					
		その他					31,720[3]	(10.6)	53,425[4]	(17.6)
		計	150,174	(100.0)	208,086	(100.0)	300,641	(100.0)	303,602	(100.0)
支出	総務部	総会費	10,000	(7.3)	13,350	(10.0)	13,095	(4.4)	17,850	(7.1)
		役員会費	5,540	(4.1)	5,110	(3.8)	4,295	(1.5)	7,405	(2.9)
		決算費	2,580	(1.9)	8,730	(6.5)	11,080	(3.7)	2,800	(1.1)
		街灯費	16,017	(11.8)	9,168	(6.9)	16,624	(5.6)	11,275	(4.5)
		就職激励会	2,000	(1.5)	1,000	(0.7)	3,000	(1.0)	3,000	(1.2)
		各種助成金	10,500	(7.7)	6,000	(4.5)	11,000	(3.7)	9,000	(3.6)
		役員研修費	4,000	(2.9)			20,000	(6.8)	20,000	(7.9)
		消耗品費			4,500	(3.4)	4,395	(1.5)	1,000	(0.4)
	小計		50,637	<37.2>	47,858	<35.8>	83,489	<28.2>	72,330	<28.7>
	体育部	町内運動会費	26,260	(19.3)	18,840	(14.1)	14,170	(4.8)	24,600	(9.7)
		町民体育大会費					16,000	(5.4)	7,505	(3.0)
		町民球技大会費					22,095	(7.5)	29,830	(11.8)
	小計		26,260	<19.3>	18,840	<14.1>	52,265	<17.7>	61,935	<24.5>
	厚生部	環境衛生薬剤費	9,500	(7.0)	19,000	(14.2)	20,500	(6.9)	22,000	(8.7)
		床下撒布費	1,920	(1.4)	2,735	(2.0)	3,980	(1.3)	2,400	(1.0)
		アメシロ防除費	2,630	(1.9)	3,220	(2.4)	3,000	(1.0)	1,360	(0.5)
		器具費					5,000	(1.7)	3,940	(1.6)
	小計		14,050	<10.3>	24,955	<18.6>	32,480	<10.9>	29,700	<11.8>
	公民館	光熱費					3,190	(1.1)	1,480	(0.6)
		備品費	1,572	(1.2)	7,230	(5.4)	8,125	(2.7)	40,000	(15.8)
		維持管理費	8,180	(6.0)	4,140	(3.1)	20,910	(7.1)	4,640	(1.8)
	小計		9,752	<7.2>	11,370	<8.5>	64,705	<10.9>	46,120	<18.2>
	育成会	七夕	14,000	(10.3)	15,000	(11.2)	21,000	(7.1)	6,000	(2.4)
		花火大会							5,000	(2.0)
		子供大会							5,000	(2.0)
		海水浴								
		リーダー講習会			6,000	(4.5)	1,500	(0.5)	1,000	(0.4)
		卒業生を送る会	4,000	(2.9)	4,000	(3.0)	5,000	(1.7)	5,000	(2.0)
		町協議会負担金			500	(0.4)	500	(0.2)	500	(0.2)
		球技大会								
	小計		18,000	<13.2>	25,500	<19.1>	28,000	<9.5>	22,500	<9.0>
	婦人部活動費		5,000	(3.7)	5,000	(3.7)	5,000	(1.7)	5,000	(2.0)
	予備費		12,500	(9.2)			50,000	(17.0)	15,000	(5.9)
	共同アンテナ調査役員会費						12,195	(4.1)		
	合計		136,199	(100.0)	133,523	(100.0)	295,654	(100.0)	252,585	(100.0)
	残金		13,975		74,563		4,987		51,017	

注）1）殖林組合から子供会への助成金。町からの賞金（美化運動）。
2）[9]より運動会へ寄付。
3）アンテナ組合貸付金返金。一時借入金。
4）定期預金繰入金。
5）YとはY部落のこと。

資料：『N町内会収支決算書』より

表9－4　今後の部落のあり方について

階層	農家番号	部落の今後のあり方についての意見
上層	⑫（世） （父）	人と人との和を強める。以前から派閥の情勢にあるから解消する。 それはちょっとむずかしい。昔のように分家が本家に，孫分家が分家に支配されるようなことはないので統一することはむずかしい。
	△（父）	皆ががっちり組まねばならない。
	△（世）	大きなことは考えたことない。皆で仲良くやっていく。
中層	5（世）	まとまりがない。まとまってやればいいことわかっているのに。
	△（妻）	「長男会」ができたこともよいことだと思う。あととりの人にとってこれからも続けてほしい。
	29（世）	部落の人を集める機会に多く集めること。「長男会」とか年代ごとに集めて，根強く，そういうところから発展しないともかぎらない。 いろいろとまとまらないこと。たとえば選挙のしこりがずっとできている。二分されているような感じ。前は町議2人。選挙戦で2分。根にもっている人たくさん。 何かに対して意見，根づよく残るんでないですか。都会よりまとまってるけど。田舎独得のつながりあるけど。
	（妻）	いつも2つに分れているかんじ。本来的に対立。分裂なかった。町会議員2名たった時（1971. 2年9△）から分裂した感じ（町長選の場合もそう）。 何十軒しかないのでまとまりのよい部落に。若い人，町内会に取り組んでいるがまだ第一歩。もっと力を入れるべきだと思う。
	㉛（世）	多様化。一軒の中でも，部落の中でも共通の話題減少。集会も減る。人間関係が疎遠化。人間同志，老人も，若いものも，女も集会もてるように。お互いを知ることがもと。
	20（母）	若い人があまり都会へ出ていかないように。ややもすれば長男もでていってしまうので淋しい。
下層Ⅰ	18（父） （母）	現状を維持していく。各層の集まりを強くしていく。 別に関心ない。
	39（世）	協力的になっていかなければ，今は自分がよければいいという考え方が多い。
	41（世）	だれかがばかになって集めてやっていかねばならない。ひっぱっていくべき人がちゃんとやっていかねばだめ。
下層Ⅱ	28（母）	明るい部落づくり。
	26（妻）	皆で話し合い意見を出しあって進歩していかなければならない。
	35（世）	部落全体が自分のものとして物事を考えること。まとまりをよくする。話し合い，子供の会や，大人の会を多くして，それを場にして集まる会を多くすること。誰でもいける会。
	（妻）	町内は同じ気持ちで仲良く1つの心になってやっていきたい。みなで話し合いが大切。自分は自分だという気持ちで1つになっていない。

資料：実態調査より作成

今後のあり方について町民の意見を聴いた表9－4であきらかなように，第1に，ここでは戦後10年たった段階以降，もはや本家－分家－孫分家の家格（これはかつての地主－小作関係の反映でもあったが）にのっとっての"つるの一声"では事がまとまらなくなったということ。現時の兼業化の進展は，このことをさらに増幅しているということ。「昔のように，分家が本家に，孫分家が分家に支配されるようなことはないので統一することは難しい。」（⑫の父），「多様化，一軒の中でも，部落の中でも，共通の話題減少。集会も減る。人間関係が疎遠化。」（㉛の世帯主）。第2に，ここでこれ以上ふれないが，1972年の町会議員選に[9][A]の両名がたって以降の「派閥」の問題，その"しこり"の問題があるということ。しかし，第3に，なによりも注目しなければならぬのは，こうした状況の中から，各階層が力を合わせての再統合が必要だという志向性がつよく立ちあらわれているということであろう。このことは，次の言葉に何よりも端的に示されているといわなければならない。「部落全体が自分のものとして物事を考えること。まとまりをよくする。話し合い，子供の会や大人の会を多くして，それを場として集まる会を多くすること。」（[35]の世帯主），「部落の人を集める機会に多く集めること，『長男会』とか年代ごとに集めて根強く。」（[29]の世帯主），「だれかがばかになって集めてやっていかねばならない。ひっぱっていくべき人がちゃんとやっていかねばだめ。」（[41]の世帯主）。

第4節　部落内諸集団の存在形態とその機能

小　　序

ところで，それなら現況では，このN部落の各戸は，まったく部落においても，そしてさらに兼業化の進展の中で「家」内においても，各成員はまったく疎遠になってしまっているのか，それ故，今後への期待として，まとまりへの志向性があらわれていないのか，というとけっしてそうではない。現実の問題としてこのN部落には各種の諸団体・集団が結成され，そこでの活力は現にこの地域の中に社会として根づいているのである。これら，諸団体・集団の中には，前掲表9－2に示した町レベルではフォーマルに立ちあらわれない，その意味ではインフォーマルといってよいが，団体・集団が含まれている。つまり，別の言葉でいうならば，前述の如く井川町におけるフォーマルな地区集団である町内会の組織体としてかかえる諸問題は，さらに住民それ自身の現実の生活の中で，現に生活の社会的再生産の糧として生きている，前者との対比でいうならば，インフォーマルな団体・集団レベルにまでおりて，その解決への志向性をさらにふかめる必要があるということになる。そして，そこから現実の彼らの社会の中で構成され，根づき，発展しつつあるものは何かという点を，私たちはあきらかにしなければならない。

以下，かかるレベルにおりて問題を捉えなおそう。ここでは，私たちの調査結果にもとづき，男性，女性にわけてN部落農民層が現実に生活の糧として構成している団体・集団についてみていこう。この場合，はじめにふれておかねばならないことは，男性，女性という性差にもとづいて，しかも両者とも，それら団体・集団がこの秋田県井川町においても，いわば年令階梯別に構成されているということである。

第1項　男性における年令階梯別諸集団

表9－5に示すように，現在N部落には男性からなる集団が4つある（N興産無尽会については後述）。「マッカ会」は50代，60代，「新生会」「八友会」は40代，「長男会」は20代，30代の会である。

男性の場合を例にとって，戦前の年令階梯別集団をみると，15～20才ぐらいまで「青年団」にはいり，成人

してから嫁をもらうまで「部屋ずまい」に加入，嫁をもらって「庚申講」にはいり，40才頃になり財産権を所有するようになると「郷中」の会議に出席が認められる。「郷中」に一旦加入すると，なかなかぬけることができなかった。「郷中」をぬけた後は隠居するのである。隠居すると集まる機会はなく，戦後「老人クラブ」ができ，はじめて60才すぎの者が集まる機会ができた。

表9－5　年令階梯別集団加入状況（男子）

	マッカ会		新生会		八友会		長男会	
	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令
会員	22 世帯主	54才	32 世帯主	55才	1 世帯主	48才	1 長男	22才
	31 世帯主	56	27 世帯主	43	12 世帯主	44	22 長男	24
	20 世帯主	59	35 世帯主	41	8 世帯主	46	20 長男	27
	36 世帯主	67	23 世帯主	50	26 世帯主	45	29 世帯主	31
	10 世帯主	49	41 世帯主	42	15 世帯主	44	18 二男	25
	12 父	68	24 世帯主	41	15 世帯主の兄弟	38	22 長男	26
	9 世帯主	63	10 世帯主	44			18 長男	24
	17 世帯主	64	15 世帯主	44			9 長男	34
	29 父	63					32 二男	25
	32 世帯主	55					3 三男	31
	18 世帯主	52					17 長男	35
	4 世帯主	49					16 世帯主	24
	8 世帯主	46					38 長男	28
	28 世帯主	54					28 長男	30

注）「長男会」加入の38 28については未確認
資料：実態調査より作成

さて，「マッカ会」は，終戦直後，「戦争に行った者たちでかたみの会」（22）として結成された会で，「兵隊から帰ってきた時，気持ちが沈んでいたので『マッカ（三本まぐわのこと）会』とした。」（20）と述べられている。当時は濁り酒と50円をもってはじめたが，今は男性の側の「無尽」として機能しており，「もちまわりで一杯飲みながら信仰の話しをしている。」（20）という。会合は毎月25日に行なわれ，その際，5,000円徴収し，うち1,000円は旅行の積みたてにまわし，4,000円を貯金している。

40代を主体とする「新生会」と「八友会」も親睦を目的とし，お酒を飲んだり，旅行の積み立てなどを行なっている。「新生会」は23が中心となり8人から構成されており，1カ月に1回集まっている。一方，「八友会」は6人からなり，1年間に5，6回集まっている。

20代30代の後継者から成る「長男会」は，盆踊りがきっかけとなり1976年に，22の世帯主と3の世帯主が働きかけて結成された。しかしこの会は当初すぐに「さびれた。若かった。花の土曜日，（人の）集まりが少なかった。」（18），「以前は活動していた人が4，5人程度しか集まらなかった。」（32）という。こうした状態の中で，現在の「長男会」が再出発し，1979年2月2日，第1回集会が開かれ，会長は20，会計は1に決定した。現在のメンバーは表9－6に示すとおりである。

部落の若者の多くは，町外に勤めを持っていたが，そうした中で通勤時間のかかる秋田市に仕事

をもつ[20][23]〈3〉 土曜日にしか帰らない△1，森吉で土建業を営み，時々しか帰らず，離農を考えている[17]までも加入し，階層の違いを越えた会である。現在の活動は，月々旅行の積み立て（月 2,000 円）をしたり，飲んで雑談する程度であり，その意味では先の「新生会」「八友会」と大差はないともいえるが，「2年後軌道にのれば，部落のためになにかやろうという話はある。」と述べているように決して娯楽中心にとどまる会ではなく，[29]の「共同化は難しいが，今の若い人方はやりますよ。みんな兼業化。親の元気のいいうちはいいけど，自分の代になったらやっぱり共同必要。」という言葉から，共同化を志向していることがわかる。しかし，ここで共同化というのは，農機具の共同購入・所有を中心とした，勤めに出るための共同化で，きわめて現実に即した性格をもつという特徴が看取されるが，兼業化志向がきわめて顕著なこのN部落の胎内から，若年層を中心とした，かかる志向性をもつ「長男会」の活動は，十分に注目にあたいするものである。なお，これらの集団はほとんど本ー分家関係とは関係がなく，それは，以下にみる女性集団についてもいいうることである。

第2項　女性における年令階梯別諸集団

女性の場合，表9－7に示すように，60代を中心とする「からまつ講」，50代を中心とする「無尽」「婦人会」，40代を中心とする「生活改善グループ」「五月会」，30代を中心とする「若草会」「若妻会」がある。

「からまつ講」は，[15]（65才）の姑の時代からあり，当時は22人ほどいたが，現在は5人であり，毎月 150 円持って集まっている。この講は，神様のかけ図を所有している。

この60代を除くと，各年令階梯にはそれぞれ2つの集団がある。そのうち，1つの軸として，「婦人会」－「生活改善グループ」－「若妻会」が存する。

表9－6　「長男会」のメンバー表

	農家番号	続柄	年令	勤務先	所在地
上層	△1	長男	22才	ジーパン会社	飯塚町
	△3	長男	24	会社	N.A.
中層	[17]	長男	35	土建会社（自営）	森吉
	[29]	二男	31	S自動車工場	井川町
	△4	二男	25	土木工事の請負	秋田市
	[20]	長男	20	電気工事会社	秋田市
下層Ⅰ	[32]	二男	25	農協	井川町
	[9]	長男	34	自動車修理工場(自)	井川町
下層Ⅱ	[22]	長男	26	機械の運転	秋田市
	[16]	世帯主	24	ジーパン会社	飯塚町
非農	◇3	三男	31	市役所	秋田市
	[38]	長男	28	会社	秋田市
	[28]	長男	30	会社	秋田市

注）[38][28]については未確認
資料：実態調査より作成

50代主体の「婦人会」は，農協婦人部と一体化しており現在[9]が中心となっている。これまでの主な成果は，1971年より農閑期に毎月行なってきた「栄養学級」における食生活改善の活動である。それは，県内でも脳卒中による死亡率が高い井川町において，保健婦や生活改良普及員の援助のもと，脳卒中の予防のために，「塩分の少ない料理の献立や，脂肪ではなくタンパク質がとれる献立」などの勉強をし，その成果を部落に普及させてきたのである。また，「葬式の際，各自品物ではなく，1,000円位のお金にする」等の生活簡素化運動や，年に1回の体力テスト，「大学生」として数を限定しての「健康大学」も催している。

この婦人部の下にある40代を中心とする「N生活改善グループ」は，昭和生活改良普及所の昭和生活改善実行グループ連絡協議会の下部組織である湖東部生活改善実行グループ連絡協議会に属す，井川町生活改善実行グループの1つで，現在[8]がその中心を担っている。これまでの活動の中で，

表 9－7　年令階梯別諸集団加入状況（女子）

	からまつ講		無　尽		婦人会		生活改善グループ		五月会		若草会		若妻会	
	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令	ケース番号・続柄	年令
会	⑫－母	62才	△－妻	51才	△－妻	44才	△－妻	45才	△－妻	45才	△－妻	31才	△－妻	42才
	17－妻	56	17－妻	56	32－妻	54	⑫－妻	37	△－妻	43	9－嫁	33	17－嫁	32
	16－母	63	㉛－妻	51	◇③－母	60	△－妻	43	△－妻	44	◇24－妻	38	21－妻	27
	14－母	64	18－妻	48	39－母	58	8－妻	42	8－妻	42	◇③－妻	33		
	15－母	65	32－妻	54	9－妻	57	18－妻	48	26－妻	44		他5名		
			21－母	58	△－妻	53	27－妻	41	2－妻	44				
			39－母	55	18－妻	48	2－妻	44	23－妻	48				
			28－妻	49	17－妻	56	11－妻	40	15－妻	41				
員			9－妻	57	22－世帯主	54								
			38－妻	53	28－妻	49								
					㉛－妻	51								

資料：実態調査より作成

部落生活に大きな影響をもたらしたものとして「台所改善」の運動がある。「生活改善の第1歩は台所改善から」という同会の指導にもとづき，1960年代に部落内の多くの家で家屋の改築が行なわれている。10年ほど前に改築した28の妻は，「昔は日当りの良い所を普段使わないお客用の部屋にし，日当りの悪い所に（家の者が）住んでいた。牛・馬のいたところ（日当りの最も良い所）を台所とし，以前の台所を納屋にした。」と述べ，38の妻も「昔だばよ，北の寒い所に流しがあった。暖かい方に流しをもってきた。……じいちゃんいる時できなかった……。」と述べ，他の家でもこの期，台所改善を行なったものが多く，「生活改善グループ」の果した役割は大きいものであった。

このグループの現在の活動を知るために，1976年度の井川町生活改善グループ連絡協議会の事業実績を示しておいた（表9－8）。「野菜作付け講習会」「ブロック焼却炉設置」「廃物品の有効利用」等の活動が行なわれている。さらに近年では，①お葬式の際の香典，香典返しの額を一定にする，②念仏に出席する人にお膳をつけず，お菓子とお茶で気軽に行なう，③結婚式の際，立派なのし袋ではなく，「生活改善」と書いた袋でやる，ことなどを呼びかけ，生活簡素化の活動をしている。こうした活動は「婦人会」の活動と多くの部分で共通するが，にもかかわらず「生活改善の人は婦人会には入らない。あの人たちとは年代が違うから。」という状況にあり，現在18の妻のみが両方に参加している。こうした事情は，その下の「若妻会」との間にもいえることである。

ところが，「農家の嫁の地位の向上」を目標に掲げて発足した「若妻会」も，表9－7にあきらかなごとく，農家の嫁の農外就労の一般化と，「若妻会」の会員の「生活改善グループ」への移行※がなされた結果，現在，「若妻会」へは人が集まらないという事態が進行している。

※ある一定の年令に達すると，「若妻会」→「生活改善グループ」→「婦人会」へと移行するのが一般的である。

こうした，「婦人会」－「生活改善グループ」－「若妻会」という年令階梯別集団の軸のほかに，50代に「無尽」，40代に「五月会」，20代30代に「若草会」がある。

無尽は，毎月10日に集まって雑談をし，その際，「お金を集めて，お金のない人に月単位で賃貸し」している。1カ月3,000円を徴集し，うち2,000円は無尽の掛け金で，残り1,000円を旅行の積み立て金とし，2年に1度旅行をしている。なお，「無尽」の会員10名中7名が婦人会のメンバー

表9－8　1976年度井川町生活改善実行グループ連絡協議会事業実績

開催場所	実施内容
井川町井内	○野菜作付け講習会
〃　Y部落	○自給野菜の通年栽培（ビニールハウス後地利用による冬期間の野菜の栽培）
〃	○自給品の産地交換
井川町全町	○青空市場参加
井川町 N・T・小泉	○ブロック焼却炉設置
井川町全町	○花だん造り推進
井川町コミュニティ・センター その他	○技術講習会 ・廃物品の有効利用－古ストッキングの活用 ・手作り品の見なおし－レヂン・フラワー
仙北郡中仙町	○先進地視察交流会
上桜田町 西仙北町強首	①集落農場婦人部活動の実績と今後の活動の方向について，拡大部門の定着のさせ方 グループ活動の目標への進め方（老後の生活設計の考え方） ②資料館見学
北川町環境改善センター	○昭和51年度井川町生活改善実行グループ連絡協議会総会

資料：『通常総会資料』

である。

一方，40代を主体とするグループ「五月会」は，現在「生活改善グループ」の責任者である8が中心となり，5年位前に「若妻会」を一緒にぬけた仲間でつくった会である。たしかに「五月会」の8人のメンバーは，1973年の「若妻会員名簿」に全員その名前を連ねている。この会の主な活動は，月1回第1土曜日の夜に集まって雑談したり，積み立て貯金をするといった娯楽中心のものである。かようにみてくると，40代，50代では，「生活改善グループ」－「婦人会」を軸とし，無尽及び娯楽を中心としたいわばインフォーマルな集団がこれに付随していることがわかる。

ところで，「若妻会」がすでに形骸化しつつあった30代としては，全町組織の「子ども育成会」の下部組織である「N育成会」の中の一部の人によって作られた「若草会」が存する。子どもの行事を主催して親と子がコミュニケーションをはかることを目的とし，保育園児から小学校6年生ぐらいまでの子供をもつ30代なかばの親9人で結成されている。1カ月に1度集まり，公民館あるいは会員の家を利用し，子供と遊んだり，またそのための積み立ても行なっている。子供を介した親同志の交流の場であり，他の集団とは明らかにその性格を異にする。

なお，60才以上になると男女とも老人クラブに加入する。現在会長はN部落の③で，この部落からは20人程はいっている。年2回の総会の時，公民館やコミュニテイーセンターに集まり歌ったり踊ったりする。活動としては町内の桜の公園の手入れ，神社清掃，公民館・児童館の清掃，助役・村会議員を講師として町の行政をきく講演会，日帰りバス旅行があり，去年からは寝たきり老人の見舞なども始めている。

かようにみてくると，女性の集団には，第1に機関を介してのものも多く，従って他部落・他町村との結びつきが男性に比べ強いということ，第2に20代の女性が参加する集団がないということが特徴的である。

第2の問題に関し，20の秋田市の病院に勤める嫁（25才，1978年より同居）は，「朝7時に出るし，夜は遅く7時頃帰ってくる。村の状態も全然わからない。すぐ近所にだれがいるかもわからない。

勤めているせいか近所の奥さん方と接する機会ない。なんか奥さん方のサークルとかなんか作ってほしい。趣味の会とかいろんな人と接して，自分のわからないところを仲間に聞きたい。子供のことなども聞きたい。遅く帰ってきてもサークルなんかで集まりたい。若妻会なし。みんな無関心。……何でも話し合える人がほしい。」という悩みをかかえていることをここに記さなければならない。

第3項 〝講〟としてのN興産無尽のもつ特徴

さて，かようにN部落住民各層が現実に構成している諸団体・集団をみてくると，それが男女別に分かれること，また地域的には部落（町内）を単位として構成されていることがあきらかとなる。しかも，それが年令階梯別に構成されているということ，つまり男女をあわせた諸団体・集団，さらに異年令層を含めた団体・集団が存しないこともあきらかとなる。しかしながら，ここで私たちが注目しなければならぬことは，男・女ともそれが高年令集団になればなるほど，所謂〝講〟としての性格をもった集団として特徴づけられるということであろう。わが国農村社会における〝講〟は，戦前段階すでに鈴木栄太郎があきらかにしているように[1]，「僧（知識人）の講説を聞く集い」という意味を，また所謂頼母子の流れをくんだ庶民の下からの相互扶助にもとづく金融機関としての役割，そうして，庶民の娯楽機関としての役割をあわせもっていた。上述からの分析であきらかなように，このN部落の場合，農民層の〝娯楽〟機関としての〝講〟の役割，つまり肌のふれあいとしての集団の機能はきわめて顕著だが，しかし，金融機関としての集団も存することに次にふれなければならない。表9－9，9－10はN部落に存する「N興産無尽会」の現実的活動を示したものである。〝無尽〟が集団として現に機能しているという事実を私たちは看過してはならない。すなわち，「N興産無尽会」は，1958年（昭和33年）に表9－9にみるような規約をもって発足し，2年が1サイクルであるが，1978年までに5回のサイクルをおえた。いま，1975年から始まった第4回目のそれをみると，表9－10の如くなる。おりた者には1回13～4万円が入っている。ところで，第1回から第5回までの無尽加入者は，表9－11のように第2～3回が23名を記録したが，以降急激に減少し，第5回は12人に減少している。これを本－分家関係に重ねあわせると，はじめの創設の役員会をふくめて，第1回において，本家筋としては29 20 Ⓐが入っているが，講自体は特定の本－分家関係が中心となってはいない。第2回からは，さらに本家筋Ⓐ 42が加わるが，なおそれは本－分家関係で構成せられているものではない。しかしながら，無尽加入者が急激に減少しはじめた第4回以降，29 Ⓐの本－分家関係にそれが収斂せられてきているという傾向がみられる。これは前述の諸団体の傾向とはあきらかに異なっている。

第4項 小　　括

さて，以上みてきたところを総括すると，男性，女性とも部落（町内会）にかかわる諸関係は，とりわけ生活諸過程における諸関係に収斂していた。ここには幾つかの問題がある。第1に，農業生産にかかわる諸関係は，機能的に他の組織が担うものとして分化している故に，町内での諸集団は生活に収斂するという対応関係がみられるということ。とくに女性においては子供にかかわる生活問題が入ってくるということ。しかしながら，第2に，第7章でみたように農外就労する主婦層は，その賃労働にかかわって，現実にきわめて多くの解決課題をもっていたにもかかわらず，それらを地域社会の場で解決するにふさわしい集団・組織が存しないばかりか，生産・労働－生活の全過程を統合する場が存しないということ（つまり，町内会自体も，前述のようにひとつの機能を担う，いわば行政の下請の組織と化しているということ。別の言葉でいうと，その団体としての形骸化がすすんでいること）。こうした問題点を指摘できるのである。しかしながら，女性の場合，若年層

の集団が存しないという問題をかかえる中で，男子においては，前述のように「長男会」がつくられ，ひとつの地域組織化の方向を志向しているという点，また，前述してきたように年令階梯別に部落に存する団体・集団は，それ自体“講”としての性格を彩濃くもつものもあるが，その中で実は住民層の生産・労働－生活の全過程を貫く様々な問題が語られているということ，こうした社会的土壌をこの部落は失っていない。かようにみてくると，そこでの活力を地域社会自体として，如何に組織化するかがきわめて大きな問題であることがあきらかになろう。

表9－9　N 興 産 会 規 約

第一条　此の会は部落内に永住する者の相互の扶助を目的として組織する。

第二条　此の会は二ケ年で完了するものとす。（毎月二十日）
　　但し天災其の他に依り止むを得ない時は延期する事が出来る。

第三条　此の会の掛金は一回一金一万円也とする。
　　但し落札者は次回納金より終回迄捨金を加算して納金するものとする。

第四条　此の会の落札方法は当日の入札金の最高額者とする。
　　但し同額者二名以上の場合は出席者全員の再入札するものとする。

第五条　此の会に加入せるものは会合日に掛金を相違なく持参するものとする。若し違反せる場合は日歩五銭の延滞金を納附するものとする。

第六条　此の会の落札者にして会員の掛金を受領せる者は保証人一名の連帯せる借用証書一通提出するものとする。

第七条　此の会に会長一名，副会長一名，書記会計一名，相談役四名を置く。任期は第一回終了迄とする。

第八条　役員は会員中よりの銓衡委員に依って選出する事が出来る。

第九条　此の会に規約綴，諸綴の備付をするものとする。

会　費　2,500円也

昭和三十三年九月　　日

会　長	9	発起人	9
副会長	4		29
書記会計			20
相談役	3		
	16		
	12		

資料：『N興産無尽会帳簿』

表9—10 第4回N興産会落札者状況

第4回目

昭和50年1月発会加入者

29 28 20 16 16の長男 17 18 ⑫ 14 9 ③ 6 4 5

第1回		捨金	1,000円也	落札者	28
第2回	3月30日	捨金	600円也	落札者	⑫
第3回	5月30日	捨金	600円也	落札者	③
第4回	7月30日	捨金	650円也	落札者	29
第5回	9月30日	捨金	500円也	落札者	14
	昭和50年9月30日		金132,850円正に受領しました。		
第6回	11月30日	捨金	800円也	落札者	5
	11月30日		金133,150円也正に受領しました。		
第7回	12月20日	捨金	850円也	落札者	16の長男
第8回	51年1月30日	捨金	300円也	落札者	17
			一金135,000円也正に受領しました。		
第9回	3月30日	捨金	650円也	落札者	18
			一金135,300円也正に受領しました。		
第10回	5月30日	捨金	500円也	落札者	4
			一金135,950円也正に受領しました。		
第11回	7月30日	捨金	550円也	落札者	6
			136,490円也		
第12回	9月30日	捨金	500円也	落札者	16
			一金136,950円也		
第13回	11月30日				20
			一金137,005円也		
第14回	終 回				9

資料：『N興産無尽会帳簿』

表9—11 N 興 産 会 参 加 者

	期 間	9	29	20	16	⑫	14	4	28	③	32	23	1	18	18	27	7	5	1	18	17	31	13	12	10	6	X	計
第1回	昭33.9/21～昭38.11/20	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	20
第2回	昭38.12 ～昭44.7/20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			23
第3回	昭44.11 ～昭49.	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		23
第4回	昭50. ～昭51. 末	○	○	○	◎	○	○	○	○	○								○		○	○					○		14
第5回	昭52. ～昭53.	○	○	○	◎	○	○	○												◎	○					○		12

注） 1. ◎は一家から2名参加
2. Xはすでに離村した農家

資料：『N興産無尽会帳簿』より作成

第5節　インフォーマルな諸関係と部落のリーダーシップ構造

第1項　インフォーマルな諸関係と期待される者（リーダー）の諸特徴

さて，団体・集団という形をとらない諸社会関係レベルにおいて，このN部落の社会的土壌は如何に変容しつつあるか，第5章第2節において，機械化の進展にともなって田植組が消滅したことにふれた。そして，現在生じつつある稲作生産における受委託関係は，もはや本一分家関係によらないものであることについてもふれた。生活レベルにおいては，本一分家関係は如何に機能しているのか。ここではかかる関係をみるために，(イ)農民各層が気軽に遊びに行く家と家との関係，(ロ)保証人を頼む家と家との関係，(ハ)借金をする先を選んで問題の所在にせまった。

(イ)表9－12，図9－4は気軽に遊びに行く家をみたものであるが，ここで特徴的なことは，それはもはや本一分家関係の枠内での関係ではなくなっているということである。世帯員以外の家族員でみると，たとえば長男会には同じ長男会の仲間という関係も生じてきている。この関係を図9－4におろすと，4戸から選択された農家は41，3戸から選択されているのが26 9，2戸の農家から選択された農家は△A △1 ◎となる。これらの被選択数の多い農家は，部落の生活過程において，それなりに中心的な役割を担っているものと思われる。図9－4にみられるように，もはや本一分家はほとんどあらわれていない。

従って，そこでの選択は気軽に遊びに行けるというその被選択者の人間的な生活史の背景があったものとみなければならない。次に，被選択者の「家」の歴史的・社会的背景をまとめてみよう。

上層△1の世帯主は，現在Nタバコ改良区の総代及び農協共済理事をしており，かつては農会長を5年ほどつとめている。その父も現在，土地改良区理事，納税組合の役員，壇家総代をしており，父・世帯主と代々，部落の中心となる家の1つであったことがわかる（表9－13参照）。

次に中層△Aについてみる。本家格分家の1つ△Aの世帯主は，高校までででることの珍しい時代（昭和16年）に，「母親のお陰」で実業学校を出ている。当時，△Aは「農業は大変だから役人になりたい」と思い，改良普及員をめざし，そこで2年間最新式の農業技術を学び，卒業後は農林省直属の食糧事務所に勤めている。しかし，「食料難だから役人よりも農家の方が収入が多かった。」からという理由で，戦後は農業に専念している。この時期，4Hクラブでの意見交換，あるいは農協の専門技術員を中心に知恵を寄せ集めて農業技術を学んでいる。その際，実業学校で専門技術を学んだ経験がおおいに発揮されたものと思われる。病気を契機に現在は土地改良事務所に勤めており，1965年からは34のあとをうけ農協の理事となり現在に至っている。このように△Aは，本家格分家という家柄と，実業学校での専門技術の習得ということを背景とした部落の中心人物の1人であったことは明らかである。

さらに下層Iの9と41についてみていく。9は19才の時兵隊に志願するが，演習中に盲腸となり翌昭和10年（1935年）には警視庁巡査として上京してくる。その後昭和13年（1938年）には特別警備隊に入隊，昭和14年（1939年）からは大崎警察に巡査部長として配備され警部まで昇進し、終戦をむかえる。そして，戦後親のすすめで，妻の義理の叔父が理事長をしている土崎信用金庫に転職し，井川町へもどってきている。その時のことを9は，「ここへ来て食糧のない時，子供に腹いっぱい食わせた。飲まず食わずできたから故郷の味をかんじた。親の愛情。なんだかんだと手伝ってくれた。」と語っており，そのことが「だから今部落のため，郷土のものが文化にそうて楽しく豊かに暮していくことが念願。」という気持につながっている。こうして9は土崎信用金庫に28年間勤め，課長→支配人となり退職をむかえている。そして，退職後は損害保険代理店として独立，またその息子も資本金4500万円をもって井川町で整備工場を経営しており，農外収入を含めた全収入では部落においてもっとも所得の多い家である。こうした職歴と財力を有している9は，現在町

会議員である。なお，付言するならば，9の妻の曽祖父は郡会議員を3期もつとめており，父もA町の町長であった。さらに，弟が現在I町の町長をしており，まさに政治一家の出である。従って9は，財力と政治力を背景とし，部落生活の中心に位置しているといえる。

次に，4人から「気軽に遊びに行ける家」として選択された41についてみる。41は1955年に結婚し，5年間部落の本家に同居し，1960年に土地と家を購入し，N部落に分家した歴史の浅い家である。世帯主の勤務先は1966年まで営林署，以後役場となっている。現在は町内会の体育委員をしているが，その他に今まで役職についたことはない。41を選択した家は2 5 15 29で，そのうち2は役場における同僚という関係にあり，5は妻同志が同級生であったことを理由としており，また，15は41と新生会のメンバーである。さらに，41 2 29は家が近く，41も「気軽に遊びに行ける家」という質問に対して「隣近所」と答えており，職場，妻同志，地縁を介しての選択といえる。

それでは，下層IIの26をみていく。26は3人から選択されているが，そのうちわけは，2の父（75才）が26の父（84才）を，15の世帯主（44才）が26の世帯主（45才）を選択し，26の世帯主の兄令が両者を選択するという関係になっている。

26の戦前の土地所有は，小作地2.5町と自作地0.5町で,規模の大きな小自作農家であった。26の父は篤農家で部落内の信望も厚く，小作争議の高まりの中で（第2章補論参照），昭和2年（1927年）役場の勧業係に，昭和4年（1929年）に収入役に抜擢されている。収入役を3期つとめた26の父は，戦後さらに助役を2期つとめている。その後も，1年間支所長，1期3年間農業委員，3年間旧上井河の土地改良区の組合長，そして，12年間現在まで井川町の恩給組合の支部役員と公的な各種団体・諸組織の役員を歴任している。26の父を選択した2の父も，1950年まで役場に勤めており，そうした理由から選択しているものと思われる。26の世帯主（タクシーの運転手）と15の世帯主（K製材所勤務）はともに八友会の会員という関係にある。このように26の父は農業技術の積極的な習得を土台とし，各種役職を歴任しており，世帯主はむしろ娯楽の集団を介してのつきあいといえる。

この26の世帯主の兄の令もまた2戸の家から選択されている。令は，1948年師範学校を卒業し，理科の教師となるが，文学に強く影響をうけ退職，秋田大学に編入し，国語科に学び，中学の国語の教師として再スタートしている。秋田大学で社会主義研究会に属し，「マルクス主義を系統立ててみることができ，」「価値観の転換に役立った。」と述べており，また，1967年にはN部落の生活を描いた『20才の季節』という小説を発行している。現在は，五城目高校の国語の教師であり，妻も井川小学校の教師という家である。

以上，2戸以上の家から「気軽に遊びに行ける家」として選択された6戸についてみてきたが，この6戸は大きく2つのタイプ，すなわち，戦前から部落の中心的役割を果たしてきた家と，戦後，分家あるいは転入してきた家とに分類される。前者としては，本家格分家という家柄と実業学校で習得した専門技術を背景とする△，小自作でありながら，「頭を使う農業」により収入役に抜擢され，以後役職を歴任している26，さらに，父→世帯主と部落の役員をつとめてきている△がこれに属す。一方，こうした歴史を有する家に対し，41のように1960年にN部落に移り住み，職場の同僚や妻同志を介して多くの家から選択されている家，9のように戦後間もなくN部落に戻り，その財力と政治力を背景に選択されている家，そうして，令のように1962年に26から分家し，地域の文化をリードする家が後者として存在する。

すなわち，戦前からの有力な家が部落生活の中心を担い続けている一方で，歴史の浅い家の中からも部落生活の中心となる家が現われてきていることがうかがわれる。村落社会はあきらかに変容しつつある。

表9－12　保証人を頼む家，借金を頼む所，気軽に遊びにいく家

本－分家関係				保証人を頼む家			借金をする所	気軽に遊びに行く家（回答者：男子）	
総本家	本家	分家	孫分家	世帯主	妻	その他の家族成員	（回答者：妻）	世帯主	その他の家族成員
[27]				妻の実家（部落外）	農協の参事		農協	いとこ（井内）	
	[34]			分家	なし		なし	分家	
		[32]		親戚	[34]		[34]	(31)	長男：長男会
		(31)		[32] [34]	[32]		農協	[32]	
		△[6]		N．A	[34]		農協	N．A	
		[18]		弟（部落外） 友人（県庁関係）	大磯にいる兄弟	(長男)N．A	農協	△[3] ◇[5]	長男：気軽にはない
			[5]	本家（Y部落）	本家（Y部落）		農協	[41]	
	△[3]			なし	親戚（小林）		信用組合	兄弟	
		(12)		[9] ◇[10]	[9] ◇[10] 夫の弟（井内）		農協	[9] ◇[10]	
			[9]	なし	N．A	(長男)叔父・叔母 親戚・友人	なし	[20]	長男：長男会
			◇[0]	[9] (12)	(12)		商工会	どこにも行けるが どこへも行かない	
		[15]		△[3]	N．A	(父)△[3] △[4]	N．A	[23] [41] [26]	父：△[3] [18]
		[16]		△[3]	N．A			N．A	
	[26]			N．A	N．A	(父)親子・兄弟(◇[5])	N．A	N．A	父：◇[5]
		◇[3]		職場の人に頼んだ	[26]		共済組合	[26]	
		△[0]		[26] [34]・他町村の親戚	[26]		なし	近い親戚	
	[29]			親戚，ごく近い兄弟	N．A	(父) なし	N．A	隣の町内の同じ年の人 青年会時代からずっと	父：[28] △[3] △[4] [41]
		[14]		[29]	N．A		N．A		長男：[35] [29]
			[35]	なし	兄弟：本家([14])		実家・兄弟(川辺郡)	なし	
	[20]			内親・親戚	主人の友人・主人の兄弟		私の実家 主人の兄弟・隣近所	10人の仲間 このうち4・5人	
		[23]		[20]	[20]		N．A	隣村の姉の家(養女)	
		[28]		△[4]	農協の組合長・参事		農協	グループ・親戚	
		△[4]		なし	N．A	(母) [7]	農協	△[1]	
		[6]		妻の実家				[5]	
		[7]		親戚の兄弟	N．A		農協	N．A	
		△[0]		妻の実家	N．A	(母)[27] [20]	妻・父・母・農協	N．A	父：妻の実家
		△[1]		[8]	[8]		農協	(12) [9] [8]	
		[8]		△[1]	[39] [7] △[1]		農協 or 親戚 （部落外）	△[1]	
		[17]		本家（桐木沢）	本家（桐木沢）		本家(桐木沢), 農協	[9]	
		(36)		N．A	N．A		なし	本家（部落外）	
[40]				なし	[38]		農協	隣近所	
		[38]			△[4]	(長男)N・A	農協		
		[39]		N．A	親戚		親戚・高利貸	N．A	なし
	[22]				N．A		N．A		
		[21]			[22]		農協		
		[2]		なし	本家（宇治木）	(父)N・A	妻の実家・ 主人の兄弟・役場	[41]	父，[26]
		[41]		本家（T部落）	本家（T部落）		役場	なし	
		◇[1]		N．A	本家（八幡）・分家		N．A	N．A	
		◇[3]		N．A	なし		D．K	N．A	
		◇[2]		兄弟・ある程度力のある人	本家・大本家(Y部落)		銀行	会社関係	

資料：実態調査より作成

図9－4　気軽に遊びに行く家

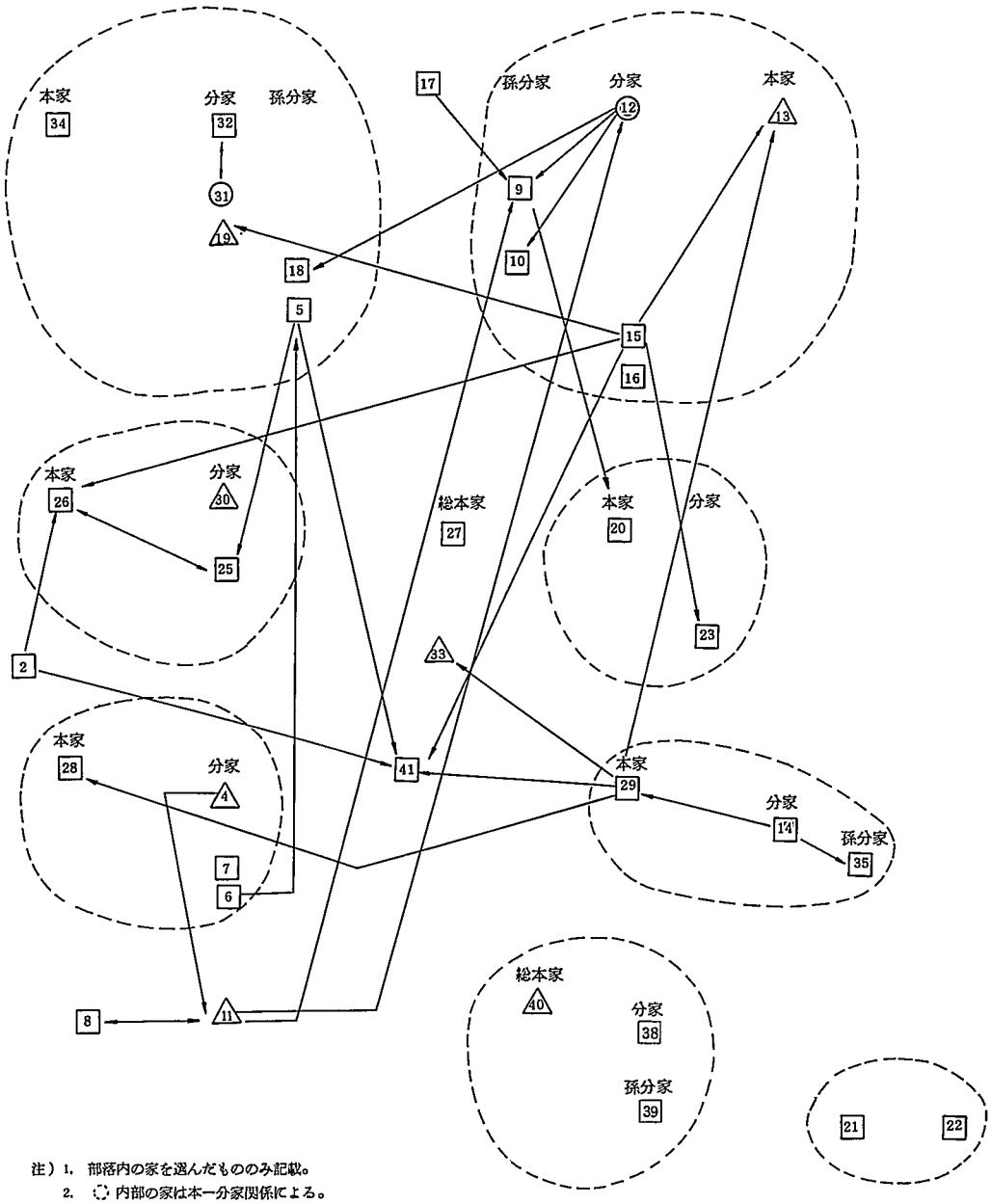

注）1.　部落内の家を選んだもののみ記載。
　　2.　◌ 内部の家は本一分家関係による。
資料：実態調査より作成

表9－13 各農家の現在の役職

		世帯主	その他の家族成員
上層	△11	Nタバコ改良区総代・農業共済の理事	(父)土地改良区理事・納税組合・墳家総代
	⑫	部落総務部長	
	△13		(父)町会議員
	△30	町内会の会計係	
	△33	な し	
中層	20	講の世話人，氏子総代，墳家総代	(長男)長男会会長
	17	町内会厚生部部長	(長男)な し
	㉛	消防団副分団長，公民館副館長，氏子総代 農協，森林組合，信用組合などの理事・監事	
	㊱	な し	
	△40	農協の支会長	
	29	なし(田の多い人の息子連中，自分は会社に入っているから)	(父)な し
	△4	部落長，県評議員，農協政治連盟井川町役員	
	△13	農協の理事	(長男)長男会会計
	8	な し	
	5	農協の支会長，班長	
	15	部落支会の役員，連絡係(2年に1回)	(父)身体障害者協会
下層I	18	な し	
	32	納税組合	(長男)な し
	34	N・A	
	38	N・A	
	39	な し	(父)な し
	9	町会議員，公民館委員，社協理事，殖林組合長(警友会理事)	
	2	N・A	(父)な し
	23	部落会役員(農協の末端の仕事順ぐり)	
	41	体育委員(2年)	
	7	な し	
下層・II	22	な し	
	16	な し	
	27	な し	
	14	町内会の班長	(長男)な し
	35	町内会の班長，町の交通安全の役員	
	26	N・A	(父)老人クラブ会長， 井川退職者の恩給組合の支部役員
	21	N・A	
	28	な し	
	6	な し	
非農家	◇24	な し	
	◇3	文化財保護審議委員，井川町史編集委員，井川生涯教育推進委員， 社会福祉協議会理事，民生委員推薦委員，青少年問題協議会委員， 公民館運営審議委員，社会教育委員，保護士会会長	
	◇25	な し	
	◇10	な し	
	◇1	な し	

資料，実態調査より作成

図9－5　保証人を頼む家

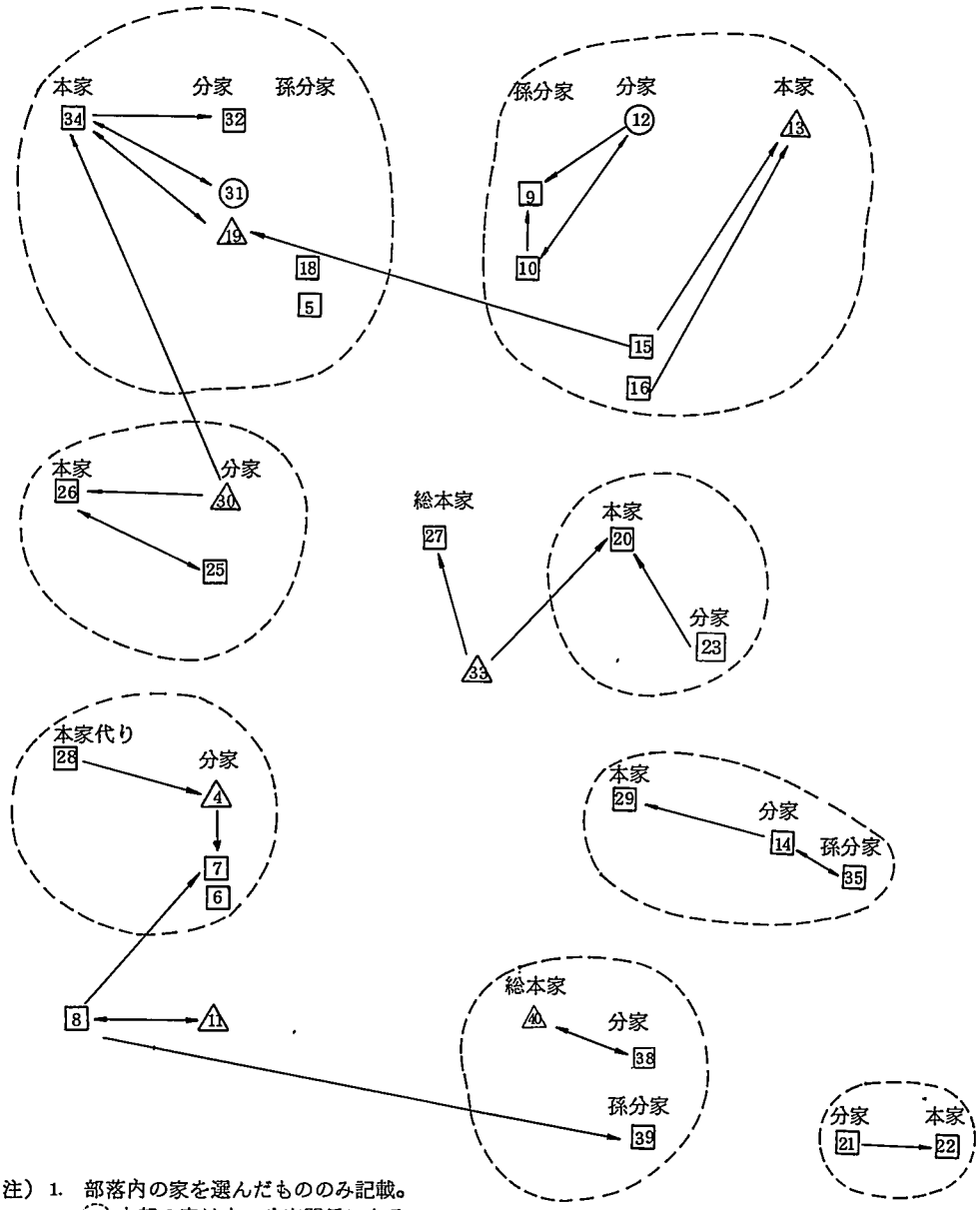

注）1.　部落内の家を選んだもののみ記載。
　　2.　◯内部の家は本ー分家関係にある。

資料：実態調査より作成

第2項　本一分家関係の絆

ところで，保証人を頼む「家」と「家」との関係をみると（表9－12，図9－5），このレベルにおいては，本一分家関係が厳然として生きていることがあきらかとなる。2，3の例外を除いて，ほぼ本一分家関係の中で保証人が選択されている。ここでは本家が選択される度合が高い。また，分家間での相互選択も少なくないことがわかる。こうした傾向は，図に表わされていない家についてもいえることである。すなわち5 17 39 1 2 41 ㊫は「保証人に頼む家」として，部落外の本家あるいは分家をあげている。しかしながら，小林家の総本家27をあげているものは△の母（67才）だけであることには注目する必要があるし，また，こうした本一分家関係を離れ，県庁の仕事関係の友人（18の世帯主），農協の組合長とか参事にたのむ（27の妻，28の妻），職場の人に頼んだ（㊫の妻）というものもあらわれてきている。

しかし，〃保証人〃というレベルでは，本一分家関係は生きており，かかる意味において本一分家関係はN部落，そして井川町においては，その社会的土壌として機能しているといえる。

しかしながら，すでにみたように，本家はかってのように，分家に対してその経済的優位性をもつものではなくなっている。

ところで，実際に借金を頼むとなると，7の妻の「親戚に一番借りにくい。」という言葉にもあきらかなように，各種諸機関がその依存先となっている（表9－12）。とりわけ，農協をあげるものが多く，他に信用組合（△），役場（41 2），銀行（㊫），共済組合（㊫），商工会（㊫）等で，自分の職場あるいは職業柄関係する機関から借りるものもみられるが，ここで立ちあらわれてくるのは，いずれにしても圧倒的に多くの農民層にとってフォーマルな機関，とりわけ金融機関である。

さて，かようにみてくると，気軽に遊びに行く関係では，本一分家関係はあきらかに崩れ，また，借金の場合もフォーマルな金融機関，とくに農協があらわれてきているが，保証人の関係でみたように，本一分家の関係，その土壌は未だこのN部落においては生きているということがあきらかとなる。

<注> (1)『鈴木栄太郎著作集Ⅰ』未来社，1968年，P. 345。

終　　章

以上，私たちは秋田臨海工業地帯，井川町における地域工業化に伴う在宅兼業農民層の生産・労働－生活過程の変容を，N部落農民層の生活史・誌分析をとおして，村落社会そのものの現時における構造分析として，モノグラフ的にあきらかにしてきた。そこでの変容の実態については，すでに各章で詳細にみてきたので，ここで再度くりかえすことはしないが次の諸点にふれておく必要がある。

第1点。地域に誘致企業が導入されて，その時点で農民層の生産・労働－生活の形態が変わったことは事実であるけれども，問題の所在はもっとふかいレベルにおりて捉える必要があるということ。すなわち，農民層の中にこれまで伝統的に培ってきた生活のあり方自体として兼業化せざるを得ないその排出構造が，階級・階層的な生産・生活基盤を土台において，そこには史的にみても常に存していたということ。戦前，そして戦後段階においても存した若勢制度は，零細農（小作農）の自家外就労の形態であり，「本家」層の経済的零落に相応してこの制度がくずれるとともに，出稼ぎ→在宅兼業という形での賃労働者化が進展しているということ。ここには基本的に零細土地所有の問題があきらかに存在する。そして，それ故の「生活の貧困」の問題は今日においても基本的に解消されてはいない。したがって自家外就労の形態の日本資本主義経済の発展に伴う質的変容の形態，その中で現実にその矛盾止揚の志向形態が如何に変質しているか，その過程の中で現に社会構造変動を伴いながら進展している，あたらしくうまれつつあるものは何か，こそが問題とされる必要があるということになる。それ故，私たちの上述の分析はそこに射程を定めてきたが，若勢制度の下においては，村落社会内での本－分家関係に重層する形での地主－小作関係が基本的に村落内でのかかる農外就労の排出－受容構造として存し，それが村落の生産構造の骨組みをなしていた。しかし，すでにみたように，戦前段階においても他町村の寄生的商業資本による土地所有が寄生地主制の展開としてもたらされるとともに，小作農民の一層の生活困窮の中で，在村地主層に対する小作争議が展開され，それは村政の民主化運動ともなっていた。戦後，農地解放によって，本家層の経済的零落とあいまって，土地所有の零細化は自作農制として定着するが，戦後日本資本主義の発展の中で，その土地所有の多寡を基底として，農民層の「家」としての自立限界線はたゆまず上昇し，下層農の兼業化をもたらしつつ，農民層の階層分化は進展した。その中で，兼業化は中層農→上層農にもおよび，所謂「高度経済成長」期以降，その兼業先も，出稼ぎ（村落外，主として関東での建設労働従事の賃労働者）という形によって，「家」外就労形態は規定されることになる。そうして，その段階を経て企業誘致に伴う在宅賃労働者化ということになるわけだが，それは低賃金労働力をもとめて地元に進出した資本への農外就労という変化をしめすことになる。彼らはもはや「土地持ち労働者」としての性格を好むと好まざるとにかかわらず客観的にもたざるを得ないものへと転化している。しかも，資本はその求めるところに応じての労働力を必要とするから，第2章にみたように，その労働者はもはや局地的な村落社会とはかかわりあいない形で構成される。他方，農民層の諸成員もその「家」内における地位に応じて，自らが求める通勤可能な企業を選択することになる。こうして，地域における村落社会は現実の問題として〝閉ざされた〟構造から〝開かれた〟構造へと転化せざるを得なくなっている。

第2点。さて，こうした現実の変化に相応して戦前段階から本家層の経済的地位の変化はみられていたが，かってこのN部落が有していた「本－分家関係」ももはや大きく変容しているということである。たしかに第3章で分析したように，家の出自の系譜として本－分家関係は客観的に存していることは事実である。そこには，史的においあげるなら特定の「家」を中心として，丁度樹

木が大地に根を張り，そこに自らの生の証としての群落を構成するのに似た形で，人びとの大地の上への定置が，集落社会の形成そのものとして世代から世代にわたって生育されてきた様が，あきらかに看取された。

けれども，現実の村落社会変動をみる場合，すでに分析してきたように，もはや「家」の本ー分家関係を村落構造分析のさいの基本的枠組として設定することはできない。逆に，有賀喜左衛門が「家連合」理論を構築したさい，喜多野清一のように単なる家の系譜関係ではなしに具体的・現実的な生産・労働ー生活の互助組織の基幹をそこに見出し，そこから有賀理論が構築せられたという事実（同様の視点は鈴木栄太郎の自然村理論構築の論理にさらに彩濃くみられる）に学ばなければならない。つまりその現実が具体的に日本資本主義の発展諸階梯に伴って如何に変容・変質してきたのか，その現実の中で本ー分家関係が現実的に如何なる機能を果たしているのか，という観点からの分析枠の設定が，本ー分家関係すなわち，とりわけ戦前段階の東北村落の原型とされたその社会構造の現実的変動をみるには必要とされる。こうした観点を本モノグラフ研究においては，ひとつの分析軸とした。本ー分家関係の現下における解体過程は，すでに前述の各章でつぶさにあきらかにしてきたが，もはや，それは生産・労働・生活の互助組織として機能しているものではけっしてない。けれども，第9章にみたように，その関係がまったく消滅しているというわけではない。ひとつの生活のよりどころとして存している。けれども，現実の兼業化の進展の中で，土地所有の多寡（階層差）にもとづく諸社会関係が本ー分家関係をこえたレベルで現に生じている。そこで，つくられつつあるものは何か，が当然に問題とされた。そこには，たしかに「家」の，また村落社会の資本主義的解体の問題が存している。

第3点。けれども，この問題をとくさい，私たちは何よりも農民各層がもっている農業生産における創意性，その中で現につくられつつあるものの剔出に努力した。第4章であきらかにしたように，農民層はただちに出稼ぎ→在宅賃労働者化したわけではない。零細な土地所有に規定されての稲作生産のみでは生活がなりたたぬ故の薬加工，さらにそれが衰退したあとは，和牛・乳牛・養鶏・タバコという形での多角経営・地域に根づいた農業生産様式確立への模索がつねになされていたという事実に私たちは注目する必要がある。その上での多角経営それ自身が自らの生活を維持・発展する糧となりえなくなったというところに，実は戦後のとりわけ「高度経済成長」期以降のわが国資本主義経済の発展が農民生活にもたらす諸問題，すなわち巨大独占資本による急速なる全国各地域（当然に農村地域を含めて）の資本の価値増殖の論理にもとづいた支配の進展の問題がある。しかし，この過程はたんに生業形態の変容を農民各階層に強いただけではなしに，同時にたとえば米の反収の大幅な増加，さらに農作業の機械化に伴う農作業労働時間の軽減を，全体社会における技術の革新を伴った工業生産力の発展→農業生産様式の変革として客観的にたちあらわしながら，かかる経済過程が進展したということを看過してはならない。零細土地所有制の中での農民層を，賃労働者として排出する農業生産上の物質的基盤を資本はかような形で用意した。

第4点。ところで，かような事態の進展の中で，第5章でみたように農民層の兼業化の一層の進展を伴いながら，上・中層農↔中・下層農の間で現に稲作生産における受委託関係が形成せられるに至っているわけだが，かような現実の進展を私たちは農民層自身の，そうして村落社会自体の，その生産・労働ー生活様式の変遷過程としてとりおさえる作業を行なった。すなわち第6章で村落自体として，その戦前（1932年）〜戦後（1977年）における田植期のはやまり等々として，さらに㉝家の日誌分析をとおして（1951年，1965年，1976年をとりあげた），その生活自体として何故に兼業化せざるを得なかったのか，そこにおける問題点を内在的においあげる分析を行なった。というのは，現在の村落社会の構造変動を，とりわけ農民層が今後自らの地域社会を如何に創っていくのか，また創りつつあるのかという観点からとりあげるさい，こうした農民層が現に有する生活史・

誌を分析することは不可欠に必要だからである。事実，以上の各章のインテンシブな分析でみたように，農業生産様式の変革，その井川町・N部落の中への定置は，たんに経済的な影響（その賃労働者層の排出要因）を農民層にあたえただけではなしに，たとえば田植機の導入は，戦前に村落構造の骨組としてすでに地縁的に組織されていた田植組を全く解消した如く，農民層が形成している社会のあり方を大きく変容させるものであった。それは，農民層自身の日々の生活のあり方 ― 当然に年間の生産・労働ー生活の暦を含めて（第6章）― がたしかに変容してきている。そして，そのことの中で人びとの「諸個人」としての自立化があきらかに進展してきている。「本ー分家」の生産・労働ー生活諸関係，それを土台としての階級諸関係の進展の中で成立した「若勢制度」は，それ自体「家」相互間の身分階層的，また階級・階層的に組織せられた諸関係として存した。戦後の農地改革は，たしかにかかる「家」と「家」との階層的編成を変革した。分家層であると否とにかかわらず「家」の自立化は進展した。しかし，現段階のそれは「家」内諸個人の自立化過程として実は与えられている。そして，農民各層の個人としての賃労働者化が一般化した現段階における村落構造分析のモノグラフ的分析は，諸個人のレベルまでおりて，こうした変革期の中で実際に人びとが諸個人として如何なる状況におかれ，また，その状況下で自ら如何なる〝社会〟をつくりつつあるかをあきらかにする必要があった。たしかに，「家」・家族を構成する諸個人の行為レベルそこでの矛盾解決のレベルにまで当然おりて分析しなければならないことになる。そのレベル，つまり自らのひとりの人間としての矛盾解決への志向性を含めて ― そこには当然に土地所有の問題，賃労働者としての職場の労働条件の問題が存するが ― そのレベルに立ちかえってのモノグラフ的研究が当然に必要となる。本稿は，こうした意味で，従前の「家」を単位としたモノグラフ研究とは異なって，一歩現状にあわせた形で「家」を構成する諸個人の全生活の社会的再生産過程レベルにまでおりてのモノグラフとして分析したことは，これまで展開してきた各章での分析によって自づとあきらかになろう。つまり，ここで私たちが念頭においたのは，単に経済学的レベルでの農民層の資本主義的分解の諸相をあきらかにすることだけではなしに，それがもたらす諸矛盾の中で農民各階層が如何なる状況下にあるか，そのかってとは異なった諸相の分析、その中で着実に，社会的人間として培っているものは何かの分析軸がある。ひとつは，「家」自体の世代的発展の中で，それを中心的に支える個人によって，その生活対応の形が如何に異なったかという問題，第2に，それら「家」を構成する諸個人が，それ自体，現下織りなす，また作りつつある村落社会の構造は如何なるものとして把握されるかという問題である。

第5点。私たちは，すでにみられたように，まず第1に，農業生産のあり方の現実的変容をあきらかにした（第5章），ついで第2に賃労働兼業先の職場の労働諸条件の分析を行ない（第7章），さらに農業生産と賃労働，また家庭生活における生計維持のための矛盾の集中点が，如何なる成員に集中しているかを第8章であきらかにし，その典型的な事例分析を行なったが，ここにあきらかになった事実は，とりわけ主婦層にその矛盾が集中的に立ちあらわれているという事実であった。そうした胎内で着実に育ちつつあるものは何なのか。第7章の分析で農民層の賃労働先の職場の労働諸条件を分析したさい，とりわけ地元井川町における主婦賃労働者層が，もっとも劣悪なる労働条件下におかれていること，そうして，そうした状況下で主婦層の中から，その労働諸条件改善のためには，労働組合結成の必要性の認識が生まれていることをあきらかにしたが，N部落における主婦層をその「家」に嫁いだ時期から老・壮・若と区分して，そのライフ・ヒストリーを事例的におうことをとおして，彼女らの自らの生活に対する客観的条件をもとにしたその生活展望を分析しても（第8章）そこには，あきらかに若の世代において老とは異なったあたらしい自らの生産・労働ー生活に対する評価・その将来展望が見出せるのである。

第6点。前述したように，現在N部落農民層の兼業化の進展の中で，かっての村落社会がかかえ

表10－1　今後の地域農業について

上層	△11	（ 妻 ）農機具は個人で買うよりもう少し共同化して楽になりたい。
	⑫	（長男）共同化を。経営全体は容易でない。作業の共同化。稲作以外の共同市場対応。 （ 嫁 ）専業でやるなら米＋αが必要。機械の共同化必要，できるなら兼業化。
	△19	N．A
	△31	（ 世 ）真剣に考えたことない。農業は自分限りだと思う。
	△33	（ 世 ）共同化すべき。（養子）まずこんなものだすべ。
中層	17	（ 世 ）これから飼料作物などを考えていかなければ。
	㉛	（ 世 ）できれば機械なんか共同利用の方が。田の多い人からやってもらうとか。 （ 妻 ）農協で全部管理してくれたら。
	△40	（ 妻 ）畑もあるし共同して野菜などできるようにしたい。
	△4	（ 世 ）集団で転作する場合，作目の選定があって今ではばらばら。
	29	（長男）やっぱり農機具を共同で。部分的に共同の方がいい。 （ 嫁 ）圃場整備。集団で機械購入を。
	△13	（ 世 ）もっと大きい共同化しなければ。3戸単位で共同化し，次第に大きくしていく。 （ 妻 ）後継者が残るような農業。
	8	（ 妻 ）全体を共同化するのではなく部分的に共同してやってもらいたい。
	㊱	（ 世 ）役場でも普及所でも研修費を出して畑への転作をすすめるべき。
	5	（ 世 ）米よりたよるものない。米が一番。 （ 妻 ）1町位の人は共同で機械買ってやればいいと思う。共同作業が一番いい。
	15	（ 世 ）心のあった者が集まってたとえ2人でもいいから共同でやらなければ大変になる。
下層Ⅰ	18	（ 世 ）もっと共同化。我々みたいなものは委託耕作に。
	39	（長男）3反歩は3反歩，1町歩以下の人はある人に委託経営。3町歩以上は専業。 （ 嫁 ）専業が多くなった方がいい。兼業は肉体的・精神的にも負担大きい。
	9	（ 世 ）限られた土地。田増やせない。他産業にたよって農外収入。 （ 嫁 ）田だけではなく他の作物に集団でとりくむのがいい。
	2	（ 世 ）集団化をすすめること。仕事の能率のため田を大きくすること。
	23	N．A
	41	（ 世 ）小さい田んぼしかない人は大きな農家に田をあずけてやってもらう。
	7	（ 世 ）国の方向に沿っていかねばならない。かなわない。
	32	（長男）米だけではやっていけない。しかし転作やってもうかるとは思えない。
	34	N．A
	38	（ 妻 ）誰かに委託してもらうことになるのでは。息子たちが百姓していけるものか。
下層Ⅱ	16	N．A
	22	（ 世 ）機械などグループ大きくして安い金のかからないようにすればいい。
	14, 35	（二男）部落の人と懸命に話しあってなんとかしてよいほうへという熱意ある。
	27	（ 妻 ）毎年請負の賃金もあがるし，みんなで共同化してやればいいな。
	21	（ 母 ）百姓大きい人はがんばる。
	26	（ 世 ）畑作は容易でねえだろうと思う。転作でいいものはここではない。
	6	（ 世 ）農業は農業らしくいかねば困る。
	28	N．A

資料：実態調査より作成

ていた矛盾とはあきらかに異なる矛盾をいまのN部落は有していた。その中で，構造的にN部落社会は如何に変動しつつあるのかの問題に次にふれなければならない。①ここで第1にふれなければならぬことは，農業生産組織それ自体の稲作の受委託関係にみられるように，かっての田植組にみられた地縁的な絆はくずれ，それはすぐれて階層的な諸関係として再編されようとしているということ（稲作受委託農家にその将来への確固たる展望があるかというとけっしてそうではないが）。第9章でみたように地域営農組織である農協に対する不信がつよいということ。②これにまさに裏はらの関係で農民の兼業化が進展し，階層的には下層Ⅰに端的にみられるように，上層に比して土地所有面積の零細な農民層がより安定的な農外就労形態を維持しているということ。③こうした現状の中で，部落社会はすでにフォーマルに〃町内会〃として組織せられ，もはや農業生産・労働とは切り離された生活組織として再編されようとしていること。こうした意味において生産・労働組織と生活組織との乖離が激しいということ。かって部落社会は，生産・労働ー生活のその諸側面を，自ら統合的にあわせもっていたが，生産・労働と生活とがそれ自身分離せしめられ，しかも前者は農業生産と賃労働に分離せられ，生活諸側面はそこに特化された形で町行政にまかされつつある。そこには，たしかに町民自身のシヴィルミニマムを生活諸側面において全国的にすでに達成せられた一定の水準で確保しようとする志向性が土台として存することは事実であるが，私たちは，地域社会の今後の発展ということを考えると，前者と後者はけっして分離しえぬものであると考える。その統合・結合は，もはや局地的な村落社会の中では直接的にはなされえないことはあきらかであるが，それは終局的には統合されるべきものであることは，たとえば地域住民層のシヴィルミニマムを確保しようとしても，その現実の生産組織（とりわけ農業生産協業体）が如何なる形で確立しているかという問題，また地元に進出した企業が如何なる形で現実的に企業活動を展開し，地元賃労働者の賃金としてその活動の諸結果がもたらされるのか，という問題にそれは帰着せざるを得ないものとして与えられていることはたしかである。このとき，地元の農業生産協業体の問題は，少なくとも井川町の場合，自らの意志によっての展開が可能であるが，誘致企業活動の場合，そこには賃労働者としての団結によって，その所得水準を如何にあげるかの問題が基底に存するが，基本的にはもはや地域住民各層が自らの意志によっては，その存立を左右しえぬものとして存している。それは地元には存しない〃資本〃の意志によって規定せられている。かような現実を直視するとき，前述の地域住民各層の自らの生産・労働と生活の結合のために，それがもはや閉ざされた社会の中に完結しえぬ以上，〃開かれた社会〃そのものを自らの手にする手だてが客観的にはどうしても必要とならざるを得ない段階に到達しているといえる。しかし，現状はかような段階には到達してはいない。けれども次の事実を私たちは重ねあわせてみる必要がある。

すなわち，第9章で私たちは農民各層が自主的に村落社会の中で構成せられている諸団体について分析したが，男・女別にそれは主として講的性格をもつものとして存していること，しかも年令階梯別に構成されているということ（本ー分家関係ではけっしてないということ）。また，第9章でふれた如く，すでに賃労働者化した層を含めての若年層を中心として「長男会」が組織せられているということ。さらに，上・中農層を中心として，農機具共同所有の動きがみられること。

また，在宅主婦賃労働者層の中から労働組合結成の必要性が痛感せられてきているということ。主婦層といっても世代的に現状認識，自らの生活の将来展望が大きく異なってきているということ。こうした諸事実を重ねあわせて現実の村落社会構造の変動過程を捉える必要がある。

そこで特徴的なことは「家」の自立化過程を経て「家」内諸個人の自立化過程が好むと好まざるとにかかわらず進展し，そのこと自体が零細土地所有制下，「土地持ち労働者」層の現下の現状をおそらく一歩止揚せざるを得ない原動力となる可能性を有しているということであろう。現実の農民層はその生活の維持というひとことをみても，多くの問題点をかかえているのである。現在は，

表10－2　国，県，市・町に対する要望

	ケース番号・続柄	市・町	県	国
上層	△1 世帯主 妻		○集落農場制度「N部落」ではあまり力を入れていない。すすめてもらいたい。	○食管法，米価値上げより機械値上げをやめてほしい。 ○減反とかあまりしないで農業のこと考えてもらいたい。外へあまり働きに出なくてもいいように。農家はやはり専業が一番。
	△4 父 妻	○役場に金をかけるより道路に金を使ってほしい。 ○ゴミは集めてくれるし，便所もくんでくれるし，別にない。		
	⑫ 父 世帯主 妻	○井川町では町長20年やって今年新しい町長でるが，何もかも借金して道路，学校，役場をやったが，借りたものは返済しなければならない。町の政策に対して事業家はこびるからつつしんでもらいたい。 ○農協とタイアップして他作物を入れて他の価格安定保証。 ○なし	○かたよった力のある県会議員のいる地域に重点的になされる。石田博英（労働大臣）のでたところ重点的になる。 ○農村に改良資金を出してほしい，低利長期できれば無利子，価格安定，農家の実態を知ってもらって。教育，設備を，通学路の整備を。 ○なし	○大きいものといっても，ものがわからないが教育，医療費，全部国で費用もってくれればいい。貧乏ものが，力をもっていても奨学金ではたりない。全額国が負担すべき，すぐれたものは国が負担して出すべき。 ○　同　左 ○減反をやめてほしい。
	△2 妻	○なし	○なし	○なし
	△3 世帯主	○生活がよくなるようにしてもらえばそれでいい。道路などもよくなってきた。	○農家の生活が楽になるようにしてほしい。米価をあげてほしい。	○　同　左
中層	5 妻			○減反問題。自主流通できるようにしてほしい。あまり米は安くない。
	△5 世帯主 母	○町長が悪いのかわからないけど，無駄な立派な建物がたっている。税金つぎこまれる。	○県知事…自分の立場。大潟村をこうしなければならなかったね農家の減反…なくなってほしい。豪華な車，農機具を宣伝しないでほしい。	○これからの食糧問題を全体的に考えていくことが必要。農民が安心して働けるように米が余っても低利の資金で基盤整備すすめる。他の作目を入れる基盤が必要であろう。 ○ちょっとわからない。
	20 父 母 妻	○私たちの状態をもっと分析して，ことあるごとに方針をだしてくれ。農民がわかるように協議してほしい。希望をもたせるようにしてほしい。 ○予算を組んでほしい。 ○なにごとも不便。バスの本数も少なく，病気になっても総合病院がないし，生活必需品をうってくれるところがない。つくってほしい。保育料が高い，両親の収入によって保育料が違うけど保育料が高いので入れたくてもいれることできない。家庭全体の収入をみてやってほしい。２人働いているから収入多いと見られているけど実際は多くないのだ。	○土地基盤整備をやらないところはひどい。すでにやったところも，やらなければならないところもでている。幹排水の整備が，労力がなくなると痛切に（必要を感じる）。 ○まずない。 ○農家のことをもう少し考えてほしい。農家だけじゃやっていけない。田んぼだけでやっていければ一番いい。	○予算をまわしてほしい。いろいろなことをやってほしい。 ○大学まで義務教育にしてくれればいい。
	父			○健康保険料が高い。常にかかっている人はいいけどあまりにも高い。国で負担すべき。

	ケース番号・続柄	市・町	県	国
中	妻	○汚職問題を起こすな。町づくりでなく，えらい人のみが金持ちになるといった町政はない。	○県知事は尊敬している。本当に県民にいいことをしている。	○日商岩井，ロッキードあれにはまいっている。またかをくりかえしてもらいたくない。
	8 世帯主 妻	○交通の便がよくなること。		○税金を安くしてほしい。酒屋さん（免許がいる）あまりふやさないでほしい。
	31 世帯主		○土地の流動化，飯米農家ゆずってやるような施策。先祖伝来とかでなく。	○適地適産推進。経営規模。そうなればあえて小田にしがみつかなくても。
	△ 世帯主 妻	○こういうような財政状態（不況で苦しい）になれば，なにも望まない。	○県も町村と同じ。県の政策を町村レベルにおろしてほしい。 ○病院がほしい。	○米価をあげて下さい。 ○減反のようなことしてもらいたくない。
層	46 世帯主	○役場をすばらしくしたのはいいが，いろいろな施設で重復しているものがある。「環境改善センター」等建物を良くするよりも，道路等住民の生活に直接関わる事から解決すべき。	○東京に次いで野菜ができない県。県営の市場を作って野菜の価格保障をしてほしい。市で作った市場は県外からの野菜を入りやすくした。消費者にはいいが生産者には損。県農協，生産者で預金してその利子で。	○農機具次々と新しいものが出る。まだ使えても部品がなくてなげねばならない。
	17 世帯主 長男 嫁	○わりと住みよい町なので今のところはない。	○農政に計画性をもたしてほしい。	○減反問題であろう。 ○集約的農業をやって，道路網を地方にも延せ。ラッシュの時大変。仕事の用事もある。
下	18 長男	○「もっと町らしい町」村的状況をなくしてほしい。なにか淋しい。遊園地を充実整備。町議会を日曜日に開いてほしい。当選するとふんぞりかえっている。	○米価安定	
	12 世帯主 二男	○下水関係，下水が農業用水に流れる。むずかしい。 ○道路整備やってほしい。家のまえの小径，舗装してほしい。	○町立病院みたいな総合病院がほしい。 ○自分自身実感として農村の問題感じてこれない。まだ始めて1年位だから。	○再圃場整備（全部補助）現在5畝から1反→3反歩ぐらい。
	34 妻	○あまり税金を高くしないで，よくやってくれればそれでいい。	○河一岸をはやく整備してほしい。	
	32 母			○減反ー小規模農家の場合生活できなくなる。生活できるような政策をやってほしい。
層	9 妻 世帯主 長男	○かげ口をしないで直接訴えなければならない。→各人の態度。 ○誘致企業を多くしてほしい。年令制限をゆるめて雇用してほしい。	○選挙を公正に。（買収などせず。）大台へバスで往復しかない。回数増やして。 ○農業専業で生活できるように	○育英資金を増やしてほしい。 ○基盤整備に多額の援助を。たとえば1枚3反歩，畦舗装，水路をコンクリに，相当な金はいる。長期低利。半額以上の援助。
I	41 世帯主	○道路はみんな作ったし。みんなよくやっていくしかない。老人ホームみたいなものを作ってほしい。	○予算をもっとおろしてほしい。県道が狭い。広くしてほしい。	○物価を安くしてほしい。石油も高くなるし。予算をもっとおろしてほしい。
	23 世帯主	○生涯教育に力を入れてほしい。		
	38 妻	○若い人の邪魔にならない年寄りの集まる場所。バスがもう少し多く。		

	ケース番号・続柄	市　・　町	県	国
	2 世帯主	○今の状態では，企業誘致かなり進んできているが就職難であれば就職の場をもっと作ってほしい。		
下	6 世帯主	○Nの舗装でこぼこ。この舗装またしてもらいたい。年金のことで今度は65才にならねばもらえない。なぜだべか（働けるうちはもらえなくてもいい）。		
	33 世帯主	○住みよい町に	○国民のために正しい行政を	
層	14 長　男			○代議士，国会でいいことばかり言うけどもっと実行力があってほしい。もっと活発に。農業やっていけるように協力してほしい。
Ⅱ	23 妻	○交通不便ー田舎バス，赤字路線（民間），昔のしきたりー都会の方との違い（祝い，葬式の仕方）無駄なことの廃止，設備（保育所）がおとっている。		
	26 父	○今の老人クラブに風呂をつけるとか便利なよう。		
非	29 妻	○センターの結婚式には井川の中の美容師を使ってほしい。		○生活しやすい。
農	29 世帯主	○あまり開発しないこと。自然環境をできるだけ豊かにしていくこと。一人一人自分の仕事を大事にしていく。町が先どりしていろんなことをして生活のリーダーシップをとっているが，一人一人の意識は無視されプラン化したものにのせられている。内容が伴わない。		○みんなが働けるような社会にしてほしい。福祉関係を充実。開発をいきすぎないようにしてほしい。
	3 父			○学級定数をもう少し減らせ。老人医療無料はいいことだが，多少負担すべきではないか。
家	1 世帯主			○年金増やしてほしい（借りればゆるくない）。
	10 世帯主	○公衆の駅にポルノ自動販売機を排してほしい。酒，タバコの自販を日本から排してほしい。	○　同　　左	○農家の場合は息子に財産譲渡したらすぐ養老年金もらえるように。

資料：実態調査より作成

あらたなる農民社会をつくるその過渡期にあるということがあきらかに指摘しうる。けれども社会の転換期・変革期においては，国・県・また地方自治体，そして何よりも働くものの団結した組織（現下では労組）が，与えられた経済のあり方を体制的に止揚するために大きな役割を果たしてきたことは事実である。以下，N部落の農民各層の今後の地域での営農志向と，兼業化したとはいえ農民であることをやめたわけではない彼らの，町・県・国に対して有している諸要望をみてみよう。問題は，それを目的意識的に諸個人のもつ力能の発展として如何に組織化するかという点にあろう。

表10－1は階層別に営農志向をまとめたものである。上層では，「農業は自分限りだ。」と考えている△4の世帯主が，「真剣に考えたことはない。」と答えている以外は，今後農業だけは続けていきたいと考えている農家からは，農機具の共同購入，農作業の共同化が求められている。

中層では，17の世帯主が「これからは飼料作物などを考えていかなければならない。」と述べ，㊳の世帯主は，「役場でも，普及所でも研修者を出し，畑への転作をすすめるべき。都市近郊農業へ。」と考えている。さらに，△4の世帯主は，「集団で転作する場合，作目の選定があって今はばらばら。」と述べ，いずれも地域農業の方向を転作に求めている。そして，以上3名は，現在農業に専念し，米の他にたばこ，きゅうり，菊の導入に成功しているものである。しかしながら，他の人からは，「できれば機械なんか共同利用の方が。」（㊶世帯主），「やっぱり農機具共同で。」（29の世帯主），「1町位の人は共同で機械買ってやればいいと思う。共同作業が一番いい。」（5の妻）といった，共同所有，共同作業を望む声も多い。

そして，なによりもその必要性は，現に9人でグループを作り，共同化をすすめている15と△3の言葉から読みとることができる。15の世帯主は，「心の合った者がたとえ2人でもいいから共同でやらなければ大変なことになる。見栄はって個人で機械を買っても機械化貧乏になる。」と述べ，△3の世帯主は，「もっと大きな共同化をしなければならない。3戸単位で共同化し，次第に大きくしていく。」ことの必要性を説いている。両者は，自らの経験を通し，その必要性を確かなものとして感じているといえる。

このように，中層からは，今後の地域農業のすすむべき方向として，転作と農機具の共同購入・共同作業があげられる。

次に下層であるが，下層は農機具所有の問題や農作業と農外就労にかかわる問題には直面していなかった。しかし，こうした下層の農家にも共同化を望むものがいる。27の妻は，「毎年請負の賃金もあがるし，どうなっていけばいいべかね。みんなで共同化してやればいいな。10人でかたまってかわるがわるやったりしたら金もかからない。」と述べ，34の妻も「共同の方がいい，能率があがる。」と述べ，共同化を希望している。また，39の父は，「全面委託はあまりいくない。だめだ。採算とれない。」と，27の妻と同様，請負料に対する不満を述べる。その一方で，「いろんな人がいて，多くとれてもとれないと言ってごまかす。」というようなトラブルも起き，請負に関する問題も生じてきている。

もちろん下層には，「我々みたいな者は委託耕作に。」（18世帯主），「百姓大きい人はがんばる。」（21母），「3反歩は3反歩。1町歩以下の人はある人に委託経営。」（39世帯主）という意見をもつものも多い。

以上，上層からは共同化，中層からは共同化と転作，下層からは共同化と請負という方向が，今後の地域農業の展望としてあげられており，農機具の共同購入，共同作業は各階層を通じて求められてきていることをけっして看過してはならない。

ついで，表10－2は，N部落農民各層の町・県・及び国に対する要望をとりまとめたものである。ここであきらかなように，町に対しては主として生活面での諸要望，県に対しては具体的な農業施策への諸要望，そして，国に対しては減反問題に端的に示される（減反をやめてほしいということ）

農業政策に対する要望と生活問題，とくに福祉政策に対する諸要望が出されていることが特徴的である。とりわけ注目されるのは，町に対する要望の中で，町役場，町内諸施設を赤字までして建設したことに対する批判，道路，また病院，バスの便，保育料等々，具体的な生活場面での要望が出されている。

しかし，ここで垣間みられるのは住民各層の現実がけっして豊かではないということである。それを土台にしての井川町における町政「民主化」（農民にわかるように）の声が出されているが，上層農⑫の世帯主の「農協とタイアップして他作物を入れて他の価格安定保証。」等，農業生産にかかわる要望も出されている。地域の農協に対する評価は第9章第2節でみたようにかなり厳しいが，県に対してはそれと裏はらの関係であるが，中層農20の「土地基盤整備をやらないところがひどい。すでにやったところもやらなければならないところもでている。幹排水の整備が必要なことが労力がなくなると痛切に感ずる。溝さらいも1回だけで終っているので通りが悪い。」「土地の流動化。」（㉑の世帯主），「農政に改良資金を出してほしい。低利長期，できれば無利子。価格安定。農家の実態知ってもらって。」（⑫の世帯主），「農政に計画性をもたせてほしい。」（17の妻）等々の声がみられる。国に対する要望では，「減反とかあまりしないで農業のこと考えてもらいたい。外へあまり働きに出なくてもいいように。農家はやはり専業が一番。」（上層農Ⅱの妻）等の減反政策に対する批判，「基盤整備に多額の援助を。たとえば1枚3反歩。水路をコンクリートにするには相当な金が必要。長期低利。半額以上の援助。」（下層農Ⅰ9の世帯主）。また，これからの食糧問題を全体的に考えていくことが必要。農民が安心して働けるように米が余っても低利の資金で基盤整備をすすめる。他の作目を入れる基盤が必要であろう。」（中層農Ⅱの世帯主）等々の要望と同時に，「教育・医療費全部，国で費用をもってくれればいい。」（上層農⑫の父）「健康保険料が高い。国の負担にすべき。」（中層農Ⅱの父），「税金を安くしてほしい。」（中層農8の妻），「物価を安くしてほしい。石油も高くなるし，予算をもっとおろしてほしい。」（下層農Ⅰ41の世帯主）等，生活関連の要望にそれが集中する。ここには，町・国・また国に対する，いわば階層別な期待の相違と同時に，あきらかに生活者としての諸要求を土台において，農民としての要求が如実にあらわれているといわなければならない。

しかしながら，最後に私たちが注目しなければならぬことは，本書とりわけ第7章でみてきた如く，圧倒的に多くの農民層がすでに兼業化し，きわめて劣悪な労働条件下にあるにもかかわらず，彼らがそれ自体，町・県・国に対して，賃労働者としての諸権利確立への要望，たとえば最低賃金等々の制度化の声を一つも出していないということであろう。そうして，かかる事実は近時における急速なる地域工業化の中での農民層，そして地域社会それ自体の変質の現段階的側面を端的に示しているといわなければならない。

執　筆　者　紹　介

布　施　鉄　治　　（北海道大学教育学部・教授）

西　尾　純　子　　（北海道大学大学院教育学研究科・修士課程）

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書　第21号

昭和57年３月13日　印刷
昭和57年３月20日　発行

発行機関　北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設
060　札幌市北区北11条西７丁目

発 行 者　布　施　鉄　治

印 刷 所　富士プリント株式会社
064　札幌市中央区南16条西９丁目